

平成 20 年 旭 市 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月29日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	3
開 会.....	4
議長報告事項.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	5
東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙.....	5
東総衛生組合議会議員の選挙.....	6
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙.....	7
議案上程.....	8
議案第 1 号 平成 20 年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2 号 平成 20 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 3 号 平成 20 年度旭市老人保健特別会計予算の議決について	
議案第 4 号 平成 20 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について	
議案第 5 号 平成 20 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 6 号 平成 20 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について	
議案第 7 号 平成 20 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について	
議案第 8 号 平成 20 年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 9 号 平成 20 年度旭市病院事業会計予算の議決について	
議案第 10 号 平成 20 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について	
議案第 11 号 平成 19 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 12 号 平成 19 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 13 号 平成 19 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について	

- 議案第 14 号 平成 19 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第 15 号 平成 19 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 16 号 平成 19 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第 17 号 旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 35 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 36 号 指定管理者の指定について

議案第 37 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 38 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

施政方針並びに提案理由の説明.....	10
議案の補足説明.....	24
散 会.....	86

第 2 号 (3月4日)

議事日程.....	87
本日の会議に付した事件.....	87
出席議員.....	87
欠席議員.....	87
説明のため出席した者.....	88
事務局職員出席者.....	88
開 議.....	89
議案質疑.....	89
議案第 37 号、議案第 38 号直接審議 (先議).....	147
常任委員会議案付託.....	147
常任委員会陳情付託.....	148
散 会.....	149

第 3 号 (3月5日)

議事日程.....	151
本日の会議に付した事件.....	151
出席議員.....	151
欠席議員.....	151
説明のため出席した者.....	151
事務局職員出席者.....	152
開 議.....	153
一般質問.....	153
2 番 島 田 和 雄.....	153

2 1 番 高 橋 利 彦.....	1 7 0
4 番 伊 藤 房 代.....	2 0 0
8 番 滑 川 公 英.....	2 0 7
1 番 伊 藤 保.....	2 2 8
1 1 番 木 内 欽 市.....	2 3 4
会議時間の延長.....	2 3 8
散 会.....	2 4 3

第 4 号 (3 月 1 8 日)

議事日程.....	2 4 5
本日の会議に付した事件.....	2 4 5
出席議員.....	2 4 5
欠席議員.....	2 4 6
説明のため出席した者.....	2 4 6
事務局職員出席者.....	2 4 6
開 議.....	2 4 8
常任委員長報告.....	2 4 8
質疑、討論、採決.....	2 5 9
常任委員長陳情報告.....	2 7 3
質疑、討論、採決.....	2 7 3
発議案上程.....	2 7 5
発議第 1 号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書の提出について	
提案理由の説明.....	2 7 5
質疑、討論、採決.....	2 7 6
事務報告.....	2 7 7
閉 会.....	2 7 7

平成 2 0 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 0 年 2 月 2 9 日（金曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 第 6 東総衛生組合議会議員の選挙
- 第 7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 8 議案上程
- 第 9 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 1 0 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 6 東総衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 8 議案上程
- 日程第 9 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 1 0 議案の補足説明

出席議員（ 2 4 名）

1 番 伊 藤 保

2 番 島 田 和 雄

3 番 平 野 忠 作
 5 番 林 七 巳
 7 番 景 山 岩三郎
 9 番 嶋 田 哲 純
 1 1 番 木 内 欽 市
 1 3 番 日 下 昭 治
 1 5 番 林 俊 介
 1 7 番 林 一 雄
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦
 2 4 番 神 子 功

4 番 伊 藤 房 代
 6 番 向 後 悦 世
 8 番 滑 川 公 英
 1 0 番 柴 田 徹 也
 1 2 番 佐久間 茂 樹
 1 4 番 平 野 浩
 1 6 番 明 智 忠 直
 1 8 番 高 木 武 雄
 2 0 番 向 後 和 夫
 2 2 番 林 正一郎
 2 6 番 林 一 哉

 欠席議員（ 1 名）

2 5 番 伊 藤 鐵

 説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 佐 藤 眞 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫

副 市 長 鈴 木 正 美
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 管 理 者
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 長 横 山 秀 喜
 福 祉 課 長
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会 計 管 理 者 木 内 孫兵衛
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博

生涯学習課長	花 香 寛 源	監事	査務	委員	局長	林 久 男
農業委員会 事務局 会長	小 田 雄 治	国支	民配	局宿	舎人	野 口 國 男
病院經理課長	鈴 木 清 武	病再	整備	室	院長	鐔 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開会 午前 10 時 5 分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第 1 開 会

○議長（明智忠直） ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成20年旭市議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 議長報告事項

○議長（明智忠直） 日程第 2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承をいただきたいと思います。

なお、本年 1 月17日をもって各委員会の委員の選任をいたしましたので、その件につきましても、お配りいたしました印刷物によりご了承をいただきたいと思います。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（明智忠直） 日程第 3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。22番、林正一郎議員、24番、神子功

議員、以上の２議員を指名いたします。

日程第４ 会期の決定

○議長（明智忠直） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から３月18日までの19日間といたしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月18日までの19日間と決定しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力
をお願いいたします。

日程第５ 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（明智忠直） 日程第５、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選
にしたいとします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいとします。これにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に、林正一郎議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました林正一郎議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、林正一郎議員が当選されました。

ただいま当選されました林正一郎議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

日程第 6 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長（明智忠直） 日程第 6、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。東総衛生組合議会議員のうち同組合規約第 5 条第 3 項の規定による議員に、景山岩三郎議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました景山岩三郎議員を当組合規約第 5 条第 3 項の規定による議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、景山岩三郎議員が同組合規約第5条第3項の規定による議員に当選されました。
ただいま当選されました景山岩三郎議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

日程第7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（明智忠直） 日程第7、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、柴田徹也議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました柴田徹也議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、柴田徹也議員が当選されました。

ただいま当選されました柴田徹也議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

- 議長（明智忠直） 市長より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第38号までの38議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第 8 議案上程

- 議長（明智忠直） 日程第 8、議案上程。

議案第 1 号から議案第38号までの38議案を一括上程いたします。

- 議案第 1 号 平成 2 0 年度旭市一般会計予算の議決について
議案第 2 号 平成 2 0 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
議案第 3 号 平成 2 0 年度旭市老人保健特別会計予算の議決について
議案第 4 号 平成 2 0 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
議案第 5 号 平成 2 0 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
議案第 6 号 平成 2 0 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
議案第 7 号 平成 2 0 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
議案第 8 号 平成 2 0 年度旭市水道事業会計予算の議決について
議案第 9 号 平成 2 0 年度旭市病院事業会計予算の議決について
議案第 1 0 号 平成 2 0 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
議案第 1 1 号 平成 1 9 年度旭市一般会計補正予算の議決について
議案第 1 2 号 平成 1 9 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
議案第 1 3 号 平成 1 9 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
議案第 1 4 号 平成 1 9 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
議案第 1 5 号 平成 1 9 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
議案第 1 6 号 平成 1 9 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
議案第 1 7 号 旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

- 議案第 18 号 旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 35 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 36 号 指定管理者の指定について
- 議案第 37 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 38 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 施政方針並びに提案理由の説明

- 議長（明智忠直） 日程第9、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

- 市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成20年旭市議会第1回定例会を招集し、平成20年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

はじめに、総合計画について申し上げます。

昨年4月からスタートした総合計画は、2年目を迎えます。

平成20年度は、新市の一体性の確立を急ぐとともに、市全体の均衡ある発展を目指し、「合併してよかった」と実感できるようなまちづくりを進め、将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現に向けて取り組んでまいります。

なお、施策や事業の推進に当たっては、市民の皆様の積極的な参加と協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革アクションプランについて申し上げます。

まず定員適正化計画に基づく定員管理では、職員数の縮減を計画的に進めており、平成20年度当初の職員数は799名となり、目標を大幅に上回る52名が縮減される見込みであります。

また、組織・機構の再編については、平成22年に本市で開催される「第65回国民体育大会ゆめ半島千葉国体卓球競技会」に向け、大会への万全の体制を整えるため、時限の措置として教育委員会内に「国体推進室」を設置することといたしました。

支所の見直しについては、新年度から税務室と土木室を廃止し、本庁の直轄方式とすることといたしました。

これは、事務の効率化と本庁の直轄組織とすることにより、本課からの指揮命令系統が明確になると考えたものであります。

次に、庁舎の有効活用について申し上げます。

課等の配置については、現在、分庁方式を採っております。

これは、本庁が手狭であることと、支所の有効活用という観点から採用しているものであ

り、新年度から飯岡支所に建設課を配置転換し、第二庁舎に環境課を配置することといたしました。

これにより、本庁舎1階の窓口の改善と飯岡支所の有効活用にも繋がるものと考えております。

次に、新庁舎建設計画について申し上げます。

新庁舎については、新市建設計画、旭市総合計画及び行政改革アクションプランに位置づけされており、平成20年度は市民の代表による策定委員会等を立ち上げ、様々なご意見をいただきながら、新庁舎のあり方等について検討を行ってまいります。

次に、民間委託等の推進については、あさひパークゴルフ場へ指定管理者制度を導入することとし、本定例会に関連する議案を上程したところであります。

今後も、行政改革推進委員会からの提言や、議会をはじめ市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、着実に行政改革を推進してまいります。

続いて、平成20年度の予算編成方針について申し上げます。

わが国の経済は、企業部門の底堅さに支えられてはいるものの、改正建築基準法の施行による影響等で、住宅建築が減少していることなどから、その足取りは緩やかになると見込まれております。

また、原油高騰による物価上昇やサブプライムローン問題を背景とした金融市場の変動も、わが国の経済に影響を与えることが懸念されております。

このため政府は、「希望と安心」の国の実現に向けて、「自立と共生」の理念に基づき、改革への取り組みを加速・深化すること等を通じて、企業部門の好調さが家計部門へと波及し、民間需要中心の経済成長が実現することを期待しているところであります。

こうした中、先に決定した平成20年度の地方財政計画では、特別枠としての「地方再生対策費」が盛り込まれたことから、計画の規模が前年度比0.3パーセント増の83兆4,000億円と、7年ぶりに増加したところでありますが、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入の伸びは鈍化しており、地方財政は依然として厳しい状況が続くことが予想され、本市においても、歳入の中核を占める税収などの増は見込めない状況にあります。

また、歳出についても、扶助費などの義務的経費が増加を続けており、経常収支比率や実質公債費比率の推移をみると、財政の弾力性は低い状態が続いております。

しかし、急速に進展する「少子・高齢化社会への的確な対応」や「安全で安心して暮らせるまちづくりの実現」など、今後も、市民が求める多くの財政需要が見込まれるところであ

ります。

このような状況下において編成した平成20年度当初予算は、住民福祉の向上と均衡ある発展に向けて、合併の効果や財源などを最大限に生かし、また合併による国の財政支援の終期も見据えながら、本市の「基本計画」や「行政改革アクションプラン」に掲げる施策を着実に実施していくことを基本とし、一般会計の予算額を255億8,000万円としたものであります。

また、特別会計は、前年度までの国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の5事業に、本年度は医療制度改革に伴う後期高齢者医療特別会計を新たに加え、140億6,013万7,000円とし、企業会計は、水道事業、病院事業、国民宿舎事業を合わせて379億5,976万2,000円となり、当初予算の規模を総額775億9,989万9,000円としたところであります。

次に、主要事業等について、基本計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に「安全で魅力あるまちづくり」であります。

はじめに、都市計画について申し上げます。

都市計画マスタープランについては、現在、市の現況や特性を把握する中で、まちづくりを進めていくための課題を整理しているところであり、全体構想をはじめ、市の将来像とその実現に向けた目標を定め、地域別の土地利用計画や都市施設の整備方針などを検討してまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道の整備については、地域バランスを考慮に入れながら計画的に進めてまいります。

旭中央病院アクセス道、東西線「中央病院側」については、用地交渉を行いながら事業を進めており、用地確保できた部分から順次、拡幅工事を実施してまいります。

この路線は、旭中央病院再整備工事の期間中においても、工事用車両等の進入路に活用することができることから、今後も、早期完成を目指して取り組んでまいります。

南北線については、国道以南において物件補償を中心に地権者と交渉を行っているところであり、早期に着工できるよう準備を進めてまいります。

長部地先の1級2号線歩道整備事業については、約260mを施工中であり、新年度も約240mの未整備区間について、早期完成を目指して事業を進めてまいります。

また、長年の懸案でありました1級5号線については、国道から谷丁場遊正線を経由する県道多古笹本線までの間、約4.5キロメートルが完成することから、さらに東総有料道路に

通じる県道大栄栗源干潟線に至る約1.1キロメートルの区間について、延伸のための調査を実施してまいります。

次に、街路事業について申し上げます。

旭駅前線については、関係地権者のご協力をいただき、計画面積の約78パーセントの用地を取得したところであり、引き続いて電線共同溝と歩道等の工事を行い、駅前地域としての環境整備を図ってまいります。

また、谷丁場遊正線については、まちづくり交付金事業として、5か年計画で整備を行うこととしたところであり、今後も、地権者のご協力をいただきながら計画的に事業を進めてまいります。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

コミュニティバスは本格運行を開始して2年余りが経過し、市民の貴重な移動手段として定着してまいりました。

この間、コミュニティバス検討委員会をはじめ、市民の皆様からいただいた様々なご意見・ご要望等を踏まえ、来る4月1日から運行ルートの一部を見直すことといたしました。

また、4月からは新たに干潟地区においても試行運行を開始することとしており、今後も、各ルートの利用状況等を調査する中で、効率的かつ利便性を念頭に、より多くの市民に利用していただけるよう努力してまいります。

次に、消防について申し上げます。

消防本部については、平成3年に本署に配備した「はしご車」が取得後17年を経過することから、これに対応するためのオーバーホールを実施することといたしました。

また、安定した消防水利の確保と充実を図るため、耐震性の防火水槽を干潟小学校、三川地区、萬力地区及び入野青年館に設置し、消防水利の強化を図ってまいります。

消防団車両については、旭方面隊のタンク車1台、海上方面隊のポンプ車1台の更新整備を行うとともに、消防庫については、年次計画に基づき、海上方面隊2分団3部及び飯岡方面隊1分団2部の改築工事を実施いたします。

次に、防災について申し上げます。

本市の防災行政無線は、現在、旧1市3町の地区別で運用しておりますが、これらを平成22年度までに統合し、現行のアナログ方式からデジタル方式へ移行することといたしました。

また、戸別受信機については、全戸に無償貸与することとしており、この更新整備により、津波警報や緊急地震速報など、災害時の対応が迅速に図られることを期待するものでありま

す。

第二に「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

はじめに、生活環境について申し上げます。

大量生産・大量消費の経済社会では、必然的に大量廃棄の社会現象が生じ、循環型社会の構築を阻害している状況にあります。

このような状況下、資源循環型社会へ転換するためには、ごみを出さないこと、出たごみは資源として循環的に利用すること、利用できないごみは適正に処分することが重要となります。

本市のごみの排出量は減少傾向にはあるものの、更なるごみの減量化や再資源化を図るため、新たに各区や自治会等にご協力をいただき、資源ごみの集団回収運動に取り組むことといたしました。

また、レジ袋削減に向けたマイバッグ持参運動を市民や事業者に呼びかけるなど、積極的にごみの減量化を推進してまいります。

環境美化推進事業については、「きれいな旭をつくる会」を主体に、ゴミゼロ運動や海岸清掃などに取り組んでいただいておりますが、今後も、ボランティア団体の育成などを通して、市民の環境美化意識の向上を図ってまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたって良質で安全な水を安定的に供給するため、水道事業基本計画に基づき、引き続き給水地域内の施設の一体化と配水管布設工事等を実施し、施設の効率化に努めてまいります。

また、利用者の利便性を考慮し、新たにコンビニ収納を導入することといたしました。これにより、市民サービスの向上と収納率等の改善が図られるものと考えております。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成19年度末において153.7ヘクタールの区域で使用が可能となり、これにより事業認可区域202ヘクタールのうち、約76パーセントが整備されることとなります。

平成20年度は、国道南側二地先の幹線管渠工事とその周辺2.6ヘクタールの面整備工事に着手するとともに、供用開始区域の拡大等による汚水流入量の増加に合わせて、浄化センターの増設工事等を4か年計画で実施してまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

雨水排水対策として整備を進めている椎名団地周辺の排水路整備事業については、平成20

年度に、約290mを整備することにより全線が完成いたします。

また、懸案となっていた川向西野地区についても、新たな排水路を整備するための用地測量等を実施することとしており、まちづくり交付金事業を活用して4か年計画で整備を進めてまいります。

次に、都市公園事業について申し上げます。

袋公園については、水景施設と連携するアスレチック施設を整備するとともに、それに続く広場や園路の整備を行うなど、市民が憩える公園となるよう整備を進めてまいります。

文化の杜公園については、引き続き多目的な利用と防災機能を併せ持った公園として整備を進めてまいります。

また、（仮称）下宿ふれあい公園については、地域の交流の場として子どもからお年寄りまでが多目的に利用できるとともに、災害時には、避難場所ともなる、地域に密着した近隣公園として整備を行ってまいります。

次に、あさひ健康パークについて申し上げます。

パークゴルフ場については、本年7月オープンを目指して整備を進めており、管理運営に当たっては、利用者へのサービスの向上と経費削減を図るため、指定管理者制度を導入することとしたものであります。今後は、旭市体育協会などの関係団体とも連携しながら、パークゴルフの普及促進に努めてまいります。

第三は、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

母子保健事業については、妊婦一般健康診査において、母体や胎児の健康確保と若い世帯の負担軽減を図るため、公費負担による健診回数を従来の2回から5回まで利用できるといたします。

また、乳幼児医療費助成事業については、昨年、通院医療費の助成対象年齢を4歳未満児までに引き上げたところでありますが、保護者の経済的負担の軽減と、安心して子育てを行える環境を整備するため、市単独事業として、助成対象年齢を就学前児まで引き上げ、子育て支援策を拡充することといたしました。

次に、病院事業について申し上げます。

近年、多くの自治体病院においては、経営状況の悪化とともに医師や看護師不足に伴い、診療体制の縮小を余儀なくされるなど、経営環境や診療体制を維持することが極めて厳しい状況となっております。

このような状況下にあっても、旭中央病院は引き続き健全経営を堅持し、地域の基幹病院としてその重責をしっかりと果たしており、この体制を維持し、更に強固なものにするためにも、再整備事業は必要であると考えているところであります。

一方、東総地域の医療体制の確立を目指し、東総地域医療連携協議会を立ち上げ、種々検討しておりますが、今般、総務省から公立病院改革ガイドラインが示されました。病院改革の視点は、経営形態の見直し、経営の効率化、更には周辺病院との再編やネットワーク化が求められており、今後は、これらを踏まえながら、旭中央病院を核とした効率的な医療体制の構築を検討してまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

核家族化の進展と共働き家庭の急増などにより、保育ニーズは多様化してきており、安心して子どもを預けながら働ける環境を整えることが、子育て支援策として求められてまいります。

来る4月から指定管理者制度のもとで運営される干潟保育所については、公立保育所とは異なる多様な保育サービスが実施されることを期待するものであり、一方で、その経過等についても、しっかりと検証してまいります。

保育所の施設整備については、今年度を実施した耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強工事をはじめとする整備計画を平成20年度中には決定し、計画的に整備を進めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度は、第3期の事業計画から予防重視のシステムが施行される中、介護を受けるに至った方々へのケアの充実と、要介護にならないための予防の両面で事業を進めており、昨年4月に設置した地域包括支援センターでは、要支援1・2の方々の予防プランの作成、特定高齢者の把握・指導、地域ケア会議の開催など、引き続き、地域に密着したきめの細かい事業を展開してまいります。

また、平成20年度は第3期介護保険事業計画の最終年度となることから、これまでの実績を分析するとともに、今年度を実施したアンケート調査の結果を踏まえ、策定委員会のご意見をいただきながら第4期介護保険事業計画を策定してまいります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

障害者福祉については、利用者負担の更なる軽減や、福祉サービス事業者に対する激変緩和措置等の特別対策事業を実施しているところであり、今後も、障害者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関との連携と地域自立支援協議会の機能

強化を図りながら適切な支援策を講じてまいります。

第四は、「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

小・中学校教諭補助員配置事業については、11名の補助員を配置する中で、基礎基本の徹底や特別支援を必要とする児童へのきめ細かな指導により、さらに学力の向上を図ってまいります。

放課後児童健全育成事業については、保護者のニーズに応えながら、児童の生活指導や安全全面への配慮を徹底してまいります。

特別支援教育体制推進事業については、障害のある全ての児童・生徒等に対する総合的支援体制を推進するため、特別支援連携協議会を母体として、専門家チーム・巡回相談員の活動を継続して行ってまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校の校舎改築工事は、本年10月末の竣工に向けて順調に進捗しており、完成後は、既存の旧校舎等を解体し、学校用地を拡張して屋外運動場の整備を行うこととしております。

中央小学校北校舎及び矢指小学校校舎については、安全で安心な教育環境を整えるため、平成21年度、平成22年度の2か年継続事業で改築する予定であり、中央小学校については、実施設計及び耐力度調査等を行い、矢指小学校では、校舎建設用地を取得するとともに、実施設計にも着手したいと考えております。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育については、市民が健康で心豊かな生活を送ることができるよう、各種事業を展開してまいります。

主な事業としては、子どもたちに新しい知識の発見や各種文化の体験を提供するため、学校・地域・家庭の連携のもと、地域子ども教室を実施してまいります。

また、青少年健全育成に対する市民の理解と関心を深めるため、青少年意見発表大会をはじめ、生涯学習フェスティバル、成人式等を開催し、魅力ある地域・人づくりの推進に努力してまいります。

文化振興事業については、多くの市民の皆さんに楽しんでもいただけるよう、市民参加型事業や寄席、演劇、コンサートなど、幅広いジャンルから事業を取り入れて実施してまいります。

なお、NHK公開番組については、昨年に引き続き本市での開催が決定し、「それいけ民

謡うた祭り」が開催される予定であります。

文化財保護については、大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理事業を継続して実施するとともに、文化庁と県との協議を受け、国指定遺跡の水田を取得することとしたところであります。

この水田については、現在も都市との各種の交流事業に利用されており、今後も更なる活用を図ってまいります。

体育振興については、市民の健康に対する関心が高まる中、広くスポーツについて理解と関心を深め、かつ、市民が積極的にスポーツ活動に参加する機会の提供に努めてまいります。

「ゆめ半島千葉国体卓球競技会」については、平成20年度は、開催2年前となることから、国体開催に向けて関係機関や関係団体と連携しながら万全の準備体制を整えてまいります。

第五は、「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

水田農業については、米の消費量が年々減少する中で、過剰生産等から米価が大幅に下落する事態となっております。

市としては、国が生産調整拡大分に対して一時金を交付する緊急対策を活用し、飼料用米の作付けを積極的に推進することで、安定した水田農業の実現に取り組んでまいります。

施設園芸については、首都圏の食料基地として安定的な供給を続けていくため、生産力向上と省力化、原油高騰に対応した省資源化を図るための生産管理施設等の整備を支援してまいります。

畜産については、県内でも屈指の生産量を誇り、野菜や米と並び首都圏等への重要な食料供給地域としての役割を担っています。

こうした中、農村地域における非農業者の混住化や生活様式の変化等により、家畜排せつ物の適切な管理、処理及び有効利用が重要となってきたことから、資源循環型農業の構築のため、良質堆肥の生産施設の整備を行う農家へ支援してまいります。

また、各種家畜伝染病の発生と蔓延防止のため、衛生管理の強化を推進するとともに家畜防疫事業へ助成してまいります。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

現在、市内の6地区で経営体育成基盤整備事業が進められております。さらに、飯岡西部地区の土地改良事業については、事業化に向けた機運が高まる中、地元役員や関係機関と連携を図りながら、基礎調査等の準備を進めてまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

水産業の振興を図るため、つくり育てる漁業を推進するとともに、漁港の航路確保のための浚渫と、市民が散策できるような護岸堤防などを整備し、漁港機能の充実を図ってまいります。

また、飯岡漁港の恵まれた水産資源等を有効に活用し、来訪者との交流を通じて地域の活性化を図るため、第2回「旭市いいおか港・水産まつり」を5月25日に開催いたします。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続く中、商工会では、既存商店街の振興策として、プレミアム付き共通商品券発行事業や中心市街地活性化委員会の活動など商業振興を図るための様々な事業を展開しているところであり、市としても商工会と連携を図りながら支援してまいります。

また、中小企業金融対策事業については、融資制度の改正などにより、利用者は増加していることから、平成20年度から預託金を増額し、中小企業者の経営安定と利便性向上に努めてまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

企業誘致については、事業主体の千葉県土地開発公社や地元金融機関などと連携を図りながら、誘致活動を展開しているところであり、新年度は1社が操業を開始する予定となっております。

今後も、地域経済の活性化と雇用の創出による若者の定住化を図るため、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

千葉県では、早春の千葉の魅力を生かして、去る1月から3月まで、観光キャンペーン「早春ちばめぐり 房総発見伝春」を展開しており、本市においても飯岡刑部岬展望館において夕日・夜景鑑賞会や飯岡宿泊組合による各種イベントの開催など、様々なサービスがガイドブック等で紹介されていることから、本市の観光振興に寄与するものと期待しております。

また、観光の推進については、観光協会等と連携して観光客の誘致を図るとともに、情報発信の取り組みとして、新たな観光パンフレットを作成してPR活動に努めてまいります。

次に、長熊スポーツ公園整備事業については、釣堀センターの改修を中心に、市民がスポーツなどを多目的に利用できる施設としての機能を持たせながら、県内外から大勢の釣り客が訪れる施設となるよう整備を進めてまいります。

次に、地域資源価値創造事業について申し上げます。

地域資源価値創造事業は、潜在的な文化・観光資源を新たな目で調査し、全国へ向けての情報発信を試みるものであり、旭ブランドを確立するため、漫画家の「ちばてつや先生」のご協力と千葉県の支援をいただきながら、先生の漫画キャラクターを使用したPR活動を展開していきたいと考えております。

これは、パークゴルフ場のオープンに先立ってご協力をお願いしたところ、「ちばてつや先生」は、父親が旧飯岡町出身で、ご自身も飯岡小学校へ1年間通ったご縁から、自分自身のルーツでもある旭市の活性化に役立つならばと、快諾をいただいたものであります。

次に、国民宿舎事業について申し上げます。

本年1月1日から、名称を「食彩の宿いいおか」に変更し、料理改革や従業員教育等に取り組んでまいりました。これら経営改善対策により、利用された皆様方に深いご理解をいただく中、順調に営業を続けてきているところであります。

現在進めている施設改修工事については、営業を続けながらの工事であるため、利用者の皆様に大変ご迷惑をお掛けしておりますが、計画どおり順調に進捗しており、来る4月からは、客室改修工事に着手し、本年11月には施設全体に情緒あるリゾート性と機能的で清潔感を持った「食彩の宿」として生まれ変わる予定であります。

今後も、創意工夫を凝らし、「食彩の宿」にふさわしい四季折々の料理を開発するとともに、レストランを中心とする新しい運営体制や経営システム等を本格稼働し、引き続き、経営改善対策に取り組んでまいります。

なお、新しく整備される客室の料金体系については、今議会に関連する条例を提案したところであり、この見直しでは、ホスピタリティあふれるサービスの提供を基本に、本市の観光交流の拠点施設として、その役割を十分に果たせるよう努力してまいります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ255億8,000万円で、前年度に比べて2.0パーセントの増であります。

歳入の主なものは、1款市税に、70億6,318万6,000円、9款地方交付税に、71億1,000万円、13款国庫支出金に、21億4,661万4,000円、14款県支出金に15億9,396万9,000円、20款市債に34億720万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に29億1,826万3,000円、3款民生費に55億9,554万7,000円、6款農林水産業費に、14億3,121万4,000円、8款土木費に、28億4,851万2,000円、

9 款消防費に、22億3,497万2,000円、10款教育費に、32億8,131万9,000円、12款公債費に29億4,645万円を計上したところであります。

議案第 2 号は、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で85億200万円、施設勘定は6,910万円とするものであります。

議案第 3 号は、平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ 4 億8,900万円とするものであります。

議案第 4 号は、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ 7 億6,500万円とするものであります。

議案第 5 号は、平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ33億7,549万4,000円とするものであります。

議案第 6 号は、平成20年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ 8 億800万円とするものであります。

議案第 7 号は、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5,154万3,000円とするものであります。

議案第 8 号は、平成20年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を 1 万8,474件、年間給水量を639万8,799立方メートルと見込み、事業収益を17億5,569万7,000円と予定いたしました。

議案第 9 号は、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は、32万5,446人、外来患者数は、86万2,463人を見込み、事業収益を312億626万7,000円と予定いたしました。

議案第10号は、平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についてでありまして、宿泊利用者を 1 万4,600人、休憩利用者を3,000人と見込み、事業収益を 1 億9,558万8,000円と予定いたしました。

議案第11号は、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出からそれぞれ 5 億4,100万円を減額し、予算の総額を257億9,000万円とするものであります。

議案第12号は、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定において歳入歳出にそれぞれ9,238万円を追加し、予算の総額を81億5,638万円とするものであります。

議案第13号は、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1,470万円を追加し、予算の総額を6,687万2,000円とするもの

であります。

議案第14号は、平成19年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、企業債の借り換えをするにあたり、資本的支出に2,435万5,000円を追加するものであります。

議案第15号は、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入に、医業外収益と看護師養成事業収益を合わせて1億6,208万円を増額し、病院事業収益を305億532万4,000円とするものであります。

議案第16号は、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、事業費用に642万3,000円を追加するものであります。

議案第17号は、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてでありまして、市の機関に対する申請、届出等について、情報通信の技術を利用して行うことができるよう条例を制定するものであります。

議案第18号は、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定についてでありまして、平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第19号は、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定についてでありまして、市民生活の安全、安心なまちづくりを進めることを目的として、新たに条例を制定するものです。

議案第20号は、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、飯岡福祉センター、健康増進センター及びあさひ健康福祉センターの使用料を見直すものであります。

議案第22号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、幾世児童遊園敷地内に消防庫が建設されたことにより、これを廃止するものであります。

議案第23号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老人保健法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、医療制度改革に伴う健診業務の義務化等により、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、使用者の定義を定めるため、所要の改正を行うものであります。

す。

議案第26号は、旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、利子補給の期間を延長するものであります。

議案第27号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩の確保を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、学校教育法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号は、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号は、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

議案第31号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、診断書料等を改正するものであります。

議案第32号は、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、「食彩の宿いいおか」の施設改善に伴い、宿泊料を改正するものであります。

議案第33号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険料の激変緩和措置を継続させるため、改正を行うものであります。

議案第34号は、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、共同処理する事務に、消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務を追加し、合わせて同組合規約を改正するため、関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、市道路線の認定及び廃止についてでありまして、新たに7路線を認定し、2路線を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、指定管理者の指定についてでありまして、あさひパークゴルフ場の指定管

理者に、財団法人旭市福祉協会を指定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号及び議案第38号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち2名が来る6月30日をもって任期満了となることから、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

私は、岩瀬紘一氏並びに齋木龍恵氏が適任であると考え、再度、提案するものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案の補足説明

○議長（明智忠直） 日程第10、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

初めに、別冊でお配りしてあります「平成20年度当初予算の概要」について申し上げます。こちらをご用意したいと思います。

この資料につきましては、先日、開催されました全員協議会において説明に用いましたも

のを、特別会計それから企業会計まで含めまして、改めて1冊にまとめたものでございます。この中で1点だけ申し上げさせていただきます。

9ページから13ページでございます。ここに掲載しております主要事業一覧表の順番につきましては、全員協議会で説明したときの順番とは異なりまして、総合計画に上げました六つのまちづくりの基本方針の順番に並び替えております。

ただ、誠に恐縮ですが、1点訂正をお願いします。よろしいでしょうか。

10ページをお開きいただきたいと思います。左側のまちづくりの基本方針の2番、「快適でうるおいのあるまちづくり」の2行目、長熊スポーツ公園整備事業は掲載する所がちょっと違ってありまして、正しくは12ページになります。基本方針の5番、「活力と躍動感に満ちたまちづくり」に入る事業でしたので、一つ訂正をお願いしたいと思います。

そのほか、この資料の内容につきましては既に説明したとおりですので、省略をさせていただきます。

それでは、次に予算書のほうをご用意したいと思います。厚い予算書です。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。第1条は、歳入歳出予算の総額を255億8,000万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為と第3条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものでございます。

次の2ページから8ページまでは歳入歳出予算であります、これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。第2表は債務負担行為です。表の1行目から7行目までは、各種利子補給と中小企業資金融資に対する損失補償について、例年設定しているものでございます。また、8行目は防災行政無線統合整備事業について、9行目は第二中学校屋外運動場整備事業について、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものでございます。

10ページをお願いします。第3表は地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として34億720万円を計上しております。

次の11ページと12ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括でございますので、説明は省略しまして、13ページの歳入から順を追ってご説明申し上げます。

13ページのほうをお願いします。1款市税のうち1項1目個人市民税は、税制改正による住宅ローン減税分の減収などを見込み、28億1,069万3,000円を計上しております。

2目法人市民税は、19年度の決算見込みを考慮して5億819万3,000円を計上しております。

2項1目固定資産税は、旧郵政公社所有家屋の増分や新增築による家屋分の増収を考慮して、28億8,958万4,000円を見込みました。

14ページをお開き願います。2目国有資産等所在市交付金及び納付金は、485万8,000円を見込みました。

3項1目軽自動車税は、1億3,278万7,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、19年度の決算見込みを考慮して4億5,989万8,000円を計上しております。

6項1目入湯税も、19年度の決算見込みを考慮して1,047万1,000円を計上しております。

7項1目都市計画税は、固定資産税の見込みに準じて2億4,574万2,000円を計上しております。

2款地方譲与税の1項1目自動車重量譲与税は、地方財政計画、これにつきましてはこの後、地財計画ということで申し上げますが、これを考慮して3億1,300万円を見込みました。

16ページをお願いします。2項1目地方道路譲与税は、地財計画を考慮して1億900万円を見込みました。

3款の利子割交付金から4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金までは、県の推計値を考慮してそれぞれ見込みました。

8款地方特例交付金の1項1目地方特例交付金は、住宅ローン控除に伴う市民税の減収を補てんするための減収補てん特別交付金が創設されたことによりまして、この増分を考慮して9,800万円を見込みました。

18ページをお願いします。2項1目特別交付金は、19年度の決算見込みを考慮して1,300万円を計上しております。

9款地方交付税は71億1,000万円を見込みました。このうち普通交付税は63億円で、20年度の地方財政対策として地方再生対策費が創設されたことや合併特例債の償還分に係る算入額が増額することを見込んだものでございます。また、特別交付税は8億1,000万円で、19年度の決算見込額に地財計画の1.3%の増を見込みまして、合併年度から3か年度にわたり措置されてきた合併包括措置分の減を見込んだものでございます。

10款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の1,500万円を見込みました。

11款分担金及び負担金は、1項1目の民生費負担金が減で、2目の教育費負担金も減となっております。これは、20年度の見込み人数が減少することなどによるものでございます。

12款使用料及び手数料は、料金改正による増を見込んだものがございます。改正するのは、1項2目民生使用料で飯岡福祉センター使用料、3目衛生使用料で説明欄1番の海上健康増進センター使用料と2番のいいおかけんこうセンター使用料、それと20ページをお願いします。7目教育使用料で2節の保健体育使用料が、それぞれ条例改正に伴う増分を見込んでございます。

2項の手数料につきましては、19年度の決算見込みなどを考慮して計上いたしております。

次に、13款国庫支出金ですが、1項1目民生費国庫負担金は増で、障害者自立支援法の改正により、説明欄2番の障害者自立支援給付費等負担金と3番の障害者医療費負担金の科目を補助金から負担金へ組み替えたことによるものでございます。

23ページをお願いします。上段の衛生費国庫負担金の廃目は、制度改正により老人保健事業費負担金が廃止されたことによるものでございます。

2項1目総務費国庫補助金は、新規の計上でございます。このうち説明欄1番の市町村合併推進体制整備費補助金は（仮称）下宿ふれあい公園整備事業に、2番の自動車事故対策費補助金は、コミュニティバス等運行事業における干潟地区の試行運行に対して補助を受けるものでございます。

2目民生費国庫補助金は減で、1節の社会福祉費国庫補助金において科目の組み替えがあったことと、前年度は老人福祉費国庫補助金があったことによるものでございます。

3目衛生費国庫補助金は減で、説明欄1番の循環型社会形成推進交付金が合併浄化槽の補助基本額の引き下げにより減となっております。

4目土木費国庫補助金は増で、主な理由は24ページをお願いします。4節のまちづくり交付金が増となったことによるものでございます。このうち説明欄1番の旭駅周辺地区は、防災行政無線統合整備事業が始まることにより増となっております。また、2番の干潟駅周辺地区は新規で、排水路整備事業、街路整備事業、防災行政無線統合整備事業に対して補助を受けるものでございます。

5目消防費国庫補助金は減で、前年度に救助工作車と救助用資機材の整備及び防災備蓄倉庫の設置に対する補助金があったことによるものでございます。

6目教育費国庫補助金は減で、2節の小学校費国庫補助金に前年度は大規模改造事業に対する交付金があったことによるものでございます。

また、3節の中学校費国庫補助金は、説明欄2番の安心・安全な学校づくり交付金が第二中学校校舎改築事業により増となっております。

4節の社会教育費国庫補助金のうち説明欄2番の史跡等購入費補助金は新規で、大原幽学の指導で耕地整理された国指定史跡の水田を取得することに対して補助を受けるものでございます。

次に、14款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は増で、1節の社会福祉費県負担金が、国庫負担金と同様に障害者自立支援法の改正で科目を組み替えたことにより増となったものでございます。

次の26ページをお願いします。2節の老人福祉費県負担金は、後期高齢者医療制度に伴い新規に計上したものでございます。

下のページの上から2段目になりますが、衛生費県負担金の廃目は、国庫負担金と同様に廃止されたものでございます。

その下の教育費県負担金の廃目は、前年度にあった新市スタートアップ支援事業負担金が終了したものでございます。

2項1目総務費県補助金のふさのくに合併支援交付金は、長熊スポーツ公園整備事業に対して補助を受けるものでございます。

2目民生費県補助金は減で、1節社会福祉費県補助金が、国庫補助金と同様に科目を組み替えたことにより減となっております。

なお、説明欄6番の地域活動支援センター運営費補助金と7番の障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金は新規の計上でございます。それと、次の28ページになります。8番のグループホーム・ケアホーム運営費等補助金も新規に計上したものでございます。

3目衛生費県補助金は増で、説明欄3番の乳幼児医療対策事業費補助金が、制度改正による対象者の拡充に伴い増となっております。また、説明欄4番の生活排水対策浄化槽推進事業費補助金は、国庫補助金と同様に補助基本額の引き下げにより減となっております。

4目農林水産業費県補助金は、全体で減となっております。ただ、これにつきましては年度によって実施する事業が異なっておりますので、増と減それぞれの要因がございます。

1節の農業費県補助金の中では、前年度にありましたさわやか畜産総合整備事業費補助金が無くなったのに対して、増の要因といたしましては、説明欄9番のたい肥利用促進集団育成支援事業費補助金と10番のバイオマスの環づくり交付金を新規に計上しております。

また、2節の水産業費県補助金も減で、前年度に地域水産物供給基盤整備事業費補助金が

あったためでございます。

30ページをお願いします。6目消防費県補助金は増で、消防防災施設強化事業費補助金として消防団の車両2台と消防庫2棟、消防団の装備品の整備に補助を受けるものでございます。

7目教育費県補助金は増で、2節の社会教育費県補助金の説明欄2番、文化財保存整備事業費補助金が増となっております。また、3節の保健体育費県補助金は新規で、国体の卓球競技会場として総合体育館が決定したことに伴い、施設の改修に対して補助を受けるものでございます。

8目県総合補助金は増でございまして、元気な市町村づくり総合補助金の特別分として、地域資源価値創造事業に対して補助を受けるものでございます。

3項1目総務費委託金は減で、4節の選挙委託金に前年度は参議院議員選挙費と千葉県議会議員選挙費の委託金があったことによるものでございます。

5目土木費委託金で2節住宅費委託金の住生活総合調査費委託金は、新規に計上したものでございます。

6目教育費委託金で小学校英語活動等国际理解活動事業費委託金は、事業実施のモデル校として三川小学校が指定を受けたことによるものでございます。

32ページをお願いします。15款財産収入の1項2目利子及び配当金は増で、1節の財政調整基金利子と3節の地域振興基金利子に基金の運用による利子を計上いたしました。

2項1目不動産売払収入は減で、前年度に旭駅前広場等整備事業に係る土地の売却があったことによるものでございます。

16款の寄附金は、科目設定でございます。

34ページをお願いいたします。17款繰入金の1項特別会計繰入金で1目老人保健特別会計繰入金は、老人保健特別会計からの精算分でございます。

2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金は減となっております。

また、2目の減債基金繰入金は増で、市債の繰上償還に充てるものでございます。

18款繰越金は、前年度と同額を見込み計上したものでございます。

36ページをお願いいたします。19款諸収入の4項1目貸付金元利収入で、説明欄1番、中小企業金融対策資金預託金元金収入は増で、金融機関が中小企業者へ融資を行うための原資となる預託金を増額したことによるものでございます。

5項3目雑入は増で、主な理由は説明欄8番のリサイクル資源売払収入と14番の介護予防

サービス計画費収入の増によるものでございます。

38ページをお願いします。20款市債の1目衛生債は新規で、水道事業一般会計出資債を計上したものでございます。

2目農林水産業債は増で、1節農業債の説明欄の2番の広域農業基盤整備事業債が増となっております。

3目土木債も増で、1節道路橋梁債の説明欄の1番の旭中央病院アクセス道整備事業債、2番の南堀之内遊正線整備事業債、2節都市計画債の説明欄の1番、袋公園整備事業債、2番の文化の杜公園整備事業債を計上いたしております。

4目消防債も増で、説明欄4番に新規として防災行政無線統合整備事業のための防災基盤整備事業債を計上いたしました。

5目教育債は減で、小・中学校の校舎や屋内運動場の改修事業と中学校屋内運動場の改築事業が終了したことによるものでございます。

6目臨時財政対策債は、平成20年度の発行可能見込額を計上いたしました。

なお、これらの市債のうち合併特例債は、1目の衛生債で水道事業一般会計出資債、3目の土木債で旭中央病院アクセス道整備事業債と南堀之内遊正線整備事業債、文化の杜公園整備事業債、4目の消防債で防災基盤整備事業債、5目の教育債で中学校校舎改築事業債を予定いたしております。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業をご説明申し上げます。

それでは、42ページをお願いいたしたいと思います。1款1項1目議会費は減となっております。主な理由は、説明欄1番の議員報酬が1名の減となったことによるものでございます。

少し飛びまして46ページをお願いします。2款総務費のうち1項1目一般管理費は減で、説明欄2番の総務関係職員給与費の減によるものでございます。

次は、少し飛びまして52ページをお願いします。2目人事管理費は減で、主な理由は54ページになります。説明欄3番の一部事務組合負担金で、退職手当負担金が減となったことによるものでございます。

次は、56ページをお願いします。4目財政管理費は増で、24節の投資及び出資金に新規として地方公営企業等金融機構の設立に伴う市の出資金を計上いたしております。

次は、58ページをお願いいたします。6目財産管理費は増で、説明欄1番の普通財産管理費の13節のうち公有財産台帳整備業務委託料が新規でございます。また、2番の基金積立金

は増で、財政調整基金の運用益として利子の積み立てを計上いたしております。

7目企画費は増で、主な理由といたしましては、61ページをお願いします。説明欄4番の地域資源価値創造事業を新規に計上したものでございます。

次は、62ページをお願いします。8目電子計算費は増で、説明欄2番の電算システム運用事業において、法改正に伴うシステム改修の委託料が増えたことによるものでございます。また、3番の電子自治体推進事業では、新規として64ページをお願いします。19節に電子申請システム利用負担金を計上いたしております。

少し飛びまして66ページをお願いします。10目地域振興費は減でございます。主な理由でございますけれども、68ページをお願いします。説明欄7番の基金積立金で、3か年にわたって行ってきた地域振興基金の原資分の積み立てが終了し、利子分のみとなったことによるものでございます。

次は、71ページをお願いします。2項2目賦課徴収費は減で、主な理由は説明欄1番の調査賦課事務費で、次の72ページをお願いします。13節の中で固定資産評価替えに向けた不動産鑑定委託料と固定資産評価基礎調査委託料が減となったことによるものでございます。

次は、飛びまして77ページをお願いします。4項3目千葉県知事選挙費と、次、79ページをお願いします。5目農業委員会選挙費などの五つの選挙費は、それぞれ任期満了に伴う選挙執行経費でございます。

次に、3款民生費でございます。飛びまして91ページをお願いします。1項2目障害者福祉費は減で、主な理由でございますけれども、さらに94ページをお願いします。説明欄13番の自立支援給付事業が、19年度の決算見込みを考慮して減となることによるものでございます。

次は、96ページをお願いいたします。4目国民健康保険費は増で、説明欄2番の国民健康保険事業特別会計繰出金で、新規に国保特定健康診査等繰出金を計上したことによるものでございます。

2項1目老人福祉総務費は減で、主な理由は、100ページをお願いします。説明欄9番の老人保健特別会計繰出金が減となったことによるものでございます。

2目後期高齢者医療費は新規で、制度改正に伴い、説明欄1番の職員給与費をはじめ、2番の広域連合負担金、3番の特別会計繰出金を計上したものでございます。

3目生活支援費は減で、前年度に地域密着型サービス拠点等施設整備事業があったことによるものでございます。

次は、103ページをお願いします。4目介護保険費は増で、説明欄3番の介護保険事業特別会計繰出金の増によるものでございます。

少し飛びまして107ページをお願いします。3目児童福祉施設費は減で、前年度に中央児童遊園S L改修事業があったことによるものでございます。

次は、108ページをお願いいたします。4目保育所費は減で、主な理由は干潟保育所において指定管理者制度等を導入することなどによるものでございます。また、次、111ページをお願いします。説明欄5番の保育所施設改修事業は新規で、19年度に実施した耐震診断の結果に基づき、とみうら保育所、中央第一保育所、中央第三保育所の3か所について耐震補強工事のための実施設計を予定したものでございます。

次は、4款でございます。少し飛びまして124ページをお願いします。1項2目予防費は減で、制度改正により健診事業が各医療保険者に義務付けられたため、前年度の基本健康診査事業が減となったことによるものでございます。

次は、127ページをお願いします。3目母子保健費は増で、主な理由は128ページになりますけれども、説明欄3番の乳幼児医療費助成事業について通院助成の対象者を4月から拡充し、未就学児までとすることによるものでございます。

4目環境衛生費は減で、主な理由は説明欄2番の環境衛生事務費のうち、130ページをお願いします。19節の東総地区広域市町村圏事務組合に対する一般廃棄物処理事業特別会計負担金が減となったことによるものでございます。

少し飛びまして137ページをお願いします。2項2目塵芥処理費は減で、前年度に最終処分場の土地購入があったことによるものでございます。

次に、6款でございます。飛びまして149ページをお願いします。1項3目農業振興費は増で、主な理由は、また少し飛びまして152ページをお願いします。説明欄8番の「園芸王国ちば」強化支援事業補助金が増えたことによるものでございます。次は、155ページをお願いします。説明欄13番の経営構造対策事業が新規で、ハウスの整備事業に対して補助を行うものでございます。

次の156ページをお願いします。4目畜産振興費は減で、主な理由は前年度に食肉等流通体制整備事業とさわやか畜産総合展開事業があったことによるものでございます。また、新規事業としましては、説明欄4番のたい肥利用促進集団育成支援事業で堆肥の整備や機械の導入に対する補助を、また5番のバイオマスの環づくり推進事業で、家畜のふん尿処理施設の整備や機械の導入に対する補助を行うものでございます。

5目農地費は増で、主な理由は、159ページをお願いします。説明欄6番の広域農業基盤整備事業の増によるものでございます。

次は、161ページをお願いします。2項1目林業総務費は増で、主な理由としましては、162ページになります。説明欄2番の保安林植栽事業の増によるものでございます。

次は、164ページをお願いします。3項2目水産振興費は減で、前年度に地域水産物供給基地整備事業があったことによるものでございます。

3目漁港管理費は減で、前年度にあった飯岡漁港航路浚渫事業と飯岡漁港維持管理事業を1目の説明欄5番の漁港改修事業へ組み入れたことによるものでございます。

次に、7款商工費でございます。少し飛びまして169ページをお願いします。1項2目商工振興費は増で、主な理由は170ページになります。説明欄2番の中小企業金融対策事業と3番の制度資金利子補給事業の増によるものでございます。

172ページをお願いします。3目観光費は増で、主な理由としましては、少し飛びまして178ページをお願いします。説明欄8番の長熊スポーツ公園整備事業を新規に計上したことによるものでございます。

次に、8款土木費でございます。少し飛びまして182ページをお願いします。1項2目国土調査費は減で、説明欄2番の地籍調査事務費のうち13節の測量業務委託料が減となったことによるものでございます。

2項1目道路橋梁総務費は増でございまして、主な理由は説明欄1番の道路橋梁事務費で、次の184ページになりますが、13節の道路台帳補正業務委託料が増えたことによるものでございます。

次は、186ページをお願いします。3目道路新設改良費は増でございまして、主な理由は説明欄4番の西野地区の排水路整備事業を新規に計上するとともに、5番の旭中央病院アクセス道整備事業で、用地購入費と物件補償費が19年度予算から組み替えによりまして増となったことによるものでございます。

少し飛びまして190ページをお願いします。4目橋梁維持費は増で、更生橋と関戸橋の現況調査を行うとともに、旭地区の矢指橋と日の出橋、飯岡地区の矢指橋の改修工事を予定いたしております。

192ページをお願いいたします。3項2目街路費は増で、主な理由は説明欄3番の谷丁場遊正線の街路整備事業が増えたことと、さらに195ページをお願いします。説明欄5番の干潟駅前広場整備事業を新規に計上したことによるものでございます。

4目公園費は減でございます、主な理由は、前年度にございましたあさひ健康パーク整備事業が終了したことで、198ページをお願いします。説明欄4番の袋公園整備事業費が減となったことによるものでございます。また、5番の文化の杜公園整備事業では、実施設計と土地購入費が増となっております。さらに、新規事業としまして、6番の（仮称）下宿ふれあい公園整備事業と、それで次の200ページをお願いします。7番の海岸環境整備事業を予定いたしているところでございます。

4項1目住宅管理費は減で、主な理由は、203ページをお願いします。説明欄4番の市営住宅改修事業と7番の住宅・建築物耐震化促進事業が減となったことによるものでございます。

次に、9款消防費でございます。少し飛びまして206ページをお願いします。1項1目常備消防費は減で、主な理由は、説明欄2番の常備消防事務費で18節の消防防災用備品費が減となったこと、また208ページをお願いします。4番の消防車両整備事業で、前年度は救助工作車と水槽付消防ポンプ自動車の更新があったことによるものでございます。

2目非常備消防費は増で、主な理由といたしましては、211ページをお願いします。説明欄5番の消防庫整備事業が新規で、消防団の再編に伴い、海上方面隊と飯岡方面隊に1か所ずつ消防庫を整備するものでございます。また、212ページをお願いします。6番の消防団車両整備事業が増で、旭方面隊のタンク車と海上方面隊のポンプ車を更新するものでございます。

3目災害対策費は増で、説明欄3番の防災行政無線統合整備事業を新規に計上するものでございます。

次は、10款の教育費でございます。少し飛びまして223ページをお願いします。2項小学校費の1目学校管理費は減で、前年度にあった小学校大規模改造事業が終了したことによるものでございます。また、新規事業としましては、少し飛びまして226ページをお願いします。説明欄4番の中央小学校改築事業と5番の矢指小学校改築事業を計上いたしております。

少し飛びまして230ページをお願いします。3項中学校費の1目学校管理費は増で、主な理由は、前年度にあった大規模改造事業などが終了する反面、233ページをお願いします。説明欄4番の第二中学校改築事業が増えたことによるものでございます。

次は、飛びまして259ページをお願いします。4項12目大原幽学記念館費は増で、主な理由は、261ページをお願いします。説明欄4番の大原幽学遺跡史跡公園管理費で、さらに次の262ページになります。17節の土地購入費に、新規として水田の取得を予定したことによ

るものでございます。

5 項 1 目保健体育総務費は増で、主な理由は264ページをお願いします。説明欄 3 番の国民体育大会開催事業で、旭市実行委員会に対する補助金が増えたことによるものでございます。

2 目体育施設費は減で、前年度に防球ネット整備工事と庭球場改修工事があったことによるものでございます。また、267ページをお願いします。説明欄 4 番の総合体育館改修事業は新規で、国体の卓球競技会場として施設の改修工事を予定したものでございます。

少し飛びまして268ページをお願いします。3 目学校給食費は増でございます。主な理由は、271ページをお願いします。説明欄 5 番の第二学校給食センター管理費で、給食用の食器を更新するものでございます。

飛びまして276ページをお願いします。11款災害復旧費は科目設定でございます。

また、さらに飛びまして280ページをお願いいたします。12款公債費は増となっております。

なお、この予算額には繰上償還分も含んでおります。

282ページをお願いします。13款諸支出金のうち 1 項 1 目土地取得費は科目設定。

2 項 1 目水道事業公営企業費で、説明欄の 2 番の水道事業会計出資金は新規の計上でございます。

2 目の病院事業公営企業費は、繰出金が増となっております。

次は、286ページをお願いします。14款の予備費は4,000万円を計上するものでございます。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

続きまして、下の287ページでございます。ここから292ページまでは給与費明細書となっております。

今、ご覧いただいております 1 の特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について本年度と前年度の比較を計上してございます。

次の288ページをお願いします。2 の一般職のうち 1 の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較をしております。職員数は前年度に比べて15人の減、金額は合計で9,937万8,000円の減となっております。

このほかの内容は、289ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、293ページをお願いします。ここから296ページまでは債務負担行為の調書で、支出が翌年度以降にわたるものについて支出予定額を記載したものでございます。

最後に、297ページをお願いします。この表は地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。19年度末の現在高見込額が267億2,896万4,000円で、20年度中の起債見込額が34億720万円、20年度中の元金償還見込額が24億5,617万5,000円ですので、これらを増減しますと、平成20年度末の現在高は276億7,998万9,000円となるものでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時10分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第2号について補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の299ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、事業勘定は85億200万円、施設勘定は6,910万円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものでございます。

次の300ページから306ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、307ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

307ページと308ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、309ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、309ページをお開きください。1款国民健康保険税は合計額は310ページの上段となりますが、26億3,194万2,000円、前年度に対し1億7,981万9,000円、6.4%の減を見込

みました。この減少の大きな要因は、平成20年度から後期高齢者医療制度が発足することにより、現在の老人保健該当者が国保被保険者から脱退することによるものでございます。

総額の主なものとしたしましては、1項1目一般被保険者国民健康保険税が25億4,757万7,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と介護納付金分、それと新たに設けられます後期高齢者支援金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は8,436万5,000円、これは退職被保険者等に係る医療給付費分と介護納付金分、それと新たに設けられます後期高齢者支援金分の合計であります。

なお、国保税の税率でございますが、後期高齢者医療制度の発足に伴い、老人保健該当者が脱退することから被保険者数が減少する中で、後期高齢者の医療費を支えるための支援金を新たに賦課徴収することとなり、平成19年度から一部変更するものであります。

その内訳を申し上げますと、医療給付費分は、所得割が8%から1.5ポイント下げて6.5%に、資産割が40%から10ポイント下げて30%に、均等割が1万5,000円から3,000円下げて1万2,000円に、そして平等割は2万円で変わりございません。課税限度額については、53万円から6万円下げて47万円とするものでございます。

後期高齢者支援金分でございますが、新たに課税客体として発足させるもので、所得割が1.5%、均等割が1万2,000円、そして課税限度額を12万円とするものでございます。

介護納付金分でございますが、所得割1.2%、均等割1万2,000円、課税限度額は9万円ということで平成19年度と変更はございません。

したがって、それらの合計で説明いたしますと、所得割は9.2%で変更ございません。資産割は30%で10%の減少となります。均等割は3万6,000円で9,000円の増加となります。平等割は2万円で変更ございません。そして、課税限度額は68万円から6万円の増加となるものでございます。

311ページになります。4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は19億9,615万7,000円で、一般被保険者の療養給付費負担金に13億7,327万2,000円、後期高齢者支援金負担金に3億9,047万5,000円、老人保健医療費拠出金負担金に3,761万円、介護納付金負担金に1億9,479万9,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を4,610万円と見込みました。

3目特定健康診査事業費等負担金は、平成20年度から健診事業が各医療保険者に義務化されることにより発生するもので、国の負担分を843万3,000円と見込みました。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金は 5 億 230 万 7,000 円で、普通調整交付金に 4 億 8,730 万 7,000 円、特別調整交付金に 1,500 万円を見込みました。

5 款療養給付費等交付金は 2 億 1,332 万 9,000 円を見込みました。これは退職被保険者の医療費等に対する交付金でありまして、平成 19 年度までは該当する人数がすべて対象となって交付されておりましたが、平成 20 年度からは、そのうち 65 歳未満にかかわる部分のみの交付となることから、対前年度比で 70% の減を見込むものであります。

312 ページになります。6 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金は 7 億 8,164 万 6,000 円を見込みました。これは新たに発足する交付金で、退職被保険者等に係る医療費等のうち 65 歳以上 74 歳までの該当者にかかわる交付となるものでございます。

7 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金は、国と同じく 4,610 万円を見込みました。

2 目特定健康診査等負担金も、国と同じく 843 万 3,000 円を見込みました。

2 項県補助金、1 目県財政調整交付金は 4 億 1,887 万円で、普通調整交付金に 3 億 5,903 万 1,000 円、特別調整交付金に 5,983 万 9,000 円を見込みました。県財政調整交付金は、三位一体改革の一環として、市町村国保財政の安定化に対する県の役割、権限の強化を図るためのものでございます。

313 ページになります。8 款共同事業交付金は 10 億 4,398 万 2,000 円を見込みました。これは高額医療に対する交付金で、対象が「30 万円を超え 80 万円まで」と、「80 万円を超えるもの」の二本立てとなっております。

10 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は 3 億 6,161 万 7,000 円を見込みました。これは特定健診にかかわるもの以外、すべてルール分の繰り入れとなっております。

314 ページになります。2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は 2 億 3,000 万円を見込みました。

11 款繰越金は 1 億 5,500 万 1,000 円を見込みました。

315 ページになります。12 款諸収入、1 項延滞金及び過料は 1,198 万 4,000 円を見込みました。

3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託収入は 3,595 万 1,000 円を見込みました。これは国保の特定健診に併せて、介護保険の生活機能評価また後期高齢者被保険者に係る健康診査を実施することに伴う費用として、介護保険あるいは後期高齢者の広域連合からその分を補てんしていただく見込額であります。

316ページになります。4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金500万円は、交通事故等による第三者納付金であります。

5目雑入の主なものは人間ドック自己負担収入で、年間450件、384万7,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

317ページになります。1款総務費、1項1目一般管理費はレセプト点検や電算処理委託料を含む事務費で、2,835万4,000円を見込みました。

飛びまして320ページになります。2款保険給付費、1項療養諸費は合計で45億9,187万9,000円、前年度に対し4,567万7,000円、1%の増を見込みました。内訳としましては、1目一般被保険者療養給付費に43億500万円、2目退職被保険者等療養給付費に1億9,800万円、3目一般被保険者療養費に6,150万円、4目退職被保険者等療養費に350万円、5目妊産婦付加金は350件で800万円、6目審査支払手数料は29万9,600件で1,587万9,000円を見込みました。

321ページになります。2項高額療養費は、1目一般被保険者高額療養費に5億3,500万円、2目退職被保険者等高額療養費に4,800万円を見込みました。

322ページになります。4項1目出産育児一時金の8,750万円は、1件当たり35万円で250件を見込みました。

5項1目葬祭費の2,240万円は、1件当たり7万円で320件を見込みました。これは対前年度比で380件、2,660万円の減となりますが、その要因は、老人保健該当者が後期高齢者医療被保険者に移行することで、国保会計からの支出が無くなるためのものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金は11億7,876万8,000円を見込みました。これは後期高齢者にかかわる医療費を支えるために新たに発足されるもので、全国平均の1人当たりの年間医療費に該当数を掛けて算出するものであり、平成20年度はその11か月分の計上となるものでございます。

323ページになります。5款1項老人保健拠出金は、1目老人保健医療費拠出金に1億1,516万5,000円、2目老人保健事務費拠出金に126万8,000円を見込みました。これは老人保健にかかわる医療費を支えるために支出するもので、平成20年度は実績から推計した1か月分の計上となるものでございます。

324ページになります。介護納付金は5億7,294万円を見込みました。これは国保加入者のうち40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として、支払基金に納めるものでござい

ます。

7 款共同事業拠出金は10億9,030万円を見込みました。これは歳入でも申し上げましたが、対象が「30万円を超え80万円」と「80万円を超えるもの」の二本立てからなるものでございます。

325ページになります。8 款保健事業費は1 億4,259万9,000円を見込みました。主な事業としましては、特定健康診査事業が1 億883万9,000円、326ページになりますが、人間ドック検査費用の85%を助成する短期人間ドック事業が2,657万3,000円、年4 回発送の医療費通知事業が309万2,000円、健康優良家庭表彰事業が172万円であります。

327ページになります。11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は、合計額は380ページになりますが、728万7,000円を見込みました。これは過年度分の保険税還付金が主なものでございます。

328ページになります。3 項1 目直営診療施設勘定等繰出金は1,500万1,000円を見込みました。これは旭中央病院の医療相談室が行う保健事業への補助金として、国から国保会計を経由して中央病院へ繰り出すものでございます。

330ページは給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

331ページと332ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、333ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、333ページをお開きください。1 款診療収入、1 項外来収入は5,462万7,000円、診療日数の減少によりまして、前年度に対し313万1,000円、5.4%の減を見込みました。主なものとしましては、1 目国民健康保険診療報酬収入が1,428万円、2 目社会保険診療報酬収入が782万4,000円、3 目後期高齢者診療報酬収入が2,245万2,000円、6 目一部負担金収入が985万3,000円であります。

334ページになります。2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入は224万7,000円を見込みました。これは予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。

335ページになります。6 款繰入金、1 項1 目他会計繰入金は、一般会計よりルール分の繰入金710万1,000円を見込みました。

336ページになります。7 款繰越金は450万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

338ページになります。1 款総務費、1 項1 目一般管理費は3,542万3,000円を見込みまし

た。主なものは、職員人件費が1,995万円、事務費が1,486万7,000円であります。

飛びまして341ページになります。2款医業費、1項3目医薬品衛生材料費は2,958万円を見込みました。

343ページから346ページは給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月19日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議いたしましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の347ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を4億8,900万円と定めるものであります。

次の348ページ、349ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は351ページ以降の老人保健特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

351ページ、352ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

353ページになります。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款支払基金交付金は2億461万8,000円、前年度に対し20億6,223万円、91%の減を見込みました。これは後期高齢者医療制度の発足に伴い、平成20年度における老人保健会計での支出が1か月診療分と過去の過誤納未済分のみ限定されるためでございます。以下、大幅な減少につきましては、同じ理由となりますことをご了承いただきたいと思います。

内訳としましては、1項1目医療費交付金に2億296万9,000円、2目審査支払手数料交付金に164万9,000円であります。

2款国庫支出金、1項1目医療費国庫負担金は1億2,602万3,000円を見込みました。

354ページになります。3款県支出金、1項1目医療費県負担金は3,150万6,000円を見込みました。

4款繰入金是一般会計から3,581万4,000円を見込みました。

5款繰越金は9,000万円を見込みました。

355ページになります。6款諸収入、3項雑入、1目第三者納付金103万5,000円は、交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

356ページになります。1款総務費は430万9,000円を見込みました。内訳としましては、

老人保健事務費に80万6,000円、医療費適正化事業については350万3,000円で、これは国保連合会への電算共同処理委託料とレセプト点検業務委託料が主なものでございます。

357ページになります。2款医療諸費は3億9,364万9,000円、前年度に対し39億9,969万4,000円、91%の減を見込みました。内訳としましては、1項1目医療給付費は3億7,500万円、2目医療費支給費は1,700万円、3目審査支払手数料は164万9,000円であります。

358ページになります。3款諸支出金、2項1目一般会計繰出金は、老人保健特別会計の精算に向けて一般会計から繰り入れておりました一部を返還するもので、6,000万円を計上いたしました。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の359ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を7億6,500万円と定めるものであります。

次の360ページ、361ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は363ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

363ページ、364ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

365ページになります。初めに歳入についてご説明申し上げます。

1款保険料は3億5,040万円を見込みました。内訳として、1項1目特別徴収保険料に2億8,178万5,000円、2目普通徴収保険料に6,861万5,000円であります。これは市町村が徴収事務を受け持つということから計上するものでありまして、年金受給額が年額で18万円に満たない方並びに介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計金額が年金受給額の2分の1よりも多い方については普通徴収、それ以外の方は年金からの天引きとなるものでございます。

ちなみに、保険料率でございますが、旭市の1人当たりの過去3年の平均老人医療給付費は、県内平均よりも20%以上安いということから、向こう6年間は不均一で若干安い料率となりまして、1人当たりの均等割につきましては、年額3万7,400円のところを旭市在住の方については5,000円安い3万2,400円に、所得割につきましても、7.12%のところを0.96%低い6.16%に設定されるものであります。また、限度額につきましては、県下一律で50万円となるものであります。

なお、各人の所得の状況によりまして、7割、5割、2割の軽減措置がとられるものであります。

2 款繰入金は一般会計から 4 億1,459万6,000円を見込みました。これは徴収事務等にかかわる事務経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分、並びに療養給付費にかかわる市の負担分を繰り入れるものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

367ページになります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は広域連合に代わって各種届け出を処理するための事務的経費で、968万7,000円を見込みました。

2 項 1 目徴収費は保険料の徴収に要する経費で、250万6,000円を見込みました。

368ページになります。2 款 1 項 1 目広域連合納付金は 7 億4,689万5,000円を見込みました。この内訳は、保険料納付金に 4 億3,576万6,000円、これは徴収した保険料をそのまま広域連合へ支出するものであります。療養給付費負担金には 3 億1,112万9,000円、これは療養給付費にかかわる市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。

以上で、議案第 4 号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 5 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第 5 号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

それでは、予算書の371ページをお開きください。第 1 条で、歳入歳出予算の総額を33億7,549万4,000円と定めました。

第 2 条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の372ページから、飛ばしまして378ページまでは説明を省略させていただきまして、379ページの歳入のほうから予算の内容について主なものを説明申し上げます。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、納付義務者数を 1 万6,252人と見込み、対前年度2.7%の増になります。介護保険条例で定める基準額 3 万5,400円に所得段階に応じた 6 段階により調定額を見込み、さらに議案第33号にて提案させていただきました激変緩和措置の継続を前提に、保険料は 5 億5,585万4,000円を計上したところでございます。保険料の内訳は、1 節現年度分特別徴収保険料を現年度分の90%に当たる 5 億571万1,000円とし、2 節現年度分普通徴収保険料に4,776万1,000円、3 節過年度分普通徴収保険料に238万2,000円をそれぞれ見込みました。

2 款国庫支出金ですが、1 項 1 目介護給付費負担金は 5 億5,882万4,000円を、2 項 1 目調

整交付金は介護保険の財政調整を行うため交付されるもので、保険給付費の6.33%を見込み2億401万4,000円を、2目地域支援事業交付金に2,918万円をそれぞれ見込みました。

380ページになります。3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で9億9,912万5,000円を、2目地域支援事業支援交付金に1,397万8,000円を見込みました。この大幅な伸び率については、歳出のところでご説明いたします。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は4億8,864万6,000円を、2項1目地域支援事業交付金に1,459万1,000円を見込みました。

381ページの中段になります。6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は4億287万3,000円、2目地域支援事業繰入金に1,459万1,000円を、3目介護保険事務費繰入金に4,507万2,000円をそれぞれ見込みました。

同じく6款繰入金の2項1目介護保険給付費準備基金繰入金2,000万円は、歳入不足額を繰り入れるものになります。

382ページの下段になります。8款2項2目雑入の461万8,000円は、説明欄記載のとおり地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、384ページをお開きください。歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務経費で660万5,000円を見込みました。

385ページになります。2項1目賦課徴収費は、賦課徴収に係る事務経費346万円を見込みました。

3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会開催を毎週2回、年96回と見込み、2,077万1,000円を計上しました。

386ページになります。2目認定調査費は、認定調査に係る経費を1,291万円と見込みました。

387ページの下段の表になります。2款保険給付費は、この表にはございませんが、実績を勘案し、保険給付費の総額では32億2,298万3,000円で、対前年度3.7%の増を見込み、計上をしました。

それでは、1項1目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、利用者を1,036人と見込み、10億2,549万7,000円を計上しました。

388ページになります。2目地域密着型介護サービス給付費ですが、高齢者が中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにすることを目的に、原則として市民のみが利用可能なサービスで、利用者は認知症対応型通所介護に25人、グループホームに42人、小規模特別養護老人ホームに21人を見込み、2億271万1,000円を計上しました。

3目施設介護サービス給付費は、利用者を老人福祉施設340人、老人保健施設210人、療養型医療施設10人の合計560人を見込み、15億8,546万3,000円を計上しました。

389ページ中段になります。6目居宅介護サービス計画給付費は1億3,150万5,000円を見込みました。

390ページになります。2項介護予防サービス等諸費は要支援者の保険給付費で、利用者を224人と見込み、それぞれ計上しました。

391ページ下段になります。3項1目審査支払手数料は千葉県国保連合会が行う審査に係る手数料で、360万円を見込みました。

392ページになります。4項1目高額介護サービス費は、実績から推計し、3,788万8,000円を計上しました。

393ページになります。5項特定入所者介護サービス等費は低所得者対策としての食費、居住費の補足給付分で、実績により見込み、1億2,000万5,000円を計上しました。

394ページになります。3款財政安定化基金拠出金は、平成18年度から20年度の計画ベースにおける標準給付費見込額の0.1%分を3年間に割り振り、千葉県財政安定化基金へ拠出するもので、321万1,000円を計上しました。

5款地域支援事業費は18年度から創設された事業でありまして、19年4月に地域包括支援センターを設置し、本格的な介護予防事業を開始いたしました。地域支援事業費総額では、この表にはありませんが、9,392万5,000円を計上しました。対前年度3,194万5,000円、51.5%の増を見込みました。この地域支援事業に対する負担の割合ですが、1項介護予防事業費は介護保険制度と同率になりますので、第1号被保険者が19%、第2号被保険者が31%、国が25%、県と市が12.5%ずつで、396ページの2項包括的支援事業費及び398ページ、3項の任意事業費の負担の割合ですが、第1号被保険者が19%と同じです。国が40.5%、県と市が20.25%であります。

それでは、394ページに戻っていただきまして、1項1目介護予防特定高齢者施策事業費は3,633万9,000円を計上しました。大幅な増となりましたのは、説明欄1の特定高齢者把握

事業に2,312万2,000円を見込み、説明欄2の通所型介護予防事業に89.3%増の1,272万7,000円を計上したことによるものです。これによりまして、歳入につきましても前述の負担割合で大幅な増となっております。

395ページになります。2目介護予防一般高齢者施策事業費は、特定高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費を936万2,000円と見込みました。

396ページになります。2項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する特定高齢者の介護予防マネジメント事業、総合相談等の経費、包括的支援関係職員の人件費を見込み、1,801万5,000円を計上しました。

398ページになります。3項1目任意事業費は3,020万9,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、配食サービス事業などを実施いたします。

401ページになります。7款予備費は1,000万円を計上いたしました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、402ページから406ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 中野博之 登壇）

○下水道課長（中野博之） 議案第6号、平成20年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の407ページをお開きください。平成20年度当初予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ8億800万円に定めるものでございます。これは前年度比較5,100万円、6.7%の増でございます。

第2条の債務負担行為につきましては、第2表でご説明申し上げます。

第3条の地方債につきましては、第3表でご説明申し上げます。

第4条の一時借入金は、最高額を2億円に定めるものでございます。

次に、408ページから410ページにつきましては第1表歳入歳出予算でございますので、413ページから425ページの予算に関する説明書でご説明いたします。

411ページをお開きください。第2表債務負担行為であります、浄化センター建設事業として限度額8億9,600万円を計上するものです。内容であります、平成20年度から23年度にかけて、処理場の高段ポンプ棟及び水処理施設に係る設備の整備等を対象とし設定した

ものでございます。

412ページをお開きください。第3表地方債であります、限度額2億550万円を計上するものです。内容につきましては、管渠、面整備、処理場等を対象とし、起債の算定をしたものであります。

413ページ及び414ページは、事項別明細書の総括であります。これらの内容につきましては、415ページ以降の予算科目ごとにご説明いたします。

415ページをお開きください。歳入予算でございます、1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は3,832万4,000円で、対前年度比較1,107万3,000円、40.6%の増であります。これは下水道事業受益者負担金でありまして、平成19年3月までに供用を開始した145.9ヘクタールの区域で分割納入される方の20年度納付分と平成20年3月末に新たに供用開始するイ・ロ地区の7.8ヘクタールの受益者負担金を推定し、計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は5,196万円で、対前年度比較343万1,000円、7.1%の増であります。これは下水道の使用料金でありまして、19年度の実績を基に推定して計上いたしました。

2項1目下水道手数料は50万4,000円で、対前年度比較42万円、50%の増であります。内容は、旭市下水道排水設備指定工事店、42件ございますが——の更新手数料であります。

なお、指定工事店は一度登録すると3年間有効となります。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金は9,200万円で、対前年度比較3,650万円、65.8%の増であります。これは国庫補助対象事業に対する国からの補助金でありまして、補助率は2分の1であります。

416ページになります。4款財産収入、1項1目利子及び配当金1,000円は科目設定であります。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3億9,390万4,000円で、対前年度比較2,465万8,000円、5.9%の減であります。歳入歳出の差し引き分を一般会計から繰り入れるものであります。

417ページでございます。6款繰越金、1項1目繰越金は2,500万円で、対前年度比較1,300万円、108.3%の増であります。内容は、平成19年度からの繰越金であります。

7款諸収入、1項1目延滞金、1項2目過料及び2項1目市預金利子のいずれも科目設定であります。

一番下段の3項1目雑入は80万4,000円で、対前年度比較73万3,000円の増であります。こ

れは消費税及び地方消費税還付金の73万4,000円と財団法人日本下水道協会からの広報活動助成金7万円であります。消費税については、平成19年度の納付額に対して還付が生じたためであります。

418ページでございます。8款市債、1項1目下水道債は2億550万円で、対前年度比較4,550万円、28.4%の増であります。これは対象工事費から国の補助金を除き、補助対象分・単独事業分の起債区分により算定するもので、建設事業の工事費が起債の対象となります。

以上が歳入関係の予算でございます。

次に、歳出について申し上げます。

419ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費は8,166万7,000円で、対前年度比較13万9,000円、0.2%の減であります。主な内容といたしましては、説明欄1の一般事務関係職員給与費で8人分、7,042万円であります。

また、説明欄2の一般管理事務費は740万5,000円であります。

420ページになります。一般管理事務費の14節使用料及び賃借料の事務機器賃借料403万5,000円には、下水道台帳システム、下水道料金システム、下水道受益者負担金システムなどの借上料が含まれております。

説明欄3の下水道普及促進費、8節報償費の報償金は198万3,000円で、受益者負担金の前納報奨金であります。受益者負担金を納期前に納付をした場合、最高で10%、10万円を限度として報奨金を交付するものであります。

421ページになります。19節負担金補助及び交付金、水洗便所他改造資金補助金は170万円で、下水道加入者の負担の軽減と水洗化率の向上を図るため、宅内排水設備改造工事を使用できるようになってから1年以内に実施した場合は4万円、2年以内は3万円、3年以内は2万円の補助を交付するものでありまして、過去の実績から20年度分を推計いたしました。また、水洗便所他改造資金利子補給補助金は、宅内排水設備改造工事費を金融機関により融資を受けた場合に、借入限度額100万円、返済期間を3年として利子の補給を行うもので、20年度新たに利子補給を受ける方を5件と見込んで計上いたしました。

2款事業費、1項1目維持管理費は1億3,384万9,000円で、対前年度比較132万7,000円、1%の増であります。

説明欄2の施設維持管理費の主な内容といたしましては、11節需用費、消耗品費は327万4,000円で、水質検査用試薬、放流水用消毒薬剤、汚泥処理用薬剤及び施設維持管理用消耗

品であります。422ページになります。光熱水費は884万6,000円で、終末処理場施設運転に伴う電気・ガス・水道料金であります。修繕費は656万5,000円で、処理場機械設備等の修繕で、緊急用に充てる分も含まれております。

13節委託料、庁舎清掃委託料は168万9,000円で、処理場の管理棟及び汚泥処理棟の清掃業務の委託料であります。運転業務委託料は6,299万円、水質分析委託料336万円、汚泥等運搬処理業務委託料722万円、これらはいずれも下水道施設等の運転管理並びに汚泥処分等に必要な業務であり、専門業者に委託するものであります。

15節工事請負費は管渠工事費500万円で、前年と同様、緊急用に充てるためのものでございます。

423ページでございます。2項1目工事費は3億599万4,000円、対前年度比較6,389万6,000円、26.4%の増であります。主な内容といたしまして、説明欄1の下水道建設事業、13節委託料の幹線管渠整備委託料9,752万円は、国道126号の袋の交差点からマツモトキヨシの交差点までの区間に幹線管渠を埋設するものであり、面整備等委託料525万円はイ・ロ地先の面整備工事の実施設計を行うものであります。処理場等整備委託料1億1,500万円は、処理場内の高段ポンプ棟の建設工事及び水処理施設の実施設計を行うものであります。

なお、処理場内の施設整備につきましては、現事業認可の計画目標年次である平成23年度末には供用開始区域の拡大等による汚水流入量の増加が見込まれるため、処理場内の高段ポンプ棟建設工事及び水処理施設等の増設工事を平成20年度から4か年事業として行ってまいります。

汚水適正処理構想作成業務委託料420万円は、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた効率的な汚水処理施設整備を行うため、汚水適正処理構想を策定するものであります。

15節工事請負費の管渠工事は4,147万5,000円で、二袋地先の2.6ヘクタールの面整備工事で19年度に面整備工事を実施しましたイ・ロ地先の舗装復旧工事を予定しております。

424ページでございます。19節負担金補助及び交付金の水道管切廻し工事負担金1,501万5,000円は面整備工事に伴い支障となる水道管の切り回し工事の負担金で、道路掘削復旧費負担金2,310万円は、19年度に実施した県道部分の舗装復旧費の負担金であります。

また、22節補償補填及び賠償金222万6,000円は、下水道工事に伴い建築物等への被害が発生した場合の補償金と電柱移設等の補償金を予定しております。

3款公債費、1項1目元金は1億8,746万9,000円で、対前年度比較1,207万3,000円、6.1%の減であります。これは下水道債の償還元金であります。

1 項 2 目利子は9,602万1,000円で、対前年度比較201万1,000円、2.1%の減であります。
これは下水道債の償還利息であります。

以上が歳出の説明でございます。

次に、426ページをお開きください。給与費明細書であります。1の特別職は、公共下水道事業審議会委員9人分の報酬であります。

427ページは一般職についての総括表であり、職員数、給与費、共済費等について対前年度との比較表であります。

428ページから430ページにつきましては、給料及び職員手当等の状況でございまして、記載のとおりでございます。

431ページをお開きください。浄化センター建設事業に対する債務負担行為で、平成21年度以降にわたるものについての平成20年度以降の支出予定額等に関する調書で、平成20年度以降の支出予定額は8億9,600万円であります。

432ページをお開きください。地方債の現在高の見込みに関する調書であります。平成20年度末の現在高見込額は、おおむね43億円となる見込みであります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（明智忠直） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第7号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況につきまして申し上げます。

平成20年1月末におけます江ヶ崎地区の状況につきましては、処理区域内人口1,442名に対しまして使用人口は1,031名であります。普及率71.5%となっております。琴田地区につきましては、処理区域内人口699名に対しまして使用人口440名となっております。普及率63.0%であります。

それでは、予算書のほうの433ページのほうをお開きいただきたいと思います。平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,154万3,000円と定めさせていただきました。前年度予算額5,217万2,000円に対しまして、1.2%の減であります。

次に、434ページをお願いいたします。434ページの歳入歳出予算から438ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明につきましては省略させていただきまして、439ページの歳入からの予算を順を追って説明させていただきます。

それでは、恐縮ですが、439ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金につきましては210万円で、前年度と同額であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区3件、琴田地区2件の受益者分担金を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料につきましては1,412万5,000円で、対前年度51万3,000円、3.8%の増であります。施設使用料につきましては、現に農業集落排水施設を使用しております世帯数及び新規に使用します世帯数を見込んでおります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区につきましては、使用戸数223戸及び新規3戸で985万1,000円を見込んでおります。琴田地区につきましては、使用戸数93戸及び新規2戸で427万4,000円を見込んでおります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3,531万4,000円で、対前年度114万2,000円、3.1%の減であります。これは歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものであります。

4款繰越金は科目設定でございます。

それでは、440ページをお開きいただきたいと思います。5款諸収入は科目設定であります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。

1款総務費、1項1目一般管理費は農業集落排水事業に係ります職員の人件費及び管理経費933万2,000円で、対前年度2万1,000円、0.2%の減であります。説明欄1の農業集落排水関係職員給与費は828万円、説明欄2の一般管理事務費は105万2,000円であります。

それでは、442ページをお開きいただきたいと思います。2款事業費、1項1目維持管理費につきましては1,781万1,000円で、対前年度94万3,000円、5.6%の増であります。説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,049万3,000円で、主なものは光熱水費312万円、修繕料270万円、維持管理業務委託料340万6,000円であります。続きまして、説明欄2の琴田地区排水施設維持管理費であります。731万8,000円で、主なものは光熱水費130万8,000円、修繕料250万円、維持管理業務委託料259万円であります。

2目資源循環事業費34万円につきましては、農業集落排水処理施設から排出されます汚泥

を肥料として還元するための費用であります。

444ページをお開きいただきたいと思います。2項1目工事費50万円は、江ヶ崎地区の道路舗装復旧のための工事請負費でございます。

3款公債費、1項1目元金1,476万3,000円、2目利子619万7,000円は、農業集落排水整備によります借入金の償還金であります。

4款繰出金210万円は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものであります。

5款予備費につきましては、50万円を計上させていただいております。

446ページをお開きいただきたいと思います。給与費明細書でありまして、職員数、給与費、共済費、職員手当等につきまして、対前年度との比較表でございます。

447ページから449ページ、これにつきましてはご覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

450ページをお開きいただきたいと思います。地方債の現在高に関します調書でありまして、表の右欄ですが、20年度末現在高見込額は3億1,461万4,000円であります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時29分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。業務の予定量は、給水件数を1万8,474件に、年間給水量を639万8,799立方メートルとし、1日平均給水量1万7,531立方メートルを予定いた

しました。主な建設改良事業としましては、配水管布設工事等に2億6,527万5,000円を予定いたしました。

次に、第3条で収益的収入及び支出を、2ページの第4条で資本的収入及び支出をそれぞれ記載額のとおり定めました。内容につきましては、5ページの実施計画により説明をいたします。

次は、3ページでございます。第5条は企業債でございます。20年度も引き続き給水区域内の施設の一体化と水質・圧力改善等を図るため配水管整備事業を行うために借り入れるもので、起債の目的、限度額等を定めたものです。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の流用できる項を定めるものでございます。

続いて、4ページをお開きください。第8条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第9条は、高料金対策等のため一般会計から受ける補助金を7,007万6,000円とするものであります。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を271万5,000円と定めるもので、これは量水器、水道メーターでございますけれども——の購入費となっております。

次に、5ページをお開きください。平成20年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款水道事業収益17億5,569万7,000円で、前年度に比べて5,845万6,000円、3.2%の減を予定いたしました。

1項営業収益16億2,564万2,000円の内訳につきましては、1目給水収益16億416万6,000円は水道料金で、有収水量を601万4,872立方メートル見込みました。

2目受託工事収益1,554万円は、下水道工事などに係る水道管切り回し工事の受託収益でございます。

3目その他営業収益593万6,000円は、一般会計からの消火栓維持管理負担金500万円及び宅内工事検査等の手数料となっております。

第2項営業外収益は1億3,005万5,000円を予定いたしました。この主な内訳について、1目他会計補助金7,007万6,000円は、一般会計からの高料金対策等としての補助金でございます。

2目補助金5,996万9,000円は、県からの市町村水道総合対策事業補助金となっております。

次に、支出でございますが、6ページをお開きください。1款水道事業費用は16億4,042万4,000円で、前年度に比べて2,028万4,000円、1.2%の減を予定いたしました。

1項営業費用14億6,012万円の主な内訳について、1目原水及び浄水費8億5,604万6,000円は受水費となっております。

2目配水及び給水費2億2,249万1,000円の主なものは、配水、給水施設維持管理運営費及び工務班職員の人件費などでございます。

3目受託工事費1,554万円は、先ほどの収入の欄の受託工事収益で説明いたしました下水道工事等に係る水道管の切り回し工事費となっております。

4目総係費1億3,158万3,000円は、管理棟の維持管理及び水道料金収納事務に係る費用並びに業務班職員の人件費などでございます。

5目減価償却費は2億3,445万円を予定いたしました。

2項営業外費用は1億7,343万6,000円を予定いたしました。内訳は、1目支払利息及び企業債取扱諸費1億6,073万9,000円、2目消費税及び地方消費税1,269万7,000円となっております。

3項特別損失は過年度損益修正損として386万8,000円を予定いたしました。

4項予備費は300万円を予定いたしました。

次は、7ページでございます。資本的収入及び支出の内訳でございますが、収入につきましては、1款資本的収入で2億6,957万3,000円、前年度に比べて1億2,740万円、89.6%の増を予定いたしました。

1項1目企業債1億6,930万円は、配水管の整備に充てる財源の一部として企業債を借り入れるものです。

2項1目出資金の6,950万円は、合併特例債活用事業収入として一般会計からの出資金を予定いたしました。

3項1目負担金の690万円は、消火栓設置に係る一般会計からの負担金となっております。

4項1目給水申込納付金は2,387万3,000円を予定いたしました。

支出につきましては、1款資本的支出は7億5,357万2,000円で、前年度に比べて1億5,692万5,000円、26.3%の増を予定いたしました。

1項1目拡張工事費2億6,527万5,000円は、給水区域内の施設の一体化と水質・圧力改善を図るための配水管布設工事等でございます。

2目固定資産取得費2,007万1,000円は、給水車の購入費と量水器の購入分となっております。

す。

2 項 1 目企業債償還金は 4 億 6,622 万 6,000 円を予定いたしました。

3 項 1 目予備費は 200 万円を予定いたしました。

大変恐れ入りますが、2 ページに戻らせていただきます。第 4 条の中ほどになります。この資本的収支の不足額 4 億 8,399 万 9,000 円につきましては、括弧書きに記載されておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,234 万 4,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 4 億 7,165 万 5,000 円で補てんをするものでございます。

次に、8 ページをお開きください。この表は平成 20 年度の資金計画となっております。当年度末の現金を 3 億 8,261 万 5,000 円と予定いたしました。

次の 9 ページから 12 ページまでは職員給与費関係の明細となっております、職員の各種支給要件などは一般会計の職員と全く同じでございます。

13 ページから 15 ページにつきましては、平成 20 年度末の予定貸借対照表となっております。予定では、15 ページ下段になりますが、平成 20 年度の純利益は 1 億 279 万 5,000 円、欠損金合計で 2 億 6,653 万 5,000 円となる見込みでございます。

16 ページから 20 ページにつきましては、平成 19 年度末の予定損益計算書及び予定貸借対照表でございます。予定では、20 ページ下段になりますが、19 年度で 1 億 4,768 万 8,000 円の純利益が見込まれるため、累積欠損金は減少し、欠損金合計では 3 億 6,933 万円となる見込みでございます。

以上で、議案第 8 号についての補足説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 9 号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第 9 号、平成 20 年度旭市病院事業会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条は総則であります。

第 2 条は業務の予定量であります。1、事業量の（1）事業計画ですが、（1）病床数は 956 床で、（2）患者数はイ、入院患者数 32 万 5,446 人、ロ、外来患者数 86 万 2,463 人を見込みました。また、（3）介護老人保健施設は、イ、入所者数 3 万 4,310 人、ロ、通所者数 7,097 人を見込みました。2 ページをお開きください。（4）養護老人ホームは、イ、入所

者数を1万7,994人、口、短期入所者数を1,095人、(5)特別養護老人ホームは、イ、入所者数を1万7,483人、口、短期入所者数635人、(6)ケアハウスは入所者数1万4,490人を見込んだところでございます。

2、資本的支出の(1)建設改良計画についてであります、(1)工事費15億6,135万円は再整備事業新本館建設工事やリニアック棟増築工事などを予定いたしました。(2)資産購入費10億5,250万円は、医療機械器具の購入やソフト開発費を予定いたしました。

3、職員計画は1,716人であります。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額及び第4条資本的収入及び支出の予定額についてであります、7ページからの実施計画により説明申し上げますので、7ページをお開きください。平成20年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります、収入につきましては、1款病院事業収益は312億626万7,000円を予定いたしました。

1項医業収益は283億1,141万1,000円を見込みました。主な内訳であります、1目入院収益は141億5,961万2,000円、2目外来収益は132億2,118万7,000円を予定いたしました。積算に当たっては、患者数、診療単価の実績や診療報酬改定とDPC導入による影響を勘案いたしました。

2項医業外収益は18億1,559万2,000円を予定いたしました。主な内訳であります、2目補助金1億5,513万6,000円は、臨床研修費補助金など病院の運営に対して国・県からの各種補助金であります。

3目負担金交付金13億2,569万8,000円は病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

なお、このほかに看護学校に1億2,129万2,000円、養護老人ホームに2,071万8,000円、ケアハウスに2,196万4,000円が組み入れられておりまして、市からの繰入金の合計は14億8,967万2,000円であります。

3項看護師養成事業収益1億7,412万6,000円は、看護学生157人の授業料、寄宿舎費、繰入金などであります。

次の8ページをお開きください。4項介護老人保健施設事業収益4億8,686万2,000円は、入所者、通所者の介護料などであります。

5項養護老人ホーム事業収益1億5,294万1,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などであります。

6 項特別養護老人ホーム事業収益 1 億9,922万円は、入所者の介護料などであります。

7 項ケアハウス事業収益6,611万4,000円は、入所者の使用料、事務費県補助金、繰入金などであります。

次に、支出でございますが、1 款病院事業費用は311億1,541万8,000円を予定いたしました。

1 項医業費用は282億5,225万9,000円を見込みました。主な内訳でございますが、1 目給与費133億4,533万6,000円は、病院職員に係る給与費であります。

2 目材料費96億8,018万3,000円は、薬品、診療材料、給食材料などであります。

3 目経費31億885万4,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などであります。

9 ページをお開きください。4 目減価償却費は19億1,734万8,000円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2 項医業外費用は15億1,759万2,000円であります。主な内訳でありますが、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 3 億8,431万1,000円、3 目雑損失 5 億4,650万7,000円、4 目繰延勘定償却 5 億4,794万2,000円などあります。

3 項看護師確保対策事業費用 3 億4,739万9,000円は、職員の給与費や学生の教育費、奨学金などあります。

次の4 項から7 項までは、いずれも各施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容であります。4 項介護老人保健施設事業費は 4 億8,976万4,000円、5 項養護老人ホーム事業費用は 1 億4,946万8,000円、6 項特別養護老人ホーム事業費用は 2 億2,203万7,000円、7 項ケアハウス事業費用は6,740万円あります。

次の10ページをお開きください。8 項特別損失1,949万9,000円は、リース契約していた一般患者様用有料駐車場機器に対する賃借料を一括支払いするものであります。

9 項予備費5,000万円を計上いたしました。

次に、11ページは資本的収入及び支出であります。

収入につきまして、1 款資本的収入は 5 億5,892万5,000円を予定しました。

1 項 1 目企業債 5 億5,000万円は、再整備事業に係る企業債借り入れであります。

2 項 1 目補助金787万5,000円は、医療機械購入に係る補助金であります。

3 項 1 目固定資産売却代金105万円を見込みました。

支出ですが、1 款資本的支出は40億8,390万円を予定いたしました。

1 項建設改良費は26億1,385万円を予定しております。そのうち 1 目工事費15億6,135万円

は、再整備事業新本館建設工事やリニアック棟増築工事などを予定したものであります。

また、2目資産購入費10億5,250万円は、医療機械器具購入8億4,000万円、ソフト開発費2億1,000万円などであります。

2項1目企業債償還金は14億7,005万円であります。

ここで、次に4ページに戻らせていただきます。第4条資本的収入及び支出の本文括弧書きであります。これは資本的収入5億5,892万5,000円、資本的支出40億8,390万円により生ずる不足額35億2,497万5,000円を損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補てんしようとするものであります。

第5条は、継続費について定めるものであります。再整備事業実施設計料総額3億1,395万円は平成19年、20年度の継続事業として予定したもので、年割額は平成19年度、1億7,440万5,000円、平成20年度、1億3,954万5,000円であります。また、平成20年度から22年度まで3か年の継続事業といたしまして、再整備事業新本館建設工事、総額183億8,586万4,000円を予定しております。これらの年割額は、平成20年度、5億5,383万3,000円、平成21年度、49億8,502万6,000円、平成22年度、128億4,700万5,000円であります。

5ページをお開きください。第6条は企業債について定めるもので、再整備事業新本館建設工事を目的として5億5,000万円の起債を予定いたしました。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項目を定めるものであります。

第9条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6ページをお開きください。第10条は、たな卸資産の購入限度額を110億2,500万円と定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおりリニアック棟の増築のほか、放射線治療システムの購入など10件を予定いたしました。

次に、12ページをお開きください。平成20年度の資金計画であります。一番下の行のとおり、年度末の差し引き残高を40億202万2,000円と予定いたしました。

次の13ページからは平成20年度予定貸借対照表であります。16ページの下から5行目の八、当年度末処分利益剰余金は、当期利益金を含め13億3,285万8,945円となる見込みであります。

以下、17ページからは平成19年度予定損益計算書、20ページからは平成19年度予定貸借対照表となっております。その後24ページからは給与費明細書、31ページからは実施計画内訳書、44ページからは継続費に関する調書、45ページは債務負担行為に関する調書となっております。

以上で、議案第9号についての補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 野口國男 登壇）

○国民宿舎支配人（野口國男） 議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条ですが、これは総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。新年度につきましては、客室改修工事と並行しての営業となりますので、工事期間別に客室数を定めております。4月から6月の客室数は、西館のみの営業となりますので22室、7月から8月は、シーズン中となりますので工事期間から外してありまして、客室数は新しくなる東館と西館を合わせまして40室での営業となります。9月から11月は新しい東館のみの営業で18室、12月からは全客室リニューアルとなりますので、30室すべて新しい客室としての営業が可能となります。

なお、広間数及び会議室数については、通年各1室となります。

次に、年間の利用者数でございますが、宿泊を1万4,600人、休憩を3,000人とし、1日平均利用者数を宿泊につきましては40人、休憩を8人と予定いたしました。

次に、2ページの第3条で収益的収入及び支出を、3ページの第4条で資本的収入及び支出を記載のとおり定めました。内容につきましては、実施計画により説明をいたします。

次に、4ページの第5条継続費は、資本的支出の建設改良費に施設改善事業として総額2億7,013万4,000円を計上するもので、この年割額は平成19年度に1億894万8,000円、平成20年度に1億6,118万6,000円を予定いたしました。施設改善事業の進捗状況については、継続費に関する調書により説明いたします。

第6条企業債は、起債の目的を施設改善事業、限度額を1億4,150万円、起債の方法を普通貸借または証券発行、利率を5%以内、償還の方法を借入れ先の融通条件によるとして定めるものでございます。

次に、5ページの第7条一時借入金、その限度額を1億円と定めるものでございます。

第8条は、職員給与費7,776万8,000円を議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第9条は、一般会計からの補助金を82万円と定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産購入限度額を5,363万8,000円と定めるものでございます。

7ページをお開きをお願いします。平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益を1億9,558万8,000円と予定いたしました。

第1項営業収益は1億9,318万8,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目利用収益1億7,542万3,000円は宿泊料及び食事料等でございます。2目売店収益1,566万円は土産品及び販売機等の売り上げでございます。3目その他営業収益210万5,000円は配膳料等でございます。

第2項営業外収益は240万円と予定いたしました。主な内容といたしまして、1目補助金82万円は市営プール維持管理に伴う一般会計からの補助金でございます。2目雑収益158万円は臨時職員の雇用保険料等でございます。

次に、支出でございますが、8ページをお開きをいただきたいと思います。第1款国民宿舎事業費用は1億8,690万8,000円と予定いたしました。

第1項営業費用は1億8,338万3,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目宿舎経営費1億6,479万6,000円は人件費、食事材料等でございます。2目減価償却費は1,842万1,000円を予定いたしました。3目資産減耗費は16万6,000円を予定いたしました。

第2項営業外費用252万5,000円は、1目企業債利息、2目繰延勘定償却費、3目雑支出、4目消費税を予定いたしました。

第3項予備費は100万円を予定いたしました。

次に、9ページをお願いいたします。資本的収入につきましては、1億4,150万円を予定いたしました。内容につきましては、施設改善事業に係る企業債でございます。

資本的支出につきましては1億7,954万円を予定いたしました。

1項建設改良費は1億7,108万5,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1目工事費1億5,040万円は客室改修工事等を予定いたしました。2目資産購入費2,068万5,000円は家具等の備品購入費を予定いたしました。

2項開発費745万5,000円は、商品開発や営業体制の見直し等、民間の経営手法導入を図る

ため、経営改善業務委託費を予定いたしました。

3 項予備費は100万円を予定いたしました。

ここで、3 ページに戻っていただきたいと思います。第4条でございます。括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,804万円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額855万円、当年度分損益勘定留保資金2,098万5,000円、建設改良積立金850万5,000円で補てんするものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。この表は平成20年度旭市国民宿舎事業会計資金計画でございます。年度末の現金を4,962万8,000円と予定いたしました。

次に、12ページから15ページは給与費明細書でございます。現在、「食彩の宿」実現を目指しまして経営改善に積極的に取り組んでおりますが、これまで高く推移してきました人件費率を公共の旅館にふさわしい水準まで下げる必要があります。旭市観光交流拠点施設として今後も健全な経営を維持していくため、損益勘定支弁職員数を現在の7名から2名減員し、5名に予定するものでございます。

次に、16ページから18ページまでは平成20年度末の予定貸借対照表でございます。18ページの中段でございますが、予定ではこの期間の純利益は13万円でございます。繰越利益譲与金と合わせまして188万6,000円が当年度末処分利益剰余金となる見込みでございます。

次に、23ページをお開きください。継続費に関する調書でございます。現在進めております施設改善事業の進捗状況を示しております。

19年度ですが、年度末に予定いたします支払義務発生額を9,156万6,000円と見込みました。継続費の総額に対する19年度分の進捗率は34%でございます。したがって、逡次繰り越しを1,738万2,000円予定しております。主な工事等の内容は、ダイニング工事、ラウンジ工事、耐震補強工事、外壁塗装工事、車寄せ工事及びダイニング用家具備品等の購入でございます。

20年度ですが、年度末に予定する支払義務発生額を1億7,856万8,000円と予定いたしました。継続費の総額に対する20年度分の進捗率は66%でございます。主な工事等の内容は、客室改修工事及び客室用家具備品の購入を予定しております。

なお、工事等の完了時期でございますが、本年11月末を予定しております。

以上で、議案第10号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第11号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 平野哲也 登壇)

○ 財政課長 (平野哲也) 議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。第 1 条は、歳入歳出予算からそれぞれ 5 億 4,100 万円を減額し、予算の総額を 257 億 9,000 万円とするものでございます。

第 2 条の繰越明許費と第 3 条の地方債の補正につきましては、後ほど別の表でご説明を申し上げます。

2 ページから 4 ページまでは歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略し、事項別明細書により説明いたします。

5 ページをお願いいたします。第 2 表の繰越明許費は、掲載しております各事業が年度内に終了しない見込みとなったことから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

6 ページをお願いします。第 3 表の地方債補正は、掲載しました 8 事業について限度額を変更するものでございます。一番上の広域営農団地農道整備事業につきましては 200 万円の減額で、県の事業費が確定したことによるものでございます。次の排水路整備事業で 2,770 万円の減額と 3 番目の旭中央病院アクセス道整備事業で 3 億 1,160 万円の減額は、事業費が減になったこととまちづくり交付金の配分額が増えたことによるものでございます。4 番目以降の小・中学校の改修事業等の減額は、安全・安心な学校づくり交付金の増によるものでございます。

次に、歳入について順を追ってご説明申し上げます。

9 ページをお願いします。9 款地方交付税で説明欄 1 番の普通交付税 1 億 631 万 3,000 円の追加は、交付決定額のうち留保財源としておりました 1 億 9,236 万 6,000 円の中から、今回の補正財源として必要な額を計上したものでございます。説明欄 2 番の特別交付税 1 億 5,189 万 6,000 円の追加は、交付額が増となる見込みとなったことにより補正するものでございます。

13 款国庫支出金の 1 項 1 目民生費国庫負担金で、説明欄 1 番の保険基盤安定負担金 14 万 5,000 円の減額は、対象事業費となる国保会計繰出金が確定したことによるものでございます。また、2 番の障害者自立支援給付費負担金 2 億 1,110 万 6,000 円の追加は、障害者自立支援法の改正により補助金から負担金へ科目を組み替えたことによるものでございます。

2 項 1 目民生費国庫補助金の自立支援給付費統合補助金 2 億 3,782 万 1,000 円の減額は、科目を負担金へ組み替えたことによるものでございます。

2 目衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金356万3,000円の減額は、合併浄化槽の設置補助に係る申請件数の減によるものでございます。

3 目土木費国庫補助金の 1 節道路橋梁費国庫補助金でまちづくり交付金1,744万円と3,356万円の追加は、排水路整備事業及び旭中央病院アクセス道整備事業に対する配分額が増えたことによるものでございます。

3 節住宅費国庫補助金で住宅・建築物耐震改修等事業費補助金312万6,000円の追加は、耐震改修促進計画の策定業務と一般住宅耐震診断の補助などが減となった一方で、公立保育所の耐震診断事業に対する補助が追加となったものでございます。

10ページをお願いします。5 目教育費国庫補助金で 2 節小学校費国庫補助金の3,120万9,000円と 3 節中学校費国庫補助金の 1 億943万9,000円の追加は、小・中学校校舎等の改修事業に対する安全・安心な学校づくり交付金が増えたことによるものでございます。

14款県支出金の 1 項 1 目民生費県負担金で、説明欄 1 番の保険基盤安定負担金939万7,000円の追加は、対象事業費の確定によるものでございます。また、2 番の障害者自立支援給付費負担金 1 億555万3,000円の追加は、国庫負担金と同様、科目の組み替えによるものでございます。

2 項 2 目民生費県補助金の自立支援給付費統合補助金 1 億1,891万円の減額は、科目の組み替えによるものでございます。

3 目衛生費県補助金で439万8,000円の減額は、国庫補助金と同様、合併浄化槽の申請件数の減によるものでございます。

4 目農林水産業費県補助金 2 億1,557万8,000円の減額は、鶏卵処理施設の整備に係る補助対象事業の範囲が限定されたことによるものでございます。

5 目土木費県補助金112万円の追加は、耐震改修促進計画の策定業務が補助対象となったことによるものでございます。

17款の繰入金で 1 項 2 目農業集落排水事業特別会計繰入金1,470万円の追加は、受益者分担金の増額分を繰り入れるものでございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金 4 億円の減額は、他の財源を確保できる見込みとなったことから、繰入額を縮小するものでございます。

2 目減債基金繰入金1,651万7,000円の追加は、市債の繰上償還に充てるものでございます。

4 目学校建設基金繰入金4,138万円の減額は、一連の海上中学校改築事業等が終了いたしました、今後の学校建設のために当初の取り崩しを取りやめ、このまま基金として残すも

のとしたものでございます。

12ページをお願いします。18款の繰越金は、留保財源としていた2億2,551万9,000円を全額計上するものでございます。

20款の市債は総額を5億5,610万円減額するもので、内容は第3表で説明したとおりでございます。

以上で、歳入の説明を終わりました、次に歳出に移ります。歳出につきましては、事業ごとに歳入で触れなかった内容をご説明申し上げます。

それでは、13ページをお願いしたいと思います。1款1項1目議会費の議員報酬の減額は、議員1名の減によるものでございます。

2款1項10目地域振興費の説明欄1番、コミュニティバス等運行事業87万3,000円の追加は、干潟地区ルートについて、12月までの損失額の増分と3月までの損失見込額を計上するものでございます。2番のバス路線維持対策事業93万円の追加は、路線バスの府馬線の経費が確定したことによるものでございます。

14ページをお願いします。3款1項2目障害者福祉費の説明欄1番、福祉タクシー利用助成事業136万3,000円の追加は、利用実績が増えたことによるものでございます。2番の自立支援給付事業5,639万9,000円の減額は、利用者が当初の見込みより減少していることによるものでございます。

4款1項4目環境衛生費の説明欄の1番、環境衛生事務費1,420万4,000円の減額は、東総地区広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理事業特別会計において、予定していた事業が中止となったことによるものでございます。

6款1項5目農地費の説明欄の1番、経営体育成基盤整備事業280万円の追加は、富浦地区と飯岡西部地区の県の事業費が確定したことによるものでございます。2番の広域営農団地農道整備事業281万2,000円の減額は、東総西部 期地区の県の事業費が確定したことによるものでございます。

16ページをお願いします。8款2項3目道路新設改良費の説明欄の1番、排水路整備事業1,800万円の減額は、工事費が減となったことによるものでございます。2番の旭中央病院アクセス道整備事業2億9,430万3,000円の減額は、用地費と補償費のうち年度内での執行が難しくなったものを翌年度の予算へ組み替えたことなどによるものでございます。

次に、下のページになりますが、10款2項1目学校管理費の説明欄の1番、小学校大規模改造事業5,635万6,000円の減額は、工事費が確定したことなどによるものでございます。

3 項中学校費の説明欄の 1 番、中学校大規模改造事業505万7,000円の減額と 2 番、海上中学校建設事業3,460万円の減額、それから次の18ページになります。3 番の第二中学校改築事業1,623万8,000円の減額は、いずれも工事費の確定等による減額でございます。

12款公債費の1,651万7,000円の追加は、市債の繰上償還を行うものでございます。これは国の要項に基づき、いわゆる政府系の資金の借入額のうち19年度の繰上償還分を今回の補正予算に計上するものでございます。

13款 2 項 2 目病院事業公営企業費の 1 億6,208万円の追加は、繰出金の算出に用いる普通交付税と特別交付税の算入見込額が増となったことにより補正するものでございます。

次の20ページをお願いします。これは給与費明細書でございます。

それから、最後の21ページをお願いしたいと思います。この表は地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。今回の補正額として 5 億5,610万円を減額することにより、19 年度末現在高見込額は267億2,896万4,000円となるものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで 3 時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 1 9 分

再開 午後 3 時 3 0 分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第12号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第12号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,238万円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億5,638万円とするものでございます。

2 ページと 3 ページは項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5 ページと 6 ページはそ

れを事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。事業勘定のうち歳入についてご説明申し上げます。

4款2項1目財政調整交付金につきましては、旭中央病院の医療相談室が実施しております保健事業等への国庫補助金が確定したことから、増額分の1,173万9,000円を計上するものでございます。

6款2項1目県財政調整交付金につきましても、国保診療施設への県からの補助金でありまして、国保会計を経由して旭中央病院へ200万円、中央病院附属の飯岡診療所へ30万円、滝郷診療所へ30万円交付されることが決定したことから、合計の260万円を計上するものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金につきましては、保険税の軽減分への繰り出しが当初の予定よりも上回る見込みとなったことから、858万7,000円を増額するものであります。

10款1項2目その他繰越金につきましては、歳入不足分6,912万6,000円を計上するものでございます。

続いて、8ページをご覧ください。11款3項5目の雑入につきましては、昨年の4月から人間ドックにかかわる費用が引き上げられたため、それに付随しまして当初よりも自己負担収入が見込めることになりましたので、32万8,000円を増額するものであります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。1款1項1目の一般管理費として増額する105万円につきましては、医療制度改革に伴うコンピュータプログラムの修正費用として計上するものでございます。

3目の保健衛生普及費として減額する1,533万6,000円につきましては、直診施設への国からの補助金の関係となりますが、19年度より科目更正をしまして、9款の諸支出金より支出すべく、ここでは減額するものでございます。

6款1項1目の保健事業費につきましては、歳入のところでもお話しいたしましたが、人間ドックにかかわる費用が引き上げられたことによりまして、当初よりも支出が上回るため、219万1,000円を増額するものでございます。

9款1項3目の償還金につきましては、18年度で概算でいただいております医療費にかかわる国庫負担金でございますが、精算による返還金といたしまして7,983万4,000円を計上するものでございます。

3 項 1 目の直営診療施設勘定等繰出金につきましては、国保会計を経由しまして国及び県から直営診療施設へ交付される補助金でありまして、2,464万1,000円を計上するものであります。その内訳でございますが、直営診療施設への補助金として滝郷診療所へ30万円、旭中央病院本体と附属の飯岡診療所へ230万円、同じく旭中央病院の医療相談事業への補助として1,416万6,000円、また同じく旭中央病院のレントゲン施設整備への補助として787万5,000円となっております。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

- 農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第13号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正につきましては、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,470万円を追加し、予算の総額を6,687万2,000円とするものであります。

次の2ページ、3ページは各款ごとの補正で、5ページ、6ページにつきましては歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。内容につきましては、7ページ以降の各項目ごとにご説明を申し上げます。

それでは、7ページのほうをお開きいただきたいと思います。最初に、歳入につきましてご説明を申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目受益者分担金につきましては1,470万円であります。

8 ページのほうをお開きいただきたいと思います。歳出につきましてご説明いたします。

4 款繰出金、1 項 1 目繰出金1,470万円は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものであります。本年度の受益者分担金が当初予算を超えましたので、補正するものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

- 水道課長（堀川茂博） 議案第14号、平成19年度旭市水道事業会計補正予算（第1号）につ

いて補足説明を申し上げます。

今回の補正は、企業債の借り換えによる補正でございます。本年度も昨年度に引き続き、公営企業金融公庫資金の年利 6 % 以上を対象に借り換え措置が講じられました。水道事業会計におきましては、昭和60年度に借り入れました年利6.9%の未償還元金2,435万4,499円のうち2,420万円が年利2.15%で借り換えられることになりましたので、企業債償還金に不足を生ずるため、補正を行うものです。

内容について説明を申し上げます。

初めに、予算書の 1 ページをお開きください。第 2 条は資本的支出の補正を行うものです。第 2 項の企業債償還金に借り換えに伴い支払いの生ずる未償還元金2,435万5,000円を追加し、補正後の予定額を 6 億2,100万2,000円とするものです。

第 3 条は、起債の目的、限度額等を改めるものです。配水管整備事業に係る限度額につきましては、施工方法の変更等により工事費の削減が図られましたので、限度額を減額し、借換債を新たに追加したものです。

次は、3 ページをご覧ください。平成19年度旭市水道事業会計補正予算実施計画となっております。これにつきましては、前段で説明したとおりの内容でございます。

次に、4 ページをお開きください。平成19年度旭市水道事業会計補正予算資金計画となっております。18年度決算とこの補正によります受入・支払資金を補正し、年度末の現金残高を 5 億2,460万円と予定するものでございます。

なお、この借り換えによって軽減される利息は約116万円となります。

以上で、議案第14号について補足説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第15号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算（第 2 号）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条は総則であります。

第 2 条は収益的収入の予定額の補正で、1 款病院事業収益の既決予定額303億4,324万4,000円に 1 億6,208万円を増額し、305億532万4,000円に補正しようとするものであります。これは一般会計からの繰入金の増額によるものであります。

内訳については、9 ページの実施計画内訳書にてご説明申し上げますので、9 ページをお

開きください。病院への繰入金として、１款２項医業外収益の３目１節負担金交付金を１億5,840万3,000円増額し、12億8,801万円を予定いたしました。また、看護学校への繰入金として、１款３項看護師養成事業収益の１目３節負担金交付金を367万7,000円増額し、１億2,692万6,000円を予定いたしました。

それでは、１ページにお戻りください。第３条は資本的収入の予定額の補正で、１款資本的収入の既決予定額682万5,000円に2,641万7,000円を増額し、3,324万2,000円に補正するものであります。これは国庫補助金の交付額決定により増額したものであります。

以上で、議案第15号についての補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 野口國男 登壇）

○国民宿舎支配人（野口國男） 議案第16号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第２号）について補足説明を申し上げます。

予算書の１ページをお開きをいただきたいと思います。第１条は、補正予算を定める総則でございます。

第２条は、予算第３条に定めました収益的支出の予定額の補正を定めるものでございます。内容につきましては、３ページをお開きください。平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第２号）実施計画でございます。

今回の補正は、収益的支出について642万3,000円を追加するものでございます。内訳につきましては、第１項営業費用のうち第１目宿舎経営費642万3,000円の追加でございまして、経営改善対策を実施したことによる臨時職員の賃金を追加するものでございます。

次に、１ページに戻っていただきたいと思います。第３条は、議会の議決を経なければ流用できない職員給与費について補正を定めるものでございます。内容につきましては、ただいま説明したとおり経営改善対策を実施したことによる臨時職員の賃金が追加となったため、職員給与費に追加補正を加えるものでございます。

次に、４ページをお願いいたします。この表は平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第２号）資金計画でございます。補正後における当年度末の現金を6,259万3,000円と予定するものでございます。

次に、５ページから７ページまでは平成19年度末の予定貸借対照表でございます。

７ページの下段になりますけれども、今回の追加補正によりまして、年度末に予定いたし

ます税込み利益は48万3,000円となりますが、税抜きでは590万5,000円の純損失となります。この純損失については、前年度からの繰越利益剰余金766万円を充てる予定でございます。したがって、当年度末処分利益剰余金は175万5,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第16号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第17号について、企画課長、登壇してください。

（企画課長 加瀬正彦 登壇）

○企画課長（加瀬正彦） それでは、議案第17号、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の制定によりまして、現在、千葉県と県内市町村が共同でシステム運用を進めております「ちば電子申請・届出システム」、これを活用できることとなります。条例や規則等に基づく行政手続等で現状では書面をもって行われている申請、届け出等につきまして、オンラインでの手続も可能とするものでございます。

また、本条例制定の根拠でございますが、国におきまして行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、これは平成14年に制定されております。この第9条第1項におきまして、「地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない」、そのように規定されております。この法律の規定に基づき、旭市においても市民が行政手続をする際にオンライン化を可能とする条例を制定するものでございます。

それでは、条文の内容についてご説明申し上げます。1枚めくっていただきまして、条例案をご覧くださいと思います。

まず、第1条でございます。これは目的でございます。先ほど申し上げましたとおり、オンライン手続ができるように定めることにより、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図る等、条例制定の目的について規定しております。

第2条では、この条例で用いる用語について規定しております。

第1号でございますが、適用を受ける条例等の範囲を規定しています。市の条例、規則、これには規程や地方公営企業法に基づく企業管理規程も含まれます。加えて、法や県条例等によりまして市が処理することとされております事務についても含まれることとなります。

第2号では、市の機関、これを規定しております。例えば市、公営企業、教育委員会、議

会、農業委員会等、そういったものが含まれることとなります。

第3号では書面等の考え方、第4号では署名等を説明しております。

以下、それぞれの用語につきましては記載のとおりでございますので、省かせていただきます。

次のページになります。第3条でございます。電子情報処理組織による申請等で、市民がインターネットに接続されたパソコンを用いて市の機関に対する申請、届け出の手続を行うことができるよう規定しております。

第4条は、電子情報処理組織による処分通知等でございます。証明書を発行するなどの処分通知を市の機関が電子情報処理によりできるよう規定をしてある条文でございます。

右側のページに移りまして、第5条になります。電子記録による縦覧等を行うための必要な事項について規定しております。

続いて、第6条ですが、電磁的記録による作成等で、作成された電磁的記録が他の条例などで規定された書面と同等の効力を有するようになること、それを規定しております。

次のページになります。第7条でございます。手続等の事務に供される情報システムの整備の推進及びその安全性、信頼性の確保等、そういったものについてここでは規定しております。

第8条でございます。手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表を毎年度行うよう、ここで規定しております。

第9条は委任規定になります。

最後に、規則で公布の日から起算して6月を超えない範囲内で施行するものとしております。これは市で使用を予定しております「ちば電子申請・届出システム」の供用開始日、これが他の市町村と調整した後に決定されるため、未定としております。今のところ8月1日以降になる予定で、それを想定したものとしてこういった書き方をさせていただきました。

なお、本条例につきましては、「ちば電子申請・届出システム」を利用する団体がほぼ共通の条項により制定する予定でございます。

また、細部につきましては、この後、施行規則を制定する予定であるということで、以上、簡単ですけれども、議案第17号の補足説明といたします。

○議長（明智忠直） 企画課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第24号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

- 保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案につきましては、医療制度改革に伴い、現行の老人保健制度が平成20年度より後期高齢者医療制度に切り替わることから、新たに制定するものでございます。

初めに、第1条でございますが、事業主体である千葉県後期高齢者医療広域連合が条例で定めるもののほかは本条例で定めるという記載であります。

第2条では、旭市が行う事務を明記するものであります。ここに第1号から第8号までございますが、総括しますと、葬祭費を初めとする申請書類の受け付けや保険料の徴収事務が主なものとなります。

第3条ですけれども、保険料を徴収する対象者の明記でありまして、第1号から第4号まで、いずれも旭市に住所を有することが基準となっております。

第4条においては、保険料の普通徴収にかかわる納期の記載でありまして、7月から翌年の2月まで8期に分けて徴収するというものであります。

第5条におきましては、国保税同様、延滞金を徴する規定となっております。

第6条は、規則等への委任規定となっております。

第7条から第9条までについては、被保険者が虚偽または不正な行為をした場合の罰則規定となっております。

続いて、附則の説明に入らせていただきます。

第1条は、施行期日でありまして、本年4月1日からということであります。

第2条ですが、これは被用者保険の被扶養者のことでありまして、その方々の保険料については平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減とする国の施策によりまして、該当者にかかわる普通徴収においては10月を第1期として徴収を開始するという特例の設定であります。

第3条は、保険料の延滞金の率のことでありまして、納期限の翌日から起算して1か月を経過するまでの期間については、本則では年7.3%となっておりますが、公定歩合が年3.3%を下回っている場合には、特例としてその差を下げるというものであります。

なお、この措置は国保税も同様の取り扱いとなっております。

最後に、附則の第4条であります。これは旭市行政組織条例の一部を改正するものでありまして、後期高齢者医療制度の発足に伴い、保険年金課が所管する事務のうち、これまで「老人医療」としていました名称を「後期高齢者医療」と改めるものであります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第24号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、医療制度改革に伴い、平成20年度から老人保健該当者の脱退あるいは健診事業の義務化等、幾つかの変更がなされるため、所要の改正を行うものであります。

まず初めに、第2条第1項第4号ですが、これは国保運営協議会委員のうち被用者保険等からの選出委員を削ることでありまして、その根拠を申し上げますと、これは退職被保険者に係る医療費がもとの社会保険等から拠出されているためですが、現在、旭市においては該当者が3,000名を超えております。しかし、平成20年度においては、国の制度改正により満65歳未満の退職被保険者のみでカウントすることになり、その該当者が委員設置基準の1,500名をだいぶ下回りまして、800名程度になってしまいます。そこで、今後も絶対数に満たないことから削るものであります。

続きまして、第4条の関係ですが、第1号及び第2号については、乳幼児の医療費にかかわる一部負担金が2割であることは変わりございませんが、これまでは3歳未満を対象にしておりますものを、法律改正に伴い、6歳到達年度いっぱい引き上げるものであります。

次に、第3号ですが、これも同様に法律改正に伴いまして、満70歳以上の方で医療費の一部負担金が1割で済んでいる方を2割に引き上げるものであります。しかし、国の施策により、一部負担金は1割で1年間凍結される見通しであります。

続いて、第4号ですが、ここでは満70歳以上の方でも一定額以上の所得のある方の一部負担金については、引き続き3割負担であるというものでございます。

第5条は、国家公務員共済組合法においては、出産育児一時金の支給の解釈に準じて葬祭費も行うという文言の追加となっております。

第6条については、これまで老人保健該当者も国保被保険者であったことから、おのずと亡くなれますと国保会計から葬祭費を支払っていましたが、平成20年度からは後期高齢者医療広域連合で支払うこととなり、国保会計からは支払わないというものでございます。

最後に、第8条の改正ですが、これまで市で行ってありました基本健診に代わり、平成20年度からは各医療保険者による特定健診等の実施が義務付けられることから、それらに対応した文言の修正となっております。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第19号、議案第20号、議案第34号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 議案第19号、第20号及び第34号について補足説明を行います。

最初に、議案第19号は、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定についてであります。

近年、不審者による子どもたちへの犯罪が多く発生しており、また詐欺による高齢者の被害も後を絶ちません。このような中、平成16年3月には県において千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例が制定され、以後、県内の各市町村でも同趣旨の条例が順次制定されており、現在、県内の56団体中36団体で制定済みであります。このことから、本市においても市民の生活安全意識の高揚を図り、市、市民、事業者が一体となって自主防犯組織づくりなどの防犯対策を推進していくことにより、犯罪や事故を未然に防止し、もって安全で安心な旭市を作ろうとするものであります。

次に、各条文について説明いたします。

第1条は、今申し上げましたこの条例の目的を定めるものであります。

第2条は、用語の定義でございます。

第3条は、基本理念を定めるものでありまして、良好な地域社会の形成、基本的人権を侵害しない配慮、さらに市と市民等及び事業者の適切な分担のもとでの協働が必要としております。

第4条は、市の責務を定めるものであります。

第5条は、市民等の責務を定めるものであります。

第6条は、事業者の責務を定めるものであります。

第7条は、啓発活動の推進等についてであります。

第8条では、高齢者、障害者、児童等への配慮を規定するものであります。

第9条では、市の公共施設の整備に当たっての措置を規定するものです。

第10条では、土地または建物の所有者、管理者等の措置を規定するものであります。

第11条では、関係行政機関等に対する協力要請を規定するものです。

第12条では、自主防犯組織の活動に対する必要な支援を定めるものであります。

附則は、条例の施行日を平成20年4月1日とするものです。

以上が、議案第19号です。

次に、議案第20号は、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うものですので、条例の説明に入ります前に、法律の改正内容について説明いたします。

この改正は、少子化対策の一環として、長期間にわたる育児と仕事の両立を一層容易にするための制度として、新たに育児短時間勤務制度を導入するものです。これまでの育児休業制度には、育児休業と部分休業の二つの制度がありました。育児休業は職員が一定の期間完全に仕事を離れる休業で、その間は給料が支給されません。また、部分休業は1日2時間以内の休業が取得できるというものです。新たに導入されました育児短時間勤務制度は、職員が育児休業のように職務を完全に離れることなく、また部分休業よりもさらに短い勤務をすることができるようにするもので、対象となる職員は小学校入学前の子を養育する職員となります。

勤務の形態は法律で定められておりまして、一般的な勤務をする職員では、1週間の勤務時間を20時間から25時間とする四つのパターンから選択して勤務ができることになります。また、育児短時間勤務の職員の業務を補う趣旨で、非常勤の任期付職員を採用できるようになっております。そのほか、この制度の導入に併せまして、部分休業の対象となる子の年齢が3歳未満から小学校入学前までに引き上げられております。

以上の法律改正に関連する旭市職員の育児休業等に関する条例と旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の二つの条例の改正を行いますが、二つの条例を一つの条例で改正するために、条立ての構成といたしまして、第1条で旭市職員の育児休業等に関する条例を、第2条で旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正いたします。

それでは、条例の内容を説明いたします。

まず、改正条例第1条の旭市職員の育児休業等に関する条例の改正でございますが、主なものをご説明いたします。

条例案の1ページ目をご覧ください。3行目からの第1条から第7条までの改正は、条文整理です。

2ページ目の2行目、第8条の改正は、職務復帰後の号給の調整期間を「2分の1」から「100分の100」とするものです。

2ページ目の中ほどになります。第12条と第11条の改正は条文整理でありまして、第12条を第22条といたします。第11条を第21条といたします。第8条の後に10条分のあきを作るために、後ろのほうから改正を行っております。

第10条の改正は、部分休業の要件を緩和しまして、併せて部分休業の対象を小学校就学前

までに改められたことに伴う規定の整備を行うもので、同条を第20条といたします。

第9条の改正は、部分休業をすることができない職員を定めるものでありまして、同条を第19条とするものです。

3ページ目から8ページの上の表まで、第8条の次のあけたところに新たな第9条から第18条までの10条を加えます。これらは育児短時間勤務に関する条文ですが、制度の基本となる勤務形態等は法律で定められておりますので、条例では法律で「条例で定める」とされている部分のみの規定となります。

第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員を定めるものです。

第10条は、一たん育児短時間勤務を終了いたしますと、その後1年を経過しないと、条例で定める事情が無い場合には育児短時間勤務をすることができないと法律に定められておりますが、その特別の事情を定めるものです。

4ページになります。第11条は交替制勤務職員のための育児短時間勤務の形態を定めるものです。

5ページ目です。第12条は、育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求の規定です。

第13条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由を定めるものであります。

第14条は、法律では育児短時間勤務が失効、取り消しになった場合でも、条例で定める事情があるときは、その職員に引き続き育児短時間勤務と同様の勤務をさせることができるとされておりますが、その事情を定めるものです。

第15条は、第14条により育児短時間勤務と同様の勤務をさせる場合の通知についての規定です。

第16条は、育児短時間勤務の職員の給与について、給与条例の読み替え規定を定めるものです。

7ページ目になります。第17条及び第18条は、育児短時間勤務の職員の補充として採用する任期付の短時間勤務職員の任期の更新とか給与について定めるものです。

続いて、8ページ目に移りまして、表の下の方、改正条例第2条の旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について説明いたします。

第2条の改正は、第2項で育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間、第3項で育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の勤務時間を定めるものです。

第3条の改正は、育児短時間勤務職員等の週休日と勤務時間を定めるものです。

9 ページ目の上から 3 分の 1 くらいのところです。第 4 条の改正は、特別の形態によって勤務する育児短時間勤務職員等の週休日を定めるものです。

第 8 条の改正は、育児短時間勤務職員に宿日直勤務それから超過勤務を命ずることができる場合を定めるものです。

第13条の改正は、育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の付与日数について規則で定める旨を定めるものです。

10 ページ目です。附則でございます。第 1 項は、本条例の施行日を平成20年 4 月 1 日とすること、第 2 項は所要の経過規定を定めるものでございます。

以上が、議案第20号です。

続いて、議案第34号、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

協議の背景についてご説明いたします。

消防救急無線については、デジタル化への移行と大規模災害等に際しての広域的な消防活動に備えまして、県内全域での広域化、共同化が必要とされております。さらに、県の防災行政無線との共用をいたしますと、整備管理経費の節減に大きく寄与いたしますので、県の市長会及び町村会におきまして総合事務組合で共同処理する事務とすることで合意いたしました。その結果、今回、議会の協議をするに際しまして、議会の議決をいただくものでございます。

以上で、議案第19号、第20号及び第34号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第21号、議案第27号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 議案第21号及び第27号について補足説明を申し上げます。

議案第21号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、所管の課が複数にまたがりますので、私のほうから説明を申し上げます。

別表 1 のその 1 の改正は、飯岡福祉センター、健康増進センター及びあさひ健康福祉センターの使用料について見直しを行うもので、現行の使用料は合併前の旧市町の料金体系となっており、市内の他の施設との利用の不公平感を無くすために所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、区分体系を飯岡福祉センターにつきましてはあさひ健康福祉センターに、

また健康増進センターにつきましては市内の社会体育施設に合わせ、単位の見直しと使用料を施設の規模、設備の状況等を勘案し、改正前は実質的に無料となっていたものの有料化を図るものでございます。

別表１その１の飯岡福祉センターの浴室とふれあい広間の使用料を一般は１日当たり200円に、また新たに月単位での使用料を加え、１か月当たり1,000円に、小学校、中学生、高校生は一般の半額に、団体は一般で20人以上とし、１人当たりの使用料は１日当たり150円に改めるものでございます。

また、備考欄では、１か月当たりの使用料は市民を対象にした月極会員に適用することとしたものでございます。

次に、健康増進センターでは、海上健康増進センターのトレーニングルームと温水プールの使用料を一般は１回当たり400円に、また新たに月単位での使用料を加え、１か月当たり2,000円に、高校生は一般の半額にするものでございます。

備考欄は、１か月当たりの使用料を月極会員に適用することと、現行と同じく市民以外が使用する場合の使用料を５割増しとしたものでございます。

いいおかけんこうセンターのフィットネスルームの使用料を一般は１回当たり200円に、また新たに月単位での使用料を加え、１か月当たり1,000円に、高校生は一般の半額に改めるものでございます。

また、備考欄は海上健康増進センターと同様となります。

あさひ健康福祉センターは、団体の人数を30人から20人に、備考欄は月極会員の対象を市民に改めるものでございます。

また、附則で施行の時期を市民の周知期間等を考慮し、７月１日とするものでございます。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第27号でございます。

議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、昨年４月に都営住宅で発生した暴力団による立てこもり発砲事件を契機に、公営住宅における暴力団排除の基本方針が国土交通省より示され、警察との連携及び協力により、この対策に臨むこととされました。これを受け、市営住宅に暴力団員の新たな入居を制限し、また既存入居者が暴力団員であることが判明した場合は明け渡し請求を行い、市営住宅から暴力団員を排除していこうとするものでございます。

条例の改正点について申し上げます。

目次中の改正は、第45条及び第46条が増えるため、第45条を第47条に改め、第4章罰則を追加し、第46条を第48条に改めます。

第6条の改正は、入居者の資格に5号として「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。」を加えるものでございます。

第7条の改正は、入居者資格の特例として、前条の改正により2項中の「第5号」を「第6号」に改めます。

第42条の改正は、住宅の明け渡し請求に第5号として、「入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。」を加えるものでございます。

第45条の改正は、意見聴取として入居者の決定、同居者の承認または入居の承継の承認をする場合において、必要があると認めるとき及び住宅の明け渡し請求において、暴力団員に該当するかについて千葉県旭警察署長の意見を聴くことができるものとするものであります。

第46条の改正は、千葉県旭警察署長は市営住宅の入居者または同居者が暴力団員と認められるときは、市長に対し意見を述べることを規定したものでございます。

以上で、議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第22号、議案第23号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

○社会福祉課長（在田 豊） 議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

海上地区にあります幾世児童遊園は、平成18年度末に地元消防団の消防庫が敷地内に建設されたことによりまして、児童遊園としての機能が果たせない状況から、地元、幾世区の同意を得ましたので、廃止をするものでございます。

続きまして、議案第23号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

老人保健法が改正されたことによりまして、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第2条第2項で規定する医療費の助成を受けることができない者に該当しなくなったため、条文から削除をするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、健康管理課長、登壇してください。

（健康管理課長 小長谷 博 登壇）

- 健康管理課長（小長谷 博） それでは、議案第25号、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

健康増進センターの利用者の範囲については、本市に住所を有する者に限っていたものを市外の者にも利用できるよう改正するものであります。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の第6条の使用の範囲を使用の許可に改め、第7条に使用の制限を設けるものであります。

また、施行の時期を市民への周知を考慮し、7月1日とするものでございます。

以上で、議案第25号の補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第26号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

- 農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第26号、旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

原油価格の高騰等によりまして、漁業を取り巻く環境は近年、その厳しさを増しております。漁業経営者の苦慮が続いておる現状であります。そのため漁業支援の必要性が生じまして、旭市漁業近代化資金利子補給条例の第3条で規定されております利子補給期間を3か年から10か年に改め、漁業経営を資金面からバックアップし、漁業の活性化を図るものであります。

なお、本条例改正の施行日につきましては、本年4月1日を予定しております。

以上で、議案第26号の補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第28号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 及川 博 登壇）

- 学校教育課長（及川 博） 議案第28号、旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、平成19年12月26日施行の学校教育法等の一部を改正する法律が学校種の規定順序

を変更し、幼稚園から規定したことなどに伴い、大幅な条項移動が生じたことから、同法を引用している旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の第1条中に条ずれが生じたために、所要の改正を行うものであります。

以上で、議案第28号の補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第29号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

- 水道課長（堀川茂博） 議案第29号は旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、市の一般職員に準じて企業職員の給与の基準について所要の改正を行うものでございます。

第18条の改正は、育児と仕事の両立ができるだけ可能となるように、育児のための部分休業の対象となる子が「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改められたことにより、年齢を引き上げるものです。

第22条の規定は、育児短時間勤務制度が導入されることにより、育児短時間勤務職員の業務を補うために採用する短時間の非常勤職員については、扶養手当及び住居手当を支給しないことを規定するものでございます。

以上、議案第29号について補足説明とさせていただきます。

- 議長（明智忠直） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第30号、議案第31号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 伊藤敬典 登壇）

- 病院事務部長（伊藤敬典） 議案第30号及び第31号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第30号ですが、これは旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、市の一般職に準じて所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第31号であります。病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、主な改正点は、各種診断書や証明書等の料金について見直しを行い、その適正化を図るものであります。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第32号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

(国民宿舎支配人 野口國男 登壇)

- 国民宿舎支配人(野口國男) 議案第32号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、本年中に施設改善事業における客室工事の完成が見込まれるため、旭市国民宿舎使用料条例の別表中に定める宿泊料の改正を行うものでございます。

初めに、客室工事計画についてご説明いたします。

客室工事計画については、4月から6月までの3か月間で施設中央より東側客室、7月、8月のシーズン中は工事期間から外しまして、9月から11月までの3か月間で西側客室の改修を行う予定となっております。この工事の進捗に合わせまして、宿泊料の改正を行うものであります。

本改正条例第1条からご説明いたします。

第1条は、7月から適用する料金表でございます。その1は、施設中央より西側の客室を現行のままの料金とし、その2で6月末に完成する施設中央より東側の客室に適用する新料金表を載せております。

次に、第2条は11月末に全客室の工事が完了しますので、12月から適用する新料金表のみを載せております。

それでは、新料金表についてご説明いたします。

第2条の別表が新料金表となりますので、この表をご覧をいただきたいと思います。

今回の改正でございますが、客室改修後の洋室18室、和室12室の合わせて30室について宿泊料を設定するものでございます。それぞれ利用定数に見合う大人1人1泊の料金5,250円を標準として、料金体系を定めたものでございます。料金の決定に当たっては、施設の改修と経営改善対策によって、季節に左右されない魅力ある宿舎として健全な経営が計画可能となりますので、公営企業として独立採算経営を基本に、企業償還計画をはじめ新たな維持管理体制による販売管理費等を盛り込んだほか、リニューアル工事を実施した他の国民宿舎の運用例についても参考にしております。

1人1泊を基本として、改正後の内容を申し上げます。

初めに、洋室の宿泊料でございますが、定数2名以上の場合は、大人5,250円、小学生4,200円、幼児2,100円と定めるものでございます。この洋室利用が1人の場合は、大人6,300円、小学生5,250円、幼児は同じ2,100円とするものでございます。

次に、和室のほうですが、定数の 3 人または 4 人の場合は、大人 5,250 円、小学生 4,200 円、幼児 2,100 円と定めるものでございます。この定数を下回る 2 人の場合は、大人 6,300 円、小学生 5,250 円、幼児 2,100 円とするものでございます。1 人での利用については、大人 7,350 円、小学生 6,300 円、幼児 2,100 円とするものでございます。

なお、和室を 5 人以上で利用する場合ですが、大人 4,200 円、小学生 3,675 円、幼児 2,100 円とするものでございます。

次に、この料金表の運用につきまして、備考欄を設けております。

1 は、1 泊の利用時間を午後 3 時から翌日の午前 10 時までとする規定です。

2 は、幼児が独立して寝具を使用しないときは無料とする規定でございます。

3 は、シーズン料金として大人 1,050 円、小学生 840 円、幼児 525 円を加算する規定でございます。シーズンの定義は、繁忙期として 4 月 28 日から 5 月 4 日まで、夏季として 7 月 20 日から 8 月 31 日まで、年末年始として 12 月 28 日から翌年 1 月 5 日までを規定するものです。この定義の中で、繁忙期として 4 月 28 日から 5 月 4 日までの設定は、新たに採用した規定でございます。

4 は、繁忙期、夏季、年末年始を除く休前日においては、大人 1,050 円、小学生 840 円、幼児 525 円を加算する規定でございます。

5 は、夕食及び朝食を利用しない場合、大人 1,050 円、小学生 840 円、幼児 525 円を加算する規定でございます。

6 は減免規定でございまして、次の条件のいずれかに該当するときは、宿泊料の 1 割相当額を減額する規定でございます。その一つとして、市内に住所を有し、住所を確認できる書類等を提示した場合でございます。主に各種免許証、保険証等の関係書類の提示を指すものでございます。二つ目は、心身に障害があり、別に定める書類を提示した場合でございます。主に身体障害者手帳、療育手帳等の提示を指すものでございます。

7 はやはり減免規定でございまして、旭市国民宿舎の利用を促進するため特に必要があると認めた場合、宿泊料の 3 割を超えない範囲内で減額する規定でございまして、主に学生の合宿等を指すものでございます。

以上が、改正の内容でございます。

したがって、参考までに 1 泊 2 食付きの標準料金を申し上げます。A コースの夕食を選んだ場合でございます。大人 1 万 650 円、小学生 9,450 円となります。B コースの夕食を選んだ場合、大人 1 万 2,225 円、小学生 1 万 1,025 円となります。C コースの夕食を選んだ場合、

大人 1 万 3,275 円、小学生 1 万 2,075 円となります。このほか定食コースも用意しておりまして、これを選んだ場合は大人 8,550 円、小学生 7,350 円となります。

なお、附則でございますが、施行日についての規定でございます。条例中、第 1 条の規定を 7 月 10 日から、第 2 条の規定を 12 月 10 日からとするものでございます。

以上で、議案第 32 号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第 33 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第 33 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

平成 18 年 3 月に介護保険条例の一部改正を行い、その改正条例の中で、平成 18 年度及び 19 年度の激変緩和措置について規定いたしました。今回の一部改正は、この平成 18 年度の改正部分をさらに改正することとなりますので、議案が「一部を改正する条例の一部を改正する条例」ということになります。

激変緩和措置は、平成 17 年度の税制改正に伴い所得段階が変更となり、急激に保険料が上昇する者に対して、平成 18 年度と 19 年度の 2 か年軽減措置を実施するもので、平成 20 年度には保険料は本則賦課をすることとなっております。しかしながら、厚生労働省で開催されている有識者会議、介護保険料の在り方等に関する検討会において議論された結果、平成 20 年度にも激変緩和措置の継続が必要との意見が出され、所要の政令の改正がなされました。これを受けまして、旭市も激変緩和措置を平成 20 年度まで継続させることができるよう、所要の改正を行うものです。

それでは、条文についてご説明いたします。

附則第 3 条の見出し中、「及び平成 19 年度」を「から平成 20 年度までの各年度」に改めまして、激変緩和措置を平成 20 年度まで継続いたします。3 項の 1 号から次のページの 7 号までは、各所得段階の年額の保険料を明記したものです。

なお、この保険料は平成 19 年度と同額であります。

附則において、施行日を平成 20 年 4 月 1 日としています。

また、この激変緩和措置の継続によります影響であります。平成 20 年度における対象者数は約 2,300 人、保険料は約 930 万円の減額を見込んでおります。

ちなみに、千葉県内の状況を申し上げますと、昨年 12 月の意向調査では、56 市町村のうち

1市を除く55市町村で激変緩和措置を継続予定とのことでありました。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第35号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 米本壽一 登壇）

- 建設課長（米本壽一） 議案第35号、市道路線の認定及び廃止について補足説明を申し上げます。

新規に認定する7路線のうち、整理番号1、2、4の路線はほ場整備事業完了により、整理番号5の路線は市の道路整備により、整理番号6及び7の路線は土地開発行為により市に帰属された道路であり、市道認定要件を満たすため認定するものです。

なお、整理番号3の路線は、海上中学校建設に伴い廃止する2路線、整理番号1及び2のうち整理番号2の4055号線を短くして再認定するものです。

以上で、議案第35号、市道路線の認定及び廃止についての補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第36号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 島田和幸 登壇）

- 都市整備課長（島田和幸） 議案第36号、あさひパークゴルフ場の指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

本案は、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、財団法人旭市福祉協会を指定管理者候補者として指定いたしまして、提出された計画書の審査を旭市指定管理者候補者選定委員会において審査を行い、平成20年2月13日付で選定結果の通知がありましたので、あさひパークゴルフ場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであります。

以上で、補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第37号、議案第38号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 加瀬寿一 登壇）

- 秘書広報課長（加瀬寿一） 議案第37号、第38号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち2名が6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

議案第37号で推薦したい方は、旭市後草2006番地20にお住まいの岩瀬紘一氏、昭和18年1月6日生まれの方であります。

次に、議案第38号で推薦したい方は、旭市蛇園3604番地にお住まいの齋木龍恵氏、昭和29年1月21日生まれの方であります。

岩瀬紘一氏、齋木龍恵氏は、ともに地域での信望も厚く、平成17年から人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

なお、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第37号、第38号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月4日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時42分

平成 2 0 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

平成 2 0 年 3 月 4 日（火曜日）午前 1 0 時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第 3 7 号、議案第 3 8 号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員（ 2 4 名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也
1 1 番	木 内 欽 市	1 2 番	佐久間 茂 樹
1 3 番	日 下 昭 治	1 4 番	平 野 浩
1 5 番	林 俊 介	1 6 番	明 智 忠 直
1 7 番	林 一 雄	1 8 番	高 木 武 雄
1 9 番	嶋 田 茂 樹	2 0 番	向 後 和 夫
2 1 番	高 橋 利 彦	2 2 番	林 正一郎
2 4 番	神 子 功	2 6 番	林 一 哉

欠席議員（ 1 名）

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	副 市 長	鈴 木 正 美
教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 德 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 長 高 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	会 計 管 理 者	木 内 孫兵衛
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 長 事 務 局 宿 舎 人 農 業 委 員 会 長 事 務 局 支 配 人 病 院 再 整 備 室 長	林 久 男
病院經理課長	鈴 木 清 武		野 口 國 男
			鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

- 議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 議案質疑

- 議長（明智忠直） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第38号までの38議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林一雄議員。

- 17 番（林 一雄） おはようございます。

平成20年度旭市一般会計について、2 点ほど質疑をさせていただきます。

まず、議案書の89ページなんですけれども、ナンバー 5 番、あさひ健康福祉センター運営事業について、13の委託料についてでございます。2,280万2,000円についてのこの金額の算出方法についてお伺いをいたします。

2 点目といたしまして、212ページなんですけれども、消防関係の 6 番、消防団車両整備事業、この件なんですけれども、旭方面隊に 1 台と海上方面隊に 1 台、2 台の車両購入ということでございます。それで、対象は排気ガス規制の車両の更新・整備ということですが、今後、平成21年度と22年度、23年度に、この消防団の車両の排気ガス規制について、これから 3 年間、何台の車両が更新されなければならないのか、お伺いをさせていただきます。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 林一雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、あさひ健康福祉センター運営事業につきましてご答

弁申し上げます。

89ページ、説明欄5の委託料でございますが、この委託料につきましては、指定管理料といたしまして福祉協会のほうへ委託をするものでございまして、その算出方法でございますが、臨時職員の人件費及び光熱水費、それから機械設備等の維持管理費用を主とします事業費用から施設の利用料等の事業収益を差し引いた額を指定管理料としているところでございます。

平成19年度当初予算に比べまして、平成20年度では539万9,000円の増額になっておりますけれども、この要因としましては、パークゴルフ場の営業に併せまして営業日の拡大と営業時間の延長というものを考えておりますので、これらに対します人件費と維持管理費の増によるものでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） ディーゼル車排ガス規制対象の車両更新計画についてお答え申し上げます。

消防団の車両につきましては、先生ご質問の期間に対象となる車両はございません。ただ、常備消防につきましては、平成21年度に1台、平成22年度に3台、平成23年度に2台の車両が該当となります。そのほか、平成21、22、23年度で、排ガス規制の対象ではない小型積載車の更新はございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 林一雄議員。

○17番（林 一雄） 最初の福祉センターの運営事業なんですけれども、よく分かりました。パークゴルフ場の関係で来客が多いからこれだけ、前年度に比較しまして500万円ちょっとの経費がかかるということで分かりました。

消防関係でございますけれども、普通、今、中古自動車の下取り価格というのは結構、一般車両はあるわけですが、今回、この2台の購入に関して、下取り価格というのはあるのかお伺いしたいですけれども。

○議長（明智忠直） 林一雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 現在、下取り価格については見ておりません。

以上でございます。

(「分かりました。終わります」の声あり)

○議長(明智忠直) 林一雄議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

○13番(日下昭治) 第1号議案、旭市一般会計予算の何点が質疑したいと思います。

初めに、市税について伺いますが、説明資料、平成20年度の当初予算の概要の中において、歳入(1)になりますけれども、市税は70億6,318万6,000円で、対前年度比で1億8,501万7,000円の減であると。その要因は、固定資産税が旧郵政公社所有家屋の増分や新築・増築の見込み家屋が減失家屋の見込み家屋を上回ることにより減収が見込まれるもの。市民税、所得税は、税制改正の影響による住宅ローン減税分の減収が見込まれるためと、そういうことで減を見込んだということがここにうたわれているわけですが、住宅ローンの減税分で前年度当初予算等々比較してみますと、1億8,500何万円減ということがあるわけですが、前年度当初予算の現年度課税分の差が1億6,000万円ほどあると思うんですが、それがすべて住宅ローンの減税分になっているのか。

それと、税の徴収率のほうにおいて、平成18年度が96.6、平成19年度96.7、それで平成20年度の予定としては95.2と、約1.5くらいの差が出ているわけですが、その辺の影響はここに表れていないのか。

それと、滞納繰り越し分ですね。平成20年度では3億7,927万円、平成18年度2億7,100万5,000円、平成19年度が2億9,089万3,000円と。それらがかなり滞納繰り越し分ですね、調定見込額が大きくなっているわけですが、それら、当然、滞納繰り越しが増えるということは決していることではないと思いますので、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

次に、支出について伺うわけですが、65ページですか、交通安全対策費の中において説明欄13の委託料、児童交通安全街頭指導委託料ですか。それらの内容についての説明をお願いしたいと思います。

次に、保育所の運営費については109から110ページになりますね。それらについて伺うわけですが、前年度当初予算と比較して、運営費のほうについては5,260万円くらいですか、減ったのは。当初予算に比較してですけれども、5,200万円ちょっとしか減っていないわけですが。しかし、111ページの説明欄4、保育所指定管理者委託事業になりますと、7,404万9,000円と、そのような形になるわけですが、指定管理者制度というのは、私ども考えていたものは、コスト軽減等が見込まれるものと思ってい

たわけでございますけれども、全体の運営費では5,260万円ですか、減っていない中で、指定管理者について7,404万円と2,000万円ほど上がってしまうんじゃないかと、そのように考えられたもので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それともう1点、6、延長保育促進事業の19、負担金及び交付金、私立保育所次世代育成支援対策事業補助金1,635万円、これらの内容ですね。どのような形で、各私立保育園に均等にいくのか、あるいは人数割り等でいろいろな形で配分されるのか、それらについて伺いたと思います。

それと、農業振興費でございますけれども、産業まつり関係ですね。農業振興費の説明欄19の負担金補助及び交付金の中における産業まつりのいきいき旭・産業まつり補助金、海上産業まつり補助金、ふるさとまつり・ひかた補助金と中に三つほどあります。その中でいきいき旭・産業まつり補助金のほうについては445万3,000円。昨年までだと、公園費のほうから115万円ほど出ていたと思います。それらが本年度の中には16万円ですか、約100万円くらいの補助金が削られたという形で理解するわけでございますが、それらの減額になった理由についてと、三つ産業まつりあるわけでございますが、海上産業まつり、ふるさとまつり・ひかたの補助金については300万円、いきいき旭・産業まつりの補助金445万円と。それらの差があるわけでございます。それは3会場の執行方法の違い等もあると思いますが、その辺、大まかでございますが、内容等説明いただければと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、13ページの市税についてお答えいたします。

まず、個人市民税の関係ですけれども、予算では前年度比較で1億8,929万1,000円の減となっております。主な理由としましては、所得の伸びについては、かなり今、経済情勢が厳しい、景気の低迷と燃料費を中心とした原材料の値上がり等で厳しい状況、給与所得も伸びてないということで、所得の伸びについては、6,700万円の減を見込んでおります。

また、住宅ローン控除分として6,300万円、それから、税源移譲による影響で徴収率の減として4,300万円を見込んだのが主な理由でございます。

それから、滞納繰り越し分については、固定資産税を中心としまして企業の倒産とか不景気、そういう状況で、毎年、徴収の努力はしているつもりなんですけれども、増えていってしまうという状況がございます。昨年、千葉県滞納整理推進機構ができて、滞納処分で

も差し押さえ等を中心に強化しているところでございます。

○議長（明智忠直） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私からは、65ページの交通安全対策費の13、委託料、児童交通安全街頭指導委託料についてお答えいたします。

これは、旭地区の七つの小学校区で登校時、午前7時から8時でございますけれども、この時間にシルバー人材センターに委託いたしまして交通指導を行っているものでございまして、週3日程度、2人1組で行っております。これは合併前から、そのまま引き続いて行っているものでございます。

委託料の積算でございますけれども、時間単価が1,090円で年間118時間、それが2人7校ということで、1,800万円ちょっとということになります。

以上です。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、109ページ、保育所運営費につきましてご説明を申し上げます。

指定管理料の中には、干潟保育所の管理運営に当たります職員等保育士の人件費分を含んでおります。したがって、109ページ説明欄3の保育所運営費と111ページ説明欄4の保育所指定管理委託事業、これらを合わせますと、平成19年度よりも、議員ご指摘のとおり、2,140万5,000円の増という形になってしまいますけれども、108ページにお戻りいただきまして、説明欄1の保育所関係職員給与費、これを併せて比較していただく必要がございます。年度によりまして事業量に差がございますので単純に比較することはできないんですが、108ページの4目保育所費全体で見ますと、1,346万1,000円の減となっているところでございます。この減額の要因そのものにつきましては、指定管理者制度を導入することによりまして、平成20年度におきましては、退職者8名の補充が必要なく、103人体制で運営可能となることによるものでございます。

もう1点でございますが、111ページの延長保育促進事業でございますが、延長保育につきましては、市内公立では中央第一、それから私立の6保育所すべてで延長保育を実施しております。それで、7施設合わせますと、だいたい800人程度が利用をしている状況でございます。この中で、公立を除きます6私立の保育所に対しまして、ここにご覧のように、補助金として支出をさせていただいているところなんですけど、この内容でございますけれども、これは施設によって全体の利用の児童数、それから実際に延長保育をやっている中で延

長の時間数、これらによりまして国の補助単価が決まってくるので、それぞれの保育所によって若干異なっておりまして、6保育所の積み上げが、ここにございます補助金総額ということになります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） すみません、先ほど児童交通安全街頭指導委託料の金額を間違えました。1,800万円と申しましたけれども、180万円でございます。失礼しました。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、150ページの産業まつり関係の補助金につきましてご回答申し上げます。

三つの会場でこの秋も実は予定をさせていただいております。ただ1か所、旭・産業まつり補助金、これがほかの地区と違うというようなご指摘でございます。実は会場等が、ご承知のように、スポーツの森公園の中で実施を予定しております。そこは国道に面しているという部分、あるいは民間の駐車場等を使わせていただく、そういうようなもの等で、交通整理の委託等も実はこの会場は入れてございます。さらに、ちょっと会場が広いというようなことで音響設備の委託も若干増えております。さらに、実はこのまつりにつきましては、健康管理課等によりまして健康まつりを体育館の中で開催したり、あるいは都市整備課のほうで花と緑のフェスティバル、そういうものの同時開催等もございます。さらに、テント数も他の会場とも多い、そんな形で補助金の内容が違っているということでご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

（「ぴったり。150万ぴったり。あ、ごめんなさい、100万くらい。言っているよね。質疑に出してあるでしょ」の声あり）

○議長（明智忠直） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） じゃあ、私のほうから答弁させていただきます。

花と緑のフェスティバルということで、産業まつりと一緒に花壇とフラワーポット等を産業まつりの会場に用意させていただきました。花壇は、総合体育館の前に大きな花壇、花の花壇ですね。これを来年度から中止にさせていただきます。

中止にいたします理由としましては、花と緑のフェスティバルの啓蒙活動が浸透してきました、ある程度の効果があったようですので、これを取りやめさせていただきます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） はい、ありがとうございました。

市税についてもう一度伺うわけでございますけれども、何か今、固定資産税の滞納分がかなり多いという話を今聞いたわけでございます。私はそうでなく、所得税の滞納繰り越し分が1億円余り増えていると。1億円まではいかないですけれども、平成18年と比較すると1億円、平成19年と比較すると、2億9,000万円ですから、9,000万円くらい増えていると。その辺が増えることは決してよろしいことではないんじゃないかなと。

それと、今度、各支所の税務室を人数、多分減らしたと思います。減らすというか整理をするわけになったわけでございますけれども、何ページですか、税務職員関係。41名ですよ、今度。何ページですかね。

（「70ページ」の声あり）

○13番（日下昭治） 70ページ。41名でやられるということで予算を立ててあるわけでございます。今年度当初は47名だったと思います。6名の減。税務室が廃止、直轄型にするということで6名の減でいけるんだということだろうと思いますけれども、これだけ税の滞納が多いということになると、税務担当職員が減ることが果たしていいのかなと。まあそれだけ徴収に努力してもらおうということで理解できるわけですが、やはり税は……。これだけ滞納ある、また決算において不納欠損で処理するということは大変なことだと思うんですよ。今年度当初ですか、税源移譲により交付税が減っても、税の増収によりカバーできるんだということですが、見込みということですので、決算は出てないにしても、ある程度徴収率、平成19年度見込めるものに基づいて1.5%くらい下がっているんじゃないかなと思いますので、その辺に向けて徴収を努力する。県とスタートした滞納整理推進機構、それらの効果もあるように今伺ったわけでございますけれども、果たしてそれが本当にいつているのか、その辺をもう一度伺いたいと思います。多分、3か月くらいですか、あれやったの。その中でそれだけの成果が上がっているのか。果たして平成20年度で職員6名ほど減った中で徴収に支障を来さないのか、その辺を伺いたいわけでございます。

それと、児童委託料について説明いただきました。旧旭地区7校の朝週3回ですか、7時から8時、シルバー人材に委託すると。ただ、旧旭のみの委託なんですけれども、ほかの地区における学校等の安全対策については問題ないのか、あるいはその辺のものをやる必要がないのか、その辺をもう一度できればと思います。

保育所については、すべてトータルするとそんなに上がってないよということですが、やはりここで示されてくるにおいては、指定管理者とただ一般の運営費という形で比較してしまいます関係で、2,000万円も上がってしまうのかなと。職員の関係も、職員給料減るからそれらもという話でございますけれども、当然今後、民営化というか、管理者制度に委託される方向に進むんじゃないかなと思いますので、その辺を将来見据えた中でどうなるのかなと。給料の関係で減ったといっても、新採もかなり予定されているわけでございますので、その辺が果たして指定管理者に委託したのが正しく判断されるのか分かりませんので、もう一度その辺お願いしたいなと思います。

あとは、それで結構です。

- 議長（明智忠直） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 議員おっしゃるとおりに、市民税については、平成19年度の決算見込みで1億4,000万円ほど滞納繰り越しが生じるんじゃないかと。まだ決算終わっていませんから分かりませんが、予測はそういうように見ております。

それから、徴収率の関係ですが、昨年の11月末現在の対前年同月比で、個人住民税ですが、1.5%減ということで予算見積もりをとったんですが、この1月末で徴収率上がりまして、0.77%の減まで回復したという状況になっております。

それから、先ほど、税のほうの職員数のこと、お尋ねありましたけれども、実は昨年、ここでは44人の人数になっていたと思います。予算、3人減で、それ以外に国保担当ということで、別の科目に3人ほど予算計上しております。実質、予算では3人減ということでございます。

それから、千葉県滞納整理機構の関係でございますけれども、個人住民税で昨年3か月間で、事案としては38件で、2,700万円ほど出してやりました。これはかなり徴収困難なケースということで県の職員の方もかなり苦労されて、私のほうもやったんですが、徴収については、金額的には280万円ほど、それから差し押さえについては、11件で1,040万円ほど、あと納付誓約については、21件で約1,200万円ほどの実績を上げたということで、徴収困難なケースについてはかなりできたんじゃないかなと思っています。それ以外にいろいろな滞納処分のノウハウを学べたという効果がありますので、今後ともそれでやっていきたいと思っています。

- 議長（明智忠直） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 学校の交通安全街頭指導についてお答えいたします。

現在は旭地区だけということで。合併後、他の地区でもシルバー人材センターに委託してどうだろうかという検討はされたようでございますけれども、なかなかシルバーのほうの人材ということもありまして、難しいということで現在に至っております。

本来、こういう部分というのはボランティアでやっていただければ一番いいわけございまして、これは旭地区もそうでございますけれども、全体的に交通安全協会とかそういう方が随時出ていただきまして、今のところ問題ないということで聞いております。

じゃあ、今委託しているところをどうするんだということでございますけれども、市街地で交通量も多くて児童数も多いというところがございしますので、当分は今のまま進めるしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、保育所の運営費関係につきまして申し上げますが、議員おっしゃられますように、指定管理によりましてコストの軽減につなげるということはそのとおりでございまして、指定管理そのもので一番メリットが生ずる部分というものが、さきの一般質問等でもございましたように、人事の関係で保育士の採用が控えられるという部分で一番大きなメリットが生ずる部分になるかと思いますが、干潟保育所のみを見ますと、平成18年度の実績と平成20年度、今回の指定管理料を比べてみますと、約2,000万円程度の削減につながっていることは事実でございます。したがって、これらの状況を十分踏まえながら、今後の見通しという部分におきましては、拡大をしていければなということを考えております。

なお、ある意味、施設整備のほうとの絡みも若干生ずる部分でございますので、定員割れ等をしている保育所におきまして、今回、耐震診断を実施しておりますので、その結果等も含めまして、施設整備と併せまして、将来的には公立保育所そのものの統廃合というような部分も併せ考えていかなければならないと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 税務課長、当初47名だったけれども、3名減っていると。実質44名で運営されていたと。当初、そういうことだと思うんですけども。

○議長（明智忠直） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 予算上の人数の組み込みですけれども、実は私のほうは国保税の賦課もやっておりますので、別の科目のほうに3名を組んでおります。実質、去年は税務総務費の44人、国保の関係で3人ですから47人と。

○13番（日下昭治） はい、分かりました。

当然、税務吏員はほかの職種と違うわけでございますので、47名なら分かるけれども、すべて47名、それが3名減っているということを認識しないで申し訳ございません。

そういうことでありますけれども、今後減るということ、税務室がなくなって滞納が増えちゃってはどうしようもないわけでございますので、今後、ひとつ滞納等の推進ですね。滞納推進だと話おかしくなっちゃうな。滞納をなくすることを推進してもらわなきゃならないわけでございますので、そういうことで。徴収を推進しなければならないと思いますので、その辺を人数減ってもしっかりやってもらいたいと思うわけでございますけれども、これからの考え方をちょっとまたお願いできればと思います。

それと、実は総務課長、児童の安全指導、ボランティアでやってもらえればいいなということ、たしかそんな。実は私もボランティアでやっていると思ったんですよ、旭地区。いや、すばらしいなと思って。実は報酬出てるというのを認識持ってなかったもので。ただ、そういう形でやっているものは、旭地区でなくてもほかの地区にもあるんですよ。事実。そういうことの中で、すべてというか、ボランティアでやっていただく。旧旭のボランティアの方々はすばらしいなと。例えば海上もやっているんですよ。

ちょっとそういう認識がありましたので、できるんだったらやはりそういうものを平均にできればなということの中でお願いしたいなと思いますけれども。

○議長（明智忠直） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 確かに、職員数は予算では3名減ということで。私のほうとしてはそれは減らしてほしくないんですけども、これは行政改革の関係ですのでやむを得ないと。ただ、今度、室を廃止しまして、私のほうに指揮系統が全部一本化しますので、その面ではかなりやりやすくなるとは思っております。

それから、千葉県滞納整理機構。去年は38件ということですけども、来年は60件をやるということで目標を立てております。

○議長（明智忠直） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 何かいい方法があればということで、これからも検討してまいります。よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算につきまして、歳入歳出につきましてご質疑申し上げます。

まず歳入のほうですが、市税、地方交付税、県の補助金、県支出金の関係につきましてお伺いをさせていただきます。

ただいまも市税につきましてご質疑ありましたが、私は、市税の中で特に徴収率が本年度、昨年度に比べて率が下がっているもの。例えば個人につきましては、現年課税分が96.7%昨年に対して、95.2%の徴収率になっております。これは均等割、所得割含めてです。それから、滞納繰り越し分につきましても、13.2%の徴収率に対して12.5%。さらに、固定資産税につきましては、滞納繰り越し分で14.0%が8.3%。軽自動車税につきましても、滞納繰り越し分では13.3%が11.1%。都市計画税におきましても、滞納繰り越し分については15.0%が8.3%というふうに率が下がって予算を組まれております。この低くパーセンテージを計上したということの根拠につきましてまずお伺いをいたしたいと思います。当然、予算書の中には昨年度より徴収率を上回って計上しているものがありますが、特に今回は低く、昨年度と比較して下がっているところについてお伺いをいたしたいと思います。

次に、地方交付税の関係で、本会議でもご説明をいただきましたが、18ページです。普通交付税が63億円、特別交付税が8億1,000万円ということで、昨年度よりも3億8,000万円の増を見込んだ予算組みになっております。したがって、もう少し詳しく内容的にお伺いをいたしたいと思います。

次に、県補助金及び県支出金の中で減額になった事業というものが昨年度と比較してあるものか、また廃止となった事業についてはあるのか、この辺があれば明らかにしていただきたいというふうに思います。これが歳入関係であります。

次に、歳出の関係でお伺いをいたします。51ページになります。

51ページ上段に庁舎改修事業1,000万円が予算組みされております。改修工事ということでございますが、これはどのような工事を予定しているのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

次に、60ページの19節の負担金補助及び交付金、この中の東総地区広域市町村圏事務組合負担金1,346万2,000円。これは塵芥処理費のほうでも組まれておりますが、これは特に職員採用とかというものだと思いますが、この負担金の中ではおおよそが人件費というふうに

判断ができます。また、ふるさと事業ということもありますが、この中で旭市として東総地区広域市町村圏事務組合に対しまして特に教育の関係につきまして、どのような内容についてご提案、あるいは内容的にこういった事業にしてくれということについて検討をされ、そしてまたそれをこの事務組合に反映をするようなことについて平成20年度はお考えだったのか、この点をお伺いしたいと思います。

次に、137ページです。衛生費の中の清掃費でございますが、ここに清掃総務費の一部事務組合負担金、負担金補助及び交付金で東総衛生組合負担金として予算組みがされております。本年度については、この負担金の内容についてどういうものが……。負担金というのは、各関係市、町の負担金それぞれあると思いますけれども、主な事業、こういったものについてお伺いをいたしたいと思います。

それから、お伺いするところによりますと、2市2町がこの東総衛生組合を構成しているというふうに伺っております。旭市の施設につきましては、旭市のし尿あるいは浄化槽の汚泥、こういったものが搬入されているということを伺っております。さらに、この施設については、来年から再来年にかけて施設の改修を行うということも伺っておりますが、旭市の予算組みではそこまで分かりません。したがって、施設の改修について、市長はここの管理者というふうに伺っておりますが、この点について今どのような状況になっているのか、この際お伺いをいたしたいと思います。

次に、商工費の関係で178ページ。長熊スポーツ公園整備事業2億1,800万円が予算計上されております。この件につきましてはだいたい委員会でも、また本会議でも議論をさせていただいたところでありますが、職員の方々、課長をはじめといたしましてかなりお骨折りをいただいている内容でございます。そこで、今回は当初予算につきまして、まずこの長熊スポーツ公園整備事業については、釣り堀とスポーツ公園という施設があるわけでございますが、この長熊スポーツ公園の釣り堀、スポーツ公園についてはどのような工事費が組まれているものか。概略で結構ですので、お伺いをいたしたいと思います。また、主な工事内容につきまして、どのような工事内容になるのか、この辺も併せてお願いし、工事についてはいつごろ着工されて、いつごろ終了するのか、お伺いをいたしたいと思います。以上で歳出関係を終わります。

最後に、その他といたしまして289ページ、職員数の関係でお伺いをいたしたいと思います。

表を見ますと、昨年と本年度を比較いたしますと、15名の減ということになっております。

平成19年度におきます退職人員は何名くらいになるのか。平成20年度の新規採用者については何名になるか。したがって、そのトータルが15名減というふうになると思いますが、それぞれ予算書の中には人数が書かれておりますけれども、それと合致するものと思いますが、15名の減の内容につきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上で第1号の質疑を終わります。ご答弁をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 13ページの市税の関係についてお答えします。

個人の市民税の現年分については、先ほども日下議員の時にお答えしましたけれども、税源移譲による影響で11月末の見込み、対前年実績をもとに見込んで1.5%落としたということでございます。

それから、滞納繰り越し分の関係でございますけれども、特に固定資産税と都市計画税の関係については、法人とか個人の倒産、破産が増えてきているんですけれども、こういうケースは競売事件に持ち込まれるわけなんですけれども、市のほうでは交付要求を出すんですけれども、なかなか配当がそれに満たないという状況がずっと続いていると。それから、ことしのは特に大きいんですけれども、これは18年の決算見込みを基にして出したんですけれども、大口な滞納などが入ったりすると徴収率がぼんと上がっちゃうということで、それを排除しなければならないということでちょっと見込みを違えたということで、実態に近い数字に持っていったということがあります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財務課長（平野哲也） それでは、予算書の18ページの9款地方交付税につきまして、もう少し詳しくということでございます。

平成20年度当初予算におきます地方交付税につきましては、ご覧のとおり71億1,000万円ということで、前年度と比べまして3億8,000万円、5.6%の増を見込んでございます。

内訳でございますが、普通交付税が63億円、これは前年度比で3億円、5.0%の増。それから、特別交付税が8億1,000万円ということで、前年度比8,000万円、11.0%の増を見込んでございます。

この主な要因でございますけれども、普通交付税では、今までになかったものとしまして地方再生対策費。これはご案内だと思いますけれども、地方再生対策費というものが創設さ

れまして、これが新たに加算されました。それから、これは旭市のことですけれども、合併特例債の元利償還金がそろそろ始まってきたと。平成16年、平成17年くらいに借りたものが元利償還金始まりまして、この公債費として措置がなされていること。こういったものが増加の要因でございます。

また、特別交付税でございますけれども、これにつきましては、だいたい平成19年度決算見込みをベースにしまして試算をするわけですが、合併包括支援措置というのが3年間あったわけですが、この分については実際に減額の要因としてなくなりましたけれども、これを差し引いた額に、決算見込みからこれらを差し引いた額に、国のほうで地財計画の中で伸び率は1.3%ということで見えておりますので、この1.3%を乗じまして試算した結果、こういった形で増となったというところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 歳入関係、県支出金で減額となった事業の内容です。

予算書26ページ、一番下になります。土木費県負担金についてお答えいたします。

これは地積調査事業、国土調査事業ですが、対象となる測量業務の面積の減少です。平成19年度は、萬力地区の1.06平方キロメートルでした。新年度は、秋田地区の0.48平方キロメートルです。

なお、県負担率ですが、これは75%、変更ありません。

以上です。

○議長（明智忠直） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、27ページをお開きいただきたいと思います。4目の衛生費県負担金、皆減となって廃目となっていることについてご説明申し上げます。

平成20年度から老人保健法が廃止となり、従来実施しておりました基本健康診査が医療保険者の責任において実施が義務づけられ、特定健康診査に変わったために廃目となるものでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、県補助金の関係でございます。29ページ、生活排水対策浄化槽推進事業補助金の関係で、現在というか、平成19年度新設分については、24万円でありました。それが平成20年度には、県補助金2分の1ということで、12万円に減額されます。

平成21年度については廃止という形で聞いております。

県のほうの内容としましては、平成13年4月から浄化槽法の改正によりまして浄化槽の定義が、単独浄化槽ではなくてこれからは合併浄化槽と。ですから、合併浄化槽の設置が義務づけられたことにより、千葉県は通常型新規の補助について、その設置の誘導施策の目的を失ったということから、平成19年度は24万円、平成20年度は12万円、平成21年度は廃止という形になっております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、27ページをお願いしたいと思います。

県支出金の社会福祉費県補助金でございますが、ここでは大幅に減額になっております。この理由としましては、平成19年度まではこの補助金の中に県自立支援総合補助金というものがございました。それで、平成20年度からは、25ページをご覧いただきたいんですが、14款の県支出金の一番下の欄でございますけれども、ここに説明欄1番、2番とございますが、障害者自立支援給付費等負担金ということで、県の負担金のほうへ事業が組み替えになっておりますので、ここで大幅に減となっております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、歳出にまいります。私からは、まず51ページの庁舎改修事業についてお答えいたします。

これは、本庁舎と三つの支所の改修、それから修繕のための予算でございます。合併後、それほど時間もたっていない中で、事務室の移転等もございます。それから、特に本庁舎はそうなんですけれども、3支所も老朽化が進んでいるということで、毎年度改修、修繕が必要になっております。そこで、一定額を計上しております。具体的には、平成19年度と同額の1,000万円を枠ということで計上しております。

具体的に何があるかというお尋ねでございますけれども、今ちょっと考えられるのは、この敷地の北西の端に第1分館というのがございます。10年くらい前まで農水産課と農業委員会が入っていたところなんですけれども、その場所に下水道のポンプ室を造るということで、今年度中に取り壊すということが必要になってまいります。そういうものがあるのかなと。それからあと、修繕関係が出てくれば、随時それを使うということになります。

それから、人件費の関係で288ページになるんですけれども、給与費明細書で15名減とな

っておりますけれども、今年度の退職者と来年度の新規採用ということでお尋ねがございました。平成19年度の退職者人員は、今年度末に退職する者以外に今年度中に退職した者も含めての数字でございますけれども、35名でございます。平成20年度、来年度の新規採用予定者は21名で、差し引き14名の減ということになります。これは実数でございます。

予算の職員数でございますけれども、実は11月末くらいの職員数にその時点で想定できた次の年度の増減見込みを考慮いたしまして計上しておりますので、4月1日の実数と合わないということも生じてまいります。ことしに入ってから退職した人が出ますと、合わなくなってまいります。そういう関係で予算上はマイナス15の減ということでございますけれども、今の実数の見込みでは14名の減と、1名の差が出ております。

それから、15の減はどういうものかということをちょっと申し上げてみたいと思います。まず、総務関係でマイナス3、総務課そのほかなんですが。あと、先ほど出ました税務でマイナス3、2款の総務費の関係でマイナス6、それから3款の民生費の関係でございますけれども、先ほどから出ておりますように、保育所でマイナス6、それから老人福祉関係で3増えているというのもありまして、民生費関係でマイナス6、この二つが大きなところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、60ページの東総地区広域市町村圏事務組合負担金の内容につきましてご説明申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、この負担金の主なもの、人件費が相当のところを占めております。特に東総地区広域市町村圏事務組合一般会計全体の予算が5,040万7,000円、これが平成20年度の予算になっております。そのうち人件費が4,130万円、これは5人分になります。それと、このほかにふるさと市町村圏特別会計を持っております、これが1,506万2,000円という平成20年度の予算措置でございます。

この事務組合におきましては、地域の活性化というテーマが大きなものがございまして、それに基づいて事務を執り行くと。そういう中でふるさと市町村圏事業もこの一般会計と併せて事業推進している。その中では、教育的な面というご質問がございましたので、実際にどういうことをやっているかということでございますが、中学生の海外派遣事業をやっております。これは約700万円ほどで、管内の中学校から各2名ずつということで、毎年32名、見聞を広めるということで海外派遣をしているところでございます。それと、管内の中で職

員の共同採用試験、それと職員の共同研修も実施していると。それからあと、ふるさと市町村圏基金の利子から一般廃棄物の処理事業の特別会計のほうに、繰り出しということで547万円ほどそちらの会計に出している状況でございます。

ちなみに、平成19年度、繰り越しが1,333万9,000円ほど出る見込みだということで、今年度負担金につきましては減額になっている状況です。旭市は、均等割30%、人口割70%ということで、1,346万2,000円のここに出ている数字ということでございます。

さまざまな事業につきまして、必ず会議を実施して、どういう形で進めるかということもあるんですけども、ちょうど旭市が合併して、その後、匝瑳市が合併してということで、広域自体での基本計画がなかなか作れないでございました。これを平成20年度という話もあったんですけども、それについてはもう少し地域の状況、様子を見て、これから協議していく必要があるんじゃないかということで、平成20年度では作成しないという形になっております。

以上です。

○議長（明智忠直） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、2番目の清掃費、137ページでございます。一部事務組合の負担金の内容、それから施設改修についてお答えしたいと思います。

一部事務組合、これは東総衛生組合の負担金でございますけれども、組合の歳入合計は7億4,022万4,000円となっています。主なものとしては、運営費負担金と衛生手数料で99%となっています。

今回、旭市は、前年度より過去3年間の処理実績に基づき、分担金を算出しているわけですが、その結果、旭市は118万7,000円ほどの増となっております。

内訳としましては、運営費分が1億3,396万8,000円、交付税分が6,680万1,000円ということで、2億76万9,000円が旭市の負担となっております。

それから、歳出の主なものですが、この衛生組合は二つの処理施設を持っておりまして、旭クリーンパーク、それから光クリーンパークがありますけれども、その設備機器の定期修繕で7,300万円ほど、施設維持管理業務委託が3,154万円ほど、収集業務委託が7,700万円ほど、起債償還金が2億6,263万9,000円となっております。

次に、施設改修の関係でございますけれども、これは平成17年度に、法律に基づいた精密検査があります。その中で施設の運転管理実績、それから機能状況や設備、装置の状況等を行うことになっております。その結果、現施設は生し尿主体の施設であり、今後増加が見込

まれる合併浄化槽汚泥に対応した施設に更新する時期に来ているという報告がありましたので、現施設の問題点、それから建設後、旭クリーンパークは21年を経過し、合併浄化槽汚泥に含まれている油分の処理ができないことや焼却炉の劣化が著しいことから、現在、更新整備を図る方針としております。

整備方針としましては、国の交付金を利用した案で、新築とリニューアルの検討、それから単独整備の形で改築と、大規模改修し延命を図る案を検討しております。その中で、構成市町の財政状況等を踏まえ、補助事業での考えでということで現在進めているところでございます。

また、この更新施設は合併浄化槽汚泥を処理する機能を持つもので、現在、クリーンセンターで処理している旭市分は処理可能ではないかと、新しくできた施設で可能ではないかと。現在、旭クリーンパークは、先ほど言いましたように、生し尿施設ですので、合併処理浄化槽の汚泥のすべてを賄い切れないと。その分を光クリーンパークのほうで約3,300キロリットル処理をしているという状況でございます。

それから、事業計画の関係ですけれども、当初考えていました平成21、22年の2年間で更新していくという考えではございますけれども、現在、地域住民との合意形成を図っている段階ですので、それらはある程度、合意なり承認をいただいた中で計画を進めていきたいと考えております。ですから、この期間については、このとおりというあれとは思っておりません。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、178ページの長熊スポーツ公園整備事業について答弁をいたします。

2億1,800万円という予算計上をしたわけでございますけれども、この概算の内容という部分でございますが、予算の段階では、釣り堀部分につきましては、約1,600万円程度を予定しております。公園、駐車場、その他の部分については、5,800万円程度を予定しているところでございます。この金額につきましては、現在、実施設計に取り組んでいるところでございますので、あくまでも概算でございます。

それから、着工と完了の予定ということでございますが、工期につきましては、春の釣り大会終了後に着手しまして、来年の2月末程度に完了を予定するところでございます。

具体的な整備の内容ということでございますが、釣り堀の整備の特徴としましては、費用

面を考慮した中で、汚泥、発生土を排出しない固化処理の手法で実施したいというふうを考えております。現在、水深が3メートルという部分の中で、その水深を3メートルから5.6メートルに、固化処理をしながら掘削を実施しまして、固化処理をした発生土を利用した中でのり面や堤防を造っていくという部分でございます。また、浮き栈橋につきましても、現在の栈橋を撤去しまして、新たに6本の栈橋を設置します。釣り座につきましても、現在の1.8メートルから2.7メートル程度に広げるという部分、それから栈橋間につきましても、設置間隔を40メートルから25メートルにしまして、大勢の釣り客が利用できるように考えていきたい。そのほか、車いすに対応しました座席も設置しまして、管理安全につきましても配慮していきたいというふう考えております。

公園部分につきましては、多目的な利用のできる公園を考えていきたいと。一つは、現状の利用状況並びに整備の要望を踏まえた中で、野球場、ゲートボール場の整備という部分があります。そのほか、グラウンドゴルフや周りの桜に合わせたイベントもできるような場所として考えていきたいと。また、固化処理をしました発生土を利用して堤防を造り、その部分に植樹、それから休憩施設、水路、遊歩道などを配置しまして、親水公園的な活用も考えます。それによりまして、子どもたちや市民の憩いの場として整備していきたいというふうに考えるものでございます。

そのほかにも、駐車場の整備としまして、現状の駐車場スペースとしては90台弱という部分でありますので、これにつきましても、大型バス2台程度、それと車につきましても160台のスペースを確保していきたいと。

また、公園の水はけもかなり悪いということで水が停滞しているという部分もありますので、そのための排水対策として暗渠、側溝の改修を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 議案の質疑は途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き神子功議員の質疑を行います。

神子功議員。

○ 24番（神子 功） それでは、再質疑させていただきます。

歳入のほうの関係では、市税について、内容的に徴収率については実績ベースで組み込むようなことを考えたという内容のご答弁がありました。そうしますと、平成20年終わりました平成21年以降、市税の徴収についてはこれまでも何度か伺ったことがあります、あくまでも実績といえますか、見込める範囲で予算は組むんだと。徴収率についてはかなりご努力されて、先ほども答弁がありましたように、徴収に向けて差し押さえしてみたり、そういう成果は上がっているということは認識しております。予算については、今後、実績を踏まえた徴収率を計上していくということの考えでよろしいのか、この点1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

地方交付税については、内容は分かりました。県補助金並びに県支出金の減額の部分についても分かりましたので、歳入については市税1点のみご答弁いただきたいと思います。

歳出の関係で、まず51ページの総務の関係ですが、庁舎改修事業ということで今回ご質疑させてもらったのは、市長も政務報告で示されておりますように、建設課が飯岡庁舎に移ってみたり、環境課の手狭ということもあり、あるいは市民関係のサービスということがあって環境課が第2庁舎へ移るとい、もろもろの庁舎の改修を含めた、どのように有効的に活用するかというお話を伺っております。そういったことで、特に1階の環境課の跡を市民サービス、市民の相談の窓口ができるようにしてほしいなということがあってもよろしいんではないかなということがあったために今回質疑をさせてもらいましたが、それについては平成20年度で行うものなのか、あるいは何か違った部分で考えているのか、この点お伺いをしたいと思います。

60ページの東総地区広域市町村圏事務組合の負担金ですが、答弁漏れがありました。私はこの負担金について、職員の研修とかということについて、旭市のほうからこういったことがいいじゃないですかと、研修の内容ですね。あるいは、こういう研修をしたらどうですかと、要望とかということについてやられましたかという内容の質疑をさせてもらいましたが、その答弁がありませんので、平成20年、あるいは平成19年度に、旭市としてぜひこういったことは職員の意識の高揚とか、あるいは市民サービスということも含めてできるからお願いしたいということがあった内容があれば、ぜひお示しをいただきたいと思います。

それから、清掃費の137ページ。いろいろ詳しくご説明をいただきました。結論的には、

今、施設の改修に向けて地域住民との話し合いをしていると。方法は幾つかあるけれども、補助金をいただいての改修を考えているんだというお話がありました。それと併せまして、どうしても一部事務組合というのは、市長はそこにいるんですけれども、構成の一首長という管理者か副管理者のいずれか。これは東総衛生組合だけに限ったことではなくて、ただいま申し上げましたように、東総地区広域市町村圏事務組合でも同じことが言えます。したがって、旭市の例えば今、塵芥でいうと、施設が旭市ではこうなっていると、延命はもうぎりぎりですと、だからこういうふうになければいけませんよという担当あるいは市長のほうから各事務組合に意見を申し出なければならないんじゃないかなという考えと、もう一つは、責任持って広域の事務組合で、ならばこうしましょうよという方向がどちらもなければいけないというふうに考えられるわけです。

そういったことを考えますと、今、私たまたま東総地区広域市町村圏事務組合の議員として旭市から出させていただいておりますけれども、東総地区広域市町村圏でごみ処理施設をどうしようかということは今白紙になっていますので、どうするかということはアンケートをしようというだけしか分かりません。したがって、旭市で今困っている問題については反映ができてないんじゃないかなというふうに考えるわけです。

したがって、旭市の担当の課が、ごみなり、あるいはし尿なりの困っている問題あるいは改善したい事項については提言していくということがなければいけないし、首長は首長として、旭市のみならず構成をしている市や町のそういう問題点も十分に把握しながら、組合としてどうするべきかと考えた中でまた各市においてくるという、これになるべくスムーズにかなければいけないというふうに考えなければいけないと思うんですけれども。この際、当初予算ですから、負担金を納めている旭市としてそういった考えを持ってほしいなと思うんですけれども、市長は今現在、ごみについては処理施設は白紙ですけれども、旭市としてどうなのか。し尿処理は旭市としてどうなのかということの考えをぜひお示しをいただければありがたいというように思います。

商工費の関係ですけれども、何か課長の答弁を聞いていますと、イメージがだんだんわいてくるような感じがします。それだけ十分議論をしていただいているなというふう思うわけですけれども、先ほど申し上げましたように、委員会でも本会議でも議論してきましたけれども、検討委員会を作してほしいということで、検討委員会もされたというふうに伺っております。今後、その検討委員会については継続してやっていただくものと思いますが、実施設計あるいは工事を進める中で検討委員会の位置づけといいますか、検討委員会について

はどのように進めていくお考えなのか、この点１点だけお伺いをいたします。

最後の職員数については、出入りがはっきり分かりました。平成19年度は35名おやめになると。21名が新規採用ですから、１名の数値は別にしても、それで15名だということが分かりましたので、あとはこちらで調べれば、どこがどれだけ少ないかというのがよく分かりますので、これは答弁要りません。何点かについてご答弁をいただきます。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、一部事務組合の件について、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

東総地区広域市町村圏事務組合で今取り組んでおります広域のごみ処理の問題、さらには東総衛生組合のし尿処理場の問題、この両方とも環境課、担当課がきちんと入りまして、担当課の意見交換を常にしておりますし、また首長同士の意見交換も、率直に話し合いをしておりますから、各市、町の持っている意見というのは十分その中に反映をされている、そのように考えております。

広域のごみ処理の問題なんかにしましても、一つの市でこれが取り組めれば一番いいんですけれども、補助金の問題、あるいはそのほかの経費等の問題につきましても、広域で取り組んだ方が有利だという調査をしておりますから、広域で取り組みたいということで今その準備に当たっているところでございますし、また、し尿の処理場に関しましては、生し尿を中心に行ってきた処理場が、生し尿が少なくなってきたためにその用に足りないという問題でありますし、同時に老朽化も進んできているという問題でありますから、これももう早急に対応しなければならない問題ということで、できるだけ今のところできたい、そのように考えております。

それから、旭市の問題ということでありますけれども、旭市では、ご案内のように、下水道の処理場等も持っておりますから、そこで処理ができないかというような問題についてもいろいろな角度から検討させていただきました。ただ、今の段階ではとてもそれができないということでございますから、それであれば現状の位置で、しかも現在の処理施設よりももっとコンパクトなものになりますから、何とか地元の皆さん方のご理解をいただきながら、あそこであれば用地の買収もしなくて済むしということでございますから、市民の皆さん方に対する負担というのも非常に少なく済みますから、そういった面であの位置でし尿の処理は取り組みたいと、そのように考えております。もう十分、担当課あるいは首長の意見交換

もしておりますから、そういった意味では十二分に旭市の意見もそこで言わせていただいております。

以上です。

○議長（明智忠直） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 徴収率の見込みについてお答えいたします。

現年分を、滞納繰り越し分も含めまして、給与所得を中心として所得が減少している中でございますので、実績ベースを基本に徴収率を考えていきたいと思っております。

○議長（明智忠直） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私のほうから2点お答えいたします。

まず、51ページの庁舎改修事業の関係でございますけれども、ご指摘がありましたように、来年度から建設課を飯岡支所に移転して、第2庁舎のほうに環境課に行ってもらって、その後、少しきれいにして、市民と相談できるようなスペースができないかということで計画いたしまして、もう段取りはできているわけでございます。飯岡支所に行くにしましても、ただ行くというわけにいきませんで、今のことですから、コンピュータの配線も全部やり直し、それなりのお金がかかります。環境課にしても同じでございます。ですから、そういうものはもう既に今やっておりますと間に合いませんので、平成20年度ではなくて平成19年度の予算で対応しながら、もう段取りはほとんど済んでおります。

それから、もう1点の60ページの東総広域の関係の職員研修について、市として要望していることはないかというお尋ねがございましたので。これは職員研修の関係でございますので、私のほうからお答えいたします。

東総広域の中で、人事担当の課長会議あるいは担当者の会議というものを年に何回か開きまして、その中で要望を持ち寄りまして、よりよい研修にしようということで検討しております。来年度の研修計画に向けまして、旭市からは実は2点ほど要望しておりまして、検討していただいております。

初級研修の中で政策法務の入門というのを1点と、あるいは中級研修の中で政策形成についての研修、あるいは個人情報の保護についての研修とかそういうものを要望いたしまして、その会議の中で検討していただいております。

以上です。

○議長（明智忠直） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 今後の検討委員会の進め方というご質問でございますが、整備

の実施につきましては、広く関係する機関、団体等の皆様からご意見をいただくということで、去る1月17日に長熊釣堀センター整備推進会議を開催してございます。その中で、皆様方から整備内容につきまして貴重なご意見をいただきましたので、現在、そのことにつきましても実施設計に取り組んでいるところでございます。

今後の進め方でございますが、4月には実施設計の内容を説明いたしまして、その後につきましても、進捗状況に応じて会議を開催していきたいと考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） 市税につきましては、実績ベースで今後取り組んでいくというご答弁いただきましたので、分かりました。

庁舎の改修につきましては、ぜひそうしていただきたいということで今回質疑をしたものですから、内容的に分かりました。住民サービスができるようにぜひお願いをしたいと思います。

東総地区広域市町村圏の事務組合に対する要望については分かりましたので、自分が組合議員という立場で向こうでも質疑させてもらっておりますが、なかなか具体的に答弁がなかったものですから、これで確認ができましたので、大変ありがとうございました。

長熊スポーツ公園につきましては、ぜひいろいろな意見を反映できるように願いますのでございます。

あと1点、市長から答弁をいただきましたが、今、し尿処理についてはあの場所ということでございますが、どうしても我々議員が、一部事務組合なものですから、そこに出ている議員はいますけれども、議員としての責任は報告義務はありますが、やっぱり旭市にある施設というそういった立場から考えますと、情報については、担当課がいますから、議論している内容については、所管はもちろんですけれども、議会のほうにできれば逐一報告をいただければ、我々議員もある意味では意見を出してみたり、所管の議員でなくても意見が出せるような状況もあると思いますので、平成20年度スタートするに当たりまして、そういった意味でし尿あるいは塵芥のことにつきましても、一部事務組合で扱っている内容についてはぜひ報告をしていただきたいというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。1点だけお願いします。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） 今の神子議員の要望でありますけれども、いろいろな機会を設けて、議会に報告ができるように努めてまいりたい、そう思います。

それと、先ほどの中で申し忘れた点を少し付け加えますけれども、ちょうど今、生し尿主体の処理場でありますから、旭市から出る浄化槽汚泥も光のほうへ運んで処理をしている現状なんです。そうしますと、これ以上、旭市の浄化槽汚泥が増えてまいりますと、今度は光のほうでも処理がし切れなくなってしまうというような問題もありますから、早急にそれに対応ができるような形をとっていきたい。また、旭市の浄化槽の清掃をしてくれている業者の皆さん方からいえば、旭市へ運び込みができれば、もっと近いところで処理ができるわけですから、ずっと効率がよくなるというような問題もありますから、そういったものも含めまして、できるだけ早い段階で周囲の皆さん方の了解をいただけるように努力をしたい。

この間も、対策協議会の皆さん方には、茨城のほうへ行って1か所視察をしていただいております。これからもそういった機会を多く設けながら、周囲の皆さん方のご協力がいただけるように努めてまいりたい、そう考えております。

- 議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算につきましてご質疑申し上げます。2点ほどお伺いをさせていただきます。

先ほども第1号議案の中で市税の関係でお尋ねいたしましたことと内容的にダブリますが、国民健康保険税につきましては、いわゆる徴収率ということで現年課税分あるいは滞納繰り越し分につきまして、率を掛けてその金額を出してございます。そういったことで、今回新たに後期高齢者の支援金分ということが加えられますけれども、平成19年度におきますところの収納率というものはどういう状況かということでお伺いをしたいと思います。

なぜならば、今申し上げましたように、後期高齢者の支援金分の現年課税分ということも加わりますし、現在、国保税の事業というものが市民にとりましては、納めている人と納められない人と納めにくい人とか、いろいろ考え方があるようでございます。そういったことで、平成19年度の収納率はどうなっているのかなということぜひお示しをいただきたいと

思います。これが1点です。

2点目が、冒頭に申し上げましたように、収納率が前年度と比較して低いパーセンテージを見込んであるものがございます。309ページにあります一般被保険者国民健康保険税の中の4節、医療給付費分の滞納繰り越し分が平成19年度では18.75%から平成20年度は15.09%に低いポイントで見込むような状況になっております。さらにその下の5節についても、介護納付金滞納繰り越し分が21.8%が15.04%に、さらに2目の退職被保険者等国民健康保険税の中の3節、介護納付金分の現年課税分の収納率が95.95から95.86に、さらにその下の4節の医療給付費分滞納繰り越し分が37.62%から35.91%に、次のページでも、収納率が46.03%から42.04%になってございます。これにつきまして、市税と同じように、どのような根拠でこうなっているものか、お示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、309ページの国保税の関係についてお答えいたします。

まず、19年の収納状況ですけれども、一番直近のとし1月末の状況でご説明しますと、現年課税分は1月末で徴収率77.31%、前年同時期は77.23%で、現年課税分はほぼ同じくらいと。一方、滞納繰り越し分につきましては、1月末で12.72%で、前年同時期で14.63%ということで、これについては1.91%低くなっております。

それから、国保税の収納率の状況についてですけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、滞納繰り越し分については、マイナス1.71%からマイナス6.76%まで滞納分の繰り越しの見込みを落としております。これについては、市税のほうでご説明申し上げたように、実績を基にやっておりますということでご理解のほうお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、今、2番目にお答えいただきました収納率の低下の見込みについては、実績ベースで計上したというふうになっておりますが、今後についても実績ベースで取り組まれていくものか、この点1点確認をいたします。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 国保税のほうも、国民皆保険制度のもとで、社会保険以外の方全部、国保加入者ということで、所得のない人も入ってくるということで、逆に現年課税分の徴収

率も、他の市税と比べて低いんですけれども、滞納繰り越し分も低いということがこれからも続くような傾向があるんじゃないかと思っております。そのために、先ほど申しましたように、年金とかそういうのが上がるような状況ではございませんので、かなり厳しい状況ということで、実績ベースを基にやっていかざるを得ないなと思っております。

（「わかりました」の声あり）

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第6号、平成20年度旭市下水道事業特別会計予算につきましてご質疑申し上げます。

下水道事業につきましては、平成20年度について、昨年末までに145.9ヘクタールの区域を供用開始したものに加えまして新たに7.8ヘクタールの区域を供用するということで、153.7ヘクタールを見込んで事業が進められます。さらに、平成20年度につきましては、2地区の幹線管渠工事とその周辺2.6ヘクタールの面整備工事を行うとともに、平成23年度までの継続事業として処理場内の高段ポンプ棟建設工事と水処理施設等の増設工事、これに着

手するということで予算の概要で説明をいただいたところでございます。

そこで、事業を継続して進める内容と、面整備を行うということで供用開始してから、平成6年に事業認可を受けて今日に至っておりますけれども、ぜひこの際お伺いしておきたいのは、受益者負担の徴収の納付率、いわゆる収納率という状況がどうであるか。さらに、使用料の徴収率、収納率というのはどういう状況にあるかということで、平成19年度におけるそれぞれの収納率、どの程度になっているのか、ぜひお伺いをしたいと思います。

予算書の関係につきましては、420ページから421ページにかけての下水道普及促進事業、この点は本会議でも説明がございました。さらにお伺いをするものでございます。

まず、報償費ということで、受益者負担、全納者に対しましては、10万円を限度として支給されるものということで予算組みされまして、19節については、水洗便所、他の改造資金補助金ということで、1年から3年にかけて4万円から2万円、これの補助をしていこうという説明がございました。そこで、平成19年度における受益者負担金の全納者が何名いて、平成20年度については何人を見込んでいるのか。これは世帯だと思いますが、その見込み。さらに、資金補助金ということでそれぞれ4万円、3万円、2万円ということで計上の説明がありましたが、平成19年度における実績、さらには平成20年度の見込みについてどの程度見込んだのか、お伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） ではお答えいたします。

平成19年度の受益者負担金の徴収率、使用料の収納率、下水道普及及び促進費の状況ということでございますが、いずれも本年の1月末現在までの実績でお答えいたします。

まず、1点目の受益者負担金の徴収の納付率でございますけれども、42.5%となっております。内訳といたしましては、現年度分の納付率が83.8%、過年度分の納付率が8.1%でございます。

2点目の使用料の納付率でございますが、91.9%。内訳といたしまして、現年度分が97.3%、過年度分が25.9%ということでございます。

それから、3点目の下水道普及促進費の状況でございますけれども、水洗便所他改造資金補助金につきましては、10件ございまして、39万円を補助いたしております。水洗便所他改造資金利子補給金の利用者につきましては、1月末までにはございませんでした。

それと、普及促進費の受益者負担金の全納報償金につきましてでございますけれども、年一括または全期納入された方は88件でございます、報償金125万9,200円を報償したというようなことでございます。

それと、報償金の算出ということでございますけれども、これにつきましては、本年度施工した箇所が来年度の賦課対象になるということで、その賦課対象の部分から公道とかそういうところを除いたところの面積がございまして、それに平方メートル当たりの単価を掛けたものが賦課の金額ということでございます。それに過年度の分割部分を加えたものの中で過年度の実情等を勘案して、この金額を予算化させていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） 今年度の1月末現在の実績をそれぞれ伺わせてもらいましたが、例えば、他の公共下水道から見た下水道事業についての受益者負担の収納状況あるいは使用の収納状況というのは、他から比べた場合にはどのような状況に旭市はあるのか。この辺調査をされたことがあれば、ぜひ伺いをしたいと思います。

下水道普及促進の関係については、88件ということで125万9,000円余りのご提示が今ありましたが、これについては何件のうち88件なのか、お分かりでしたらお示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 他の自治体の普及率とか収納率ということでございますけれども、具体的に細かい数字は持っておりませんけれども、情報を収集している中では、多かれ少なかれ未納部分というものがあるというふうに聞いております。

それから、下水道の普及につきましても、当市、供用開始からまだ8年というところがございますので、なかなかほかの先進の自治体とは比較が多少難しいところはございますけれども、その中でも多少低い部類ではないかなというふうに感じております。

それから、88件が何名のうちの88件かということでございますけれども、この88件も過年度の部分の当該年度分の年一括のものも含まれておりますので、ちょっとそういう数字は持っておらないんですけれども、平成18年度末から本年1月末までに増加した世帯数及び人員につきましては、44世帯で117名が平成18年度末から新たに接続してもらっているという

ことでございますから、そのうちの中の一部ということでございます。

申し訳ございませんけれども、以上でございます。

（「後で教えてください」の声あり）

- 議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 1時10分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の関係につきまして質疑申し上げます。

平成20年度の予算の概要を見ますと、収益的収入・支出、これは昨年度に比較しますとそんなに変わらないような予算組みになっております。結果、収入あるいは支出の予定については、差し引き9,000万円程度の増という、そういった予算組みの中で、かなり経費の削減

に努力をされた予算組みになっているなという感じがいたす状況でございます。そこで、歳出について、特に何点かご質疑申し上げたいと思います。ページでいうと、35ページの中から何点かお伺いをいたしたいと思います。

平成20年度の旭市病院事業会計予算実施計画の内訳ということについて、分かりやすいものですから、そちらで質疑をさせていただきたいと思います。

支出につきましては、医業費用の中でまず給与費。ここには医師、医療技術員、看護師、事務職員、その他職員ということで給料関係が載っております。この内訳については、昨年度と比較して見てみますと、医師が6名の減、医療技術員が25名の増、看護師が37名の増、事務職員が5名の増、その他職員が4名の減、こうすることで予算が計上されております。そこで、平成20年度におきますところの支出の給与費について、各医師をはじめとする各職員の増減について、どういう根拠で予算組みをされたのか、お伺いをいたしたいのが第1点目であります。

2点目につきましては、36ページ、材料費がございますが、ここでは薬品費と診療材料費、さらに給食材料費、医療消耗備品費ということで計上がされておりますが、特に薬品費と診療材料費が昨年度と比べますと増の予算組みになっております。そこで、増となった根拠についてお伺いをいたしたいと思います。

3点目ですが、経費の関係で少し細くなりますけれども、お伺いをいたしたいと思います。1節からずっと項目がありますけれども、そのうちのまず増となった部分についてお伺いをいたしたいと思います。

3節の職員被服費、これが昨年度と比較いたしますと2,900万円余り増の計上になっております。

次に、4節並びに10節の55周年記念に係る記念品代と記念誌代ということで450万円それぞれ計上されております。そこで、55年記念というものはどういう規模でやられるものなのか、内容的にお示しをいただきたいと思います。

次に、7節の燃料費、この増について考えられることは重油の高騰という、そういったことが考えられますけれども、この増の根拠。

13節の広告料1,008万円という予算計上ですが、これは昨年度と比較いたしますと555万円の増になっております。これについては看護師募集広告等という内訳になっておりますけれども、平成20年度についてはどういう取り組みがなされるものなのか。

その次の賃借料については、駐車場用地の賃借料が昨年度と比較いたしますと2,039万

1,000円の増、その他小口の賃借料が1,511万4,000円の増となっておりますけれども、これの増の根拠についてお伺いをいたします。

15節の委託料、医療機器等の保守料についても増加になっております。これについては、どういうものが保守として増になるのか、お伺いをいたしたいと思います。

続いて、ちょっと飛びますけれども、42ページの特別損失ということで、その他特別損失というのの中に一般患者用有料駐車場機器リース物件一括支払いということで1,857万円と消費税、合わせて1,949万9,000円が計上されております。これと、先ほど申し上げましたように、賃借料の駐車場用地賃借料、この関係がどうなっているのかについて併せてご説明をいただきたいと思います。

最後ですが、経費の中で業務委託というのがありますけれども、これの内容については、平成19年度当初については、業務委託ということで8億5,075万円、平成20年度当初については8億2,020万円、3,055万円の減ということになってございます。したがって、この業務委託の平成19年度の内容と平成20年度について、業務委託が減ったものがあるのか、また金額ベースで減ったのか、業務の内容が、委託の内容が変わったのか、この点お伺いをいたします。

今回質疑をさせていただく内容については、経費の削減という観点から、その中でも増加になったものの理由、そして減になった理由ということでピックアップして質疑をさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子議員、通告の再整備のことはいいですか。

○24番（神子 功） いいです。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） では、まず初めに、医業費用の中の給与費についてご回答申し上げます。

まず、給与についての予算の立て方としまして、昨年の12月現在の人員に対し、その後の動向調査をしまして、その後、編成をしております。医師につきましては、正規職員は123名から117名と6名減となっておりますが、専修医、研修医、これが7名増加しております、全体の人数としては244名から245名と1名増員となっております。

続きまして、医療技術職につきましては、薬剤師、放射線技師、検査技師は臨時職員とし

て採用しておりました。主に当該職員の臨時職員22名を正規職員に任用替えることに伴う増員になっております。全体の人員としましては、3名の増員です。

看護師につきましては、7対1看護体制の取得に向けての予算措置として見込みました。

事務職員につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律により、当院は22名必要ですが、3名不足しております。この3名分の予算措置と事務次長と私、経理課長等を昨年採用しましたことによる増員です。

そのほかの職員につきましては、定年退職による減員になっております。

続きまして、支出関係について、まず材料費、薬品費及び診療材料費の増ということですが、薬品費、それから診療材料費ともに、入院収益と外来収益との合計の料金収入との比率を基に算出しております。19年度決算見込みの税抜きでは、料金収入対医薬品比率は23%、料金収入対診療材料比率は11.1%を見込んでおります。平成20年度予算における入院収益と外来収益は、決算見込みよりも増額して見込んでおりますので、材料費も連動して増額させて予定しております。

続きまして、経費のほうで職員被服費が増となった根拠ということですが、平成20年度予算における職員被服費は、平成19年度に比べまして2,970万円増となっております。

内容としましては、被服リース代のうち感染予防のため手術の下着、救急下着のリースが、平成19年度は7月から3月までの9か月間に対し、平成20年度は4月からの費用の発生ということで金額が増となっております。

同じく、経費の中の消耗品費、それから印刷製本の増ということで、55周年記念の記念品代、品代等の規模はということですが、まず、55周年記念式典の費用としまして、記念品代として消耗品費に450万円、記念誌代として印刷製本費に450万円、合計900万円を予算に計上します。開催時期としましては、11月ごろを予定しておりまして、まだ決定ではございませんが、堂本千葉県知事はじめ、あと特別講師としまして旭市出身の厚生労働省医政局長の外口先生ですか、この方をはじめ、総勢約300人程度を予定しております。

それから、経費の燃料費の増についてですが、燃料費の大部分を占めるのは重油代であります。平成20年度予算における重油代は、平成19年度予算比21.3%増の1億3,942万円を予定しています。これは世界規模での重油価格の上昇に伴うものであります。平成19年4月現在の購入単価が57円50銭に対して予算作成時は82円20銭ということですが、こういう82円20銭を基にしまして、ただ、全体の消費量としましては4.1%減ということで、総体の使用量は169万6,000リットルで予算計上しました。

同じく、経費の広告費の増ということですが、平成20年度予算におけます広告費は、平成19年度に比べまして590万円の増額となっております。内容としまして看護師募集にかかるもので、これは昨年より120万円増の440万円になっています。それから、病院ホームページのリニューアルは前年より360万円増の390万円、それから看護部のホームページのリニューアル、前年より105万増となっております。

同じく、経費の賃借料なんですが、駐車場賃借料、その他小口賃借料についてということで、駐車場賃借料は、平成19年度2,039万1,000円に対し、平成20年度は1,821万3,000円増の3,860万4,000円を予定しましたと。内訳ですが、現在既に賃借している駐車場用地、これが27件の賃借料としまして1,959万1,000円に加え、再整備事業に伴う駐車場用地確保のために全部で1万8,379平米で約790台分の賃借料を予定しております。この賃借料としまして1,528万8,000円を計上いたしました。また、賃借した駐車場用地を農地から用途変更するためにかかる費用としまして、372万5,000円を予定しました。

その他小口賃借料ですが、患者様の肌着や医療タオル等の賃借料について、平成19年度に比べ平成20年度は214万2,000円増の1,197万円を予定しました。これは、一層の院内感染対策に努めるためのものであります。また、さらに充実した医療を提供するため、新規の医療機械賃借3件を含む医療機械賃借料、これが754万8,000円を予定しております。あと、そのほかに、平成20年4月に着工予定の看護師の宿舎ですが、これの完成が本年の7月ごろになります。その間何か月か、ちょっと看護師の入るところがありませんので、ウィークリーマンションの賃借料としまして692万円を予定しております。

あと、委託費でございますが、委託費のうち医療機械保守の内容ですが、購入後、無償期間を経過したものとしてCTスキャナー、循環器系エックス線診断装置等の新規保守料の発生がございます。こういったものが、購入後1年もしくは2年程度、保守期間ということで委託料は発生しないんですが、それを経過したものに対しては委託料が今後発生していくというものです。

それから次に、特別損失ということで、こちらは一般患者様用の駐車場として、本来はリース会社の所有物件として病院の、今回の再整備事業の建設予定地なんですが、こちらに200台分のリース物件がございます。こちら、4月から11月までは、リース代金として従来どおり引き続き支払いをします。11月末のリース残高をもって、病院がリース会社から残リース代金をもってこれを買収することになります。しかし、買収しても、新棟建設の底地であるため、撤去する必要があります。11月末の残高である1,949万9,000円を特別損失とし

て計上いたしました。また、賃借料で1,303万5,000円を計上してありますが、内訳は、救急患者用の駐車場リース160万8,000円と一般患者様用有料駐車場、これは4月から先ほど申しました11月までのリース代としまして、1,142万4,000円を予算計上いたしましたものであります。

最後に、業務委託についてですが、平成19年度当初の業務委託内容 8 億5,075万円と平成20年度の 8 億2,020万円との約3,055万円の減の理由ということでご質問がございまして、平成19年度当初と平成20年度当初の業務委託料減の理由ですが、入札等を実施しまして、まず電気設備関係が708万円になりました。それから、空調設備が822万円になりました。警備会社の委託料が770万円、清掃管理、ベッドメイキング関係が490万円ということで、この4点が主な減の理由になっております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） どうもありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、平成20年度については、予算組みの中でかなり厳しいような状況の中で、削減というのがかなりみられる中で、増加になっている予算について、質疑をさせていただきました。

そうしますと、まず給与費の関係については、内容的には医師の方については6名となっておりますけれども、実行上はそんなに減らないというお話もいただきましたが、特に事務職員については、障害の関係について、法的に必要だと認めているものが少ないために予算計上したということになっておりますけれども、給与費関係については、医療技術員並びに看護師は増加傾向にこれからもあるというふうに思いますが、これは定数条例の関係でどうなのか。さらに、事務職員についても定数条例の関係で、本来であれば合理化ということを考えれば、事務機器の扱いについてかなり合理化をしていくことによって人員の削減にはなりますけれども、雇用を失ってしまうということがありますが、それは別に置いておきまして、経営の観点からすると、給与費というのが莫大な金額になりますから、平成20年度スタートいたしますけれども、今後、再整備計画等いろいろありますので、人力的な部分について医師の確保あるいは技術員の確保、看護師の確保、事務職員については極力減らしていかなければいけないというふうに考えられますけれども、この点についてどうお考えなのか。

それからあと、全体的には、材料費については実績ベースで増を見込んだということはいく分かりました。経費についても、55周年記念については300名程度の記念事業を行うということですが、これまで記念事業については、規模的には遜色ないものか。要は、このご時

世ですから、記念式典等やることについては必要だというふうに考えられますけれども、その状態、規模については今までと同じような規模で、同規模でやるものなのかということですね。それがよく分かりませんので、もしも取り決めの中で300名程度というのはどうなのか、この辺について伺いをいたしたいと思います。

あと、業務委託については、入札の結果について反映しているということで分かりました。人的な部分というのは、これからある意味では必要になる部分と、削っていかねばいけないということを考えた場合に、業務委託というのは今後増加傾向になるのか、それとも減らしていくような状況になるのか、この点伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 再質問の3点についてお答えをしたいと思います。

まず1点目は、定数のお話でございました。病院はやはり医師、看護師等がいないと経営ができない状況にありますので、今ここで増員を見込んでいるものが定数の計画からどうかというのはちょっとお答えできませんけれども、いずれにしても、病院としては、医師、看護師、それから技術職員。今、技術職員は3名増員ということを先ほど申し上げましたけれども、これについてはやはり増やしていかなければ病院の経営がやっていけないものですから、医師、看護師、技術職員については、もし定数の計画とそごがあれば、そこは市のほうとも調整をさせていただきたいと思っております。

事務職員等でありますけれども、これは今5名の増加を見込んでおりまして、うち2人は既に採用した事務次長と経理課長、残り3名については、今後採用しなければいけない身体障害者の方の雇用枠として3名分予算化をしてあるわけでありまして。ただ、これについては、法的には採用しなければいけないことになっておりますので、努めて採用しなきゃいけないと思っておりますが、ただ、総数については、確かに今、再整備等で仕事が増えておりますので、極力、増えるにしても、最小限の増え方にとどめていきたいと思っております。

それから、2点目のご質問が、55周年記念事業についてでございました。病院としては5年ごとにやっている節目の事業でございまして、詳細についてはこれから検討していくことになっていきますが、規模としては、少なくとも例年を超えることがない。費用についても、例年よりも内輪で、しかも内容があって、市民の皆さんもお呼びして、一緒に病院事業について

考えていただけるような機会にしたいと思っていますところであります。

それから、３点目の委託が今後どうなるのかというご質問でございましたけれども、今、病院は、健全な経営を続けるために必死な努力をしているところでありまして、そのために経営の効率化ということをいつも考えております。その中の一つに当然委託ということがあ
るわけでございまして、ですからできるところは、来年何をするかということはまだ決ま
っておりませんけれども、できるところについてはなるべく手を省いて、委託を進めていき
たいと思っております。

ただ、その時も、全部が全部委託がいいかというのもまた確かに議論が必要であります
ので、その点ではどうすることが病院にとっていいのかという視点から、できるものにつ
いては委託を進めていくと。そういうスタンスで考えているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第９号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○１３番（日下昭治） 平成19年度旭市一般会計補正予算について、質疑させていただきたい
と思います。

まず、15ページになりますか、農林水産業費の中で畜産振興費。ここで食肉等流通体制整
備事業、減額の２億1,557万8,000円と。これは鶏卵処理施設補助事業であるということでご
ざいますが、当然、補助事業でありますので、これは歳入において、強い農業づくり交付金
だと思っただけでございます。

それらにつきまして、当初予算でたしか３億6,465万1,000円予算組んであったかと思
います。残りは、そうすると自己資金なのかなと思いますが、そうしますと、執行がされな
くなったのかなということをおもうわけでございますので、その辺のものがどういう形で減額され

たのか、お願いしたいと思います。

それと、諸支出金の中で病院事業会計繰出金 1 億6,208万円ほど、ここに出てきたわけですが、これらにつきましては、当然、繰り出し基準に基づいてやるわけでありまして、交付税として算定基準があつてされたものだと思います。歳入の中でそれは地方交付税 2 億5,820万9,000円という形で補正を組まれているわけですが、そのほとんどが中央病院への繰り出しになろうかと思います。

そこであれですけれども、昨日の千葉日報の新聞の中で、イノウエさんが出してある中で最後のほうでございまして、中央病院のいろいろな計画があるわけですが、ここに書いてあるのは、事業の実績がスタートだと、今年度 3 億6,300万円の黒字を見込んでいたが、12月までの累計金が9,400万円にとどまっていたと。急遽、特別交付税 1 億6,000万円の年度繰り入れが決まり、そして見込額に近づくことになった。そういうことに基づいて再整備計画が進まなくなったという形で、見出しは再整備計画是非論再燃かという形なんですけれども、これを見た場合に、病院再整備計画をする上に収入減があるということになりますと、いろいろ市民は心配になるということでございまして、繰り出し基準に基づいた繰り出しはされているものと思うわけですが、その辺をもう少し詳しく説明いただければなと思うわけですが。

それと、繰り出しは当然市でございまして、繰り入れてもらう方、いわゆる病院側のこの辺の新聞と併せたコメントをいただければなと思いますが。

よろしくお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問でありますけれども、15ページの畜産振興費、食肉等流通体制整備事業でございます。これは、今ご質問いただきましたように、卵を洗浄しましてパック詰めをする、そういうG Pセンターの建築に対しまして国の支援を受けるというものでございます。

予算の減額につきましては、大きく二つの原因があります。一つは、入札等をしまして、事業費を相当圧縮できまして、それが事業費的には1 億4,900万円ほど減額されています。ただ、当初の計画とは変わっておりません。入札等で減ったということでご理解いただきたいと思います。

あとの部分につきまして、国の事業ですので、県庁の畜産課等ともいろいろご指導いただ

きまして、補助金2分の1ということで当初から計画をされておりました。ただ、農水省等の中で、どうも要項上、例えば洗卵洗浄装置、あるいはそういう部屋であれば補助金に該当するけれども、建物については補助金上考えておらんというようなことで、再三農水省ともやったわけですが、最終的にはこれはちょっとできないというような判断で、補助対象にならない施設があったということでご理解いただきたいと思います。

ただ、事業費的には、同じように述べ床面積2,785平米、事業計画どおり実施すべく現在進んでおります。補助金の減った分につきましては、国等のご指導いただきまして、農林漁業金融公庫の無利子資金を活用させていただくということで現在進んでおります。

以上です。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財務課長（平野哲也） それでは、補正予算書の18ページから19ページにかけてでございますけれども、中央病院の繰出金の関係でご答弁申し上げます。

日下議員のほうからも、千葉日報のほうで急遽という表現が使われましたけれども、我々のほうでは全く急遽ということではなくて、普通の繰出金の確定に伴う補正ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

内容を申し上げますと、中央病院の事業に対します繰出金につきましては、普通交付税、それから特別交付税、この二つの交付税で算定されたものを、従来どおり、いわゆるルールとして繰り出しをしております。

平成19年度の普通交付税におきましては、一般病床数分及び看護師養成所生徒数分、これに使われます単価が当初予算で見ていたものより若干上がっておりまして、こういったことで普通交付税が若干増。それから、もう一つの特別交付税でございますけれども、これにつきましては、どちらかというとな確定な部分というのは多いんですけれども、その年その年で若干違ってまいります。例えば全国ベースで災害が少なかったとか、それから近年では合併関連でそちらのほうに枠が持っていかれていたと。その合併関連がだいぶ落ち着いてきたということで、本来の参入分が戻ったといえますか、調整減がなくなったということで若干増になっております。

ということで、普通交付税の増と特別交付税の増。特別交付税につきましては、12月でいたい決まるんですけれども、12月の補正予算では間に合わないということで、今回、3月の補正予算で計上したということでございます。

例えば、今回は増ですが、逆に去年みたいに減になる場合もございます。そういっ

た場合には、当初予算組んであったものを執行停止して、減の確定した額で出すと、そういう手法をとっております。

今回、中央病院分ですけれども、申し上げますと、当初予算で計上してあったものが12億9,553万8,000円でございます。これは去年の実績からこういった形を組みました。今回の決定額が14億5,761万8,000円ということで、その差額、1億6,208万円を補正したところでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 病院のほうはないということですからあれですけれども。

そうしますと、農水産課長の答弁の中でありましたように、これは工事の減額等のいろいろなものと。建物は無理だったということで進む。当然、その分は自己資金が増えたということになるのかなと思いますけれども、あとは、そういう形の中で計画は進められているということによろしいですね。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員おっしゃいましたように、当初の計画どおり、事業は自己資金にて対応で進んでおります。

（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番(神子 功) 議案第17号、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてご質疑申し上げます。

ご説明によりますと、これについてはオンライン手続きを図るということで、県や各市町村でも既に取り組みされているところもあるということの内容の説明がありました。そこで、何点かお伺いをさせていただきます。

第2条で、用語の意義ということで1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番というそれぞれ説明がされております。特に4の署名等ということでは、署名、記名、自署、連署、押印、その他氏名または名称を書面等に記載することを言うというふうになっておりますが、これを見た場合に、これは第4条の第4項になります。電子情報処理組織による処分通知等となっておりますが、この第4項については、末尾に当該署名等に代えることができるというふうになっておりますが、この代えることができるということについては、電子情報処理組織を使ってやる場合にどういふことが代えることができるというふうになるものかお伺いしたいのが1点と、それから、もとに戻って第2条で申請等ということで、(6)にその内容が書かれております。それについては、第3条で電子情報処理組織による申請等というふうに書かれておりますが、その第3項に、第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされ

た時に当該市の機関に到達したものとみなすというふうになっております。到達したものとみなすということは、恐らく24時間、インターネット等、いわゆるコンピュータが開示をされるような状況になっているということから考えた場合に、到達したものとみなすということは、開示しなければその内容が分かりませんけれども、この条例が通った場合に、到達したものとみなすということについてはどういう判断をしたらいいのかについてをお伺いしたいと思います。

それから、第7条関係で、手続き等に係る情報システムの整備等というふうになっておりますが、この第7条では、市は市の機関に係る手続き等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとするとなっておりますけれども、この情報システムの整備ということについては、この条例が制定された後にどのような整備が必要となってくるものなのか、あるいは現状は必要ないものなのか、この辺についてお伺いをいたしたいと思います。

それで、千葉県の中でも、あるいは全国的に既にこの条例を制定しているところが多くあるわけでございますけれども、旭市としては、説明によりますと、8月1日以降を想定してというお話があったかと思いますが、この条例が制定された場合に、これをどう運用していくかということについてはどのようにお考えになっているのか。そして、必要な手続き、例えば千葉県で申し上げますと、現在、このシステムを使って電子申請、届け出等、198の手続きができるというふうになっておりますけれども、条例が制定されて市民に利用できるということになった場合に、旭市としてはどのような手続きができるものになるのか、この辺もお伺いをしたいと思います。

そして、この利用をする場合に、個人として何か手続き等必要になってくるのか、この点も含めてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、まず署名等ということで、この考え方なんですけれども、手続き全体の話をしていただきたいと思います。どういう形で手続きをするのかということでございます。

まず、利用に当たりまして、利用規約というのが出てくるような画面を想定しております。それにまず同意をいただくと。同意いたしますと、利用者の登録になります。そうしますと、

そこで氏名、住所等、必要な事項を入力していただく必要があります。これは県のシステムもやはり同じでございまして、それで一たん送信します。そうしますと、その後、利用登録が完了した旨、これは自動でその方に送り返るようになります。そうした時に、利用者のＩＤ、それからパスワードがそれに添付されていきます。それで使えることになります。

それから先の話なんですけれども、今度、署名等に代えるに当たりましては、本人であることを厳格に審査するものが必要になります。そこで電子証明書等の取得がやはり必要になります。実際にそれは手続きによって変わるのでございますけれども、単に届け出だけで済むものであれば、例えば利用申請とかであって、それであればＩＤとパスワードでもってそのまま出すことでオーケーになる。だけれども、どうしても本人を証明しなければいけないものが必要になります。行政の手続きにはそういうものが多数あります。そういう中ではまず公的個人認証サービス。これは今回、税でもやっておりますけれども、e - T a xと同じような形で個人認証をとったもの、その番号が必要になれば、それが証明書の一つになります。それとあと、例えば今、登記なんかも電子登記ができるようになっています。その中で商業登記に基づく電子認証の証明書、そういうものを持っていれば、一つ本人申請の証になります。それとあと、民間認証局が発行する電子証明書というのがあるんですけれども、例えばＩＣ、それがあって本人が特定できるという形であれば、それが一つになります。

間違いなく本人であることということを証明するために、そういったものを暗号化した形でデータをやり取りするということでございます。それでやられたことによって、そこに書かれたもの、それは本人であることは間違いのないということで署名等に代えるような、そういうシステムになっております。それはやはり申請、先ほど２番の話で２４時間という話がありました。ですので、それで本人が分かることによって、それが到達しましたという開始の連絡がいきます。そうしますと、それが到達したと。今、行政手続きで期間等を定められておりますから、その到達した時点で取りあえずそこから事務処理が始まると。形としてそれで不備があった場合には、そこでまた、夜間は多分出せませんが、翌日確認をして、不備がありますよという形で本人にメールを一たん流すのか、もしくはそこから、正規であれば、そのまま受理ができる。あと、添付書類が必要なものも当然あります。そういうものについては、郵送措置が必要になるものも出てくると。まあそういう形ですね。

あと、第７条の関係で必要な措置ということでございますけれども、第７条では特にセキュリティの関係等を言っております。今回、条例が制定されまして、県下で既に千葉県等は運用しております。その運用システムと同じシステムですから、そこに入るような形にな

ります。そうしますと、一時的な経費が発生します。今回、予算でも組んでおりますけれども、289万円ほどの予算を組ませていただいていると。その中で継続的にかかるものについては約150万円という形になります。そういう中で特にセキュリティー面での取り扱い、それからあと、ホームページ等に掲載してそこから飛べるような形にするために、市のほうでそういう措置を講ずるような形になります。旭市の場合には、既に庁舎の中はすべて内部情報系というものでオンライン化されておりますから、そういうものについては追加の費用は特に必要なくなる。その中で、今回、289万円ほどの予算の中でできるだろうという形で思っております。

それから、8月1日以降の運用になると。確かに、今現在、ほかの団体もありますから、8月1日というのは一つのめどになっております。多分8月1日でいけるんだろうというふうに思っております。県のほうは198の手続きをやっておりますけれども、市のほうでございまして、実際に各課に事前に照会をさせていただきました。その中で、やはりどうしても本人と会ってやり取りしなければいけない事務というのは相当あります。そういう中で、今、11課の中で33手続き業務についてはこれでできるだろうということで取りあえず回答をいただいて、当初は33手続きで進めていきたいというふうに考えております。これがうまく軌道に乗った中でもっと増やせるということであれば、増やしていけるというふうに思います。

それから、個人の手続きという話もありましたけれども、個人の手続きについては、基本的にパソコンを持っておりまして、インターネットに接続できる、そういった機能があればまず大丈夫と。ほとんどの、例えば一太郎、もしくは今、いわゆるインターネットエクスプローラとか、そういうものがありますけれども、そういう一般的なメールのやり取りができるものであればまず大丈夫でございます。

あとは個人的に、例えば個人認証を取得するという形になった時に、ＩＣカードの読み取り機という、これは国のほうでも進めておりますけれども、そういったものが必要になる場合があります。そうしますと、それは一般の電気店で売っておりますから、それを購入していただくような形になる必要があります。これについては、今現在、33手続きの中では、それが必要になるものはないだろうとうちのほうでは考えております。

取りあえず第17号の質問に対する回答、以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） 私はちょっと、インターネットから引きまして、ちば電子申請・届出

サービスのご案内ということでちょっと手元に持っているんですが、今説明をいただいた内容です。

そうしますと、結果的にはＩＤのパスワード、こういったものが初めに入り口の部分で必要になりますよね。それから、個人の認証をどうするかというこれが必要になってくることが分かりました。それについては同意が必要だということで、24時間の中でインターネットを使って手続きを完了したら、それについては開示をして分かるわけですよね。開示をしなければ分からないということについては、スピーディーに市のほうで対応しなければ遅れをとってしまうということがありますので、それは注意が必要だということがあると思います。

それで、利用については、今、ご説明いただいただけでは分かりません。したがって、文書で書いてありますけれども、市民に知らしめるということについては分かりやすくする必要があると思うんですけれども、そういった周知の方法についてはどのように今現在考えているのか。33という手続きについては、こういった内容についてできるものかというのは、後で結構ですから、お示しをいただければというふうに思います。

それで、一つ、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定する時に、ある市では、市民に意見を求めるということもやっているところがございます。見てみたら。旭市としては、即議会に諮るということですから、広く市民の意見を聞くということについては今回やらないことになるのか、それとも説明で終わりにするのか。条例を制定するため今回議案に出しておりますけれども、その辺の検討がされたのか、されていなかったのかということについてもぜひこの際お伺いをしたいと思います。

あとは、市民に対してどのように分かりやすく、8月までに利用できるような状況の中で、この条例が通った場合にはどうするのか、これらについてお伺いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

まず最初に、この条例を制定するに当たりまして市民の意見という話がございました。実は、これにつきましては、条例の補足説明の中でもちょっと申し上げましたけれども、国のほうで既に全国的にＩＴ化を進めるんだという方針がありましたので、それに基づいた形で千葉県がまず音頭を取って組織を作ったと。そういうところに市町村がすべて、まあすべてではありません。幾つか乗ってないところがあるんですけれども、乗って、同じ申請システ

ム。実はこれ、調達システムを一緒の中で別の部会でやっております。そういったのを進めていこうという国の方針に合わせた形で今回条例化を進めてきたというところがありまして、広く市民に意向をとということよりは、これをやることによって市民がまさしく、使える方は、勤めている方は夜間でも取りあえず申請することができるようになる。それはまさしく便利になることであろうということで、そういうところから進めているものということで、これについて市民の意向というよりは、便利になることを優先して進めていく必要があるのではないかということで条例化。

よその市におきましてもほぼ同じような形で、まずこれが実施できることによって、なかなか窓口へ行くことができない方が取りあえず申請だけでも出せるだろうと。仮にいろいろな許可が必要なものであれば、申請して、許可が出ましたらまた行くという二度手間が一度で済むのかなというところもありまして、そういうところは市民の便利性を優先しているということでございます。

あと、周知に関しましては、当然、この条例が制定されましたら、その手続き等につきまして施行規則を定めます。その中で、冒頭申し上げましたとおり、まず申請するには、こういう形でお願いしますよというその手続きを分かりやすく、できれば広報に載せていきたいと。それから、どういったものができるのかということで、それにつきましても、できれば一覧表にしてお示ししたいと。

今分かっているもの、例えば旭市の公文書の開示請求であるとか、あと例えば出会いコンシェルジュの申込書であるとか、まちづくり出前講座の申し込みであるとか、社会福祉のほうであれば老人クラブの設立届けであるとか解散届けであるとか、市民課であれば住民票の写しの交付申請であるとか、そういったものができるだろうというような形で今うちのほうは把握しております。こういったものはできれば一覧表にしてPRしていきたい。条例制定後、順次という形で、めどがたった段階でということなので、6月以降ぐらいの広報で周知していければとスケジュール的には考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案の質疑は途中ですが、2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時25分

- 議長(明智忠直) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番(神子 功) 議案第19号、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定についてご質疑申し上げます。

説明によりますと、県は既にこの条例を制定されているということを伺っております。56団体中でも36団体がこれを制定されたというご説明もありました。今回、条例の制定に当たりましては、目的、定義、基本理念、それぞれの責務ということが条例にうたっておりまして、さらにそれを進めるための啓蒙活動の推進、高齢者への配慮、それから公共施設の整備等あります。既に旭市としては、この条例がなくても、市長が申されているように、安心して安全なまちづくりということをうたっておりまして、エンジョイパトロールについても率先して取り組まれているような状況もございます。

そこで、この条例が制定された場合に、それぞれの基本理念に基づく市の責務とか、あるいは市民等の責務、事業者等の責務ということで、これについては基本理念の中に書かれておりますけれども、それぞれ協働して行わなければいけないということがうたっておりますが、これが制定された場合に市はどのように市民に啓蒙、啓発し、市民はどういう立場でいなければならないか。また、事業者については、どういうことを思って日常に取り組んでいくのかということがこれでは分からないような状況がありますので、お考えがございましたらお示しをいただきたいというふうに思います。

以上です。

- 議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

確かに、この条例はいわゆる理念条例と言われるものでございまして、具体的なものというのは記述がございません。市のこれから進むべき施策の大枠と、それから市民とともに進むための方向性、そういうようなものを定めたものだというふうに考えております。

条文の中にいろいろな責務とか記載しておりますけれども、その中で特に今私のほうで考えておりますのは、実は市で過去に防犯対策会議というのを開催した経緯がございます。これはおとし開催したというふうに聞いておりますけれども、去年は開催がございまして、今ちょっと休んだ状態になっております。このメンバーを見ますと、警察、それから県の関係、あと区長会の方々、防犯指導員、交通指導員の方、エンジョイパトロール、消防団、保護司会、郵便局、農協、青少年相談員、あと学校関係、PTAの関係、それから各種ボランティア関係の方、あといろいろパトロールをやってくださっている方々、ボランティアの方、あと社会福祉協議会、老人クラブ、青年会議所、まあそういうようなかなり幅広い関係団体からなる会議でございますので、こういうものを開催いたしまして、もちろんご意見を伺いながら、それからそういうものを通じながら市民にPRする、浸透するというようなことを考えております。現在ではそういうところでございます。

- 議長（明智忠直） 神子功議員。

- 24番（神子 功） 自分たちが小さいころを思い出しますと、何々を決めてあるというよりも、地域ではお年寄りが各地域の子どもたちを面倒見る、いわゆる叱ってみたり、あるいは方向性を出してみたり、そういったことがなくなっている。あるいは、子ども育成会については、子どもたちを中心に育成会の役員だけが骨を折っている。子どもを中心としてスポーツをやれば、いろいろなところで引っ張りだこ、子どもたちが大変困ってしまうというような状況がありますから、そういった意味で総合的に安心と安全ということを考えた場合には、誰かが何かをしなければいけないだろうということは考えられます。

今、防犯対策会議が休止状態にあるということですが、そういった意味では一つの方法かなというふうに考えられますが、ぜひ安全で安心なまちづくりの条例を制定し、そうしますと、37番目か38番目ぐらいに千葉県下では制定するような状況になりますので、広く市民に知っていただいて、それと役割分担を決めて、子どもがどうなのかということを考えれば、お年寄りがどうなのかというふうに考えていけば、方向づけがきつと出るような状況

が考えられます。そういった意味で市長のほうで特に今、課長のほうから話がありましたけれども、それ以外でお考えがございましたら、お示しをいただければありがたいと思います。

- 議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） 今、神子議員からお話がありましたように、旭市ではいろいろな意味で大勢の市民の皆さん方にご協力をいただいて、子どもの安全を守ったり、あるいは盗難を少しでも減らそうということでさまざまな取り組みを現在でももう展開をしております。本当に大勢の皆さん方がボランティアでご協力をいただいているわけでありまして、そういったものを一つの形にするだけで、もう行動のほうがむしろ先に進んでおりますから、そういった意味では、そういったものを考えながらつくと非常にいい形のものができらる、そのように考えております。

- 議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第19号の質疑を終わります。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

島田和雄議員。

- 2番（島田和雄） 使用料を新しく決められたわけですが、これについて質問します。

これらの施設が、施設によって使用料に差があるというのはどういったような理由から決められたのか。その辺の話し合いの様子をご説明いただきたいと思います。

- 議長（明智忠直） 島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

- 健康管理課長（小長谷 博） それでは、使用料を決めるのにどういう話し合いがされたかということ、また施設の使用料に差があるのはというご質問ですが、健康増進センターの使用料については、総合体育館、それとあさひ健康福祉センターを参考に設定させていただきました。

まず、いいおかけんこうセンターですけれども、いいおかけんこうセンターについてはフィットネスルームのみですので、総合体育館に合わせて。総合体育館は1時間200円という設定になっております。いいおかの一般の使用料は1回200円。これは2時間、3時間やつても200円という設定をさせていただきました。

それと次に、海上健康増進センターですけれども、海上健康増進センターには温水プールがあり、経費等がいいおかけんこうセンターの約2倍ですので、一般の使用料をその倍ということで、400円に設定させていただきました。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 今、説明をお聞きしましたところ、海上の増進センターについては、プールがあるから経費も2倍かかっているというようなことで2倍の料金を設定されたというようなお話でありましたけれども、これは管理する方の立場から言われますと、そういうようなことが成り立つと思いますけれども、実際に利用している立場から申しますと、温水プール、トレーニングルーム、海上の場合は両方ありますけれども、両方を利用されているという方はごく一部でありまして、ほとんどの方は、トレーニングルームを使う方はトレーニングルームだけ、プールに入る方はプールだけと、そういったような使い方をされております。

といったことで、トレーニングルームだけ入って400円、プールの分も払わなければならないと、実際の利用者にとっては。そういった考え方からしますと、飯岡のけんこうセンターにつきましては、同じ運動をして200円、旭の体育館についても、これは1時間ですけれども、200円と。2時間やれば400円になると思いますが、海上の健康増進センターにつきましても、できれば細かい料金の設定をしていただきたいなと、そういうふうに思っております。トレーニングルームだけ使う人は200円と、そういったような料金の設定をしていただければありがたいなと、そういうふうに思っております。

それともう1点ですけれども、これまでの条例には備考といったことで、飯岡の福祉センター、海上の健康増進センター、いいおかけんこうセンターは、65歳以上の方については無料にするといったような項目があったわけであります。今回、この条例を見ますと、それが削除されまして、ではその必要性がなくなったのかというようなことについてどういった話し合いがされたか、その辺もお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

- 健康管理課長（小長谷 博） 1点目の区分していただきたいというご質問ですが、実際、増進センター、海上も飯岡もちょっと利用時間を調べてみました。そうすると、海上で2時間以上が15.4%と2時間までが76%。それから、飯岡のセンターについては、2時間までが90.6%、2時間以上は1.1%、少ないんですが、ほとんどの方が2時間使用してございます。そうしますと、先ほど体育館との比較も言いましたけれども、決して高いということにはならないのかなと思います。

区分という問題ですが、これはあさひ健康福祉センターについても、おふろとトレーニングルームございますけれども、その辺も同じような取り扱いされているということで、うちのほうもそれに合わせて設定させていただきました。

それと、65歳以上、以前あったということですが、これもほかの地域にある施設についてはそういうものは特別ないということで、その他の施設の使用料に今回合わせまして調整させていただいたものでございます。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 島田和雄議員。
- 2番（島田和雄） 備考に記載されておりました65歳以上は無料にすると。無料にしてくださいというわけではないんですけれども、それなりの割引きというんですか、そういう考え方もしていただきたいなというふうに感じています。

と申しますのは、この間も中央病院で健康づくり、医療、福祉と、それらの連携を深めてやっていこうといったような県の方針が打ち出されたわけですが、私もそれに全く同感だというような考えを持ちまして、介護予防あるいは医療費の低下、そういったものを見据えて、高齢者の方をこういったところに誘導するといったような政策といいますか、そういったものを考えていかなければ、これからはますます医療費、介護費、そういったものが高くなってくんじゃないかなと。これはただ若い人向けのスポーツジムではないと思いますので、その辺のご配慮をよろしくお願いします。

それと料金についてですが、飯岡と海上の場合は同じような運動の施設なんです。運動だけする人にとって高くなっちゃうというような考え方がありまして、実際に運動だけして片一方は400円、片一方では200円では、みんな飯岡のほうに行かなければならなくなりますので、海上の人にとってはちょっと不便じゃないかなというような感じを持っておりますので、その辺のきめ細かな料金の設定のほうもよろしくお願いします。

以上です。

- 議長（明智忠直） 答弁はいいですか。
- 2番（島田和雄） 答弁をお願いします。
- 議長（明智忠直） 島田和雄議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

- 健康管理課長（小長谷 博） 65歳以上の件については、先ほども申しあげましたけれども、他の施設の関係もございますので、今すぐここで私のほうから即答するということはちょっと控えさせていただきたいと思います。

それと、高いという、先ほどの繰り返しになりますけれども、先ほどもご説明申しあげましたけれども、ほかの施設と比べて、約2時間程度やった場合に決して高くない。かえって飯岡は、先ほども言いましたけれども、安い。海上の場合、プールあっても、2時間やったら旭と同じような金額。プール利用していただいてもそれと同じですから、決して高いという感じは持っていないんですけれども。その辺についてはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 島田和雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第31号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第32号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第33号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第34号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第35号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時47分

○副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第36号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退場を求めます。

（26番 林 一哉 退場）

（20番 向後和夫 退場）

（19番 嶋田茂樹 退場）

（18番 高木武雄 退場）

（16番 明智忠直 退場）

（12番 佐久間茂樹 退場）

- 副議長（平野 浩）　しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩　午後　２時４８分

再開　午後　２時４９分

- 副議長（平野 浩）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第36号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- ２４番（神子 功）　議案第36号、指定管理者の指定についてご質疑申し上げます。

内容的には、今回、あさひパークゴルフ場が７月１日オープンするということの説明によりまして、幾つかご質疑申し上げます。

今回、指定管理者に管理を行わせる公の施設については、ただいま申し上げましたあさひパークゴルフ場であります。指定管理者となる団体が財団法人旭市福祉協会となつてございます。

そこで、今回、指定管理者を指定するに当たりまして、その経過をぜひお示しをいただきたいというのが質疑の内容であります。まず、今回、あさひパークゴルフ場の指定を行うに当たり公募を行ったのか。審査をするに当たり、こういった書類を審査されたのか。その審査をされた方々はどのようなメンバーなのか。そして、その結果についてはどういう結果であったのか。委託費は一般会計のほうに予算計上されておりますけれども、その事業の内容並びに事業費についてはどうであったのか。指定するに当たり、メリットはどういうことが言えるか。この点の内容につきましてご質疑申し上げたいと思います。

以上です。

- 副議長（平野 浩）　神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸）　指定経過についてご報告申し上げます。

まず、公募を行ったか行わなかったのかということなのですが、今回は公募は行っておりません。

その理由でございますけれども、三つほどございます。まず最初に一つ目は、同じ指定管理者とすることによりまして、施設の一体化による相乗効果を図れます。二つの施設の業務内容を双方の職員が共有することによりまして、サービスの向上、効率化が図られます。二つ目といたしまして、施設運営の一体化によりまして経理部門の合理化が図られまして、経費の削減が図られる。三つ目といたしまして、全く新しい事業でございます。公募により指定管理者を応募して決めていくにも懸念材料がございます。例えば応募があるか、また運営経費が逆に高くなってしまいかなどでございます。この3点によりまして、今回は公募は行ってございません。

それから、選定委員会のメンバーでございますけれども、選定委員会の要項ございまして、その中で10人以内ということになっております。今回、10名で行いました。その中で、副市長が委員長となります。あとは総務課長、企画課長、財政課長、それから関連課長といたしまして社会福祉課長、それから所管課長であります私、都市整備課でございます。それから、学識経験者2名、市民代表2名、合計10名で構成させて、その中で十分な審査をしてまいりました。

審査の内容でございますけれども、これは指定手続き条例によります選定基準、それから私のほうで指定申請に関する要項を作っております。それらに基づいた項目について、十分な審査をいたしました。

まず、基本事項といたしましては、経営方針、それから施設設置の目的をどう理解しているか、経営基盤がどうであるか、組織構成はどうであるか等でございます。それから、管理運営面としては、使用料金の考え方はどうか、営業日、営業時間、休業日についてはどうか、サービス向上への具体的提案はどうか、使用者のニーズ把握の対策はどのようにするか、施設使用の向上の具体的提案はあるのか等でございます。それから、管理体制でございますけれども、適切な人員配置であるか、緊急時には対応できるか。収支計画につきましては、収支計算は適切にされているか、経費縮減等の効率化が図られているか。その他としましては、情報公開、個人情報保護は適切か、計画の実現性はあるのか、魅力的な自主事業の計画の有無等があるか。これら全部で20項目ございます。これらについて十分な審査をいたしました。1項目5点の配点で評価をしていただきました。

副市長は理事長でございますので、退席させていただきまして、9名の委員で審査をいたしまして、1人、20項目5点ですから、持ち点100点になります。合計総得点は900点ですね。基準点を設けました。合格ラインです。それは540点、1人60点、9人ですから540点ですね。

そういう基準点を設けまして、総合的な評価をいただいた点数は、9人で695点ございましたので、指定管理者として選定させていただきました。

それから、メリットです。これは先ほど申し上げましたけれども、一体的な管理によりまして相乗効果、相当な相乗効果が生まれます。それはどういうことかといいますと、まずは経費の削減が図られます。もう一つは、効率的な運営ができるということになります。

それから、事業費でございますけれども、平成20年度は暫定的な経営になります。今予定していますのは、まだ7月1日は確定していませんけれども、その前後になろうかなと思います。全体的な経費、パークゴルフ場にかかる暫定的な経費は、総体的な予算は2,120万円くらいかかります。その中から、指定管理料は527万円ですから、それらを引きますと、市の負担額、持ち出し分というのは1,442万7,000円ほどになる予定でございます。

平成20年度はなぜこのくらいかかるかといいますと、オープン費用とかございますので、かかります。仮にこれが通年ベースで行いますと、全体的な経費は約2,020万円ほどでございます。そこから……、すみません、先ほど平成20年度の暫定予算のところで、使用料収入が約627万3,000円ほどございます。通年ベースですと、使用料収入が850万円ほどになります。これらを引きますと、市の負担額、持ち出し分は1,120万円ほどになる予定でございます。

あと、収入源としましては、自主的な事業ございますので、売店収入とかございますので、若干、運営経費はそれより低くなると思われます。

以上でございます。

○副議長（平野 浩） 神子功議員。

○24番（神子 功） 詳しくありがとうございました。

ここで心配されるのは、管理手法とかいろいろご説明をいただきましたけれども、どういうサービスができるか、ニーズにどういうふうに応えられるかというのが今後の課題になってくると思うんですけれども、その辺については、900点満点の540点がラインということで、それ以上、上回って695点ということになりましたけれども、サービスあるいはニーズに対する対応ということについては、チェックというのはどのようにされているか、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（平野 浩） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 事業がスタートしてからのチェック体制ですか。行方前のチェ

ック体制ですか。

それは、申請書を出していただきましたので、その中でどういうサービスができるかとか、そういうのは書いてございますので、そこを十分審査させていただきました。ですから、自主営業、売店収入はこれだけあるとか、お客さんをどれだけ増やすとか、そういうのは申請書に記載されてございます。

以上でございます。

○副議長（平野 浩） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第36号の質疑を終わります。

ここで林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

（ 2 6 番 林 一哉 入場 ）

（ 2 0 番 向後和夫 入場 ）

（ 1 9 番 嶋田茂樹 入場 ）

（ 1 8 番 高木武雄 入場 ）

（ 1 6 番 明智忠直 入場 ）

（ 1 2 番 佐久間茂樹 入場 ）

○副議長（平野 浩） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3 時 0 分

再開 午後 3 時 1 分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第37号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第38号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

追加日程 議案第37号、議案第38号直接審議(先議)

- 議長(明智忠直) おはかりいたします。議案第37号、議案第38号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、議案第38号は委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第37号、議案第38号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第37号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第37号は同意することに決しました。

議案第38号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第38号は同意することに決しました。

日程第2 常任委員会議案付託

○議長（明智忠直） 日程第２、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第１号中の所管事項、議案第11号中の所管事項、議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第27号、議案第34号の７議案であります。

続きまして、文教福祉常任委員会は、議案第１号中の所管事項、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第11号中の所管事項、議案第12号、議案第18号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第28号、議案第33号の15議案であります。

続きまして、建設経済常任委員会は、議案第１号中の所管事項、議案第６号、議案第７号、議案第11号中の所管事項、議案第13号、議案第26号、議案第35号、議案第36号の８議案であります。

続きまして、公営企業常任委員会は、議案第８号、議案第９号、議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号の10議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、３月13日午後５時までに審査を終了されますようお願いいたします。

日程第３ 常任委員会陳情付託

○議長（明智忠直） 日程第３、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第１号の１件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

文教福祉常任委員会に陳情第１号の１件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、３月13日午後５時までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は、明日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3 時 7 分

平成 2 0 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 3 号）

平成 2 0 年 3 月 5 日（水曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（ 2 4 名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也
1 1 番	木 内 欽 市	1 2 番	佐久間 茂 樹
1 3 番	日 下 昭 治	1 4 番	平 野 浩
1 5 番	林 俊 介	1 6 番	明 智 忠 直
1 7 番	林 一 雄	1 8 番	高 木 武 雄
1 9 番	嶋 田 茂 樹	2 0 番	向 後 和 夫
2 1 番	高 橋 利 彦	2 2 番	林 正 一 郎
2 4 番	神 子 功	2 6 番	林 一 哉

欠席議員（ 1 名）

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 鈴 木 正 美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	会 計 管 理 者	木 内 孫兵衛
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 長	林 久 男
農業委員会 農 務 局 長	小 田 雄 治	事 務 局 宿 舎 人 員 長	野 口 國 男
病院經理課長	鈴 木 清 武	支 配 人 院 長	野 口 友 孝
		再 整 備 室	鐔 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 9時59分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（明智忠直） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

島 田 和 雄

○議長（明智忠直） 通告順により、島田和雄議員、ご登壇願います。

（2番 島田和雄 登壇）

○2番（島田和雄） 皆さん、おはようございます。

議席番号2番、島田和雄です。4項目の一般質問を行います。

平成19年度の旭市タウンミーティングが、市の抱える課題について7つのテーマに分けて市民の声を聞くという形式で開催されました。その中の一つで、昨年の11月2日に総合体育館サブアリーナにおいて、「中高年の健康づくりと介護予防について」というテーマで話し合いが行われました。配布された資料には「旭市の現状と今後の対応について」ということで、1番目に年齢別人口割合、2番目に死亡原因、3番目に平均寿命、4番目に要介護者の認定数、5番目に特定高齢者の状況、6番目に健康寿命を延ばすための方策等が載ってありました。これらの資料の中から幾つかの質問をさせていただくわけですが、図らずも3月1日に新聞折り込みされました市の広報には、これから質問をします介護事業についてのアンケート調査の結果と特定健診の説明が掲載されておりました。旭市がこれらの事業について重要なことと考えられて広報に載せられたんだなと認識をしているところです。

また、同じ日に、旭中央病院において県のタウンミーティングに堂本知事がおいでになって、「健康づくり、医療、福祉の連動を目指して」といったテーマで開催され、健康増進、

医療問題、福祉問題についての研究発表や話し合いが行われました。主な内容は、健康づくり、医療、福祉の3分野が縦割り行政の垣根を取っ払い、連動することによって地域の複雑なニーズに応えられるといったものでした。私もそのとおりだなと感じた次第です。そういう方向を市としても今後取り入れることを検討していただきたいと思います。

それでは、まず1項目めの介護予防について。

(1) 特定高齢者把握事業について質問します。

平成18年4月から国の介護保険制度が改正され、予防事業を重視したシステムに転換がされました。旭市においても介護予防を目的とした特定高齢者把握事業がスタートしました。今、人口が最も多い団塊の世代の方々が60歳前後の年齢になられ、これから数年後には介護予防対象者の年齢になってきます。市としてもそれに対応した介護予防事業を計画、実施をし、より多くの方々が自立した生活の中で過ごせるように、要介護になる人を減らさなければなりません。

そこでまず伺いますが、市が実施した特定高齢者把握事業の対象と考えられる方は旭市に何名いるか、その中で何人の方が診査を受けられたか伺います。

そして、どういう方法で特定高齢者の把握をし、何名の方が特定高齢者に決定されたか伺います。

(2) 介護予防事業についてであります。把握された特定高齢者の方に介護予防事業としてどういうことをされているのか、事業名、参加人数、参加の方法をお尋ねします。

2項目めは、旭市の平均寿命と医療費についてであります。

昨年12月の市広報の健康メモに次のような記事が載りました。「旭市は平均寿命が短く、県平均よりも男女ともに1から2歳くらい低いことが大きな課題です。国・県よりも若い年齢で亡くなる方が多いのです」という文章でありました。私はこの記事を見て首をかしげました。旭市は気候も温暖で、空気も都会と比べればきれいだ、食べ物にも恵まれている、病気になれば医者にかかれないわけではない。旭中央病院をはじめ医療施設は昔から整っている。何でこんなに平均寿命が短いのだろうという疑問です。多くの市民の皆さんも同じように考えられたのではないのでしょうか。

数字を細かく見ますと、平成12年の合併前のちょっと古い資料ですが、公表されている最新のものです。それによりますと、国全体の平均寿命は男性が77.7歳、女性が84.6歳に対し、旧旭市は男性76.6歳、女性83.4歳、旧海上町は男性75.9歳、女性82.7歳、旧飯岡町は男性75.1歳、女性83.1歳、旧干潟町は男性75.7歳、女性83.4歳となっています。1市3町は国全

体の中でかなり低いレベルで、最も低い飯岡町の男性は、合併前ですので3,000以上の市町村があったと思いますが、下から17番目、同じく海上町の女性は下から20番目という最下位グループのレベルにあります。これはどういうことでしょうか、よく考えても要因は考えつきません。その原因はどういうことが考えられるのか。市がこの問題を過去に検討されたことがあるのか、そしてその対策は既に講じられているのかお伺いします。

一方、旭市の医療費は非常に安い。平成17年の国保の1人当たりの医療費ですが、旭市は24万5,426円で富里市に次いで県下で2番目に安い。一番高額な長南町は38万円くらいかかっていますので、旭市の医療費の安さが分かります。医療費が安いということは素晴らしいことですが、その要因としてはどういうことが考えられるのでしょうか。

3番目に、がん検診事業について質問をします。

昨年11月29日の朝のNHKテレビで、平均寿命の長い長野県の関係者が「健康診断の受診率が高いほど寿命が長い」と言っておりました。健康診断は大事なと感じ、旭市の実施しているがん検診と、これから行われる特定健診について質問をします。

まず、がん検診についてであります。現在、男性は2人に1人、女性は3人に1人が生涯のうちにがんにかかると言われていています。ここにお座りの皆さんもいずれはがんになると覚悟だけはしておいたほうがよいのではないのでしょうか。平成18年6月にがん対策基本法が国会で成立しました。この法律によりますと、今後10年でがん死亡率を20%減らすという目標を立てています。それを達成するために、今後5年以内にがん検診の受診率を50%にするという目標を掲げました。

また、法律の中で関係機関の責務として、国、自治体、医療保険者、医療従事者、国民に対してそれぞれ次のように求めています。自治体に対しては、地域特性に応じた施策を定めて実施をするとなっていますが、市がどのような施策を実施されているのか伺います。

また、我々国民に対しては、予防に注意を払い、がん検診を受けるように努めるとなっており、予防・早期発見の大切さを言っております。私たちは、喫煙を控えるなどの予防対策を実践しながらがん検診を継続して受けることによって、仮にがんになったとしても早期発見・早期治療によって身体的・精神的・経済的な負担を最小限に抑えることができるわけです。体調が悪くなってから医者へ行ったのでは進行がんの可能性が高く、つらい治療を受け、高額な医療費を払い、あげくの果てに亡くなるといった最悪のパターンになりかねません。そこで注目されるがん検診ですが、がん検診は少ない費用で着実にがんを減らす方法とされています。がん検診の予算については、平成10年から国の補助金が無くなり、一般財源から

の支出になっています。市が自ら計画をし、実施する事業になりましたが、重要性は変わらないわけです。がん検診受診率を大幅に上げて、今後5年間で50%にするんだという国の目標ががん対策基本法で示されましたが、これからのがん検診にどのように取り組まれているか、市長のお考えをお伺いします。

4項目めに、特定健診について質問します。

市がこれまで実施をしてきた基本健診が来年度から特定健診に変わりますが、これによって次のようなことが変わると説明されています。1、医療保険者の責任で実施する、2、これまで対象者が40歳から80歳だったが40歳から74歳になった、75歳以上は高齢者健診となった、3、検査が内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームに着目したものになった、4、検査の結果、予防のための特定保健指導がある、5、後期高齢者医療制度への支援金の額が医療保険者ごとの目標の達成状況によって平成25年から増減される、これらがこれまでの基本健診と変わるとされています。このような特定健診を実施することによって、国は国民の健康の増進を図るとともに、増え続ける医療費を下げる考えであると言えます。

これまでの基本健診は、実施回数や参加人数などが評価されて、どれだけ改善されたかといった結果は求められませんでした。これから始まる特定健診は結果を出すことが求められています。それは次のようなことについてであります。1番目に健診の受診率、2番目に特定保健指導の実施率、3番目にメタボリックシンドロームの該当者予備軍がどれだけ減少したか、これらをデータに出して、その結果は後期高齢者医療制度への支援金に反映させる。つまり成績のよい医療保険者は基準より少ない支援金で済み、成績の悪い医療保険者は基準より上乗せした支援金を出しなさいというものです。私はこういった制度を国はよく考えたなと思いました。国は、国民の健康維持、医療費の低下に競争の原理を持ち込んだわけです。

以上のように、健診を実施する医療保険者にとってはこれまでに比べてペナルティーのある大変厳しい健診内容になっていると思われます。しかし、その結果、健康な人が増えて医療費の低下も見られたということになれば、関係者の努力が報われたということになります。関係者の皆さんにはよい結果を出していただけるようお願いをするものです。そういった中で、この健診に対応するための準備は順調に調っているのでしょうか、特定健康診査等事業と特定保健指導事業に分けてお答えください。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、私のほうから1番の介護予防について回答申し上げ

げます。

質問の趣旨ですが、基本健康診査の受診者数、それから把握方法、特定高齢者数をどのような方法でどのように決定していくかというような状況に関しての質問だと思います。

まず、特定高齢者とは、要介護及び要支援に該当しない虚弱な高齢者を言います。この特定高齢者の把握方法につきましては、市が実施します基本健康診査において生活機能評価を同時実施し、要介護・要支援認定者を除く65歳以上の方に基本チェックリストに回答いただき、これに医師の判断を加え特定高齢者を決定しております。したがって、対象者のほうですが、65歳以上の方で介護保険制度に該当しない方、要介護認定を受けていない方が該当になります。平成19年度の状況ですが、基本健康診査を受診した方は保健センター等で実施した集団健診、それぞれかかりつけの医療機関に受診していただく個別健診、両方の方法でできるわけですが、合わせて5,556人受診されました。そのうち、特定高齢者と決定された方は1,155人という状況です。

続きまして、介護予防事業についてということで、特定高齢者に対する介護予防事業についてお答えします。

生活機能評価により特定高齢者となった方々を対象に、地区ごとに合計12回の結果説明会を開催しましたところ、参加者は253人でありました。ここに参加いただけなかった方のうち、運動機能、栄養改善等において注意が必要と思われる方410人を、該当項目に応じて栄養士、歯科衛生士、看護師が個別訪問をし、日常生活、身体状況、受診状況等の確認及び生活機能評価の結果説明に基づき、それぞれ注意項目に応じた指導を行い、さらには介護予防事業への参加も勧めてまいりました。また、6月より介護予防拠点であるやすらぎ園パワーアップセンターにおきまして、通所型介護予防事業、元気アップ教室というふうに言っていますが、それを実施しております。事業内容につきましては、マシンを使用した筋力トレーニング、栄養口腔ケア、転倒予防、認知症予防、健康管理等それぞれ必要に応じたプログラムを提供し、週に1回の通所で1コース3か月間というような事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、私のほうからは2番目、3番目の旭市の平均寿命と医療費についてとがん検診についてお答え申し上げます。

まず、旭市の平均寿命につきましてはなぜ短いのかというご質問でございますけれども、今のところその原因については分かっておりません。現在、市の健康問題を明らかにしよう

と千葉県衛生研究所と共同で行っているところでございます。

それと、がん検診についてでございますが、がん対策基本法に基づいて国ががん対策推進基本計画を定め、現在、県において千葉県のがん対策推進計画の策定に向け検討を進めているところです。市の取り組みについては、県の計画の策定の動向を見ながら進めてまいりたいと考えております。

また、受診率を高めるには、市民の方にがん検診の大切さを認識していただくよういろいろ工夫し、受診率が上がるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、私のほうから2番目の旭市の平均寿命と医療費について、4番目の特定健診についてお答えいたします。

まず最初に、旭市の平均寿命と医療費についてでございますが、平均寿命が短いことと1人当たりの医療費が安いこととの相関関係について何か考えられるかというご質問でございますけれども、旭市の国民健康保険及び老人保健の分野で申し上げます。

島田議員がおっしゃられましたとおり、確かに1人当たりの年間医療費は安いわけですが、どこに原因があるかと申し上げますと、一概に答えられないのが現状であります。ただ、一般的に考えられますのは、旭市地域は昔から塩辛いものばかりをとり過ぎており、そのせいで高血圧の方が多く、なおかつある程度進行してから医者にかかれる方が多いのが要因というのが一説にございまして、その辺につきましては今後の特定健診で見ていきたいと思っております。

続きまして、特定健診についてでございますが、まず、健診に対応するための準備は順調かというご質問でございますが、これから実施の特定健康診査等につきましては、先般、国保運営協議会でもご審議をいただき、旭市特定健康診査等実施計画を策定いたしましたところでございます。そして、現在、そのマニュアルに沿いまして集団健診の委託業者あるいは旭市医師会とも協議を重ねておりまして、遺漏のないように準備を進めているところでございます。

続きまして、特定健康診査等事業と特定保健指導事業に分けて内容を説明するようにということでございますが、最初に、特定健康診査等事業につきましてご説明させていただきます。基本健康診査と特定健康診査の違いについて申し上げます。

従来の基本健康診査は、個別疾患の早期発見・早期治療を目的としておりましたが、これ

からの特定健康診査は、議員もおっしゃられていましたとおり、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の早期発見・早期介入・行動変容というように、ただ結果を本人に示すだけでなく、要指導に該当した方にはそれなりに保健指導を行い、その効果まで求められるということでございます。

続きまして、特定保健指導につきましてご説明いたします。

特定保健指導と言いましても3通りございまして、まず情報提供というものがございまして、これは、健診結果の説明に併せまして受診者にパンフレット等を渡して自己啓発を促すもので、受診者全員が対象となるものでございます。次に動機付け支援というものがございまして、これは、面接による支援として1人当たり20分以上の個別支援または8人以下で構成するグループ当たり80分以上のグループ支援を行うもので、6か月経過後に実績評価を実施するものであります。最後に積極的支援というのがございまして、最初は動機付け支援同様の保健指導を行います。なおかつその後3か月以上あるいは6か月以上の継続的な支援を行うもので、初回時面接から6か月以上経過後に実績評価を実施するものでございます。

なお、平成20年度は原則それらの保健指導は市の保健師で対応するように考えております。以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、この対象者が何名かということ。特定高齢者把握事業の対象者ですけれども、何名かということがまだはっきりしませんでしたけれども、対象者は65歳以上の方が一応は対象者と、そういう認識でいいですか。その中から実際に介護を受けている人は除くとかいろいろな引かれる部分があると思いますけれども、そういった65歳以上の方がすべて対象者というふうになっているとは思いますが、その中から5,556の方が診査を受けられて1,155の方が特定高齢者に決定されたということですが、これは把握をするという事業ということですので、しっかりとした特定高齢者の把握が求められていると思います。

そういった中で、1週間ほど前に市の健康カレンダーを町内の組長が届けてくれましたけれども、その中にこの特定健診の受診についてというような欄がありました。特定高齢者の把握については、基本的にこの特定健診の事業と一緒に、同時にこの生活機能評価ということで65歳以上の方に対して行われていると思います。

この内容だったんですけれども、40歳から74歳の方には保険年金課から受診票を送付するようになっておりました。だから、その方に対しては全員の方に保険年金課からこの受診票が送

付をされていくということだろうと思います。75歳以上の後期高齢者の方には昨年市の基本健診を受けた方へ受診票を送付すると、そういうふうになっておりました。ということは、昨年受けなかった方には受診票としては送らないと。そうしますと、毎年同じ人がチェックされているといったような可能性があるのではないかなと思います。むしろ、この受診にこない人に特定高齢者になる可能性といいますか、そういったものを感じるわけですが、その辺の対策についてはどのように考えていただけるかお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 基本健診を受診されなかった方以外でどのように把握するかということだと思いますけれども、まず、基本的には基本健診、集団健診と個別受診も含めて受けていただきたいということを広報等を通じて今後もPRしていきたいというふうに考えています。

そのほかに、市独自で行っています例えば包括支援センターが中心に行っているんですけれども、老人クラブですとか地区社会福祉協議会等で会合があるたびに健康予防教室等を行っています。これは要請で行くケースが結構最近増えているんですけれども、その中で情報収集をかなりさせていただいています。それと同時に、地域ふれあい交流会ですとか、この目的は閉じこもり防止を目的に行っているんですけれども、そういうようなところから情報が得られるというふうに考えています。

それと、地区にいらっしゃいます民生委員ですとか保健推進員、この方々に在宅介護相談協力員ということで委嘱させていただいています。その方々ですとか在宅介護支援センター、旧町単位にあるんですけれども、そこ等を通じまして独居老人の調査ですとかいろいろなことをお願いしています。

そういう機会がかなりありますので、そのようなところから情報をいただいて、該当されるような方々それぞれにつきまして包括支援センターの職員が後は個別訪問をし、状況把握を行って指導に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 特定健診以外のいろいろな方法を持ってやっぱりこの特定高齢者を把握していくということが大事だろうと思います。今年度は1,155人の方が把握されたということですが、この人数は周辺と申しますか、県下の自治体を見ましても非常に高いとい

うことで、関係者の皆さんの努力の結果だろうとは思っております。より一層のこの努力をお願いしたいと思っております。

続きまして、介護予防の質問をさせていただきます。

介護予防の実績ですけれども、結果説明会に253名の方がいらっしゃったと。説明会に参加しなかったが指導が必要と思われる人に対しての訪問指導を460名やったと。それから通所型介護予防事業、市が委託しているやすらぎ園で実施している事業に対してと申しますか、これに参加している方が25名、計738名の方に予防事業として実施をしたということであります。最初の年にはよい成績ではないかなというふうに感じているわけですが、1,155人の方が把握をされたわけですから、全員の方がやはりこの指導を受けなければ、把握しっぱなしということでは何の意味もありませんので、指導しなければやっぱり効果は出てきませんので、その辺が大事だろうと思いますけれども、どうでしょうか、市の考えは。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 先ほどもお答え申し上げましたけれども、1,155人全員に対して結果説明会及び指導を行いたいという旨の通知を差し上げています。それでも現実的には本当に軽い方々もいらっしゃいます。私はまだいいですよと、訪問してもまだ通所、介護予防まで考えていないという方々も相当数いらっしゃいます。でも、いずれにしても特定高齢者ということで該当していますので、その辺は今後とも訪問活動を続けながら介護予防意識の高揚等に努めてまいりたいなというふうに考えています。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） それでは、実施されましたこの介護予防事業の効果はどういうものであったか伺います。

○議長（明智忠直） 再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 効果ということですが、具体的には通所型の介護予防事業に、開始後9か月ということでまだ間もないんですけれども、実人数で参加された方が25人、合計328回というような利用がありました。事業の効果ということですが、事業開始して間もないということと、要介護状態にならないための予防ということですので、今後継続的に予防のための運動等を行っていただき、現状を維持していただくということが事業の効果だというふうに考えています。

通所型介護予防事業に参加していただいた方におきましては、週1回の定期的な運動により、教室に入る前と3か月後のデータというのはとっています。そのデータですが、開始時と3か月後を比較しますと、歩く速度、いすからの立ち上がり動作、片足立ち等の測定数値が向上しており、ほとんどの方に効果が見られております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 分かりました。この介護保険の取り込みと申しますか、それだけでは予算を見ても介護予防はなかなかカバーし切れないのではないかなというふうに考えています。きのうの質疑でもお話ししましたが、市内には運動のできる市の施設が結構あるわけです。そこには市が通所型介護予防事業で委託をしておりますやすらぎ園のパワーアップセンターの介護予防設備と似たような設備がそろっております。特定高齢者だけでなく、一般高齢者の方も含めてこういう施設で介護予防の活動をできるだけ進めるべきだと感じています。

それから、老人クラブなど的高齢者の組織の活動、こういった活動のリーダーの方は、こういった介護予防に、そういった活動が介護予防になるんだということをよく意識されております。そういった高齢者の活動の組織を市が支援して育てることも大事だと考えています。そのほかにもいろいろなことが考えられると思いますけれども、市の施設、組織をフルに活用して介護予防の取り組みを考える必要があると思いますが、市の考えはいかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議員おっしゃるとおりだと思います。高齢者福祉課は直接特定高齢者ということで若干落ちた方を対象に事業を展開していますけれども、このほかにも各課の方でそれぞれ健康づくりですとか生涯学習等のテーマで生きがいづくりですとかスポーツ等々行っていますので、全体的な取り組みすべて、ひいては介護予防、寝たきりにならないといったものにすべてつながっていくのかなと思いますので、今後ともその辺を横の連携を強化しながら行っていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） よろしくをお願いします。

では、続きまして、平均寿命と医療費ということについての再質問をいたします。

この問題につきましては、これと同じようなやりとり、この間の県のタウンミーティング

でも話題になったわけでありまして、市長はじめ皆さんあそこにご列席でしたのでお話を伺うようになったと思います。旧海上町の老人クラブの会長のイシバシ先生が老人クラブの活動を発表されたわけですね。その中で、そういった活動の結果、旧海上町は医療費が全国でも一番を争うような医療費の安さだったというようなことをおっしゃったわけですね。それから、会場の方から中央病院のお医者さんが、それはそうだけれども寿命が短いと、そういったような、これはどういうことだというようなことで質問をされたわけですね。それに対して知事が、疫学調査的には分かっていないと、調査をすることが大事だというようなことを言われたわけですね。県の職員が付け足しまして、調査をしていくというようなことを言われたと思います。

これと同じことだろうと思いますけれども、先日、1か月ほど前でしたか、千葉日報に記事が載っておりまして、県も来年度からこの大規模な疫学調査の一つでありますコーホート調査に乗り出すと。これは2月11日の千葉日報に出ておりました。この調査は、特定の地域や年齢層などの人々を長期間にわたって追跡調査をし、疾病の発生状況とその危険因子との関係を解明する疫学調査の手法です。地域的にも分散させて地域の特徴をも抽出したい考えと出ておりました。市町村にも協力を呼びかけるということにも出ておりました。旭市においてもこういった研究に参加をして寿命の短い原因というものを調査されてはどうでしょうか、伺います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 1回目の答弁でちょっとお話しさせていただきましたけれども、県の衛生研究所と共同で昨年実はアンケート調査を実施してございます。それで、今現在衛生研究所においてその分析を行っている最中でございます。分析した結果が分かり次第皆さんにお知らせはしたいと思っております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） それもそうでしょうけれども、この疫学調査のほうの研究の参加もぜひやっていただきたいなというふうに思っております。

それとちょっと話は変わりますが、前回の質問の時に中央病院のほうから経済効果についてといったような資料をいただきましたけれども、その中に、旭中央病院に近いほど医療費が安いということがこの報告書の中に書かれておりました。どういう要因が考えられるのか伺います。

旭市が短命であるということであれば、地域医療を担う病院としまして医学的な立場からこの原因の究明をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） お答えを申し上げたいと思います。

なかなか難しいご質問でございまして、今、議員、2つお聞きになりましたですか。1つは、病院に近いほど医療費が安いというふうに病院の出した報告書にあったということ、その原因は何かということと、それから短命の原因について病院ではどういう調査をしているかという、そういう2つのご質問だったでしょうか。

確かに去年1月に病院が出した報告書があります。それは経済波及効果の報告書でありますけれども、確かにその中に医療費の低減効果、安くなる効果として、病院からの距離が大きくなるほど医療費が高くなると、そういう傾向が見られたというふうに確かに書いてあります。ただ、この根拠になっておりますのは、千葉県が発行しております平成16年度の国民健康保険事業年報というところから出した数字でありまして、病院が独自に分析をしているものではありません。したがって、この要因については、なぜ病院から近ければ安いかというその要因については病院として把握をしていないという状況でございます。それで、強いて言えば、当院の基本理念でありますけれども、すべては患者様のためにということで医学的にも経済的にも社会的にも適正な医療の提供を行っておりまして、このことが医療費抑制の一つの要因になっているのかもしれないというふうには思っております。

それから、2つ目のこの地域が短命である原因についても分かっておりませんけれども、病院としては予防することが大事、さっき議員もおっしゃっていましたが、予防することが大切であると思っております。当院では年4回の市民健康講座の開催、それからことぶき大学で病気をテーマにした講演会への講師の派遣等も行っております。そして、その知識の普及啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ただいまのお答えにちょっと追加をしたいと思います。

前回の病院に近いほど医療費が安いということについて、最後にこれは検証しておりませんと、どうしてこうなっているかということはよく分かりませんというふうに申し上げてあります。相変わらずそれはどうしてかということはまだ調べておりませんが、調べても分かるものかどうか、ちょっとそれもよく分かりません。

それから、平均寿命というのは、これは極めて医学的にどうだということよりも、やはりいわゆる臨床疫学的な調査でないとはっきりしないということが言われておりまして、医学的立場からは何とも申し上げることができないというのが現状でございます。例えば周産期死亡率、これは低いと死亡率が高いと、これ平均寿命というのはゼロ歳の人があと何年生きるかということが平均寿命になるわけでありまして。非常に大きく寄与するわけでありまして。この地域は特に周産期死亡率高いかということそうということはないと。それからあとは成人病の中の三大疾患の心臓病はどうだということ、これも疫学的調査しておりませんが、特別多いというわけではなさそうだと。ただし、脳卒中、これがやはり少し多いような傾向があるというふうに感じております。ただし、これも疫学的調査をしなければ分かりません。それからがんであります、がんセンターで毎年調査をしておりまして、胃がんにつきましては、当地区の保健所管内、これはやはり男女ともに罹患率、死亡率ではありません、罹患率は高いというふうに今言われております。

したがって、これをやはりひとつ何とかしなければいけないのかなと。それには検診であります。検診率を高めて早く治療というか処置をすると、こういうようなこと。そういうふうに我々病院としては一つずつ疾病があった場合それをいかに早く適正に処理するかと、こういうことしか言えないと、こういうのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） どうもありがとうございました。

では、続きまして、がん検診についての再質問をいたします。

がん検診ですけれども、長年このがん検診を受けている方が、がんが発見された場合は基本的には早期発見になると思うわけですけれども、そういうことで検診によるこの発見率というものを上げることが大事であると考えますけれども、がん検診においての発見というのは全体のがん患者の中でどのくらいの率になるか、分かればお伺いをしたいと思います。

○議長（明智忠直） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、お答え申し上げます。

各種がん検診での受診者の精検結果については把握しておりますが、全体のがん患者というものは把握できておりませんので、どのくらいの率になるのかというのは分かっておりません。

参考までに平成18年度の精検結果についてご説明いたしますと、胃がん検診については受

診者4,432人に対しがん発見者11人、それと大腸がん検診については受診者5,094人に対し発見者が7人、子宮がん検診におきましては4,166人に対し発見者が1人、乳がん検診については4,625人に対し発見者は5人、肺がん検診については1万90人に対し発見者が3人、前立腺がん検診については2,408人に対して発見者が27人という結果になっております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） がん検診のがんの発見の状況について、今、課長のほうから説明ありましたけれども、がん検診の報告書を見てみますと、若い人の受診率というのが低いと思います。千葉県の原因別の早世死亡の割合というデータがあります。これは65歳未満の死亡率のことです。これによりますと、男性は34%、女性は47%ががんで亡くなっているということです。つまり、65歳未満の若い女性の死亡の原因は半分近くががんだということです。ということで、若い時から積極的にこのがん検診を受けてもらえるように勧めることが大事だと思います。また、特に一度もがん検診を受けたことが無いという方も抽出をして、首に縄をつけてでも勧めてもらいたいと思います。市の考えをお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 若い時から積極的にがん検診を勧めることは大事なんですけども、特に一度もがん検診を受けたことが無い方の抽出についてでございますけれども、確かにがん検診の受診率は旭市でも約20%程度でありまして、残りの一度もがん検診を受けたことが無いという方の抽出について、80%の方を抽出して全部首に縄をつけてまでと言われておりましたけれども、これは非常に困難な状況でございます。市で行っております各種検診の受診者は一応毎年増加しております。受診率を上げる方法については、各区区長を通じて配布をお願いしております健康カレンダー、それと市の広報、防災無線等で周知を行っております。また、各地区におります保健推進員を通じて啓発等も行っております。そのほかに、特に40歳到達者には個別にはがきによる受診勧奨も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） がん検診の受診率が毎年上がっているということでありますけれども、予算書を見ましても毎年この予算は確かに増えております。18年が6,400万円だったものが19年は6,700万円、この20年は7,670万円と毎年増え続けているということで、この予算の増

加というものは決して無駄にならないと、そういうふうに感じています。1,000万円の予算の増加というものが恐らく1億円以上の効果になって表れてくるのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、今後ともぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、がん対策基本法にがん診療連携拠点病院の役割といったようなことで、県下13病院がこれに指定されているわけです。旭中央病院もその中の一つということですが、それなりの予算というものも県からこれから来ると思います。どんな取り組みをされているのかご説明をお願いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） がん検診に対する病院の取り組みというお尋ねでございますが、当院はまず平成15年12月に地域がん診療拠点病院と指定されまして、また今年の2月8日に新たに今度は地域がん診療連携拠点病院の指定を受けております。この指定を受けた病院は、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、がん診療連携拠点病院機能強化事業を実施することになっておりまして、この事業の主な内容でありますけれども、4つほど申し上げます。1つとしてがん医療に従事する医師等に対する研修、それから、2つとしてがん患者やその家族等に対する相談支援、それから、3つとしてがんに関する各種情報の収集それから提供、4つ目に院内がん登録の推進などであります。こういうことをやっております、当院もこの事業によりまして地域がん診療の均てん化や向上を図っているところであります。

以上です。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） どうもありがとうございました。

では、続きまして、特定健康診査等事業についての再質問を行います。

この事業は40歳から74歳は受診が義務とされておりまして、75歳以上は努力義務というふうになっておりますが、この医療保険者の対応というものはどう違うのかお伺いをします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

40歳から74歳までの義務化の部分と75歳以上の努力義務の違いでございますけれども、基本的に申し上げますと、おなかの周り、腹囲だけが必須項目で、努力義務、75歳以上の方が

外れているということでございます。今の基本的には75歳以上については広域連合が医療保険者でございますのでそちらでやるべきなんですけれども、実際広域連合のほうは県内どこも市町村国保のほうに委託するというような流れで来ておりまして、旭市のほうは受託するというような形で、今広域連合のほうから流されている内容につきまして、あくまでも必須項目だけということをお願いされているというところでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） それでは、受診の仕方に集団健診と個別健診というのがあるわけなんですけれども、この辺の違いはどんなものか伺いをします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、集団健診と個別健診の違いということでお答え申し上げます。

まず、受診内容については全く相違ございません。ただ、違うところと申し上げますと、市が負担する経費でございますけれども、個別健診のほうが費用が若干高くなっているということでございます。ただし、国庫補助金のほうが見られまして、その辺につきまして集団健診よりも個別健診のほうの手厚くなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 40歳に満たない人、これらにもメタボリックシンドロームになりそうな人、あるいはもう既になっている人がいると思いますけれども、早目の対応というものが大事だと思うわけです。これらの方々への啓蒙活動と申しますか、あるいは指導もすべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今回の特定健診につきましては一応40歳以上74歳未満というのが基本でございます。しかし、平成20年度におきまして、いわゆる単独事業といたしまして、年齢をちょっと下げまして35歳以上の方、39歳までの方でございますけれども、それについて同じように特定健診を実施していくというような考えであります。

あと、その後の特定保健指導でございますけれども、先ほど申し上げましたように、ここ

は確かに義務化の部分ではないんですけれども、本人から求められましたら最終的にはその辺はしていかなければいけないのではないかなというふうに考えております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では、最後に、特定保健指導ということでお伺いします。

先ほど説明がありました3グループですけれども、情報提供、動機付けの支援、積極的支援、この3つのグループに健診の結果分けられると思いますが、今のところ市としては何名くらいの方をそれぞれ対象にこの指導をするというようなことを、予算を含めて考えられているのか。やる方は市の保健師がやるということでそれは了解しましたが、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、平成20年度は保健指導を何人くらい見込んでいるかというご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように3通り、情報提供あるいは動機付け支援、あるいは積極的支援、その内訳についてはちょっとまだはっきり分かりませんが、人数的には470人ほどが保健指導に当たるというような形で今見ております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 470人ですか。470人といいますと、情報提供は情報を提供するだけだからパンフレットを渡すとかその程度の指導だと思いますけれども、この動機付け支援、積極的支援、これの方が470名ということですか。

○議長（明智忠直） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 失礼いたしました。今470人といった人数はあくまでも情報提供は含まない人数でございます。動機付けあるいは積極的支援にかかわる人数ということでご理解をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 分かりました。来年度は208万円くらいの予算で指導を行うということですが、これだけの予算で指導が可能なのかなというような気持ちもありますけれども、1年目ということで、取りあえずはできるだけのことをやっていただきたいなというふうに思っております。

国保から後期高齢者支援金、予算書によりますと11か月で11億7,800万円、年間に換算しますと13億円近くになると思いますけれども、最初に申しましたが、この健診の受診

率、指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者の減少率、この３項目の結果のよしあしで後期高齢者支援金の10%のプラスマイナスといったものがあるわけです。13億円の10%ですので1億3,000万円になりますけれども、これが最大ですけれども、これが増えるか減るかは25年度以降の国保の保険料に反映されるわけです。指導を受ける市民にしましてもこの辺を理解していただいて、健康になるための努力を促していただきたいと思います。この辺の対策もしっかりとお願いをしたいと思います。

- 議長（明智忠直） 島田和雄議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（増田富雄） 平成24年の実施率が25年に、今、議員がおっしゃられましたように支援金の加算減算になりますので、加算にならないように努めていきたいと思っております。

以上です。

- 議長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前 11時01分

再開 午前 11時15分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高 橋 利 彦

- 議長（明智忠直） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（ 21番 高橋利彦 登壇 ）

- 21番（高橋利彦） 21番、高橋です。通告書の順位に従い、一般質問を行います。

質問は大きく分けて3点です。

まず初めに、公園問題についてお伺いします。

都会のアスファルト、コンクリートジャングルに住む人にとっては、緑と土に触れられる公園は住民にとっては憩いと潤いのいつきの至福の場であります。しかし、我が旭市、農業が基幹産業、つまり地域そのものが自然の公園であります。この地域の特徴、特性を生か

した行政運営、このことが今後の行政運営の基本だと思っております。

それでは、公園問題の１つ目として、三川下宿ふれあい公園建設について伺います。

公園の整備については、平成18年の12月定例議会で私の一般質問に対する答弁の中で、学校の耐震補強を最優先し、次は海上地区の排水問題を整理し、文化の杜公園以外のものについては先送りすると本会議で答弁しておりますが、まだ海上地区の排水問題、そして学校の耐震補強が進んでいない中、なぜ補正予算を組み、三川下宿ふれあい公園の建設を行わなければならない緊急性があるのか、旭市の計画ではどのような位置付けになっているのか、誰しもが大変疑問に思っています。市長の真意を伺いたいと思います。

２つ目として、今後の公園建設計画と必要性について伺います。

現在、袋公園、健康パーク、文化の杜公園、そして三川下宿ふれあい公園です。どうしてこんなに公園建設計画を進めるのか、市民は市政に大変な疑問を抱いております。今後の公園建設計画と公園建設の必要性についてと費用対効果、つまりピーバイシー等についても市長の考えについて伺います。

大きな２つ目として、中央病院問題について伺います。

まず１つ目に、現状の経営状況についてお伺いします。

公営企業会計は私はあまりよく知りませんので、すべて商業簿記的な考え方で質問をいたします。

市立病院の18年度の決算は公営企業会計上の純利益が約３億200万円、しかしながら12億1,400万円の税金が投入されているので、一般的には９億1,200万円の赤字決算です。19年度の決算見込みは今年の９月に決算書が提出されないと分かりませんが、14億4,900万円の税金が投入されていますので、差し引き11億6,200万円の大幅な赤字決算の見込みであります。商業簿記的に見ますと、年々経営状況が大変厳しくなっていると判断されます。このような経営状況は、民間企業であれば１年で脱しないと経営の危機どころか２年目は倒産してしまいます。大変心配ですので、病院の現状の経営状況について、経営の責任者である病院事業管理者に答弁を求めます。

２つ目として、幹部職員をなぜ部外から招かなければならないのかについてお伺いします。

管理者の権限の補助をする高給取りの幹部職員、県からの出向、そして民間から採用試験もせず本採用、全国的にも例が無いと思います。そして、外部から幹部職員を招くということとは、病院生え抜きのプロパーの職員では病院の規模が大きくなり過ぎて無理だからだという意味でもあります。それにもかかわらず18年度と比較すると給与費が４億円も増加、加え

て医業費用も11億3,000万円も増え、経営が著しく悪化しているということが数字に表れています。これは本体の旭市の傾向と全く逆の傾向を示しています。いずれにしましても、経営の確立が目的だと思いますが、そこで、外部から職員を招かなければならない理由、それらの方々の前の職場での主な職務内容、そして外部から招くに当たって市長が同意した意向について伺います。

3つ目として、資材費高騰などによる建設計画について伺います。

このところ原油をはじめ原材料の高騰によりすべてのものが値上がりし、特に鋼材は25%以上値上げということが報道され、病院経営や病院建設にも大きな影響が予定されます。このようなインフレ的な経済情勢の不安定な状況下で病院建設を進めると、建設費用も317億円をはるかに超えてしまうのではないかと予測しますが、市長と病院事業管理者の考えを伺います。

4つ目として、市立病院のあり方について伺います。

私は公立病院を一言で言ってしまうと、不採算部門を担っているから税金が投入され、市立病院は市民が患者となった場合にそれなりのメリットがあることだと思います。しかし、経営面から考えますと、市立病院は税金の投入や補助金が無ければどんなに経営努力をしても公立病院としての制約や決まりがあるので無理があると思います。そこで、市長と病院管理者から市立病院のあり方について伺います。

5つ目として、運営形態についての考え方について伺います。

国は、国立病院と機能病院については既に独立行政法人化し、その他の必ずしも国が手がける必要のない事業についても国から独立した法人化を進め、現在102法人に増えています。さらに、国は政府の行政減量・効率化有識者会議、これは座長が茂木友三郎キックマン会長がやっておりますが、この報告によりさらに一歩進め、独立行政法人の整理統合、民営化などを進める方針でいます。公立病院改革懇談会においてもこの会議と並行して進められ、公立病院改革ガイドラインが示されました。私は、民間の病院ならいざ知らず、市立病院では国の方針に従わなければ運営や継続が難しいと思うので、病院の運営形態についての市長と病院管理者の考え方を伺います。

6つ目として、建設資金の調達並びに補助金、交付金について伺います。

病院の建設計画では、平成20年度の再整備投資額は34億6,600万円、改修工事が5億5,000万円の事業を予定していますが、来年度はどれだけ借金するのか分かりませんが、資金調達については財投と銀行からそれぞれ半分ずつ借金をすることになっていますが、どのような

見通しなのか。また、補助金、交付金等の見通しについても伺います。

第3点目に、財政問題について伺います。

平成17年、それぞれの厳しい財政状況を脱するための究極の手段が1市3町の合併、そして新生旭市が誕生しました。そして、合併当時、どうしても分かりませんが中央病院は黒字で、150億円以上の借金があるにもかかわらず不思議なことに全く話題にもなりませんでした。そして、財政難で合併したにもかかわらず、有利な財源のある時にということで学校、公園の建設ラッシュ、その借金今では病院を含め483億円、そのために旭市の実質公債費比率は18%を超え、借金をするためには県の許可が必要になってしまいました。しかし、我が市の借金行政、これからが本番であります。近々の中央病院の借金200億円、そして計画では市庁舎をはじめ学校、公園、下水道など、推測しただけでも100億円を優に超える工事額、市の財政の現状と今後の予測について、それと現在の実質公債費比率と近隣の市町村の実質公債費比率、またそれぞれの県内の順位等について。

それともう一点は、旭市は公債費負担適正化計画をこれは国に出されていると思います。これらの状況。

それから、昨年度総務省通達によりまして、5%以上の公債につきましては借り換えもしくは返済を認めるという中でどのようになっているのか、その辺について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、公園問題についてお答えさせていただきます。

まず、補正予算を組んでまで必要かというご質問でございますけれども、これは、まず整備に当たりまして有利な補助金等を活用するために、年度当初に事業を立ち上げる必要から早目の申請をするためからでございます。それから、整備に当たりまして千葉県の実業認可を取得することによりまして税の控除を受けられますが、この期間が1年間という非常に短い、限定されることから20年度の早い時期に認可をとる必要があるため、補正予算により申請に必要な測量とか基本計画の策定をさせていただきました。

それから、緊急性があるか、公園の整備の緊急性とかそれから旭市の計画の位置付けでございます。

まず、下宿ふれあい公園の整備の必要性、緊急性でございますけれども、これは飯岡町での子ども議会ではたびたびの要望やそれから地元からの要望がございまして、旧飯岡町の平成

5年に作成されております基本計画でもこの位置付けがされてございました。また、新市になりまして新市建設計画、それから新市における総合計画の中での前期5か年計画の主要事業でございます。公園整備としましてほかのいろいろ整備を行っておりますが、パークゴルフ場が今年度、19年度で終了いたしますので、新市の均衡ある公園整備の計画の中で今回下宿ふれあい公園を整備させていただきます。これは先ほど申し上げましたけれども、地元からの要望である必要性ある公園と私は考えております。それからさらに、先ほども申し上げましたけれども、整備費用に非常に有利な補助金の利用ができる見込みがついたためからでございます。

それから、今後の公園建設計画でございますけれども、私ども今現在都市計画の見直しを平成22年度をめどに進めてございます。この見直しの中で、どのような方法で整備ができるか、またどのような方法をとれば一番有利な国庫補助等の財源を利用して整備できるかいろいろ勉強してまいりたいと考えております。

いずれにしても、十分地域住民等の意向を踏まえて地域のまちづくりと合致した公園整備を進めていきたいと考えてございます。

それから、公園建設の必要性でございますけれども、これは公園というのは利用価値と間接的な価値がございます。どちらかといいますと公園は間接的価値が大きなものでございます。まず、公園の利用価値としましては市民の憩いの場、それから潤いの場、それから交流の場、子どもの健全育成の場、健康増進の場とそれから文化・スポーツ・レクリエーションの場等いろいろとございます。それから、間接価値といたしましては防災面、それから景観面、環境面からなどの効果がございます。このようなことから公園建設の必要性があると考えているところでございます。

それから、費用対効果でございますけれども、まず、整備に当たりましては効率的な整備を行いまして経費の削減を図るとともに、最大の効果が出るようにしていきたいというのを念頭にしてございます。今回整備いたします下宿ふれあい公園を例にとりまして申し上げますと、ピーバイシー、要は費用対効果の計算をしてございます。これは基準値を1にしてございます。ピーバイシーは1.5が出てございます。これは公園の検討期間50年で計算してございます。費用といたしましては工事費約2億5,000万円ほどかかります。それから年間の維持管理費が約320万円ほどかかります。これらを足しました総費用が約2億7,000万円、それから50年間の総便益が利用価値とか間接的な価値を合わせますと4億1,500万円ほどになります。これらを割り返しますと先ほど申し上げました1.5ということの数字になるわけでござい

す。利用者はどのくらい想定していますかということになりますけれども、これは計算の中では年間約 1 万 4,000 人ほど想定して計算してございます。これらはグラウンドゴルフやウォーキングとか散歩とか小学生の子どもたちの遊び、こういった利用目的を想定してございます。

あとほかにもいろいろこのピーバイシー、費用対効果を出してあるところございますけれども、申し上げたほうがよろしいですか。

(「いいです」の声あり)

- 都市整備課長(島田和幸) 以上でございます。
- 議長(明智忠直) 病院事務部長。
- 病院事務部長(伊藤敬典) 私からは、中央病院問題のうち、2 番目の幹部職員になぜ外部からという部分と 4 番目の市立病院のあり方、それから 5 番目の運営形態について、3 問についてお答えを申し上げます。

まず、2 番目の幹部職員になぜ外部から招かなければならないのかというご質問であります。確かにこの数年で私をはじめ県や民間からの事務の幹部職員の採用が多くなってきております。その理由としては、まず 1 つに、かつてはこの病院は一部事務組合の経営でありましたけれども、合併によりまして市立病院になりました。そのことが 1 つ。それからもう一つは、近年、これは総務省からの自治体病院改革プログラムに象徴されますように、自治体病院の経営環境が急激に変わりつつあります。そういうことが挙げられると思います。そこで、病院といたしましては、これらの動きに的確に対応しながら健全な経営を行っていくために専門性や多様な経験を有する者を外部から任用しているところであります。病院としては、今後、同じ病院職員でありますから一体感を持ちながら効率的な経営、それから医療サービスの確保に努めていきたいと考えております。

それから、2 番目のご質問の市立病院のあり方でありまして、どういう部門を……、その前に、先ほどその外部から来た職員の主な職歴はというご質問もありました。それについては、今 4 名この数年で来ておりますが、1 人は私、前職は今でもそうですが県の職員であります。それからもう 2 人は病院から来ております。それからもう 1 人は銀行から来ております。

それから、次の質問に移りますが、なぜ市立病院かという部分でありますけれども、市立病院が担う部分、ものとしては、例えば救急とか小児・産科とか民間にはできない不採算部門を担うことが市立病院の大きな役割だと思っております。

それから、3つ目のご質問の経営形態についてのご質問であります。これにつきまして、議員もおっしゃいましたけれども、昨年末に総務省から公立病院改革ガイドラインというものが示されております。この背景として、ちょっと説明になりますが、この背景としては、近年多くの公立病院におきまして損益収支をはじめとする経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境が厳しい、極めて厳しい状況になってきていることがあります。こういう背景のもとにこのガイドラインというものが示されたわけでありまして、幸い、当院につきましてはこれまで経営状況、それから診療機能とも全国でも有数の病院、自治体病院であります。しかし、このガイドラインによりまして、病院事業を設置する地方公共団体は平成20年度中、来年度でありますけれども、3つの視点からの公立病院改革プランというものを策定しなければならないことになりました。その3つの視点の1つが経営形態の見直しでありまして、結論になりますけれども、病院としては、このガイドラインも踏まえ健全な経営と市民サービスの確保の観点からどのような経営形態が望ましいか、これから検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 病院経理課長。

（「いやちょっと待ってまだ答弁漏れ。結局4人の方が外部から来ていますけれども、この前の職歴、どういう仕事をやっていたのか。部長は県から来たけれど例えばどういう仕事を、病院関係の仕事をやっていたのかその辺。それからあと市長に、それらの幹部職員をどういう意向で、病院来たのかその辺」の声あり）

○議長（明智忠直） 答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） その部分はちょっと通告にございましたので、私は自分のことですから分かりますけれども、ほかの3人については大まかな出身しか分かりません。私は県庁の中でこれという特定のところで長いところはありませんけれども、かなりの部をまたがってやってきておりまして、ただ病院の経験はありません。職歴についてはそんなところであります。

（「ほかの方は分からないか」の声あり）

○病院事務部長（伊藤敬典） そこまでは現時点では私は把握をしておりません。

○議長（明智忠直） 伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） では、私のほうから病院が外部から幹部職員を招いたこと、これは病院の経営そのものは病院に任せておりますから、病院がこういった時期でそういった皆さん方を招いて経営をしっかりと立てていくという必要性に駆られて招いているもの、そのように考えています。

○議長（明智忠直） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 1番の現在の経営状況についてというご質問について答弁いたします。

まず、19年4月から20年1月までの収支状況について申し上げます。

1月までの累計で2億6,100万円程度の黒字となっております。収益ですが、大部分を占めます入院、外来収益は順調に伸びております。

先ほど質問の中で交付金といいますか、こちらが14億円あって実質赤字ではないかというような質問がございましたが、先ほど事務部長からの答弁があったように、市立病院として、要は民間の病院ではできないような仕事を公立病院として担っております。その主なものとしまして、例えば精神の欠格関係のそういうものを扱ったりとか救急医療の第三次までをやっている、それから小児救急関係のそういったものをやっていますよ、それから周産期医療、こういったもろもろのことに対して国・県からのそういう補助金という形で市を通じて病院のほうに入ってきているものであって、決してこれで要は病院の経営が赤字というものではないものと私は思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） それでは、私のほうからは3点目にございました資材高騰による建設計画についてというところと、それから6番目にありました資金調達の方法、補助金、交付金というところで回答させていただきます。

まず、3点目の資材高騰による再整備計画ということでありますけれども、建設資材が高騰しておりまして建設費も上がっているということは聞いております。現在は、工事の仕様でありますとかを設計事務所、そして建設コンサルタントと一緒にになって再検討をしております、建設費の圧縮に努めております。また、入札方法の工夫につきましても検討していくこととしております。

それから、6番目にありました建設資金の調達ということでありますけれども、まず、この調達方法につきましては、現金預金、満期を迎えます国債などの内部留保金を充てます。

そのほかにつきましては起債を予定しております。企業債でありますけれども、内容としましては財政融資でありますとか銀行からの借り入れを予定しております。補助金についてでありますけれども、県の補助金については現在来年度の予算に盛り込んで県のほうで議会を行っているというところでありまして、これにつきましては決まり次第議会にもご報告させていただきたいと考えております。また、負担金についてでありますけれども、地方交付税を原資としまして市から繰り出しを受けるものであります。このうち企業債の償還に対しましては国から元利償還の22.5%が交付税措置されるということで、それが病院の収入になるというような状況であります。

以上であります。

（「借入金の予定」の声あり）

- 病院再整備室長（鍋木友孝） 負担金の予定でありますけれども、元金の……、ちょっと待ってください。

（「いや、借入金だよ、借入金」の声あり）

- 病院再整備室長（鍋木友孝） 借入金ですね。借入金は、多分財政融資のほうの申し込みをこの5月に行いまして、決定が9月ごろあろうかと思います。それでほとんどの部分につきまして、そのうち建設費につきましては入る率、それが建設部分につきましては100%対象になります。一方、機械、そちらのほうは50%というような状況なんですけれども、トータルしましても実際は70から80%はかたいだろうと思っております。ただ、試算に当たりましては安全を見まして50%ずつというようなものを見込んでおります。トータルとしましては209億円と、当初の予定どおりでございます。
- 議長（明智忠直） 財政課長。
- 財政課長（平野哲也） それでは、高橋議員のご質問で、私のほうは4点ほどだと思います。

現状の財政状況でございますけれども、財政状況、公債の残高あるいは実質公債費比率でございますけれども、起債の残高につきましては、先ほど議員のほうから483億円ということで、483億7,700万円程度、全会計を含めましてでございます。それから、平成19年度決算見込みによりまして実質公債費比率でございますけれども、19.9%程度と推計をいたしております。

それから、2番目に県内各市町村の指標と旭市ということですが、18年度の決算の中で一応主だった、指標といいましてもたくさんございますので主だったものを、特に今の公債費比率に関係しまして実質公債費比率で申し上げますと旭市のほうが18.5で、これは順

位的には下からといったらいいんでしょうか、悪いほうで9番目ということです。それから、ほか二・三点申し上げますけれども、実質収支比率、これは黒字の関係でございます、これは千葉県で2番目にいいほうでございます、12.0%。それから経常収支比率、これにつきましては22番目でございます。56市町村中22番目、89.9%です。それから財政力指数ですけれども、これは合併前は少しよかったんですけども、合併して急に下がりました0.51ということで、これは県内49番目の位置でございます。主だった指標については以上のような状況でございます。

それから、3番目に公債費負担適正化計画ということでございますけれども、これを実は先月ですか、市町村課のほうを通しまして提出したわけでございますけれども、この中の公債費負担適正化計画の中で試算しました実質公債費比率、どの辺がアップーなのかということでございますけれども、やりましたら平成24年度くらいに20.3%くらいになるのかなと、これがアップーかなということで考えております。その後減少を少しずつしていきまして、平成29年度には17%台に戻るのかなということで推計をいたしているところでございます。これは県のほうにも提出してございます。

それから、4番目に繰り上げ償還の関係でございます。これにつきましては、昨年8月、法律改正を受けて総務省の自治財政局長のほうから通知が来まして、この実施要綱というものが出されまして繰り上げ償還、いわゆる政府系の資金について繰り上げ償還は今までは認めていなかったわけですが、これが認められるようになったということで、ご承知のとおりでございます。

どういうものになるかといいますと、政府系の資金の中で利息が5%以上の地方債について繰り上げ償還ができると。3年間をかけて繰り上げ償還ということで、平成19年度は7%以上のもの、それから20年度については6%から7%の間のも、それから21年度については5%から6%。ただ、この中で繰り上げ償還といいまして、もろもろの条件がございます。例えば、その繰り上げ償還をしてしまいますと同種の起債は3年間貸していただけないとかいろいろございますので、今後選択が出てくるわけですが、一応旭市で今5%以上の政府資金の対象になり得る総額としましては2億8,900万円ほどございます。

この中で、先ほど申し上げましたようにもろもろ、この間繰り上げ償還してしまうと次の起債は3年間借りられないというような条件もございますのでいろいろ選択はあるんですけども、取りあえず平成19年度、この間補正予算で申し上げました19年度で1,600万円ほど繰り上げ償還をやる予定でございます。これによりまして利息が111万3,000円ほど軽減され

る、それから予算書にございますこれは20年度の当初予算でも2,682万9,000円ほど計上してございます。

それで、昨年のまだ予算編成の12月末くらいの時点では、この繰り上げ償還をやったことによって、今まで交付税算入されるものがありましたので、その辺が繰り上げ償還したことによって交付税が入らなくなっちゃうということではもったいないということで、その辺を県のほうにもお聞きしたり国のほうにお聞きしたりしていたんですが答えが出ませんでした、予算編成時点では。それが1月末に説明会がございまして、繰り上げ償還しても交付税算入はそのままやると、国のほうでやってくれるということになりましたので、この辺を含めましてまた20年度では補正予算で若干追加をしたいと思います。それから、21年度の方だけでも1億7,000万円ほどございますので、こういったものをできる限り繰り上げ償還を実施したいなということで考えております。

以上でございます。

（「ちょっと答弁漏れ。実質公債費比率の近隣の市町村の率と県内の順位。それからあと市長に最初の公園問題で、12月議会で海上の排水、それから学校を優先した中で公園……なぜ三川を優先して……その辺」の声あり）

○議長（明智忠直） 伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、私のほうから、なぜ今下宿公園をというお話でございますけれども、まず一つ、海上の排水問題でありますけれども、当初計画をしたいいわゆる三川派線の拡幅という問題が非常に難しくなってちょっと暗礁に乗り上げています。それに替わるものとして、今海上の皆さん方といいますより、飯岡の西部のほ場整備がございます。それに併せてぜひこの排水問題は対応していきたい、そのように考えております。下宿のほうへ、先ほど担当課長が申し上げましたように有利な補助金が使えるということで、これはもう飯岡町の時代からの地域の皆さん方の要望でありますから、それをしっかり取り組んでいきたい、そのように考えています。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 失礼しました。近隣の実質公債費比率の状況で、この18年度でございますけれども、近隣と申し上げますと、匝瑳市16.5%、銚子市が14.5%、香取市が15.9%、このくらいでよろしいでしょうか。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

- 21番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、この下宿ふれあい公園ですが、関係者へはどのように説明を行ったのか、また関係者の反応はどうであったのか。

それから、下宿ふれあい公園の買収用地はどのように行っていくのか、また公園整備計画の予定地の中での大口地権者が反対しているとのことではありますが、買収できる見込みがあるのかどうか。もし買収できない時にはどうするのか。

それから、先ほど市長は排水問題は整備と含めた中でということでありましたが、言っただけが悪いですが、あまりにもこれでは場当たりのというんですか、そういう計画になってしまうと思うので、やはり計画を持った公園建設。

それから、飯岡の子ども議会ということで先ほど答弁ありましたが、子ども議会、それはいつごろ開かれたのか、その辺ちょっとお尋ねします。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） 場当たりのというご指摘でございますけれども、これは新市の建設計画にもしっかりうたっていますから、決して場当たりのではございません。

- 議長（明智忠直） 都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸） 説明会はどのような形で行ったかとか、あと反対者等のことでございますけれども、まず、平成19年9月に地権者の方に説明会をさせていただきました。地権者の方は16名でございます。おおかたの地権者の方からはご協力をいただいております。ただ、残念ながら大口地権者の1名の方がいまだまだ賛成はいただいていないのが状況でございます。私どもこの賛成を現在いただいていない方に対しましてお会いしまして、誠心誠意を尽くしてお願いしているところでございます。計画は当初計画したとおり進めていきたいと考えております。

それから……、

（「買収できない時は例えばどうするのか」の声あり）

- 都市整備課長（島田和幸） 買収できない時はどうするかということでございますけれども、申し訳ございませんが、私ども今買収できる見込みで計画させていただいております。先ほど申し上げましたけれども、誠心誠意尽くしてこの反対している方をお願いしてまいります。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

- 21番（高橋利彦） いずれにしてもこの下宿ふれあい公園は地域のためにやるわけですが、1人はかなり強硬だということでございます。そういう中でこれは担当としては頑張ってもらいたいと思います。ただ、そういう中でもしこれが何ていいですか、最終的に買収できなかった場合、中途半端な公園になってしまうと思うんです。そうなった場合、やはりどういうふうにするか。中途半端な公園は造れないと思うんです。これは十分考えていただきたいと思います。これは土地収用法等の絡みもございますので、その辺は慎重にやっていただきたいと思います。

それからあと、先ほど市長はこれは計画にあるからということでございますが、それではなぜ袋公園、19年度からの予定だったわけですね。なぜ三川でなく袋公園をやらなかったのか、まずその辺についてお尋ねします。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） なぜということでございますけれども、まず一つは合併に際する有利な資金の活用ができること。袋公園のほうは都市計画の公園の事業でありますからそちらで進めさせていただくことができますけれども、三川下宿ふれあい公園に関してはその事業の適用というわけにはまいりません。ですから、合併の有利な資金を活用できる時にこれを手がけたい、そのような形で今取り組み始めたところでございます。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

- 21番（高橋利彦） いずれにしても公園についてはかなりいろいろ補助金あるわけなんです、では袋公園については拡張工事、平成20年度に都市計画決定を受けた中で、整備については平成23年度以降に考えていくということで先送りしたわけでございます。これは当初の計画では平成19年度から用地の買収に入っていく予定だったわけです。そんな中でこれらの拡張区域の関係地権者にはどのような説明をして対応しているのか。

また、今下宿ふれあい公園の整備がスタートし公園整備が大きくなる中で、中でも大きなウエートを占めます用地の買収、今後の公園整備の方法も検討してはどうかと思うわけですが、例えば文化の杜公園についてはだいぶ用地買収が進んでいると思うんですが、都市計画道路である県道沿いに当たります部分の用地買収については価格面でかなりいろいろ問題があると聞いております。そのような所はこれから買収する中で無理に整備するのではなく、公園の一部から除外するなどの検討もしたらどうかと思うんですが、その辺はどうお考えですか、お尋ねします。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸） 最初に、袋公園の地権者への説明でございますけれども、当初２期工事のほうは平成18年５月にこの説明を行っております。本当に地権者の方には申し訳なく思っておりますけれども、誠心誠意を尽くしまして事情を説明しましてご理解をいただいているところでございます。議員おっしゃいましたように、平成20年度に私ども今この２期工事の所の都市計画を予定してございます。公園としての都市計画でございますけれども、当初はたしか議員おっしゃいましたように早い時期の用地買収をする予定でございましたけれども、いろいろ事情ございまして今年度都市計画で、それで平成23年度以降に財政状況等を見ながら整備を考えております。このお話も地権者の方にお話ししましてご理解をいただいております。

それから、公園の一部の除外という、これは確かに文化の杜公園、非常に用地買収の面積が約７万平米ございます。県道沿いについては確かに議員おっしゃるような価格のほうもかなりの値段がいたします。確かに議員おっしゃったように一部の区域の除外ということもございまして。そういう考え方もあろうかと思っておりますけれども、その件につきましていろいろな方法、どんな方法がよいかいろいろ勉強してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 高橋議員にお伺いしますけれども、公園問題について総合的にやっているような感じがしましたので、１番目の（１）の下宿ふれあい公園についてはいいでしょうか。今の質問は２番目の公園建設計画ということの２回目でもいいでしょうか。

（「いいです」の声あり）

- 議長（明智忠直） では、そういうことでご了解をいただきたいと思います。

高橋利彦議員。

- ２１番（高橋利彦） いずれにしても、文化の杜も今そんなに公園は必要ではないと思うんです。そんな中ではそういう難航のする場所は、また価格の高い所をあえて公園にする必要ないと思います。それと同時にまた袋公園、また２期が予定されるようですが、結局あそこには、見ますと第１期の中で溜のほうに移転した方もいますよね。そうしますと、あそこを見ますとちょっと中途半端なことになってしまうわけです。それから、何ですか、今度の２期にはやはり構築物がかなりあるという話を聞きますけれども、結局構築物というのは補償が大変なんです。簿価ではなく、あれは再取得ということで新しく建てたらということ

ですから。ですから、そういう中で公園にあえて構造物のある場所をするのが妥当かどうか。結局税金の負担が重くなってしまうと思うんです。ですから、公園にはなるべく構造物は避けて通ると、公園にはかけないと、それが基本だと思います。

それでまた袋公園ですか、あそこ全部やったってかなりあれですね、こっちを、県道旭小見川線右側豚舎等ありますのでかなり臭気がするわけです。ですから、あそこをあえてそこまで2期でやっていく必要があるのか、その辺もやはり検討したほうがいいのではないかと思います、その辺。これは市長でなければ答弁できないと思うんですが、課長ではちょっと。基本的な問題ですからできないでしょう。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） 今の高橋議員のご指摘、十分にこれからの検討課題の中に取り組んで考えさせていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（明智忠直） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6分

再開 午後 1時14分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋議員。

- 21番（高橋利彦） それでは、病院問題のまず現状の経営状況について再質問いたします。

先ほどの答弁ですと妥当な数字だということであったわけですが、この利益は年々減っているわけございまして、そんな中で今年の平成19年度の1月末の数字も出ておりますが、2億数千万円の利益が出ているようになっているわけですが、しかしこの数字を見ますと、今回特別交付金が出るわけですが、その数字まで含まれているような感じがするわけですが、そうなりますとこれは何ていいですか、早く言えば建設を目の前に控えた中で、ただつじつま合わせの決算書、月次決算、こういうふうにかがえるわけですが、その辺どういうふうに行っているのか。

また、市長は当然のこととして、月次決算を毎月20日には病院のほうからもらっていると思いますが、そういう中で、この過年度を含めた中でこういう中央病院の利益が減っている中でどういうふうを考えているのか、その辺双方からお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 私は中央病院、本当によく頑張ってくれているというふうにとらえております。いろいろな要因がありますからなかなか毎年同じように一定の利益を出すということは難しいだろうと思いますけれども、それなりに今の中央病院を拝見いたしておりますいろいろな、例えば電子カルテに取り組んでいただいたり、あるいはさまざまな最先端の医療器具等を購入したり、本当に患者のことを考えていろいろな努力をしてくれているわけがありますけれども、そういった中にあっても多くの公立病院が赤字経営に陥っている中で中央病院だけはしっかりした黒字を出してくれている、そういった中央病院のあり方というものを私は本当に信頼をしておりますし、そういった意味では今の中央病院にとって再整備というのはどれだけ大事かということも十分心得ているつもりでございますから、精いっぱいの協力をしていきたい、そのように考えています。

○議長（明智忠直） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 現在の経営ということなのですが、旭中央病院は、市立病院ではございますけれど診療圏100万人という中で公立病院としての責務があります。そういった中で、24時間体制の救急医療とかいろいろなものをしていっている中で国・県のほうからそういう補助金なりを、普通の民間病院ではできないような事柄を旭中央病院はやっていますので、そのおかげで現在の近隣の市町村も含めて皆さん恩恵をこうむっているわけですので、そういった中で病院の歴代の皆さんの努力もありまして何とか国・県からの補助金のみで黒字経営という形を続けているわけです。

以上です。

（「いやいや、月次決算の数字がおかしいのではないかと思うんです、
以上です」の声あり）

○議長（明智忠直） 経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 月次決算というのは、これはあくまで病院が毎月々の収支状況を把握するための資料であって、決算はあくまでも3月末の決算です。3月末の決算予想という形で出しているのと、これは毎月毎月というのは、これは単月で毎月の、例えば年1回

しか出ないものもあります。減価償却は3月末しか出ない、それから収入等においても例えば^{みつき}三月に一遍しか入ってこないものもあります。それから企業債の償還金とか利息の支払い、こういったものは半年に一遍しか出ないものがあります。こういったものを病院としては月々の収支状況をならしてみて月々の収入が入金と支払い等でどうなのかということ、ただ病院がこれは独自の資料として判断しているものであって、あくまでも公的には決算で利益等を判断しています。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ちょっとそれはかみ合わないんですが、1月末では2億6,000万円の利益になっているわけです。そういう中で減価償却とかそれから交付金、これは当然最終的な決定になるわけですが、それら当初予算で組んだものを月次でならしてある中で交付金については既に特別交付金が今度決まったわけです。それらを含めた中でこの数字にして2億6,000万円にしてあるんですが、これは建設を目前に控えた中で赤字決算ではおかしいからということで作った数字ではないかと思うんですが、そうすると当然これは粉飾決算みたいになってしまうんです。その辺をお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 財政課長のほうからの説明でもありましたように、交付税という形で特別交付税、普通交付税の2つを病院はいただいています。これについては今ここで決まったというのではなくて、前年度の実績に基づいてまず病院のほうは予算立てをします。予算立てをした中で実際には7月と12月にある程度の目安がついて、12月末に特別交付税の、これは決定ではないんですけれど内定というような形で19年度分が決まるわけです。これに対して病院のほうはあくまでも前年度の18年度の既にいただいたやつで予算立てをしていますから、それが国のほうで、財政課長からの説明があったように、大きな災害とかそういうのが無ければその分のもらえる部分が大きくなります。ですから、例えばの話、新潟のそういう大きな災害とかそういうものがこれからもし3月中に発生した場合には削られることもあると思いますけれども、現時点では12月末現在でだいたい内定という形で数字をもらったものを12か月分にならして病院のほうは収支状況の中に入れて管理しております。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ずっとこの1月以前はそういう交付税、減価償却は当初予算で計上してきたわけです。しかし、そういう中で交付金についてはもらえるべきもの、まだ正式に決

まらないものを今度はここで入れてしまっているんです。ですから、それは従来の今までの12月までの決算とは全然決算方法が、全然月次とは違ってしまうわけです。ですから、これはただ本来であつたら入れられない数字なんです。それをなぜこういうふうにしたのか。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 例えば18年度の決算でいきますと、18年度については実際には17年12月の時点で特別交付税になるような数字が決まった形でやっていました。実際には市のほうから数字が少し多目にいったのでそれを戻してくださいという形で、その時点では18年3月に約3,500万円くらいこれは病院のほうから市のほうに戻していると。ですから、今言ったように、当初の予算があつてというのは、それはあくまでも前年度の実績に基づいて予算立てをします。それに対して7月に普通交付税がほしい内容が決まり、12月に特別交付税の内容が、これは内定という形で決まるわけなんですけれども、それに基づいて病院は当初の予算立てで12か月分で毎月毎月を管理していたものを再度その時点で、7月の時点でもまた引き直しをしますし、12月の時点でも引き直しをして、最終的に月次時の収支の実績表と今回の毎月毎月管理しているものが一緒になると、同じ数字になるということです。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 幾らこれ言っても回数がありますのでしょうがないです、これはこのまま終わります。ただ、私はこの粉飾決算、建設を目の前に控えた中でただ見せかけの決算書だと、私はこういうふうに理解します。

それでは、2つ目として幹部職員をなぜ外部から招いた問題でございますが、先ほどの部長の話では病院経営が専門化した中で外部から4人招いたということでございまして、部長の前職は分かりました。職務ですね。そうしますと全然病院に関係ない。そういう中であとの3人は分からないということでございますが、私は全部の職員の前歴を云々ということは言いません。ただ、外部から来た人間がどういう仕事をやっていた、そのくらいは当然職責上これは知る、知って当然だと思います。その上でまた入れたと思うんですが。

それから、先ほど市長はこの問題について病院の問題だということでございますが、市長もその辺は全然、なぜどういう職歴の人を入れたか報告はなかったんですか、その辺をお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 病院は公営企業全適で、病院のほうで責任を持って経営に取り組んでくれております。その病院が必要だからということで招じ入れた雇用に対しては私のほうでとやかく言うつもりはありませんし、そういったことも全く考えてもおりませんので、その辺はもう病院にお任せをしてあります。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 採用するに当たってその職歴を知るべき、知っておくべきではないかという、もちろん履歴書等は拝見をして知っているわけであります。ただ、手元にその資料を持っていないがために詳しいことは答弁できないということを申し上げたわけでありまして、例えば今ここですと鈴木経理課長が今年の7月1日に千葉興業銀行から来ておりますけれども、彼は銀行の支店長などを経歴して直前は本社にいた人であります。あと外部から来ている、例えば9月1日に事務次長を採用しておりますが、彼は民間病院の企画部長を務めていたことは承知をしております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、まずただいまの外部から来ていただくことについて、市長は公営企業全適だから私は関係ないということです。そう私は受け止めたわけですが、しかし、公営企業法には、事業管理者はやはり市長が任命権を持つ。しかし、そういう中でまた月次決算についても事業管理者は市長に毎月報告をする。それから主だった職員の人事、これは公営企業法15条にあります。管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員、これは当該地方公共団体の長の同意を得なければならないと。そういう中でまた市長が全然をそれを知らなくてはやはり市長若干問題があると思うんですが、その辺お尋ねをしたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 責任逃れをしているわけではないんです。病院のほうからは、管理者からはこういった形で人物を招きたいというような相談ちゃんと受けています。ですから、病院が必要であればそれは大いに結構ですよということです。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） なかなかこの辺はちょっとかみ合わないところも、例えば私にしても、自分自身のことをちょっと申し上げて大変恐縮なんですが、内示を受けるまでここ

に来ることは知らないんです。例えば私も千葉興業銀行にお願いをしました。候補として挙がってきたのが鈴木経理課長でありまして、それは銀行としていい人を選んでくれた、そういうふうには私は理解をしています。ですから、銀行の中に行ってこの人が欲しいというふうに言ってなかなかそれが通るものではありませんから、それは銀行の中で選ばれてきた人を適任者として利益を見ながら採用していると、そういうことであります。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうすると、全然先ほどの答弁と違ってしまうわけです。結局、自治体病院の経営環境、専門的になったからということで専門屋を入れたと、しかしながら実際にはみんな素人の方々が来たということです。では、趣旨、最初の目的と実際の人事は全然違ってしまうということです。ですから、その辺を私はやはり危惧を抱くわけです。なぜ外部から招くなら病院経営に、また経理に専門の人を招かないのか。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） それぞれ必要な能力を持った人を選んでいるわけであって、私が言ったのは、個々の人については分かりませんが、例えば経理については銀行で経理に明るい人、それから民間病院で病院事務に明るい人。例えば私の場合ですと、市立病院でありますから行政経験があるということで恐らく県に要請があってその中で私が選ばれた。ですから、個々の人は分かりませんが、経歴や能力についてはしかるべきところをお願いをして、そういう人が来ているというふうには私は理解をしております。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ちょっと補足をしますけれど、4名ほど外部から入っておりますが、2名は病院関係者でございます。今、事務長が説明したように、事務長と経理課長は県庁と銀行関係者ということでございます。それから、病院関係者は、次長は某急性期病院あるいはそれを経て某亜急性期病院の企画部長をやっていた者であります。それから、もう1名は私立大学の病院、私大病院の財政課長、企画課長、それからその出先のある病院のトップとしてやっていた人間でございます。ということで、病院関係者が2名とそれから銀行と県庁と、こういう外部の人間を入れております。目的はさっき事務長から説明したとおりでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○ 21番（高橋利彦） それでは、3つ目として資材費高騰などによる建設計画についての再質問でございますが、当初計画が317億円、ここへ来ましてそろそろの資材がかなり高騰しておりまして、果たしてこのままで当初計画どおりできるのか。そういう中で、例えば鋼材でも2割5分上がるとなりますとこの順序でいきますとかなりの建設費ということになるわけでございますが、そうなったらあれですね、建設計画、建設費がだいぶ違ってくると思うんですが、その際にはこの建設計画をどういうふうにしていくのかお尋ねをします。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） それにつきましては、先ほど申し上げましたように、今予算は当初の計画と同じ額で検討しております。それにつきまして材料費が上がることも考えまして、先ほど申し上げましたようにいろいろな策というか削減策、材料を見直すとか何かそこら辺のことをしているというような状況です。ですから、今のままの予算でいきたいと考えております。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○ 21番（高橋利彦） しかし、材料費を見直していくことになると、やはり従来どおりのものではなく結局安い資材を使うということになるわけでございますが、そういう中でこの中央病院につきましてもいろいろあるわけでございますが、それは先ほど人事の絡みで企画監なんかというのが入っています。この企画監についてはどういう役職かということになるわけですが、経営の向上、それから課題の抽出、対応策の企画立案・実行と、こういう仕事をやっているわけでございます。しかし、そういう方がいてもこういう問題は解決できないと思います。そういう中でまたさらに今度はアイテックですか、経費削減プロジェクトのコンサルタント会社、これを約3,000万円かけて入れているわけですが、この会社はそういう中でこれらにもかかわってくるわけですか。どうですか、その辺お尋ねします。

○議長（明智忠直） 再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） アイテックはこの19年度の4月から契約して、いろいろ新剤とかそれから業務委託関係とかそれにかかわってお手伝いしてくれている会社であります。それで、新聞報道にもなっているんですけども、今後再整備計画についてというような提案があったということでもありますけれども、そこら辺については提案があったというだけありまして、まだ、ではお願いするというようなことをしたわけではありませんので、今現在その建設コンサルタントとかというようなところとも話し合っておりますので、今後そこ

に参画してくるとかどうかというのはまだ決まっておりません。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしましても、中央病院は優秀な人材を外部から入れ、その上にいろいろな設計を含めた管理の会社を入れ、それでなおかつ足りないでこういう業務改善、業務のあれですか、経費削減のコンサルタントを入れると。これで果たして今後旭中央病院の経営、そして建設ができるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） このプロジェクトの委託会社まで入れて経営ができるのかというお話であります。これは病院にとってはもう毎日どうやって効率的な運営、きのうもちょっと神子議員のご質問にお答えをしたんですが、本当に効率化に向けてはやはりどうやって費用を節減して収益を上げていくか、まさに朝から晩までと言ったらオーバーですけれども、そういうことをいつも考えているわけです。そのために、中にはこういう専門の人を入れて提案を受けながら事業そのものを見直していくということがどうしても不可欠になります。そして、そうしていかなければやはり健全な経営はできないような状況に来ていると思います。したがって、こういうことをやるからではなくて、むしろやらなければ旭中央病院だって生き残っていけないような状況に来ていると思います。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、4つ目の市立病院のあり方についてお尋ねしますが、先ほどの部長の答弁では民間にできない面、医療をするのが市立病院、公立病院だということでございますが、しかしながら現在の旭中央病院、市内の患者が3割、あとは外部から来ているわけです。それと同時に今もう優秀な職員を、従来の旭中央病院の生え抜きの職員ではできないという中で外部から入れているわけです。それにもかかわらずまた外部からいろいろなコンサルタントを入れ経営をしていかなければならない。それが果たして市立病院なのか。もう市立病院の枠を超えていると思うんですが、その辺どういうふうにお考えなのか。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 市民の利用が3割しかないというふうなお話もあります。それで、しかも外部から人も招いてやっているというような状況で果たして市立病院かというようなご指摘だったと思いますが、しかし例えばこういう見方もあると思います。市民だけの

利用ではこれだけの医師を集めて、なおかつ高度で先進的な医療が行える自治体病院で果たしてあるだろうかということもあります。それから、今の医療状況、例えば国の医療政策の中で旭といえども、全国に有名な旭といえどもやはりさっき言ったように日々業務を見直していかなければ健全な経営はやっていくことが難しい状況にあります。したがって、これはもう市立病院とかということよりも、やっぱりまずその健全な経営が無ければ市民に対して安定した医療サービスができないわけでありますから、そういう意味で、確かに市民の利用が少なくてもやっていけるような病院、そしていろいろな難しい状況の中で健全な経営をやっていける病院、そういうふうに努力をしていくことが結果的には旭市民のためになることだと理解をしています。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それは医療面では十分分かるわけです。しかし、やはり経営があって初めて病院経営からそれから医療問題が解決されるわけです。経営が無くなったら幾ら何とないにしてもこれは医療面もできないわけでございます。確かに旭中央病院これだけ大きくなった、それは外部からの患者が増えたから。これは私も否定しません。それがあったからこれだけの大きな病院になり、またそれだけの設備が整えることができた、だからまた医者も増えた、それから患者も増えた。ただ、ここまで来たら果たして今のまま市立病院でいいのかということなんです。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 病院の、ただ、今もちろんご案内のとおり市立病院でありますけれども、その市立病院でいいのかどうかというお話であります。さっきもちょっとお話を申し上げましたけれども、国のガイドラインが示されて経営形態の検討ということも考えて、来年度中には改革プランの中に経営形態に関する考え方も入れてプランを作らなければいけないわけであります。その時に、さっきも申し上げました。要は、ですから市民のためにどうあるのがいい形、そしてまた経営にとってもいい形かということから、経営形態についてもこれから当面は恐らく市内部から、例えば病院と市内部でまずは先になると思いますけれども、そんなことで経営形態については検討させていただきたいということで申し上げます。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 次に、経営形態でございますが、経営形態についてはやはり今医療問

題が大きく変わっている中で経営形態の見直しは絶対必要だと思います。銚子市も何ですか、話に聞きますと、公設民営化の方向付けをしているとか何とかと聞きますが、やはり旭中央病院もこれだけ大きくなったら近隣市町村、やはり応分の負担を持ってもらった中で例えば一部事務組合にするとか、それをさらに一步進めて独立行政法人にする、それがやはり今の病院の経営運営、一番いい手段ではないかと思うんですが、それにしてもやはり建設した中で進めますといういろいろ他の行政からも抵抗があると思います。そういう中で、建設を控えた中でどういうふうに検討しているのかお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） まず、経営形態についてはこれから議員ご指摘の一部事務組合あるいはその独立行政法人、そういう形態も含めてどんな形がいいかは検討していきたいと考えております。それでは、最近、高橋議員おっしゃったのは再整備との関係でまずその辺が固まってから再整備をやればいいのかというようなご趣旨のようでありましたけれども、再整備は再整備でこれまた急ぐ事情、理由がありまして、その経営形態が例えば固まってからというともうこれはやはり時機を失してしまうような、再整備は再整備で急ぐ理由があるわけでありましてこれは同時に再整備は再整備で進めながら、それで経営形態についてはまた経営形態で別途検討を同時並行で進めていくと、そういう作業になるかと思います。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、どういうことで時機を失してしまうのか、その辺答弁いただきます。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） これはもう再整備の必要性についてはるるご説明を申し上げてきているところでありますけれども、まず一つは、もう何十回も申し上げておりますが、例えば震災対策の面。もう非常に老朽化しているわけでありまして。震災対策の面からそうでありまして、それから機能の面から見ても非常に非効率になってきております。そして、あとは例えば人材確保の面からいってもやはりここは田舎、地方でありますから、例えば医師や看護師を集めるためにはやはりそれなりの魅力ある病院でなければいけない。そういうことから、しかも今は周辺の病院が非常に急速な勢いでいろいろな経営やその診療機能の面で休止に陥りつつあるわけでありまして、そういう中で旭もいたずらに時間をかけてしまい

ますと、この旭中央病院でもやはり同じようになってしまう危険があるわけでありますから、そこを早く手を打って早くいい病院にしてより力をつけていくことはさらに大きな発展につながる、そういうことから再整備を急いでいるわけであります。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 他の市町村もこの医療問題、問題があるという中で旭だけがなぜそれだけリスクをしょわなければならないのか。むしろ近隣の病院は医療問題で困っている、病院で困っているのであればやはり近隣にもそれだけ負担をしてもらう。そうでないと、もし万が一何かあったら旭が一番困るわけなんです。建設ありきではなく、やはりまず経営ありき、そういう中でどういうふうに考えているのか。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） おっしゃる意味はよく私も理解ができると思いますが、ただしやはり平行線になってしまうのは、やはりまずこの病院が力をつけることは、この病院ばかりではなくて将来地域周辺全体にとっての医療のその力をつけることだというのが今私も病院の考え方なんです。高橋議員はそれはリスクだとおっしゃいますけれども、もちろんリスクはあるかもしれませんが、そのリスクが生じないように今精いっぱい努力をしている。いろんな策を講じながら経営の健全化、リスクが生じないように今努力をしている最中であります。

それで、この間、千葉日報にも載りましたけれども、例えばこの大きな起債、借金が膨らむというふうな記事がありました。それで再整備に……、ちょっとこの辺お話ししてよろしいでしょうか。再整備により起債が350億円以上に膨らむ起債というふうに書いてあります。これは明らかに事実と反するわけでありまして、今の私どもの見込みですと平成23年度に299億円、これは最大の起債。今後もし補助金等がいただければ当然起債額も減りますから、この350億円というのは根拠のない数字だというふうに申し上げなければいけません。それで、なおかつこれだけもうちょっと言えば、今後の大幅な利益増が返済の裏付けというふうになっていますけれども、これまた少し事実の認識が違ふところがありまして、私のほうは毎年内部留保資金というものが生まれるわけです。それは当然減価償却費であったり、もちろん利益もありますけれども、ただ、利益というのはその中の一部でしかないんです。ですから、この利益が無ければ返済できないというのもこれまた事実と反するというふうに私は理解しております。

以上であります。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 内部留保資金というのは減価償却引当金でありまして、これは利益が出なかったらこれは無くなってしまうわけございまして、そういうことより、この問題についてはやっぱり事業管理者を含めて答弁しづらいから部長が答弁したと思いますが、しかし部長ではこれは本当の意味の答弁できないでしょうから。これは回数ありますので。

次に、建設資金の調達の方法でございますが、総務省では1床当たりの病院建設資金、費用、これは1,500万円くらいの中で交付税対象にするということを打ち出ししています。自治体病院は1床当たり約3,300万円かかると、しかし独立行政法人の造る病院は1床当たり1,600万円と。そういう中で1,500万円をめどに交付金の対象にするようなことを打ち出しておりまして、そうなりますとかなり交付金のめどが狂ってくると思うんですが、その辺どういうふうにお考えなのか。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 確かにガイドラインの中に、これは先生方にお配りしていない先生もいらっしゃるかもしれませんが、この中に今の地方財政措置の見直しという項目がありまして、その中で一つに交付税措置についても確かに触れているんです。ちょっと読みますと、「今後の病院施設等の整備費について、病院建物の建築単価が一定水準を上回る部分を普通交付税措置対象となる病院事業債の対象から除外することを検討する」というふうになっているわけでありまして。

もちろんこのほかにまだ検討項目ありますけれども、起債について言えば一定単価を超えたものについては除外することを検討すると、普通交付税措置からです。ということでありまして、これは総務省の直接担当のところに聞けませんけれども、そこに聞いているんです。ただ、ある方は1床当たり1,500万円とか平米当たり30万円とかという方もいらっしゃいますけれども、それはまだ決まっていないわけでありまして。それは今後いずれ決まるかもしれませんが、やはりその病院によって、例えば旭中央病院のような病院とベッドしかない病院では全く単価が違うわけでありまして。ですから、そういう意味から、旭中央病院としても国のほうに対してもう少し実態に合ったような形でということを申し上げていきたいと思っております。ですからまだ、お答えしたいのはその分は決まっているわけではないということ、今後検討されるということで、それに対しては病院からも声を上げていかなければ

いけないと思っていることをお答えしたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれこの建設について資金計画とこれは建設が絡む問題でございますので、結局建設については独立行政法人の病院あたりは千五・六百万円でできると、しかし自治体病院はその倍以上かかると。やはりこういう資金計画を含めた中でいかに安く病院を建設するか、これは当然検討すべきだと思います。それでできないならまだしも、ほかでは、独立行政法人なんかで造っている病院ではそれで建設ができるわけですから、それをあえてコストの高い病院建設、これやるべきではないと思いますが、そういう中で今後の設計を含めた中でどういうふうに考えていますか。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 安く造るというようなことで検討しているわけでありましてけれども、先ほど言いましたように仕様の見直し、材料の見直しになります。例えばスチール材をステンレス材に替えるとか、内装の見直しとか、あと外装の見直し、例えばタイルを塗装にするとかということがあります。あと数の数量の見直しということもありまして、階高の縮小でありますとか、可能性としましてあと電気室の縮小とか、それから空調機、手洗い、シャワー、照明器具、そこら辺の数量を少なくすることも考えております。それから、方針といたしまして、空調の電源のシステムの見直しでありますとか、あと発電機を例えばガスタービンからディーゼルの発電機とかそういうようなことも検討しながら今後なるべく低い金額で契約できるように努めたいと思っております。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） その辺はこれからの課題だと思いますので、十分検討してもらったほうがいいと思います。

それでは、財政問題について伺いますが、この旭市も公債費負担適正化計画を出されたわけでございます。そういう中でまた高い財投の資金ですか、それらの返済もしていると。当然そうなりますとこの計画の中でこれからの旭の事業の形態も変わってくると思うんです。いかにそれは借金を減らしていくか。そういう中でこの適正化計画、国は何年の方向付けをしているのか。

それから、そういう中で旭は何年で出したのか、その辺の内容をお答えいただきたいと思います。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） これから事業の形態が変わってくるというようなお話でございますけれども、これは市長のほうも常々言っておりますように、確かに起債の額、一般会計でも見た目は増えております。見た目と言いましたのは、その中でも合併後認められたその10年間というものは国のほうが積極的に合併特例債というものを、これは合併のもう趣旨の中でもいわゆる甘い水といいましょうか、合併の期間はその合併特例債認めるよと、それでしかもその70%は交付税に入れますよということで来ているわけでございまして、それに私どもは最大限乗りましてその有利な起債というのを借りていろいろ事業をこの10年間でやろうということでやっておりますので、そういった中で見た目の金額は上がるという形になるうかと思えます。

それから、公債費負担適正化計画でございますけれども、これは実質公債費比率が私どものほうは昨年18%超えましたのでこれを作れということになりまして、その18%を下回るまでの期間、ですから先ほど申しました今の推計でやりますと平成29年には17%台になるだろうという推計で県のほうへお出ししてあります。ですから29年までの見込みだけを出してあります。それ以降はもう下回ってあれば問題はないという形でございます。

（「いやいや、県の指導は何年になっているの」の声あり）

- 財政課長（平野哲也） ですから、今申し上げましたように17%を下回るまでですから、旭市のほうは29年度には17%を下回るということですから、29年度までの計画を出してございます。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

- 21番（高橋利彦） 結局国はおおよそのめどは7年で18%ということを出していると思うわけです。そういう中で旭は29年ですか。結局国の指針より長くなっているわけです。

それとまた借金に見た目も何もないと思うんです。それと合併特例債云々くんぬん言いますけれども、国はただそうは言ってもそれを選択するのはやはり各市町村でありまして、例えば北海道の炭坑の町夕張市がつぶれました。あれもやっぱりいろいろ昔はリゾート法とか何とかありまして、そういう施設造ったら云々くんぬんと。結局それにただ借金、有利な借金ということで惑わされて選択しないで借金して結局破綻してしまったわけです。それと同じで、やはり幾ら有利な借金の制度があるからって、やはり甲羅に似せた借金、そしてこの借金というのは次の世代に譲らない。次の世代というのは我々の子どもとか何とかではあり

ません。我々議員が、また市長だってそんなに20年も30年もやっているわけではない、我々の一時代というのは10年そこそなんですよ。ですから、もう我々の次の世代には借金を譲らない、それが我々のまた役目だと思うんですが、そういう中でどういうふうにか考えるのか。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 見た目も何もないということでございますけれども、決して私どもはそうは考えておりませんで、実際に一つの例を申し上げますと、現在の平成20年度の予算書の299ページ見れば20年度末の起債残高が270億円ということで、これはもうご承知だと思いますけれども、その中で例えば一番下のほうにございます臨時財政対策債、こういったものは仕事で何かを建てて借りたという金ではないんです。市町村の収支不足のために国が一時的に補てんしてきて、ですから100%算入です。これは後で月賦で国が払ってくれるという形です。だから、こういったものを実際に見た目の上では入ってきて、これは70億円、80億円あります。そういったものの中身を精査しますと、実際問題に交付税等に入ってくるものはもう60%以上ございます、270億円のうち。ですから、実質的には自分たちで負担するという起債は40%前後。そういった形で、今、市のほうはこういったものがあるので運営ができていけるのかなということには考えております。

それから、夕張市の借金どうのこうのということでございますけれども、夕張市と旭市を比べてどうなのかというのが一つあります。人口も違うし職業のあれも違います。炭坑もありました、向こうは。ざあっとインターネットで見れば、今見られるわけですが、何ていいますか、夕張市の場合にはそういったいろいろな公社、観光公社、例えばそういったところへ18年度で190億円くらい繰り出しをしています。ですから、私のほうにはそういった形で出すものは今のところはございませんので、中央病院出しても14億円。そういったもの個々の形が違うところではちょっと一概には比較できないのではないかなと。人口も1万3,000人と7万人と。そういうことでございますので、それは違うのかなと考えております。

次の世代に残すということでございますけれども、これはやはり何か事業を起こす時にその財源を1年間に20億円、30億円の借金もしないで建てると、これはちょっと今の自治体では不可能な話でございます、これはある程度一時的にお金を借りて20年、30年で払っていくことによってそういった大きな事業もできるということですので、これは必要な制度ではないかなという形で考えております。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

- 21 番（高橋利彦） いや、臨時財政対策債、こういうのは関係ないわけです。これは税金が何ていうか、市の税金が減らされた分を国が面倒見ますと、これは借りて当然だと思うんです。また夕張市と言いますけれども、夕張市だってリゾート法の中で結局の夕張のまちを活性化させようと思っっているいろいろな施設を造った、しかしそれが裏目に出てしまった。だからそこで何ていいいますか、借金の選択をすればよかったわけです。将来が見えない中であまりに借金するべきものではないと。

それで、やはり旭だって必要なものはこれはある程度借金して造っても構わない。しかしらないものは、いやいろいろな補助金があるから、資金があるから、これはちょっと問題があると思うんです。やはりあれでしょう、弓のつるだっていっぱい張っておいたら切れてしまうわけです。やっぱりある程度弾力を持った行政運営。皆さん方は税金でやっていますからそんなに考えないから、やはりこれ汗水たらして働いた金だったらそうはいかないと思うんです。そういう中でやはり借金するのは費用対効果、そういうことを考えてやったほうがいいと思うんですが。ただ借金して造ればいいではなく、公債費比率適正化計画の中でどういうふうに思うのか、その辺お答えいただきます。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員の 4 回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） いらないものまでやる必要はないのではないかというお話ですがけれども、これは当然私どもは事業を起こす場合にはもうご承知のとおり基本計画なり総合計画なり新市建設計画なりそういうのをベースにしまして起債を起こし、それぞれの予算で議員の皆様方の賛成をいただいて実施しているわけですから、それをいらないものを行っているという形には私のほうではちょっと考えにくいなと思っております。公債費負担適正化計画の中でもそういった極力有利な起債を使ってなるべく一般の起債は減らしていくと、そういう形で提出してございます。

以上です。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

（「まだ」の声あり）

- 議長（明智忠直） 4 回終わりました。

一般質問は途中ですが、2 時 20 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 8 分

再開 午後 2時20分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

伊 藤 房 代

- 議長（明智忠直） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（4番 伊藤房代 登壇）

- 4番（伊藤房代） 平成20年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は5点の質問をさせていただきます。

まず1点目、現在、中国製の冷凍食品の農薬の毒入りが数多くになり、日本での混入ではできないものまで汚染されていることが話題になりました。ギョーザ、魚の冷凍食品、キノコ類と数多く出てきました。我が旭市の学校給食にも中国製冷凍食品が使われていましたが、人体には害が無いとの結果が報告されております。しかし、旭市は、米、野菜、メロン、イチゴ、鶏卵、肉、養豚、輸入に頼らなくても自給自足ができる市ではないでしょうか。しかし、農薬の散布なしでは健全な食材が生育できません。私の実家でも土に消毒するため農薬を使用していました。その時の異臭は今でも鼻に残っています。旭市での野菜、米、メロン、イチゴ、鶏、豚などに使用している農薬とか肥料や畜産のえさの中のものや有害なものが無いか検査が行われているのでしょうか、質問します。

2点目、先日のニュースで、海上自衛隊のイージス護衛艦と漁船の事故がありました。調べの結果は、艦長のコメントで「ハワイ沖から房総沖に帰り、もう少しで陸だとのことで仮眠をとっていた。漁船がこんなに多く航海しているとは知らなかった。艦長の私の責任です」とニュースで話していました。「私の責任です」では済まされない事態が起こっているのに、無責任の軽々しい発言に憤りを感じております。房総沖とは旭市沖、銚子沖も含まれています。イージス艦は最新のレーダー、日本で一番のメカが搭載されているはずです。自衛艦とは人命を守る最新の船で、税金を約1,400億円使った船です。大きな艦体が小さな漁船、税金で働いている自衛隊員が税金を納めている漁師の漁船を見落として真二つに割り、漁師を海に投げ出し、まだ行方が分かりません。私は本当に他人事ではありません。航海の時間、漁船のコースなど情報公開はされているのでしょうか、質問します。

3 点目、旭市におきまして本年 4 月より就学前の児童の医療費が無料となるということですが、小学校 6 年生までの医療費が無料にならないのでしょうか。旭市では、旭中央病院には小児科、産婦人科、女性専門外来もあり、救急車のたらい回しなどはゼロということで、誇りもあります。旭市は市町村合併で税制も安定してきて文化度も高いまちになり、自覚しています。少子化された現在、一人ひとりの子どもたちを大事にするためにも、小学 6 年生まで医療費を無料にすることはできないのでしょうか。

4 点目、昨年 12 月定例会において旭駅のバリアフリーについて一般質問をいたしました。その時は、旭駅は JR とのことでしたが、駅トイレのバリアフリーは急務だと思います。また、エレベーターも設置するのが大事ではないでしょうか。予算的にも国土交通省から交通施設バリアフリー化設備費補助金の予算 31 億 5,000 万円がとられています。また、エレベーター整備困難駅における課題解決のための調査も予算 1 億 8,000 万円とられています。旭駅は旭中央病院への足でもあり、近隣付近からの来院者も旭駅の利用者が多くあると考えます。その旭駅がエレベーターもなく、トイレもバリアフリーでなく和式になっていますが、誰でも安心して利用できる清潔なトイレにしていきたいと考えます。どのように進んでいるのか質問します。

5 点目、平成 20 年 6 月 1 日から住宅用火災警報器が義務となるとありました。住宅用火災警報器のことが先行しています。内容は、国の基準に適合し、日本消防検定協会の検査に合格した製品、認定マーク「NS」がついているとか、防災機器取扱店、ホームセンター、電器店などで販売しているとビラが配布されました。現在の不況のさなかにはすべての寝室に、また階段の上部にもとのこと、市民への説明も何もなく今年 6 月 1 日から義務付けとは、市民からの反発も始まっております。取り付けも費用がかかり、製品、火災警報器にも費用がかかります。旭市として費用の補助は考えられているのかどうか質問します。

以上で質問を終わります。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 伊藤房代議員の質問にお答えをさせていただきます。私のほうからは、就学前の児童の医療費の無料化を小学 6 年生まで引き上げられないかという質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

もうおっしゃられるまでもなく、本当にまちの活性化というのは子どもたちの声がいろい

るな所で大いににぎわうようなそんなまちにしませんと活性化にはつながっていかないわけでありまして、そういった若いご夫婦に子どもをたくさん作ってもらうための施策としてこの乳幼児の医療費というものの無料化というのはもう私も常に考えているところでありますけれども、今回たまたま入院に関しては就学前まで無料になったのに併せて、それでは通院のほうも入学前までぜひ無料化をしようということで、4歳児からでありますけれども、市単独の事業として今議会に提案をさせていただいているところであります。できれば一気に小学6年生までいきたいところなんですけれども、その辺もいろいろな意味で今合併特例債等のいい資金を使わせてもらっているいろいろな事業等取り組ませていただいているわけありますから、そういった市の財政等もきちんと検討しながらその面でも考えていきたい。当面はこの辺でひとつご勘弁をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問2点につきまして農水産課のほうからお答えをさせていただきます。

1点目の農畜産物の農薬の検査の関係でございます。現在、本当に食の安全・安心というようなことで、これが一つのこれからの農産物のキーかと思えます。そういった中でこの旭市の管内の中では、特にJAちばみどりの中で野菜等の検査が進められております。昨年の10月から始められていまして、現在33検体実施をしているということで確認をしております。1点当たり約5万円程度かかるわけですが、すべて基準値内、問題のない数値ということで聞いております。そのほかの県の農業総合研究センターのほうで県の分析というようなことで、海匠管内では現在までトマト、ピーマンあるいはキャベツ、そういうようなものにつきまして35点実施をされたということで聞いております。これにつきましてもしいずれも問題ない数値ということで伺っております。それとあと畜産につきましては、ほとんど輸入に頼っているという部分ですので特に市の中でやったということはちょっと記憶にございません。あとお米につきましては、国の農政事務所、元の食糧事務所でございますけれども、ここで昨年実施をしまして、いずれも問題ないというそういうことを聞いております。

いずれにしても、農家の方々には農薬を散布するに当たりまして飛散の防止、そういうことにつきまして現在指導をしているところでございます。

それとあと漁船と大型船の情報の公開、そういうようなものでございます。現在、飯岡漁港、この中でいろいろ船が約188隻ですが、そういうものが大小それぞれありますけれどもございます。それらにつきまして、現在は大型船の情報は東京湾の海上交通センター、ここ

から情報を得られるというようなことで、漁船のほうは情報をいただいているということで聞いております。

また、海上保安庁によります安全講習会等に参加しながら事故の防止に努めているということでございます。特に大型船につきましては情報提供の高度化を図るためにAIS、これは何か船舶の自動識別装置、そういうものがあるということで運行システム、運行の支援システムを導入しまして、先ほどの東京湾の海上交通センター、ここで管理をしているということでございます。そういうような漁船につきましては大型船の情報はいただいているということで理解をしております。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 伊藤市長。
- 市長（伊藤忠良） 今、伊藤議員への答弁の中で無料という言葉を使いました。自己負担だけはちょうだいをしますので、よろしくどうぞ。
- 議長（明智忠直） 企画課長。
- 企画課長（加瀬正彦） それでは、旭駅のバリアフリー化というご質問に対しましてお答え申し上げます。

どのように進んでいるかということでございます。確かに旭駅は旭中央病院への窓口ということで高齢の方がたくさん利用するというので、バリアフリー化は非常に重要なことであると思っております。議員のご質問にもございましたとおり、20年度で国土交通省のほうで交通施設バリアフリー化設備整備費補助金、これ31億5,000万円確かについております。その調査をするためにも1億8,000万円という予算がついております。その辺がございまして、旭市のほうとしても千葉県と関係市町村で構成しておりますJR複線化等促進期成同盟会、これがJRに対する要望の窓口になっているわけなんですけれども、ここを通じましてるるお願いをしております。

この要望活動の中では、まず全体の話といたしまして、エレベーターやエスカレーターの設置、バリアフリー化をお願いしたいという話、それと旭駅については駅舎の改修を何とか手をつけてほしいと、そういう話をさせていただいております。実際に路線ごとにJRのほうの関係課長、それと路線ごとの関係自治体の関係者が意見交換をして、その要望に対する回答をいただいております。ただ、JRのほうは今非常につれない返事をされているところでございまして、申し上げますと、実際には5,000人という一つの基準がございまして、これは今出ているのが乗車の人数しかカウントしていませんので、JRのほうとしてはそれに

2を掛けて5,000人を超えた所、そこをまず中心にやらせてくれという話になっております。ちなみにＪＲの東日本管内、ここでは5,000人以上の乗降客のある駅が490駅あるということで、それについて2010年までに整備をしないと。それで、今現在の整備率なんですけれども、6割強だということでもう残り4割残っているんで、どうしても旭駅についてはその先になってしまうというようなそういう返事をいただいているという状況でございます。

ただ、旭市のほうとしましては、当然もう少し強く働きかけてぜひ駅舎の改修に手をつけていただきたいという話をしているところでございます。ちなみに、19年度千葉県の支社の管内、ＪＲの千葉支社管内で15駅、ここでエレベーター等設置している、そういう状況でございます。

あと、個別の話につきましては都市整備課のほうで回答する予定になっております。

○議長（明智忠直） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） トイレの件でございますけれども、議員おっしゃるように確かにトイレはあまりよくないです。旭駅は昭和42年に構築されております。このトイレは、駅舎のバリアフリー化については私ども今駅前整備を行っています中でいろいろ要望等してございます。今後もこの整備の中でこういった方法で整備できるか、また北口のほうの計画も今計画させていただいていますので、全体的な整備を含めてＪＲのほうにこういった方法でできるか、また私のほうでもこういった方法でできるかということでお話し合いをしながらまた要望していきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 住宅用火災警報器の関係についてお答え申し上げます。

まず、設置が義務化されました経緯と設置場所について簡単に申し上げますと、一般住宅の火災警報器の設置につきましては、住宅火災による死者が急増しているということから平成16年6月に消防法が改正されて、この設置に関しては各市町村の火災予防条例で決めるということでありました。そして、旭市におきましては平成17年8月に火災予防条例の一部改正を行いまして、新築住宅については平成18年6月1日から、そして既存住宅については平成20年6月1日から設置が義務付けられました。そして、設置が必要な場所はすべての寝室と、2階に寝室がある場合にはこの2階の踊り場部分、そして台所については任意設置になっております。これが経緯と設置場所であります。

この設置に係る費用の補助については、やはり自分の家、自分の身は自分で守るという観点から全世帯への補助はございません。しかしながら、旭市老人日常生活用具給付等事業実

施要綱及び旭市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱で65歳以上の低所得者のねたきり老人、そしてひとり暮らしの老人、障害等級2級以上の方に給付するようになっております。そして、この担当課は高齢者福祉課及び社会福祉課であります。そして、これもやはりこの2課についても設置が義務付けられた時点で他市に遅れることなくこの要綱を作成しております。

以上です。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 1点目の旭市の農産物の農薬検査という部分で、昨年から検査をして異常ないということでございますので、やはり検査の結果、また途中経過を旭の広報で報道していただくというようなことはいかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今のご質問でありますけれども、旭市のほうは農業者を育てるという意味で、やはり先般も農業者の中でも、自分たちの作ったものはこういう栽培履歴、例えばこういう農薬しかかけていませんとかそういうものを売りにしようという方々も数多くいらっしゃいます。そういった方々と相談をしながら情報の発信、考えてみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ぜひやはり市民の皆さんに安心していただけるように、また旭の農産物はこんなにすばらしいんだということで報道していただければありがたいと思います。

次に、4点目のところの旭駅の整備についての部分でございますけれども、国土交通省のほうでは、「鉄道駅におけるエレベーターなどの整備を着実に推進することにより、平成22年までに1日当たり乗降客数5,000人以上の駅について原則すべてをバリアフリー化」とありますけれども、併せて「1日当たり乗降客数5,000人未満の駅についても交通、観光の拠点性が高く、地域の強い要望もあり、地元の協力を得られる駅のバリアフリー化について支援を充実していく」というような項目もありますのでぜひとも推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 冒頭の答えでも申し上げましたとおり、旭中央病院という一つの大

きな病院がございまして、そこへの乗降客が相当数あると、そういう中でやはりバリアフリー化は必要だろうというようなそういうところもＪＲに強くアピールいたしまして、速やかにできるようにしていけたらなというふうに考えております。

ちなみに、例えば観光とかそういう、例えばこの辺では佐原駅であるとかそういうところはやはりＪＲは手を出しやすいようなそういうこともちょっと話はしていたんです。ですから、そういう特色を一つ出して要望をしていきたいというふうに思います。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○４番（伊藤房代） 本当に旭駅のトイレというのは、また市の顔でもありますので一日も早くやはり駅がきれいに清潔な、またそしてトイレができるように、バリアフリー化が進むようにまた努力していただきたいと思います。

次に、５点目の住宅用火災警報器の設置の補助の部分でございますけれども、先ほど65歳以上の低所得者のねたきり老人、またひとり暮らしの老人、障害等級２級以上の方に給付するようになっているとのことですが、その中に例えば生活保護世帯に対する考えはどうかお伺いいたします。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 生活保護世帯の場合のそういう日常生活に係る経費は国の基準に沿って給付できるようになりますので、ご安心いただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○４番（伊藤房代） 現在何世帯くらいが対象なのかお伺いいたします。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今現在生活保護の世帯は約225世帯ほどございますので、そのうち何世帯が必要になるのかという部分については数の把握はできておりません。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○４番（伊藤房代） あと、その住宅用火災警報器の設置の部分での周知徹底がまだできていない部分もあるかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） この火災警報器の義務付け設置ですけれども、これに関しては火災予防条例改正の時点から広報紙等を利用してやっているんですが、なかなかやはりこの設置の

何ていいますか、促進ができないのが正直言って現実であります。これは千葉県消防長会等でもやはりこの問題についてはいろいろと話し合うんですけれども、この一般家庭への設置の状況を確認するには、やはり消防法第4条で立ち入り検査権がございませんので、ですから何ていいますか、どの程度普及しているかというものの確認が全然できていないのが実情であります。ただ、新築住宅につきましては平成18年6月1日から義務付けされておりますので、これは設計の段階で必ずつけるようになっておりますからこれは100%の設置が現在実施されているところであります。

それとあとこの広報の関係ですけれども、やはり広報紙等また消防本部のほうの火災予防運動のチラシ等でできるだけ何ていいますか、周知ができるようにやってはいるんですけれども、やはりなかなか広報紙とそれからあと消防だより、また市のほうの広報紙、これ以外利用しての広報手段が無いので現実困っているところであります。ただ、去年と今年なんですけれども、千葉県消防長会のほうで千葉テレビを利用してのこの火災警報器の設置をしましょうという一つの呼びかけをやっております。これもやはりテレビを通じてやる関係から経費等もかかるんですけれども、やはり消防長会のほうでもいろいろ関係機関のほうの寄附をいただきながら今後も継続していこうということで話はできております。

以上であります。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

滑 川 公 英

○議長（明智忠直） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（ 8 番 滑川公英 登壇 ）

○ 8 番（滑川公英） 8番、滑川です。平成20年3月議会に一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

原油高騰とアメリカのサブプライムローンから発した金融市場の激変により世界経済が失速するのではないかとされている中、日本経済は国政と同様に暗雲が垂れ込めています。地方経済が景気拡大の恩恵を受けないまま活力を失っています。我が旭市も例外ではありません。市町村合併は行財政改革が最大のテーマです。先送りすべきではないとの考えから質問いたします。きのう、きょうと先輩議員の方々から質問がありましてダブることがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。10点ほど質問いたしますが、答弁漏れが無いようお願いいたします。

市の発展と言えば産業活性化です。Aとして、産業政策について。

1つ目として、企業誘致について伺います。

工業団地に優良企業の誘致が成功すれば雇用が促進され、税収も増え、市が潤うことにつながり、誰しもが望むところであり、私も以前から最重要課題として何度も申し上げておりました。専従班とかトップセールスです。昨年12月、経済産業省は企業立地に頑張る市町村を募集し、首長のリーダーシップ、トップセールス等について審査を行い、20の市町村と特色ある取り組みをしている12の市町村を選定し表彰いたしました。北上市、米沢市、相馬市、つくば市、足利市、日光市、相模原市、妙高市等々、旭市に近い所も含まれております。事例を見ますと、市町村長が年間150回とか100件以上とか自ら企業へ出向きトップセールスを行い、または食品産業に絞った企業誘致、専従職員、交通インフラのハンディキャップにもかかわらず全庁的な誘致等、成功させています。我が旭市でも東洋水産とか日本ハムとか大手企業の進出話がありましたが実を結んでいないのが現状です。企業立地に頑張る20選の市町村には、交通アクセス、気象条件、地理的条件などについても旭市より悪条件の所が多いです。旭市の企業誘致できない原因はどこにあるのでしょうか。

2つ目として、道の駅について伺います。

道の駅については、市町村長が設置し、国道及び県道の道路管理者を経由して国土交通省の道路局長へ申請して登録されるそうです。道の駅の設置要綱を満たせば特定交通安全施設等整備事業の対象や道路開発資金の融資などのメリットがあります。道の駅は2月26日現在全国で813か所、県内にも20か所あります。これからも増え続けるようですが、類似施設も含めて最東端の銚子市と旭市にはありません。先月、鋸南町のばんやと袖ヶ浦市の道の駅ゆりの里を建設経済常任委員会で視察いたしました。その中で、反対に千葉県一の農業生産額の旭市になぜ道の駅とか直売所が無いのか不思議がられました。地場産業に核を作っていたきたいのです。昨年の5か年計画にはありませんでしたが、前向きな検討をぜひお願いいたしたいと思いますが。

3つ目として、米の減反について伺います。

平成19年産の米価は作況指数が99でありながら大幅に下落する異常事態となって稲作農家は大きな打撃をこうむり、さらに原油価格の高騰が加わり、地方経済の活力はまさに失速状態にあります。このような状況にありながら国は引き続き減反強化を打ち出しています。どのようなメリットとペナルティーがあり、市はどのように対応しているのか、できるだけ簡単明瞭にお伺いしたいと思います。

Bとして、中央病院についてお尋ねいたします。

1つ目として、市民が外来で6か月待ちでも市民病院なのでしょうか。

救急患者が点滴をつけて退院させられるとか、初診を断られるとか、精神系の外来が6か月待ちとか大変な憤りを感じていますが、なぜなのでしょう。100万人医療圏をうたう旭中央病院の患者の約7割が市外の患者とのことですが、市立病院であれば市民の皆様が優先されるべきことではないのでしょうか。どのようにしているのかお伺いいたします。

2つ目として、公立病院改革ガイドラインは中央病院再整備計画にどのように反映されているのか。

昨年5月、公立病院改革について、国の経済財政諮問会議において総務大臣から経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った改革を推進する旨の表明がありました。一方、同じ5月に突如として市立病院から横河建設設計事務所という委託業者が作成した317億円の再整備事業基本計画書が議会に提示されました。昨年7月、第1回公立病院改革懇談会（座長東日本税理士法人公認会計士オサタカシ氏）が開催されました。その後、昨年8月、旭中央病院は評価を委託した日本経済研究所から基本計画にはなかった収支計画ケース3-2が妥当な計画であるとの報告を、基本設計の概要説明がありました。昨年9月、議会は実施設計費用が含まれている病院予算を賛成多数で可決しました。昨年12月、国は公立病院改革懇談会の答申を受けて公立病院改革ガイドラインを示しました。このように、中央病院再整備の進め方の経過から対比しますと、国の方針に再整備計画は全く反映されていないように思われますが、国の公立病院改革ガイドラインでは地方公共団体は平成20年度内に経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを盛り込んだ公立病院改革プランを策定しなければならないとなっておりますが、どのように反映されているのでしょうか。

Cとして、行政の法令順守について。

ここ数年、次々に明らかになっている企業の粉飾決算、偽装表示、耐震偽装、産地偽装、食品偽装等、社会通念上法令を守らなければならない、当然罰則や賠償責任あるいは社会的制裁、または破産や倒産はよくご存じのことです。

1つ目の、川向西野地区に建設課所管の残土が処理されたと市民から聞きましたのでお尋ねいたします。

12月定例会でも建設課では不用土や残土を個人の土地の埋め立て用として処分あるいは提供していないかどうか建設課長に質問しましたが、個人的には使いませんとの答弁でした。

鎌数の建設課資材置き場にあった残土を川向西野の私有地に建設課のダンプカーで運んでおろしたかどうかお尋ねいたします。

2つ目は、椎名団地排水路工事に伴う田んぼの排水路の位置変更について。

現在は、赤道や青道の境界確定について赤道や青道に隣接する土地の所有者が申請人となって建設課に申請すれば境界確定ができるそうですが、土地の所有者の委託者以外の第三者の申請ではそう簡単にはできないと思いますがお尋ねしたいと思います。

Dとして、消防団の再編計画について。

消防団再編については合併前からの懸案事項でありながら、合併協議会2年、新市になっても2年半、随分と先送りされたものです。18分団64部から16分団47部の案が提示されましたが、団員の削減についてはどのようになっているのでしょうか。

Eとして、し尿処理場の更新計画について。

1つ目として、更新計画の内容についてです。

いつごろから更新計画はしたのでしょうか。内容と一緒に説明をお願いします。

2つ目として、実行する場合の旭市の負担額と工程表と実質公債費比率に及ぼす影響についてをお願いいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、私のほうから企業誘致に対するご質問にお答えいたします。

あさひ鎌数工業団地の新産業パークの分譲販売等につきましては、最終的な決定につきましては千葉県土地開発公社にあるわけでございます。市としましては、先ほどご案内のとおり雇用の拡大、産業の活性化などの面から企業誘致の重要性を認識しまして、県土地開発公社と連携のもとに企業誘致活動を行っているところでございます。

19年度の誘致活動の状況でございますが、具体的な進出の意思のあった企業につきましては交渉を9件行っております。それから、現地案内を含む企業の来訪、訪問につきましては18件、企業からの問い合わせが24件というふうになっております。徐々にではありますが、企業からの引き合いも確実に増えていることは確かでございます。その中でも金融機関からの情報提供は欠かせないということから、金融機関6行にトップセールスを行っております。結果としまして、現在、金融機関からの情報提供によりまして新たに2企業に対し立地交渉

を行っているところでございます。

ご指摘の企業立地強化の取り組みということでございますが、県内の工業団地の分譲面積につきましては全部で25か所、1,847ヘクタールあります。そのうち分譲中の面積につきましては全体の3割に当たります554ヘクタールでございます。このうちの旭市の新産業パークにつきましては31ヘクタールということで、県内の分譲中の面積の中では約6%弱ということになります。こういう状況の中で、地域間競争の激化などを踏まえまして今後の誘致活動の強化の取り組みとしましては、県土地開発公社専従職員がおりますのでその専従職員との共同プロジェクトチーム、あるいは市と県土地開発公社の役割分担の見直しなども考えられるわけですが、いずれにしても県公社との相談、連携の上で進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の産業政策につきましての道の駅あるいは米の減反等につきましてお答えをさせていただきます。

道の駅、議員おっしゃる農業産出額千葉県第1位の旭市の中でという部分で、特に農産物あるいは水産物、そういうものの直売という視点でお答えをさせていただきます。

確かに旭市の農業は千葉県一でありますけれども、本当に規模の大きい農家が数多くいるということで、実は先般も県の生産課ともちょっとやったわけですが、ほかと違って旭は規模が大きい、大きいという部分が小さなものを直売の所に持っていけるというシステムをどう組むかという、そこがひとつポイントだねという話も承りました。要は、JA出荷等のものがどういうふうに直売に流れてくるかどうか、その辺も我々ちょっと今検討をしている段階であります。先般もJAの組合長の所に伺いまして、JAの直売の考え方等につきましても問いただきました。その中で組合長のほうからは、コンサルタントにはかけたけれども計画はまだちょっと検討を今はしていないというようなことで、そんなことでございました。

現在、担当課としましては、できれば野菜あるいは水産物も数多くあります。特に我々もまた最近気がつきましたのは花が県内では房州に次ぎます第2位ということで、83戸の花の農家がいます。ここの市内の花農家のすばらしいものは、切り花から鉢花、観葉植物いろいろなものもあるよというようなことで、他にないいろいろなものが旭市の中にはいっぱいあると、そういう方々の生産者の意欲をぜひかき立てようというようなことで現在取り組んで

おります。

今月の3月21日から22日、ここにつきましては市内の中で直売フェアというようなことで3つの直売の組織が直売フェアをやられるということになっております。そういう一般の農業者の方々も含めまして、そういう販売につきまして機運を高めながら今後検討を重ねてまいりたい、そういうふうに考えております。

それと、お米の減反の関係でございます。

議員のほうからペナルティーということがご質問にありました。具体的に、実は紙で「目標未達成の県あるいは地域農業者への対処（ペナルティー）」というようなことで文書でいただいております。20年産の米の生産調整が未達成な場合というようなことで、1つは20年産の産地づくり対策、これが予定どおり交付されないことがあり得るという、これはお米の減反に対しての補助金でありますけれども、これのお金がないこともあり得ると。さらに21年産の各種補助事業あるいは融資について不利な取り扱いを受けることがあり得るという、そういう表現でいただいております。具体的にはこれこれこうするということではありませんけれども、「あり得る」という表現で現在国からは指導をいただいております。

ただ、こういうことでありますので、我が旭市にとりましてはぜひ補助事業等につきましても取り組む農業者が数多いそんな中で、現在市の取り組みとしましては、急遽国が作り出した500億円の緊急対策をきっかけとして転作を3年間継続してやるという方につきましては、拡大部分10アール当たり5万円が交付されるこういうものを使いながら、市内にあります畜産農家と連携を図りながら、えさ米につきまして積極的に作付を拡大しよう、そんなことで現在動いております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

（「まだ、企業誘致できない理由を聞いているんです」の声あり）

○議長（明智忠直） 答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 今申し上げましたとおり努力はしておりますが、結果的に企業誘致につながっておりません。その企業誘致できない理由ということですが、1つはアンケートの中で企業のニーズというか立地選定の条件という部分がございます、その条件というのは第一に購入・賃貸価格が適当であることと。これについてはあさひ鎌数工業団地についても問題はないというふうに思います。2番目として交通アクセスのよさという部分、そ

れからインフラ整備ということで、やはり都市圏に近い部分についてはどうしてもそういう面が有利であるという部分になります。3番目にはマーケットとしての距離を立地のポイントとして挙げていると。そういった3つの大きなものの中で企業が判断した中での部分というのがありますので、企業ニーズに合っていないという、合っていないといいますが、まだいい所があるという部分で徐々にという部分ではないのかなと、ちょっとハンディがあるのかなという部分で企業誘致があまり進まないという部分がアンケートの中から見られるところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 病院問題の2点にお答えをいたします。

まず初めに、市民が外来で6か月待ちで市民病院かというご質問でありますけれども、旭中央病院といえども診療科によっては医師が十分ではありません。現在、神経精神科と耳鼻咽喉科においては医師不足等の影響によりご不便をおかけしております。申し訳なく思っているところでございます。

まず、神経精神科でありますけれども、これは近隣に受け入れられる病院が少なく、他科同様当院に患者の一極集中が起きております。その結果、外来診療が夜の7時、8時に終わることも珍しくなく、初診の予約受付から4か月以上待たなければ診察ができないような状況になっております。この対応策として現在若手医師の育成をしております。19年度は、今年度でありますけれども、19年度は3名を採用し、21年度、22年度は各2名の採用を予定しております。

また、耳鼻咽喉科でありますけれども、現在これは市民の方を優先して診るように、市民ではない方については紹介状が必要という扱いをしておりますが、耳鼻咽喉科につきましては現在東京慈恵会医科大学から医師の応援をいただいているところであります。その医師の判断でありますけれども、症状によっては担当医師の判断によって他院へ紹介をさせていただくこともあります。耳鼻咽喉科におきましても医師の育成をするとともに、東京慈恵会医科大学等へもさらなる医師派遣を要請するなど、医師の確保に努力をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目の公立病院改革ガイドラインは再整備計画にどのように反映されているのかというご質問であります。

ガイドラインにつきましては、今、議員のほうからご説明をいただきましたので、いきな

り答えのほうに入らせていただきますが、再整備事業を含めて広く病院事業への反映ということでお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど議員から3つの視点での見直しをした改革プランとお話ございましたので、まずその1つ目の経営効率化についての反映でございますけれども、当病院は経常収支比率や病床利用率など他の病院と比較いたしまして良好な状態にありますので、今後とも健全な経営に努めてまいります。それから改革の視点の2つ目でございますけれども、再編ネットワーク化についてでございますが、現在、東総地域医療連携協議会におきまして将来的な連携について協議をしているところでございます。それから3つ目の経営形態の見直しについてでございますが、病院としては健全な経営等市民サービスの確保の観点からどのような経営形態が望ましいか検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 2点についてお答えいたします。

1点目は、川向西野地区の土地に建設課所管の残土をとという話でした。建設課のダンプを使って運んだということはありません。

2点目ですけれども、赤道、青道の境界確定、所有者以外でも申請はできるのかということです。これは開発行為等所有者以外でも申請はできます。

以上です。

○議長（明智忠直） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 消防団の再編計画につきましては、平成18年6月から消防本部消防団の役員、そして消防委員会等で十分に協議検討がなされまして、平成19年10月から11月にかけて対象地区の役員、区長あるいは組長ですけれども、役員に集まっておきましてその再編についての説明会を開きました。そしてその内容でありますけれども、先ほど議員申されましたように、現在の18分団64部から16分団47部への再編となったわけでありまして、そしてその内容については、旭が7分団の20部、そして旧飯岡、海上、干潟地区についてはそれぞれ各3分団の9部というような編成で役員の方の了承をいただきまして、そしてこの平成20年4月1日から実施いたすことになりました。

そして、この団員の定数現在1,052名いるんですけれども、これにつきましては過去の答弁でも申し上げましたように、総務省消防庁のほうから強い、団員の削減まかりならぬと言うとちょっとおかしいんですけれども、そういう指導がありました関係からそれは据え置く

ことになりました。

そして、この実数が減ったものについては、消防団のこの今種類が基本団員と機能別消防団とこの2通りあるわけなんですけれども、基本団員の実数が減った分については機能別消防団員でこれを補おうということで現在やっているわけであります。今後もこの基本消防団員と機能別消防団員、この両方をうまく活用しながら何とか定数の確保を図っていこうということになりました。

ただ、これが今1,052名という何ていいですか、市の規模からしますと実際に人的には非常に多いわけです。これは私だけでなくここにいる皆さんもそのように感じていると思いますけれども、この改正については今急にやるわけにはまいりません。そういうことから、何ていいですか、合併した部の消防庫あるいは消防車両が改修あるいは更新になる時期、こういった時期を見て、数年後にはなと思いますけれどもその時にはやはり定数改正は思い切ってやらなければならないと。それまでにやはりこの消防力の必要な定数をはじき出して、旭市としての適正な数を決めて定数改正に踏み切る必要があると思います。

それで、現在、既に団員の確保が困難な部も出ておりまして、実際にもう定数を割っております。しかしながら、この定数の割ったものについては、先ほど申し上げましたように機能別消防団員を活用して、現在20名いるんですけれども、何とかこの国に提出している数を確保していこうというふうにやっております。そして、平成20年度においても機能別消防団員の増加、これについて計画しているところでございます。

以上であります。

○議長（明智忠直） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、し尿処理施設更新計画の計画内容についてご答弁します。

なお、昨日の議案質疑とダブる面がありますので、ご了承願いたいと思います。

東総衛生組合の処分場の関係ですけれども、旭クリーンパーク、それから光クリーンパークがありますが、更新施設としては旭クリーンパークをしたいということです。この施設は昭和61年10月に供用開始しておりますが、建築後21年を経過しており、必要に応じて部分的な補修や定期的な修繕を実施し、適正な処理を行っております。この施設は生し尿を処理する施設で、生し尿率が64%、浄化槽汚泥が36%の割合で処理しております。平成17年度に施設の精密検査を行った結果、施設の更新整備に早急に検討する時期に達しているという報告がありましたので、これを受けて18年度2市2町の首長会議及び構成市町の環境課長会議に諮り、本年度、19年度から具体的な計画を進めるため、生活排水処理基本計画及び循環型社

会形成推進地域計画を構成市で現在協議しております。

新しい施設は、日量約60キロリットルを処理し、今後増大が見込まれる浄化槽汚泥対応型の汚泥再生処理センターとして整備し、処理施設は能力に併せコンパクト化を図り、希釈水をほとんど使わない再資源化できる施設と聞いております。組合の予定では、平成21年度、22年度に2か年で建てたいという考えでおります。事業費については、概算ですが約24億円ほどを考えております。内訳としましては、国からの交付金が7億円、起債が15億円で償還期間が15年、一般財源が約2億円ほどと聞いております。この施設は2市2町で構成され、現在の旭市の負担割合は約48%であることから負担割合はほぼ同じだと、変わらないと考えております。

また、建設に当たっては地域住民への合意形成が大変重要なことから、施設の概要等についての説明会を現在5回ほど行っております。昨年の12月5日には地元対策協議会、本年に入って1月21日に周辺地区代表、周辺10地区ほかです。それから、先月2月21、24、25日には地域住民を対象に説明会を開催しております。その中で、参加者からの質問内容についてですが、財政的な配慮から下水道施設への投入の検討はできないかとか、現施設の延命はできないかとか、実質公債費比率が高く今後の市財政は大丈夫か、新築にするのか改築にするのか、新築の場合は他の場所へなどの意見がありました。

また、2月22日ですけれども、地元地域住民を対象に、この参加者22名ですけれども、先進地視察を行っております。場所としましては茨城県石岡市にあります湖北環境衛生組合です。この施設は造られてまだ2年ほど、17年度に造られたということで、施設内容も機械の内容もほぼ同じものというもので参考に行っていました。当日参加者から簡易なアンケートですけれどもいただいております。見学してみてもの感想、においやし尿施設のイメージ、今後の施設見学会の必要性などの意見を聞いておりましたが、おおむねよい返事でありました。

なお、今後はこれらの意見を踏まえて東総衛生組合では十分な検討をされることになっていきます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、し尿処理施設の更新計画に関連しまして、実質公債費比率に及ぼす影響といえますか、数値についてご回答申し上げます。

事業費的なものにつきましては先ほど環境課長のほうからございました。想定事業費24億

円、補助金 7 億円、地方債がそのうち 15 億円ということです、この想定されます地方債 15 億円を基に試算をしたわけでございますけれども、その数値を申し上げますと、15 億円を 3 年据え置き、それから半年賦元利均等、金利を今 2 % と仮定して試算した場合ですけれども、東総衛生組合全体での平年ベースで年額約 1 億 4,100 万円程度償還することとなります。この額を各市町の負担割合、先ほど 48 % と言っておりましたけれども、旭の負担が 48 % とした場合には旭の負担は約 6,710 万円程度になります。しかしながら、この 6,710 万円についてはやはり衛生施設、交付税の算入措置がございます。50 % は算入されますので実質の負担額につきましては 3,300 万円強ということになります。これを試算して見ますと、実質公債費比率につきましては 0.2 ポイントほど上昇するのかなということで推計をいたしております。

以上です。

○議長（明智忠直） 一般質問は途中ですが、3 時 35 分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 26 分

再開 午後 3 時 34 分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

滑川公英議員。

○8 番（滑川公英） 企業誘致のことなんですが、世界の松下電器も昔はナンバー 2 で「マネシタ電器」と言われました。よいことをコピーすることというのはいいことだと思いますので、この日本各地の先進事例をまねした組織をぜひ作っていただきたいんですが、行政としてはもう 5 年も前から言っていることなんですけれども、ぜひお願いしたいんですが。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 議員ご指摘のトップセールス、専従職員の配置という部分でございますが、これ冒頭申し上げましたとおり、今までと違ったような形の中で考えていきたい、少し考えていきたいと。そういう部分については、あくまでも県土地開発公社の土地ということの中では公社の専従職員との共同のプロジェクト、それから市としましても市の特産物、それから医療施設などの特色を生かしたそういった企業誘致についても考えていき

いというふうに考えております。それとトップセールスでございますが、やはり土地所有者である県土地開発公社のほうでも土地所有という部分の中でトップセールスという部分を働きかけていきたいというふうに思っております。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） きょうだけではなくて、今までの答弁でもいつも最終的には県の企業庁があると、土地開発公社があると、そこで逃げてもらっては困るんですよ。やはり旭にある土地ですから、ぜひ旭で最後まで面倒見ましょうよ。そういう気概でやっていただきたいと思います。

それともう一つ農水にお願いしたいのは、この前ちょっと有望な企業が来るようなお話もありましたが、名前はいいですけども、その後経過はどうなっているんでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 現在、市長のほうからも命受けまして、市内の野菜、特に野菜がもうちょっと付加価値ができないかなと、農家の懐にもうちょっとお金が入るような工夫をというようなことで、現在、大手の冷凍食品メーカーと今折衝をしております。

一昨日もちょっといろいろな面で会う機会がありまして、農家、特に一昨日は、調理用のトマトをこの市内で作っている方もいます。この調理用トマトと肉をうまくブレンドできて冷凍食品に使えないかなというその部分でも打ち合わせをさせていただいております。そのメーカーのほうからは、今事業としましては20年の事業の中で完結をしたい、要は21年の3月までにやるのであれば建物を完成させたいという、その中では特にいろいろ県内物色した中では旭の鎌数工業団地、ここはいろいろな法規制が無いというようなことですぐにでも着工できるという意味で有望だというようなことで今進んでいるということで聞いております。ただ、担当はぜひ旭に来たいということですから、社長のトップ判断がいるということで、それについては4月あるいは6月の社長の判断待ちというようなことで現在進めております。さらにその会社の担当からはカット野菜というよりも、例えばいろいろな加工の業者へ行くまでの間、何か面倒みたいというのは、例えばタマネギであれば大きく刻んで、小さく刻むのではなくて大きく刻んで、そういうところまでというようなことで、そんなことで今彼らは考えている様子でございます。

以上であります。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

- 8 番（滑川公英） どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。

それから、2 番目の道の駅ですが、ばんやに視察に行った時に、コンテナ 2 個から始まったばんやだそうです。その組合長は、最初は議員だったんですけども 1 期でやめてこれに精力を注いでいると、要請されればどこにでも行きますと、講演に来ていただけるというようなこともお話をいただきましたので、ぜひ、去年の話でも飯岡で朝市がありまして、今年も 5 月 22 日にやりますけれども、そういうことも踏まえて、ぜひそういうような経営の優秀な方々を例えば漁協の青年部に講演に来ていただくとかそういう取り組みもしていただきたいと思いますが、課長、いかがでしょうか。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 現在、非常に漁協の青年部が実は元気がございます。ただ、今までのように魚をとってくるだけではなくて何かそれをうまく消費者に届けたいなという、そういう若い方々の思いがあるというようなことで、先般 2 月 24 日には東京のほうへ行って魚を直売したということも聞いております。さらに 3 月に入りまして漁協の青年部主催で、先ほど議員おっしゃいましたばんやのほうにも直接漁協の青年部が視察に行きまして、ぜひ取り組みとしては飯岡のほうでもやってみたい、そんなことで聞いております。

以上であります。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員。

- 8 番（滑川公英） では、米の減反についてですけども、なぜ原油の備蓄が 100 日、150 日とかあるのに米は 40 数日しかないんですか。これというのは国の一方的な考えばかり我々に押しつけるということで、大変憤っているところなんです。ぜひ農業のまち、農業の県ですから、行政も国に強力にその辺のことを。備蓄していただいて、今年でも去年の暮れでも 30 万トンとか 40 万トン買い上げただけで低下傾向がとまって 1 万 4,000 円台になっているというのが現実ですから。毎年何万トンと、9 万トンとかと減っていますけれども、安全保障としてこのようにいいかげんにやっている国は先進国の中で日本だけなので、ぜひ国に訴えていただきたいんです。そういう方向で行政が一丸になって国にも県にも訴えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） 滑川議員のおっしゃるとおりで、我々生産地はいわゆる農業のこれから

の発展を考えても、そういった意味で国のほうへどんどん要望を出していきたい、そのように思います。そのように努めてまいります。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 中央病院についての1つ目ですけれども、地方自治法は第1条の2で自治体最優先の役割として住民福祉を掲げております。医療が核心です。100万人のための市立病院ならば、公立病院改革ガイドラインに先ほども申しましたように経営形態の見直しが掲げられておりますが、地方公営企業全適、地方独立行政法人化、指定管理者制度、民間譲渡のこの4つがガイドラインには出ていますけれど、既に今の全適の中でこのような問題が出てきているということであれば、昨年の6月までは事業管理者も市長も旭市では無理だと言っていた話が9月以降は市立病院になったということをもう少し考え直していただきまして、もうちょっと大きい目で見てもらってはいかがでしょうか。選択肢はもう今のままではだめというんだったら残っているのはもう3つしかないんです。事業管理者はいかがお思いでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） そのだめだとかいいだとかというふうに言った覚えはありませんし、当時まで市立病院でいくというままでこの再整備計画を考えるというふうに申しております。また並行して東総医療連携協議会のほうでいろいろ経営形態を含めて話すというふうなことでやっておりますが、今度のガイドラインが出まして、ガイドラインこれはどちらかという経営の悪い弱小病院のためのガイドラインでありまして、私どもの病院にはもうほとんど適用しなくても本当はいいんですが、しかしこれがきっかけでありますので、そちらのほう、経営形態をどうするかということについても市のほうと相談して進めようというふうな考えでございます。ですから、今どうだということはまだ決めておりませんし、病院で決められることではないと。これも再三申し上げておりまして、勝手にこちらで決めていいならこんな簡単なことないんですけれども、そうはいかないわけでありまして、市立病院でありますので市のほうとまずご相談してどうしましょうかというふうな、今そういう段階でございます。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 先ほど伊藤事務部長も20年度、その辺も含めて検討しますということであったので、ぜひ病院側でも検討していただきまして、市民病院で市民の皆様が安心してか

かれるような体制を作っていただきたいと。旭中央病院は公立病院の中でも全国屈指の有名な、優秀な病院です。再整備計画を作るのが国よりちょっと早まっただけだと思うんです。既に計画そのものは半年遅れているわけですから、もう少し先送りしてでも多くの知恵を集めて十分な検討をして、国の示す公立病院改革ガイドラインに沿って国の支援措置を生かした再整備計画をしたほうが絶対に我々旭市にとってはリスクが少ないと思います。国の補助、県の補助をもうちょっと見きわめてからでも、既に半年遅れているんですから遅くはないと思いますので、その辺のことも十分検討していただきたいと思いますが。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） これはもう前から申し上げているとおり、再整備計画は再整備計画、それから経営形態の検討は経営形態の検討、並行してやってまいりたいと、このように思っております。既に県及び国からは応分の支援をいただけるというふうに今考えておりますし、確信しております。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） まだ議会の中で答弁していただく段階ではないということですね。

（「何をですか」の声あり）

○8番（滑川公英） その国・県の。

○議長（明智忠直） 答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 具体的な例えば金額だとかあるいは方策だとかについてはまだここでお答えは、もう少し待っていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

それから、残土処理なんです。実際にもう私は9月に見に行っているんです。そうしたらその時にもう埋立地に不法投棄と同じように石とかそういうのが入っているんです。であれば、何でもないので私は知りませんと言うのであれば、行政が例えば農業委員会とか農水のほうには多分10月の初めにその地域から連絡がいて、不法に埋め立てているというのが話になっているので、その辺のことは、では農業委員会の局長、データの的にはあると思うんですが。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） ただいま農業委員会にということですが、きつとこのことだろうということで私ちょっと一回答えさせていただきます。

滑川議員は12月議会で個人的に運んだかと言いましたので個人的には運んでいません。今回の質問は建設課のダンプで運んだかと言いましたから建設課のダンプで運んでいません。きつと滑川議員は、川向西野町内会の集会所の予定地のことだと思います。ちょっと具体的に言ってくれませんか。

（「そうです」の声あり）

- 建設課長（米本壽一） そうですか、分かりました。ではこれであればお答えできます。その後、農業委員会の局長から、もちろん調べたでしょうから答えていただきたいと思います。

実はこれ建設課では、ちょっと前段が長くなりますけれども、建設課では風で飛んだような砂を道路から集めてくるんです。資材置き場に一回山積みにしておきます。昨年10月17日、今9月という話がありますけれども、ちょっと違ってしまいましたけれども、10月17日、川向西野の町内会長から集会所建設予定地に造成のための土が不足してしまったんだよという電話がありました。市の保管、つまり先ほど言いました鎌数の資材置き場、新町の資材置き場、ここの土をいただきたいという話がありました。私のほうは、会長は現地で今業者を頼んでいるんですよと、作業中なんです、たまたまダンプ約10台くらい足りなくなってしまったんですよという電話があったんです。ということなので、このことをまず一回受けまして、企画課に連絡とって今の川向の集会場の予定をまず聞きました。そうしましたら20年度の要望は受けていますよということですから、これはではその話の裏がとれたということで、なおかつ個人的ではなくてあくまでも集会所を建てるための土だなという判断しました、公と判断した、私のほうは。これはへ理屈でも何でもなくて公と判断しました。でも町内会長さんと、私どもの車で運ぶわけにいきませんよと、そこに車がいるんですからどうぞその場所に来てくださいと、それで持って行ってくださいと言って運んだはずですよ。運んだことを私も確認しました。というのがその流れです。そういうことで農業委員会の局長、ちょっとお答えしていただけたらと思います。

- 議長（明智忠直） 農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（小田雄治） それでは、ただいまの現地につきまして農業委員会のほうで調査した結果をお答え申し上げます。

当該地は確かに農地でありました。そういうことで、農地法に基づきます転用許可申請は

現状では出ておりませんでした。そういうことから、違反転用のおそれがあるということから速やかに詳細な計画を立てた後に農地法に基づきます転用許可申請をするように現地で関係人に指導しております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 今年の予算書に区民会館の補助申請が出ているので正式にはそれで構いませんけれども、ただ、まだ埋め立てをしない前にそういうことをちゃんと出して農業委員会にも申請するという方向で、行政は指導する立場にありながら口頭契約だか何だか知りませんがやらせたということはどうしてもおかしいと思うんです。やっぱり行政は最初に市民に法律を守ってもらう、条例を守ってもらうという立場にいたいと思うので、暗黙の了解でそのようなことを平気でやっていいのかということなんですよ。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） これは私のほうで農地であるということをよく確認して、それでではどうぞ運んでくださいと言えよよかったなと、それは今反省しております。

ただ、あそこの道路についてもう少し言わせてもらえば、今度の集会所の隣の道路は平成16年に、懸案事項でありましてやっと16年に完成できたんです。その隣に空き地の状態でもう土は盛ってありました。最初少し盛ってありました。ここに建てるということは平成16年から私も聞いていました。ですので、農地であったということは後から、今、局長が言ったとおりなんですけれども、その辺のところまで本当は確認すればよかったなということだけはちょっと軽率だったなという感じは受けております。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 軽率であったのなら同じようなことを何回も知らない、それはおかしいと思うんです。一度あることは二度ある、二度あることが三度では困るでしょう。もうちょっと引き締めてやっていただきたいと思います。

それと、2つ目の、現場を見ますと耕作用の畦畔に、泥上げ用の畦畔です。排水路のU字溝がそっくり移っているんです。もとにあった所の水路というのはほとんど埋め立てになってしまって、道路を広く造ったということなんです。それも曲がり真っすぐです。旭農業高等学校の南側の椎名団地の排水のために水路を造るのであれば、多少現況のままよりも直線にするのが行政ではないでしょうか。少なくともここに何千万円というお金をもう3年にわ

たってかけるわけですから、そのような配慮があってしかるべきだと思いますが、行政は排水路さえ通れば何でもありなんではないでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） これは椎名団地に向けての今排水路の整備を2年目、18、19、20年度でやるわけですが、今2年目を行っております。排水路の泥上げが無くなったということです。これきっと、これも仮定でしゃべらせてもらいたいと思います。きっと右も左も農地の部分の、恐らく270メートルの間を今工事していますのでその部分だと勝手に仮定します。そのことだと思います。

確かに今排水路整備をしている北側は見た目には泥上げというか土の部分が無くなっております。でもこれは最終的には土の部分の設けます。約50センチ前後。さっき曲がりがありますよという話がありましたので、曲がりがありますので50センチ前後土をつけます。北側には全部土をつけますということで泥上げは無くなっていません。

これは地元の水利組合の役員たちと、役員というか十日市場の方です。今回の話は椎名団地の水が十日市場を経由しますので、十日市場の皆さんと平成16年からやっぱり協議してきたんです。そんなことでずっとやってきて、最終的にあの場所にあの水路、あのU字溝をいける時にやはり水利組合の役員と相談したんです。ですから、意見としては無いほうが良いという人もいました。でも50センチをあけて今設置していると。見た目には今は裸のような状態になっていますけれども、あそこに50センチののりがつきますよということになります。

それと、曲がったままでなくて真っすぐにしたらどうだということがあったんですけれども、どうも私のきょうの答弁はへ理屈みたいになってしまいますけれども、実は現場と公図が違います、あの場所が。あの場所は水路敷きがあって、道路敷きが現況ではあるんですけれども、公図上は道路が離れているんです。水路と道路の間に民地があるんです。だから、現況では道路と水路がくっついているんですけれども実は地図上は離れている。境界査定やっても、その離れている部分の中の民地の方が境界を同意してくれないという、こんな事情がありましてどうしても北に寄せざるを得なかったということで、結果的には南の道路が広がってしまったという工事になってしまったんですけれども、南の道路には安全対策のためのガードレールも設置しますので確かに広い所は広過ぎたなと思うかも分かりませんが、両側、北にも南にも道路、造るまでは無理だったものでこういう選択をさせていただき

ました。なおかつ地元にご相談しての結果ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 今整理組合とおっしゃられましたが、では工区をつくって団体営で整理組合を作っているんですか。もしそうであれば16年度からこのプランを練っているのであれば団体営の工区をつくれば真っすぐになるし、なおかつ皆さんが足りないところもプラスのところも全部出てくると思うんです。今の整理組合というのはどういう意味ですか。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 申し訳ございません。今私はちょっと発音が悪くて、私は水利組合と申し上げたつもりなんですけれども、大利根の役員がそこにおります。総代さんはじめいますのでその方に聞いたんです。水利組合と申し上げたつもりです、申し訳ございません。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 次に、消防ですけれども、機能分団員制度はその後先ほど消防長に少し答えていただきましたが、ありがとうございます。どうなっているのでしょうか。お隣の銚子市では実際にはもう600人を切っております。旧旭市の場合も350人の定員でした。人口から言ったら700人というのが、3町で700人というのは極めて大きいので、その辺を4年もかけて何もできなくて、これから2年くらいかけて急激にやりましょうというのはあまりにも行政としてはお粗末ではないのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 確かに近隣では合併に併せて、また合併しないところでも消防団員の定数の削減しているところございます。しかしながら、当旭市においては過去の議会でも答弁申し上げたように、当分の間定数の削減はしないということで一応進んでまいりたいと思っています。そしてまた、滑川議員申されましたように、やはり基本団員の数は私は780人前後と、そのようには確かに見ております。というのは、1部15名、それに密集地あるいは市街地を形成する部が存在する地区においてはやはり30名程度の団員ということで、それにまた、副分団長以上の役員を含めてもやはり780人前後がこの旭においては適正な定数ではないかと考えています。ですからまた、先ほど何年、来年再来年というわけにはいかないと考えますけれども、数年後にはやはりそういった数字のもとにやはり改正をする必要があると思っています。ですから、それともう一つ、機能別消防団員の関係でありますけれども、

これについてはこの定数の基本団員の不足を補うのが一つの主目的でありますけれども、これについてもやはり各部について2割程度の、15人のところであれば3人くらいこれからやはり配置を、配置というとおかしいですけれども、募集をしてこの基本団員プラス機能別団員イコール18人というような体制に持っていくのがベターかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございます。

皆さんご存じのように、消防団維持費は自治会に加入している市民が寄附金なり消防団費として徴収されるのが現状だと思います。自治会によりなお相当なばらつきがあります。今この不安全な世の中では安全はただではないと思います。消防団の再編計画を拝見いたしますと、旧旭市は平均で504戸で1部を受け持っております。旧3町は273戸で1部です。全体で371戸で1部を受け持っています。これは消防団の資料から拝借いたしました。旭市の総戸数が約2万5,000です。そのうち1万7,457戸が自治会に加入しております。71.3%です。ですから、市で持っている消防団維持費は別として、市民にとって7,024戸は安全のただ乗りをしていると思うんです。これはぜひ自治会に加入していただくか、市民にとって行政としては公正なご配慮をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 確かに滑川議員申されますように、この部を構成する地区の戸数のばらつきというのは大変大きいものがございます。一番小さいのであれば65戸、それから一番大きいのであれば1,600戸くらいの大きなばらつきがあるんです。そうしますと、本来消防組織法の8条でこの消防に関する費用というのは各市町村が全部負担するんだというのはこれ基本でありますけれども、市としてもこの分団運営費あるいは部運営費ということでそれなりの補助金を出しているんですけれども、現実にはその補助金だけでは非常に年間の運用が難しいのがこれ現実であります。ですから、各部では2通りの方法をたしかやっているんです。ということは、各町内から個々に自分らが運用補助金をいただいているケースと、あるいはまた区費の中から一括でもらうというような地区があるんです。この2通りの部の運営費の徴収方法をやっているんです。

しかしながら、さっき先生が言いましたように、全戸が町内に入っているものばかりではないんです、現実には。ですから、例えば1,000戸のところがあって、では全部入っていれ

ば1,000戸ですけれども、ところがやはり8割くらいしか入っていないところが現実なんです。ですから、そこで確かに安全のただ乗りというような言葉も出るかもしれませんが、やはり町内に入っていただくかどうかというやつは、その地区の役員の努力が必要だと思います。これは強制的ではまず絶対できないものですから、やはりその辺はその地区で努力をしてもらって、極力そこに居住している方についてはその区に入っていただくとか、そういう形で進めてもらえばいいと思います。

また、同じこの分団の中で、例えばの話、先生の地区の7分団を例にとりますと、片や1,100、片や160くらいですね、たしか。そうなりますと、その地区の分団用経費というのは大きな差があるわけです、戸数から見たら。そういった場合も我々やはり行政からそれを平均化してこの戸数をばらまけといってもなかなかこれは無理なことになってしまいますから、やはりそれはそれでその地区同士でこの話をして、この戸数を振り分けるというのは、とんでもないほうの地区はできませんけれども、7分団なら7分団、あるいは1分団なら1分団を構成する地区であればそれはこの地区同士で話し合いをすれば可能なことではないかと考えますので、今後それを地区で協議していただくのがいいのではないかと考えます。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、最後にし尿処理場のことなんですけれども、インターネットで調べますと、先進地域では公共下水道を整備している自治体の約10%が下水道設備を有効活用してし尿処理とか汚泥処理をして経費節減を図っているそうですが、その辺のことも十分検討しているとは思いますが、環境課長、いかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 一応先ほど言いましたように、地元説明会でもそのような話がありまして、その前にも旭市のほうでそういう制度ができないかということで下水道課と話しております。今の現状では旭の下水道課のほうではその処理能力的なものが無いということで、できないということではなっております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 以上で滑川公英議員の質問を終わります。

伊 藤 保

○議長（明智忠直） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（１番 伊藤 保 登壇）

○１番（伊藤 保） 議席番号１番の伊藤保です。平成20年第１回定例会に質問の機会を与えていただき感謝いたします。

昨年よりマスコミの報道でクローズアップされました薬害肝炎訴訟は、私たち旭の市民にとって人ごととは思いませんでした。それは、厚生労働省のフィブリノゲン製剤納入医療機関のリストの中に旭中央病院がありましたので、薬害肝炎について質問をいたします。

１点目に、旭中央病院でのフィブリノゲンまたは因子製剤などを使用した該当者はどのくらいいるのでしょうか。

２点目に、病院に問い合わせまたは相談は何件くらいあるのでしょうか。

３点目に、問い合わせや相談にどのような対応をしているのでしょうか。

以上、お答えいただきたいと思います。

次に、かつて死亡の原因の第１位だった肺炎が、戦後、抗生物質の登場で死亡者数が急激に低下し第４位になりましたが、1980年以降、再び増加傾向にあります。特に高齢者の肺炎が急増しています。高齢者は肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすく、高齢者の死亡の上位を占めています。高齢者で肺炎にかかった人の半数近くはその原因菌が肺炎球菌となっております。近年、肺炎球菌の抗生剤に対する耐性化も問題になっており、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されています。ワクチンの接種に関しては全額自己負担となり、その場合、自由診療のため費用が6,000円から9,000円程度かかります。

そこでお聞きしたいのですが、１点目に、75歳以上の高齢者は旭市で何人いるのでしょうか。

以上、質問をいたします。なお、再質問は自席で行います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） お答えをいたします。

薬害肝炎について、まず、１点目は旭中央病院での該当者は何人かというお尋ねでございますが、当時のカルテを全部確認するということは時間的また量的にも非常に難しいために総数は把握しておりませんが、ただ２月末、先月末までに薬害肝炎救済法の対象として確認できた方は３名であります。この対象といたしますのは、フィブリノゲンを使って、かつＨＣ

Vという、これはC型肝炎が陽性という点から対象になる方で確認できた方は3名ということとであります。

それから、2点目の問い合わせは何件くらいあったのかというご質問ですが、1月11日から先月末、2月末までに79件の問い合わせがありました。電話が8割くらいと来院が2割というような割合になりますが、1日平均で約2.3件の照会、問い合わせがありました。

それから、どういう対応をしているかという3つ目のご質問でありますけれども、問い合わせ窓口が病院の中の医療相談室というところが担当しておりまして、平日の午前8時半から午後5時半まで相談者側の立場になって相談に応じております。お問い合わせの際には医師がカルテの内容を確認の上で本人または家族に説明をしているという状況であります。

それから、このフィブリノゲン投与の事実は無くても、無いけれども過去に輸血歴がある方などにはC型肝炎の検査をお勧めしております。この検査といいますのは、保健所の無料検査または旭中央病院内科の保険証使用による有料検査、この検査をお勧めしているところであります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、私のほうは肺炎球菌ワクチンの公費助成について、それで、75歳以上の高齢者は何人いるかというご質問ですけれども、今年の20年1月1日現在で8,093人でございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 第1点目の件ですけれども、そうするとカルテはずっと残っているということと理解してよろしいでしょうか。

○議長（明智忠直） 答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） カルテの保存についてであります。医師法という法律がありまして、その第24条におきましては、カルテは5年間保管しなければならないというふうな規定がございます。当院では入院カルテについては昭和28年の開院当初からずっと保存しております。ですから入院については原則として残っているということとあります。ただ、その数が非常に膨大でありますので特定のカルテを探すということには相当な時間がかかります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） そうすると、また新たな相談者があるとなるとこれは日数ではかなりの時間がかかるということで考えてよろしいでしょうか。1か月くらいかかるんでしょうか。

○議長（明智忠直） 質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） いろいろご相談の内容にもよるんだろうと思います。まず、不明の方はC型肝炎ウイルス抗体を調べていただいて、これがマイナスの場合はまずご心配はないということです。これがもしプラスの場合はその後でそのカルテを探すということになると思います。だいたいの日付が分かっている方が、多分10年、20年くらい前のカルテだと割合容易に探せると思いますが、もっと前だとちょっと分かりませんし、そのようなことでありますのでそれほど何か月もかかるという、年金の照合ほど難しくはない、分かります。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） それでは、治療方法についてですけれども、この治療方法というのはインターフェロンの治療ということでいろいろ相談というよりもニュースでやっておりましてけれども、このインターフェロンの治療には保険が適用されるのでしょうか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 治療方法ということでありまして、今、議員ご指摘のインターフェロンという注射の治療法であります。これは週1回行うそういう治療法があるということでありまして、これはただC型肝炎のウイルスの量によって6か月または12か月間の投与というようなことで治療を行うようであります。その時の効果でありますけれども、効きにくいウイルスのタイプとか、それからウイルスが多いという場合であっても内服薬を併用すれば約50%の確率でウイルスが駆除できるということ、それから効きやすいタイプ、それからウイルスの量が少ない場合、この場合には80から90%の確率でウイルスが駆除できるということであります。

お尋ねは、保険適用はできるのかどうかということです。これについては保険適用ができまして、インターフェロンと内服薬合わせて月に6万5,000円程度、これは3割負担として

6万5,000円程度の負担がかかります。内訳としては、インターフェロンという注射が月に3万7,400円、それから内服薬が月に2万7,600円、合わせて6万5,000円程度の保険適用による負担があります。ただ、高額になればその高額医療費制度というものは利用できるという状況でございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 質問の2点目に移らせていただきます。

この病院に問い合わせ、3名という今のところ現在分かっているところでございますけれども、県庁の薬務課が県では相談窓口ということになってはおりますけれども、カルテが存在しているということは、本人また家族がカルテの開示を求めた場合これは当然開示してくれると思いますけれども、その中でカルテの開示を求めた時にやはり素人ですので医療用語いっぱい書いてあるので分からないという点があるので、これ見せられても分かりませんので詳しく説明は病院のほうではしていただけるのでしょうか、この点もお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） ご希望があればカルテの開示もしております。その時に、まず医師がカルテを確認、内容を見て確認をした上で説明をするという段取りで、当然その希望があればそういう段取りを経てカルテの開示もしております。

以上です。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） では、質問の3点目に移らせていただきたいと思います。

この問題というのは訴訟を起こさなければいけないわけですが、弁護士とあまり縁が無い市民の方いっぱいいると思うんです。そこでどうしたらいいか分からないという相談が私のところにも来ているのが事実でございます。

そこで、市としても法律相談が月2回あるわけですが、そのほかにもう1日くらい市民相談をこの本庁内に設けてはいただけないでしょうか。これをお願いしたいと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（加瀬寿一） それでは、私のほうから法律相談の関係についてお答えしたい

と思います。

法律相談のほうは今無料で市民の皆さんの相続、損害賠償、個人の法的なトラブルでお困りの方を対象に月2回行っております。1回の相談で6人予定しております、月に12人は相談できるような体制をとっております。昨年の例を見ますと、だいたい予定された方の86%、定数の86%、その前の年も見てもちょっと多くても95%の方が実際に相談をやっておりますので、法律相談そのものとしては結構まあまあこの数は適当ではないかなというふうには判断しております。また弁護士先生も結構忙しい中日程をあけてくれておりますので、市のほうの法律相談という窓口ではこの辺が適当ではないのかと思っております。

また、私が答える立場ではないかと思うんですが、薬害肝炎の訴訟の窓口は全国的に弁護士のほうでやっていておりますので、その相談窓口、直接で相談できるかなとも思います。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） この相談窓口ですけれども、直接でなくてもこの薬害だけではなくていろいろな市民の相談いっぱい受けるわけです。そうした時にどこへ持っていったいいかわからない場合が多々あるんです。市民の方に聞くと、この市民相談がどこでどうやっているのかはつきり分からないということもございます。素人でいいんですけれども、そこに座っていただいて話をさせていただいてそれを振り分けるようなそういったことができればありがたいなと、窓口を1か所にして振り分けていただければそこからまた新たな道筋ができるのではないかなというふうな思いもするのでございますけれども。

○議長（明智忠直） 質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（加瀬寿一） それでは、今、相談全般のということでちょっとお答えしたいと思います。

市でさまざまな相談を実は行っております。広報で月1回この相談はいつだよということをお知らせしております。議員ご存じだと思いますが、ちょっとその辺のPRが足りないのかともちょっと今反省したりしながら答えております。いろいろな法律相談だけでなく心配事相談なり健康相談なり、また病院のほうでも相談ございますし、毎月月1回1日の広報にはその辺の日程を載せてございます。また、市のほうへ問い合わせいただければ、このくらいこの相談ではいつどこでやるよと、その辺のお答えはできるかと思います。また、ホームページ上でも載せておりますので、この辺またちょっと電話一本でもいただければすぐ

その部分はお答えできますので、よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） お問い合わせの窓口ということでありますけれども、薬害肝炎に関しては当病院の医療相談室でも対応しておりますので、ご連絡をいただければと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 分かりました。

次に、肺炎球菌の件に移らせていただきます。先ほど8,093人が75歳以上の高齢者と伺いました。このうち非課税の世帯、これは何世帯で何人くらいいるのでしょうか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 低所得者世帯、非課税世帯ということですが、これちょっと調べてみたんですが、世帯としての把握は非常に難しくてちょっと把握はできません。75歳以上の市民税の非課税者は6,196人となっております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 非課税の方が6,196人、かなりの数いるわけですが、この75歳以上の非課税の高齢者の方にワクチンの補助をたとえ2,000円でもつけていただくことができればありがたいと思いますけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直） 質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 公費助成についてできるかということですが、高齢者になるにつれて体の抵抗力が衰えて、風邪やインフルエンザをきっかけに気管支が弱っている場合に肺炎球菌が肺まで入り込んで肺炎になりやすいとも言われているんですが、肺炎にならないために風邪やインフルエンザ予防が大事であります。風邪は手洗いやうがい、インフルエンザにはワクチンの接種で予防するよう広報等、個別通知で周知しているんですが、肺炎球菌のワクチンの接種については高齢者の肺炎による重症化の予防が図られ、医療費の削減につながるという例もございますけれども、これらについては今全国的に見ましても公費助成を行っている自治体については非常にまず少ないという状況ですので、

国・県の動向を見ながら当市にしても一部助成制度については今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） この肺炎球菌というのは聞きなれない言葉ですけれども、これやはりお年寄り、高齢者の方にとって非常に大事な事なのであえて質問をさせていただきました。これで認識を持てれば一番いいと思うんですけれども、ぜひこの件につきまして検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の一般質問を終わります。
一般質問は途中ですが、4時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時40分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き一般質問を行います。

木 内 欽 市

○議長（明智忠直） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（11番 木内欽市 登壇）

○11番（木内欽市） 11番、木内欽市です。平成20年第1回旭市議会一般質問も既に5名の方々が質問を終えられました。皆さんそれぞれお疲れのことと思いますが、いましばらくお付き合いよろしく願いいたします。

今回私は旧海上中学校の跡地の問題と教育問題の2つについて質問いたします。質問は簡潔に行いますので、執行の皆様にも簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは、順次、通告に従い質問を行います。

まず最初に、旧海上中学校の跡地について2点ほど質問いたします。

この問題については、昨年、解体前の9月の議会の一般質問でも行いました。解体に際し、住民の要望どおりバックネットを残していただき、大変ありがとうございました。住民の皆

さんも大変感謝しております。危険校舎の解体も無事終了し、きれいに整地された跡地を見ますと、前回は申し上げましたが、駅から400メートルの好立地にあるまとまった土地は将来何にでも利用できる新旭市の大切な財産だと思います。地元の住民にとってはこの土地がどのように使われるのか大変気になるところであります。前回の答弁では、売却も考慮に入れながら市の活性化に資するよう今後も検討していく段階で、決定にはまだ至っていませんということでした。跡地利用について、今後の維持管理について、この2点についてお聞かせください。

2番目の質問、教育問題について伺います。

市内20の小・中学校も今月は卒業式、そして間もなく春の入学シーズンを迎えます。保護者の方々にとっては喜びの半面、登下校時、交通事故や不審者の被害に遭いはしないだろうか、勉強についていけるだろうか、友達とうまくやっていけるだろうか、いじめなどに遭いはしないだろうか、さまざまな心配もあろうかと思います。そこで伺います。

小・中学校の危機管理について、指導方針について、この2点について伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、木内議員の最初の旧海上中の跡地の関係のご質問にお答え申し上げます。

まず、跡地の利用でございますけれども、旧海上中の跡地利用につきましては、昨年、旭市土地利用調整会議を2回ほど開催いたしまして協議をしたところでございます。その結果、跡地については、役所内に検討する組織を設けてその土地活用等を検討していくことに決定しております。

なお、旧海上中の校舎等の解体工事は1月末に終了しております。今後は、3月中に電柱、バスケットゴール、国旗掲揚ポール、倉庫、植栽等の外構の解体工事を実施することとしております。また、砂じん対策としましてクローバーの種等をまく予定になっております。

次に、今後の維持管理でございます。今後の維持管理につきましては、これも旭市土地利用調整会議の中で協議をいたしております。体育館や特別教室、駐車スペースなど今後も教育財産として使用していく土地につきましては生涯学習課に所管替えをして引き続いて維持管理をするということでございます。なお、それ以外の土地につきましては普通財産に用途変更をして財政課が維持管理をすることとしております。現在、庶務課において用途変更、

所管替えの手続きをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、木内議員の教育問題についての2点についてお答え申し上げます。

まず、学校における危機管理についてでございますが、危機管理及び危機における対応としましては、迅速かつ適切な対応を第一と考えております。そのため、より正確でより多くの情報収集に努め、迅速な報告、連絡、相談、確認ができるよう、日ごろより学校と教育委員会との連携を図っております。また、学校内及び学校と教育委員会との緊急連絡体制づくりに努め、休日や夜間等さまざまな場合への対応もできる体制を進めております。また、適切な対応をするため、関係機関などへの協力依頼や必要に応じて保護者への周知等、事故防止及び問題の拡大防止にも努めております。このように、学校と教育委員会を軸に警察、関係機関とも連携し、現在迅速かつ適切な対応に心がけた危機管理の対応に努めているところであります。

続きまして、2点目の指導方針でございますが、木内議員のほうで最初児童・生徒の安全面ということを中心にお話がございましたので、生徒指導のほうを中心にお話しさせていただきます。

生徒指導は、学校におきまして児童・生徒一人ひとりが充実した学校生活を送るために、学習指導と並んで重要な意義を持つものであります。その重要性にかんがみ、各学校では生徒指導の機能を生かしながら学校教育全体を通じてその一層の充実を図っていくことを生徒指導の基本方針と考えております。そして、この生徒指導の充実を図るために、まず児童・生徒の理解に努めること、それからその生徒指導の機能を生かした分かる授業を展開すること、それから豊かな人間関係づくり、それから基本的な生活習慣や生徒指導体制の確立、それから家庭・地域及び関係機関などとの連携を図り、問題行動に対しまして早期発見・早期対応を行うことを基本として生徒指導の充実を図る取り組みを現在行っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

中学校の跡地利用についてでございますが、検討していくということでございますが、ちょっとお尋ねをいたします。この地区は当然無指定地域でございますので、住宅、商業、工

場、ありとあらゆるものが建てられます。今現在芝生や土などで、当然土ですけども、約3万平方メートルの広い空き地でございます。大雨の時などは一時的に雨水をためる遊水地のような役目も現在果たしております。この土地が無秩序に開発されますと、今まで集中豪雨の時などはこの一帯は下水の水があふれ、車の通行もままならない状況になる地域ですので、その辺のところは幾らか想定されているのかどうか伺います。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 海上中学校の跡地につきまして、今、庶務課長のほうからございましたように、生涯学習課のほうで目的を持って残す部分以外については目的を失うということで、当然普通財産の管理という形で財政課のほうで管理をすることになります。木内議員おっしゃいましたようないろいろな問題があるというのも承知をしているわけですけども、今まだここを何にどうするという部分がまだ出ておりません。当面は普通財産ですので暫定としての軽微な利用というようなことは考えられますけれども、そのような形で、例えば売却とかしてそこに何かができるしまって排水がますます困るというようなこともあろうかと思えますけれども、まだその段階までは検討のほうはいっていない、これから20年に民間の方を入れた中でのそういった検討委員会みたいなものを早速作って、いろいろな角度から検討していきたいなという状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） まだちゃんとした計画が無いということですので、ぜひまた再質問で今質問いたしますけれども、たまたま防災計画を見ますと旧海上中学校の跡がヘリコプターの基地ということで今位置付けをされております。大変こういって使ってもらうのはいいことだなと思って質問するんですが、たまたま現在再整備計画が進められております旭中央病院にも当然ヘリポートございますけれども、仮に成田空港でテロだとか大規模な飛行機事故が起きた場合に当然中央病院がその役目を果たすわけです。そのためのヘリポートでございましょうけれども、1か所では当然足らなくなると、そういった点も併せて、そういった面での利用もまた頭に入れた上での検討をお願いしたいと思います。飯岡バイパスが今中央病院の東西線できますと2キロちょっとです、距離にして。救急車だと2分か3分で中央病院に搬送ができるわけですから、そういった意味での利用もぜひお考えいただけないでしょうか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 一つのご提案として受け止めさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、この件に関しては最後の質問になりますけれども、それまでの間にあの敷地を住民が使う場合にどの程度までなら使っているのか、ここではっきり言ってしまうとまた使えなくなると困るんですが、ジョギングだとかキャッチボールだとか、ゴルフの練習はだめでしょうけれど、その辺はどの程度まで、差しさわりのない範囲でお願いします。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 先ほど木内議員のほうからもバックネットを残していただいたということで、まさにそのとおり残してあるわけでございまして、ただ、普通財産ということになりますと行政財産とはちょっと違ってまいりますので、あくまでも暫定、限られた利用ということで、その使い方を特化してしまいますとこれはもう行政財産とまさになってしまいますし、それからそういった使い方が定着化するとそれがもう既成事実となるという可能性もございますので、ですから、そういった中である程度暫定でこのくらいであればという形のものを決めましたらまた広報等でもお知らせしたいとは思いますが、そういった形で、あくまでも暫定という形で限定をさせていただきたいと思います。

以上です。

会議時間の延長

○議長（明智忠直） ここで、会議時間の延長についておはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

木内欽市議員。

○11番（木内欽市） その辺は了解をいたしました。

続いて、(2) の今後の維持管理でございますが、先ほどの答弁ではクローバーをまいていただけるということですが、これは大変いいことだなと思っています。実は昨年、解体前の状況ですが、夏場とかもう雑草が伸びて1メートル以上に伸び放題になっていました。そうすると、私どもここにいるというか旧海上の方々、自分も育って、そして自分の子どももお世話になった母校が草だらけになっているのは大変忍びないんです。それで、あと当時新しい中学校ができるということで用地を安く提供してくれた地権者の方々も近所にいるんです。ですから、そういう方々も公共事業ができるということで買収に協力したのに荒れ放題になっているのは忍びないと、こういう意見が出ています。ですから、今後の維持管理は、昨年はどういうわけでああいう具合になったか分かりませんが、草刈り等は当然利用する団体も自分たちでやっていただくように進めていただくと同時に、市のほうでも草だらけになるまでほっておくというようなことはないでしょうね、その点、1つだけお聞きしておきます。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 普通財産として一定の部分が財政課のほうで管理するということになります。先ほども申し上げましたように、特別教室の裏のほうについてはクローバー等をまいて砂じん対策ということでこれはもう早速やられます。あの運動場部分についても確かにすぐ雑草でいっぱいになりますので、この辺については近隣の方にも迷惑をかけないように財政課のほうで最低限その草刈り、そういったものについては配慮してまいりたいと思います。

ただ、先ほど木内議員も申されましたように、使う団体がございましたらそちらのほうにもひとつご協力いただいて、ボランティアとしてやはり一緒にやっていただく、そういった形の仕組みを少し考えてまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、続いて教育問題について再質問を行います。

先ほど課長からはご答弁をいただきましたが、ちょっと具体的にでは質問を一つ、二つさせていただきます。

危機管理ということでいろいろございますけれども、冒頭申し上げましたように、登下校時に交通事故に遭いはしないだろうか、不審者には会いはしないだろうかという心配がござ

います。当然今子どもたちには防犯ベルを全部これ持たせていると思いますけれども、子どもにはどのように持たせているのかということなんです。どのようにというと、例えばランドセルの中に入れておいたり、あとランドセルの後ろによく結び付けている子どもがいますが、これではいざという時使えないんです。ですから、そういった意味でのどんな具合に持たせているのか分かりますか。

それともう一点、お年寄りの方々が一緒に登下校時歩いてくれていたのを昨年くらいまで見受けていたんですが、今年はあまり見ないんですが、そういうことは今はあれですか、無くなってしまったのでしょうか、その2点お願いします。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、お答えさせていただきます。

まず、防犯ブザーの携帯する場所、位置ということだと思いますけれども、これにつきましては、小学校ではもしもの場合に対応できるようにということで、一番多いのはランドセルのひもの部分、この部分につけてすぐにひもが引けるとかそういうような防犯ブザーが使えると。それからあとかばんのわきの所に防犯ブザーにフックがついていますので、そのわきにやはりひもの部分があるんですけれども、革の、そういう部分にもつけたりして要するにすぐに使える場所に携帯させると、そのようにしているところです。

それから、当然防犯ブザーをもらっても使えなければいけませんので、当然それを年に何回か実際に使ってみると、そういうようなことも行ったりしております。

それから、お年寄りの方が子どもたちと一緒に登下校という話がございましたが、これは各学校によってさまざまですが、実際にお年寄りと一緒にいて毎日やっているという所はないかと思いますが、その時期によって、あるいは集団下校時に教職員やPTAがいたりそのようなことで登下校の安全を確保していると。あるいはよく皆さんご存じのとおりで、エンジョイパトロール隊とかあるいは防犯の方々がパトロールなりそういう役割を果たしてくれていると、そのようなこともございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 防犯ベル、ここにランドセルの前の、これはやっぱり一番いいみたいです。ぜひそういうのを徹底していただきたいと思います。ブザーで周りの人が来てくれなくても、その大きな音だけで加害者が退散したという事例が幾つもありますので、やはりふ

だんいざという時に鳴らすということで、これは定期的に子どもたちにやったほうがいいのかなと、こう思っています。

それとあと当然これは電池ですから電池が切れていると鳴りませんので、そういった面での点検も入学式の時とかに担任から子どもたちに言っていただければいいのかなと思います。

それとあと今ネット社会で、子どもたちを有害サイトから守るためにはどのようにしているのかちょっと伺います。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、お答え申し上げます。

有害サイト対策をどのように行っているかというご質問でございますが、まず、学校におけるパソコンにつきましてはフィルタリングがされております。有害サイトにアクセスできない状況にありますが、各小・中学校ではこれまで情報教育や学習指導においてパソコンの基本的な使用方法やインターネットなどの使用を中心に情報モラルについての指導もし、携帯電話の使用方法についても一部指導しているところであります。小・中学生の携帯電話につきましては保護者が買って与える状況にありますので、有害サイト対策については、各小学校へ保護者が集まる機会などを活用しての携帯電話におけるフィルタリングサービスの利用の呼びかけをお願いしております。また、有害サイトにかかわるパンフレットやリーフレットなどを各学校に配布し、有害サイトから児童・生徒を守るための資料提供も行っております。

なお、昨年7月には富浦小学校におきまして携帯教室を実施し、その中でフィルタリングサービスの利用によりトラブルを避ける方法を学習したということも聞いております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 結構やっていただけるんだと今考えています。もともと出会い系サイトというのは、人と人との出会いを目的としたサイトです。ですから、この出会い系サイトで知り合って結婚したりそういったいい面もあるんですが、中には、第三者の中には悪用する人が後を絶ちません。援助交際などがそのよい例だと思いますが、この凶悪化する援助交際の実態例として、出会い系サイトで女子生徒が、これ実際にあった例です。援助交際で相手を誘って、乗ってきた相手に今度は生徒の友達が集団で暴行を加えて、相手の男は現金を奪われてしまったと。援助交際を申し込んできた中年男性が悪いことをしているんだから

警察に届けられないだろうということをやったということですが、一転してこの被害者の女性が加害者になってしまったわけです、逮捕されたわけですから。こういった面のことがあるので、ぜひこういった教育はやはりもうそろそろネット社会ですので学校でも進めていただきたいなと、こう思います。

それでは、最後に指導方針について伺います。

やはりこれも、これは市内のということではないです、誤解のないように。やはり現職が書いた学校崩壊という本によりますと、だいたい原因は子どもたちが変わったとか、あと家庭の躰がなっていない、地域の教育力が低下した、あげくの果てにはマスコミの学校たたき、スクールバッシングがいけないなど、崩壊の原因の多くを教師以外に求めています。これはやっぱりおかしい理屈ではないかと思えます。やはり一日の大半は学校で過ごしておりますので、学校で起こった問題はやはり多かれ少なかれ教師にも責任はあるのではないかなと、このように感じております。

何といっても一番の被害者はその生徒と家族です。相談を私も受けますけれども、もうどうしていいかわからないと。学校の先生はよくやってくれているんだけど、私たちもどうしていいかわからないと、もう両親は憔悴し切っております。ですから、市内では無いでしょうけれども、子どもたちが例えば少年院だとかどこかへ送られてしまうと、こういうことになると、その後の子どもたちは一生そういうレッテルをしょって生きていかなければなりません。就職をしたり結婚したり、子どもができてもしういったのは一生はがれないわけであって、ぜひともそういうことのないようにこれからも家庭と、先ほど課長の答弁でございましたが、綿密に連絡をとって未然に防いでいくということをお願いしたいと思いますが、教育長のご見解を伺います。

○議長（明智忠直） 質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） ただいま木内議員のお話のとおりであると思えます。子ども、家庭、地域、マスコミと昔とはそれぞれ違ってまいっておりますので、それらを含めて教師自身が、私が思いますのには情熱と愛情で理想に向かって子どもを守っていかなければならないと思っておりますので、これからも皆様方のご協力をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） そういうことでよろしく申し上げます。昔と違って子どもたちも家庭

環境も変わってきているわけですから、やはり学校の先生方も指導方針も当然変わってしかるべきだと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（明智忠直） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は18日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時10分

平成20年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成20年3月18日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長陳情報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長陳情報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

出席議員（24名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹

13番 日下昭治
15番 林俊介
17番 林一雄
19番 嶋田茂樹
21番 高橋利彦
24番 神子功

14番 平野浩
16番 明智忠直
18番 高木武雄
20番 向後和夫
22番 林正一郎
26番 林一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良
教育長 米本弥栄子
病院事務部長 伊藤敬典
秘書広報課長 加瀬寿一
財政課長 平野哲也
市民課長 木内國利
保険年金課長 増田富雄
社会福祉課長 在田豊
商工観光課長 神原房雄
建設課長 米本壽一
下水道課長 中野博之
消防長 佐藤眞一
庶務課長 浪川敏夫
生涯学習課長 花香寛源
農業委員会
事務局会長 小田雄治
病院経理課長 鈴木清武

副市長 鈴木正美
病院事業
管理者 吉田象二
総務課長 高埜英俊
企画課長 加瀬正彦
税務課長 野口徳和
環境課長 平野修司
健康管理課長 小長谷博
高齢者
福祉課長 横山秀喜
農水産課長 堀江隆夫
都市整備課長 島田和幸
会計管理者 木内孫兵衛
水道課長 堀川茂博
学校教育課長 及川博
監査委員
事務局員 林久男
国民宿舎
配舍人 野口國男
支病再整備室 院長 鍋木友孝

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一

事務局 次長 石 毛 健 一

開議 午前 10 時 0 分

- 議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 常任委員長報告

- 議長（明智忠直） お手元に各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果を配布いたしました。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案第1号から議案第35号までの35議案についての審査経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治君、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 日下昭治 登壇）

- 公営企業常任委員長（日下昭治） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第14号、平成19年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第15号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第16号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第29号、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市病院事業使用料及

び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についての10議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月10日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第8号の主な質疑について申し上げます。

岩井地区、干潟地区の一部、未普及地区においては、銚子市あるいは匝瑳市から水道管を引いたほうが安上がりという部分があるが、どのように進められているのかとの質疑では、水道事業については、水道区域が設定されており、これは行政区域ということになるわけであるが、国の現地調査等があった場合に困るということから銚子市との交渉はうまくいかなかった。

今後、水道事業にとってメリットが生み出せるものであれば、方向性を決めていかなければならないと認識しているが、現状においては、多額の費用がかかることから、すぐにというわけにはいかないとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、建設改良費のリニアック棟増築工事について、進捗状況と経済的な効果はどのくらい見込めるのかとの質疑では、リニアックは、放射線治療の装置で、使用時間が週5時間以内で、かつ3か月で65時間以内という国の制約があり、現状では、患者が増えていることで予約待ちが1か月から1か月半という状況にある。

現在、文部科学省への申請書類の作成を進めているが、来年度の3月末に完成して、診察を開始する予定である。

また、経済的な効果については、現在、年間7,000名の患者が受診しているので、それが2台となることから、1万2,000名ほどの受診ができることになるが、リニアック単体では収支的に大きく上がるとか下がるというものではなく、これに関連する化学療法によって増収効果が期待できると思うが、当医院は、がんの拠点病院で実績があることから、今後、集約されていくのではないかというような考えを持っているとの答弁がありました。

次に、2点目として、本館工事に伴い駐車場が大幅に減ることから、立体駐車場は考えているのかとの質疑では、一般駐車場で760台ほど不足になることから、10か所程度に用地を検討しており、交渉では、おおむねよい返事をいただいているので、患者用駐車場については、

近くに確保できている。

また、駐車場については、平面で管理していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、３点目として、補助金や交付税について、どう考えているかとの質疑では、補助金については、平成16年からの三位一体改革により、国の補助金は明らかに減る傾向にあり、既に緊急に対する国庫補助金がなくなっているが、当病院は、担う役割が大きいことから、すぐに減るようなことはないと思うが、今後増えることは難しいという見込みをしている。

また、交付税については、一定の税収があれば地方に配分されるものであるので、当病院としては、必要なところに必要な交付税ということで期待をしているとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

この４月から客室工事にかかるということであるが、どのくらい客数が減るのかとの質疑では、一番減る時期として、この４月から６月にかけての東館の工事を行う時で、使用できる客室が西館の22室となり、定員稼働率を通常の60％程度から17％まで落ちると予想しているとの答弁がありました。

次に、議案第16号の主な質疑について申し上げます。

料理の改革ということで、料金がだいぶ高くなるが、一般的に国民宿舎というと、安くて量が多くてと、そういう意識を持っていると思うが、その点はどうかとの質疑では、新しい料理の改善については、１年間十分に協議して、専門の方にも指導をいただいた。

また、新しい料理を体験してもらうために、モニター期間を設けて、97％の方が非常によかったという結果が出ている。

料金設定については、安く設定すると、素材自体も悪いものを使うような形になるので、ある程度の料金をいただかないと、それなりの料理は作れない。

現在、5,000円以上の料理が毎日入ってきているので、数字的には追いつかないが、十分、ほかの宿舎と戦っていけるような状況にあると思っているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、10議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年３月18日、公営企業常任委員会委員長、日下昭治。

○議長（明智忠直） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

- 建設経済常任委員長（嶋田哲純） それでは、建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第６号、平成20年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第７号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第26号、旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、市道路線の認定及び廃止についての７議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る３月11日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑４点について申し上げます。

１点目として、農業委員の人数について、今年の７月に選挙が行われるが、このままの人数を想定しているのかとの質疑では、現在の構成については、５地区で選出委員が20人、また議会推薦が４人と農業関係団体の推薦が３人で、合わせて27人の構成となっている。

役員会議の中では、合併して３年が終わったということで、もう１回経験してみても、問題があれば議会等の協議を加えてみたいということで、話し合いがなされているとの答弁がありました。

次に、２点目として、長熊スポーツ公園整備事業について、湖底は３メートルから5.6メートルとあるが、ヘドロがたまらない構造なのか。また、現在いる魚をどうするのかとの質疑では、ヘドロについては、バイオハウスという機械を設置して対策を考えているが、湖底を３メートルから5.6メートルと深さを変えていくことで、一つとしては、ヘドロが高い所から低い所へ流れていくという部分もある。

また、魚の移動については、計画では、北側の池に移動することを考えているが、大きな所から小さな所に移動することで危惧される部分もあるので、実施設計ができれば、整備推進会議の中で意見を聞いて対応したいとの答弁がありました。

次に、３点目として、干潟土地改良区排水負担金について、さくら台工業団地の排水ということであるが、いつまで負担をするのか。また、他の工業団地ではどうなっているのかとの質疑では、この負担金については、旧干潟町において、平成元年６月１日に覚書を締結しているが、覚書には期限が定められていないので、今後も維持管理料として支払うものと考えている。

また、他の工業団地については、調整池の中で行っているので負担金は支払っていないとの答弁がありました。

次に、４点目として、旭中央病院アクセス道整備事業の用地買収及び物件補償について、進捗状況はどうかとの質疑では、進捗状況については、東西線で土地の地権者が34人で、そのうち18人と、物件が6件で、そのうち1件とそれぞれ契約が成立しており、また南北線については、中央病院から広域農道までの約3.2キロのうち、国道126号線までの土地の地権者が29人で、そのうち4人と、物件が9件で、そのうちの1件とそれぞれ契約が成立している状況であるとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑について申し上げます。

農業集落排水区域において、農業集落排水に加入することを条件に開発を認めているのかとの質疑では、開発申請の条件にしているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、７議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年３月18日、建設経済常任委員会委員長、嶋田哲純。

○議長（明智忠直） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第２号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第３号、平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第４号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議

決について、議案第5号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第21号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての15議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、保育所指定管理委託事業について、毎日食べる賄いについては、地産地消という立場から、多少高くても安心、安全なものを公的と同じように食べてほしいと思うが、保育事業を進めるに当たり、指定管理者制度を導入する場合はどうなのかとの質疑では、指定管理料の中には、給食に関する業務、原材料費を含めて委託するので、市の給食メニューとは若干違ってくるが、事業を引き継いでいく中で、地産地消に努めていくようお願いしており、また保護者の方に対しても、給食の内容や試食してもらうような形で対応をとっていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、教育費の国民体育大会開催事業について、2010年の国体に向かって、大きな計画はどうなっているのか。

また、全国に旭市をPRするために、どう考えているかとの質疑では、大きな事業としては、平成21年度に、国体リハーサル大会ということで、全日本卓球選手権大会の団体の部を開催する予定で、運営費は先催市の例で3,000万円から4,000万円程度となる。

また、本大会の運営費は1億円程度かかり、そのほかにも、体育館の床のカーペット張り替えや駐車場の関係等で、まだまだ検討するところがある。

PRについては、先催市の例も参考に全国にPRできるような方法を検討していきたいと思うとの答弁がありました。

次に、3点目として、第二中学校の改築事業の中で、公有財産購入ということで、その進捗状況はどうなっているのか。また、用地が買収できると全体的にどのくらいの規模になるのかとの質疑では、用地の取得については、運動場南側に位置するもので、約1,500平方メートル程度を予定しており、現在地主と買う面積のとらえ方、相場について話をしているところである。

また、学校用地の面積については、約3万4,100平方メートルになる予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

健康優良家庭表彰事業について、優良家庭を決める根拠は何か。

また、報奨金については、1世帯どのくらいの予算かとの質疑では、根拠は、旭市国民健康保険優良家庭表彰要項に基づくもので、1年間、療養の給付及び治療費の支給を受けていないことと、国保税を完納していること、また表彰時において市内に住所を有しているなどが基準となっている。

世帯数については430世帯を見込み、1件当たりの記念品の費用として4,000円を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第4号の主な質疑について申し上げます。

旭市後期高齢者医療特別会計について、徴収率が下がった場合には、どのような対応を考えているのかとの質疑では、国の対策としては、保険料の未納リスク、給付増のリスク等による広域連合の財政影響に対応するため、国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、6年間で2,000億円規模の財政安定化基金を創設し、財政的に厳しくなったところには、その基金から貸し付けするような制度を国が作ると言われている。

しかし、その基金が足りないような事態になれば、当然、市町村に係わってくる問題となるが、そこまでは考えていないとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

民生費の地域密着型サービス拠点等施設整備事業及び教育費の第二中学校校舎改築事業について、繰越明許にした理由と手続き上に問題はないのかとの質疑では、地域密着型施設については、農業振興地域の除外手続きや用地買収等の理由で、今年度内にはできないと報告を受けており、繰り越しの手続きについては、県と相談しながら手続きをしているので特に

問題はないが、計画値よりも若干遅れるというのが事実である。

また、第二中学校校舎改築事業については、入札等に時間がかかったために、仕事が半分程度しかできないだろうということから、前払いした以外を繰り越すもので、財政とも相談し、問題はないのかなということで手続きをしたとの答弁がありました。

次に、議案第21号の主な質疑について申し上げます。

合併の際のサービスは高く、負担は低くと、これが全然尊重されていないような改定になっているが、どう考えて判断に至ったのかとの質疑では、同じような施設を利用している方にとって、片方では負担をする状況というのは不公平感があるので、利用者の負担という部分を、より公平に判断した中での改正であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第21号については賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年3月18日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

○議長（明智忠直） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

○総務常任委員長（佐久間茂樹） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第17号、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議案第19号、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について、議案第20号、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月13日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほ

か関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑5点について申し上げます。

1点目として、当初予算255億8,000万円について、人口が同じくらいの市より、かなり大きな予算が組まれているが、なぜ組めるのかとの質疑では、合併をしていない市と比べると、確かに1人当たりの予算額はだいぶ上回っている。

要因としては、合併後の10年間だけに認められる有利な起債ということで合併特例債があり、普通建設事業費の約59億円のうち、事業費ベースで33億円ほどが、この合併特例債に関連した事業ということで、なるべく一般財源を使わないで、有効的に執行しているということが要因の一つではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、平成20年度の地方債残高276億円余りについて、交付税措置額を除いた実質的な負担はどの程度増えているのかとの質疑では、平成19年度の地方債残高が267億2,900万円くらいを見込んでいるので、表面上では9億5,100万円程度増加したことになるが、平成20年度に交付税算入されるものが173億2,400万円ほど見込んでいるので、交付税が入らない地方債残高は103億5,600万円になり、実質的に償還しなければならない起債残高については、平成19年度決算見込みより1億1,400万円ほどの減になるかと試算しているとの答弁がありました。

次に、3点目として、合併特例債について、発行可能な額として272億円とあるが、これまでの発行額は幾らになるか。また、今後の計画はどうなっているのかとの質疑では、合併特例債の累計は、平成20年度末で44億9,000万円ほどになる。

今後予定されるものとしては、防災行政無線や中央病院アクセス道等の事業があり、最終的には150億円程度と、当初計画したものとほぼ同じくらいのペースで進んでいると考えているとの答弁がありました。

次に、4点目として、防災行政無線統合事業について、新しい防災無線を設置するわけだが、仮に新たな合併となった場合には、統合することは可能かとの質疑では、整備については、デジタル無線ということでシステムが統合される。

仮に新たな合併があった場合には、総務省令無線設備規則に基づいての通信機器であれば、異なるメーカーでも相互接続が確保されると聞いており、デジタル対応機器であれば、軽微な変更で統合することは可能だと考えている。

また、近隣の状況については、銚子市、匝瑳市、香取市、東庄町は、いずれもアナログ式

であるので、統合となるとデジタル化をする必要があるとの答弁がありました。

次に、５点目として、市税について、税源移譲によって徴収率が悪くなることが懸念されるが、どう考えているか。

また、差し押さえ物件の公売についてはどうかとの質疑では、昨年度から千葉県滞納整理推進機構が始まり、悪質な滞納者や誠意のない滞納者については、差し押さえを強化していきたいと考えているが、公売については、場所が悪いと入札しても不調に終わる場合が多いので、事案を精査して進めていきたいと思っているとの答弁がありました。

次に、議案第20号についての主な質疑について申し上げます。

育児休暇をとった場合、退職金や年金はどうなるのか。また、任期付き短時間勤務職員を補充するとあるが、どういった方を考えているのかとの質疑では、退職金については、育児短時間勤務した期間を、退職金の計算期間から３分の１を除いて計算される。年金については、休業する期間も個人負担しているので同じに支給される。

また、補充職員については、具体的には検討していないが、現実としては、直近で退職した方を考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、７議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年３月18日、総務常任委員会委員長、佐久間茂樹。

○議長（明智忠直） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前１０時３６分

再開 午前１０時３７分

○副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

地方自治法第117条の規定により、議案第36号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き常任委員長報告を行います。

建設経済常任委員会に付託いたしました議案第36号の1議案についての審査経過と結果について、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

○建設経済常任委員長（嶋田哲純） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第36号、指定管理者の指定についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

なお、この議案に関係する嶋田茂樹委員においては、除斥して審査したことを申し添えておきます。

審査については、3月11日に他の付託議案とともに審査を行いましたが、特に質疑はなく、別紙報告書のとおり、議案第36号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年3月18日、建設経済常任委員会委員長、嶋田哲純。

○副議長（平野 浩） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

ここで、林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 42 分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 質疑、討論、採決

- 議長（明智忠直） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号から議案第35号までの35議案について、各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号から議案第35号までの35号議案について一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員、ご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

- 24番（神子 功） 私は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決について、議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定についての3議案については賛成討論を、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決については反対の討論をさせていただきます。

初めに、議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決について申し上げます。

旭市は、平成17年7月1日にご案内のように合併し、今年で2年8か月が過ぎ、平成20年度を迎えようとしております。今、旭市に求められておりますのは、新市旭市としてのまちづくりであります。合併の効果を最大限に活用し、将来の財政を見据えた取り組みを行っていくことが重要でないかと考えるものであります。

そういった観点から、平成20年度予算編成におきまして、歳入については、厳しい財政状

況の中でありますけれども、市税収入については平成19年度の決算見込みを計上し、より確実な見込みを行い、また地方交付税につきましては71億1,000万円、うち普通交付税として、地方財政対策として地方再生対策費や合併特例債の償還分にかかわる歳入分の増額を見込み、特別交付税では、平成19年度決算見込額に地方財政計画に1.3%を見込んだ内容、また国・県補助金につきましては、合併関連の補助金を見込むなど、予算編成に当たりましては、評価をするものでございます。

次に、主要事業について、まちづくりという観点と、市民サービスという観点から申し上げます。

平成20年度は主要事業が幾つかありますが、まちづくりの基本方針の中から幾つか申し上げます。

まず、まちづくりの基本方針の1にあります快適でうるおいのあるまちづくりの中から4点ほど申し上げます。

1点目は、長熊スポーツ公園整備事業であります。

予算としては2億1,800万円、この内容につきましては、県の補助金、いわゆるふさのくに合併支援交付金、これが100%の1億4,000万円、一般財源として7,880万円の予算を計上しているものでございます。

長熊スポーツ公園は、旧干潟町より引き継いだものであり、中でも長熊釣堀センターとして年間1,000万円という収入があったものでございます。新市旭市として整備することにより、この場所が自然を生かした観光の拠点として、また子どもたちの憩いの場、さらに広く交流の場として発展していくものと期待するものであります。県の補助金を有効活用し、そして旭市の交流の里事業とも言えるこの事業について、私は費用対効果が期待できるものと判断し、評価するものでございます。

2点目、あさひ健康パーク維持費という予算が計上されております。いわゆるパークゴルフがこの7月1日にオープンされ、入り込みとしては年間1万5,000人、これを入場者数と予定しているものでございます。市民はもとより、市外からも来場者が多く来るように期待をするものでありますし、宣伝効果を有効に発揮し、普及活動に努めていくということをお願い申し上げます。

3点目、文化の杜公園整備事業については、議論が分かれるところであります。まちづくりを進めるという費用対効果の面からも、この事業内容の見直しをしていくということを要望しておきたいと思っております。

4 点目、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業につきましては、2 年間で整備するという事業であります。国庫補助として市町村合併推進体制整備補助金ということで、国の補助が今年度は9,000万円、一般財源からは1,279万円計上されております。この事業が完成いたしますと、公園の維持費として毎年約320万円の経費が必要になってくるものであります。総合計画の前期 5 か年の基本計画に盛り込まれている事業ではありますが、この事業につきましては、まちづくりという観点から、また費用対効果から考えた場合に、公園事業全体の見直しの必要性があったものではないかというふうに考えます。ということで、この公園事業については指摘をしておきたいと思います。

次に、まちづくり基本方針の 3、健やかでやすらぎのあるまちづくりについて申し上げます。

今年 4 月から保育所指定管理委託事業が始まります。旭市行政改革アクションプラン、これは平成17年から平成21年までの内容でありますけれども、この中には、民間委託等の推進として、指定管理者制度の導入が上がっております。その一環というふうに位置づけて考えております。

今回特に注意しておきたいことは、公の保育所と異なるサービスはあってはならないこと、いわゆる食の安全とサービス面でございます。旭市の保育所につきましては、栄養士によりまして、全保育所、カロリー計算のもとに同じメニューとなっております。給食、賄いは、これでやっているわけであります。

民間委託をいたしますと、この栄養士によりカロリー計算したメニュー、こういったものが変わってくるというふうに言われております。質が落ちたり、安全性が失われたり、サービスの低下をすることはあってはならないことだと思います。こういった観点から十分これらのことを考えて、市としては注意を払っていただきたいというふうに思います。

次に、まちづくり基本方針の 4、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりについて 2 点申し上げます。

1 点目は、ただいま給食の件で申し上げましたけれども、学校給食の調理等に関する委託業務についてでございます。

いわゆる調理業務について委託を考えるということで検討されていると思いますけれども、心身ともに成長期にある児童・生徒の給食につきましては、食材については地産地消はもちろんのこと、その供給に努めていただき、食の安全、安心、サービスの面からも含め、何でも民間委託ということにはならないような検討をぜひしていただきたいと思います。強く要

望しておきたいと思います。

次に、2点目ですが、大原幽学遺跡史跡公園管理ということと、半解体の修理という予算がのってございます。これと併せまして、農水産課で実施しております交流事業というものがありますが、大原幽学遺跡史跡公園周辺については、ぜひ交流の里づくりという位置づけのもとに発展できるよう取り組みについて今後さらに検討していただきたいと思う次第であります。

以上が一般会計でございます。

次に、議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決、これと関連いたします議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について関連がございますので、一括して討論をさせていただきます。

平成20年4月から現行法の老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に変更することに伴い、後期高齢者医療特別会計が平成20年度から新たにスタートするわけになりました。制度の運営については、県内のすべての市町村が加入する広域連合が行うというふうになっております。また、広域連合の区域内に住む75歳以上の人、65歳以上で一定の障害のある人は、その広域連合の被保険者となるものでございます。

そして、市町村は、後期高齢者医療制度の事務のうち、保険料の徴収事務と申請や届け出の受け付けや保険証の引き渡しなどの窓口業務及び健診事業を行うことになっております。

旭市については、療養の給付費等に要する額が著しく低い市町村、特定市町村という扱いを受け、不均一賦課期間6年の設定で、保険料が1人当たり保険料額につきましては、均等割額3万2,400円、これに所得割率6.16%になるものでございます。保険料の賦課限度額は50万円に設定されるということにもなっております。また、各人の所得の状況に応じて、7割、5割、2割の軽減措置が図られるというふうにも伺っております。

さらに、特別の理由がなく保険料を滞納した場合については、国保と同様に短期被保険者、また滞納が1年以上続いた場合は保険証を返還してもらい、資格証明証を交付する、こういったものが概要だというふうに伺っております。

議案第18号では、その一般事務について広域医療事務を行うというものでございます。

そこで、国保から75歳以上が後期高齢者医療特別会計になることから、問題が多々発生するのではないかとというふうに思われますし、要は個人の負担の増減、さらに世帯によってはその増減が生じたりすることが考えられます。

現状では、詳細に分からない状態でありまして、市民の戸惑いもあろうかと思いますが、

また一方では、事務を担当される当市においても戸惑う点が多々生じるかと思います。

そこで、この制度を導入され、この4月から改正がスタートいたしますが、市当局におかれましては、事務事業を行うに当たりまして、この医療制度について十分把握をしていただくとともに、問題点についても十分検討し、対応をお願いしたいと思います。

以上が議案第4号、議案第18号であります。

最後に、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について、これは反対の立場で討論をさせていただきます。

平成20年度の当初予算、いわゆる収益的収入及び収支につきましては、事業会計予算実施計画によるところによりますと、平成19年度当初と比較いたしまして、経費の削減を行う内容が見られます。そういう判断ができることを紹介いたしたいと思います。しかし、この平成20年度につきましては、再整備計画によりまして、具体的に事業が行われる資本的支出の予算も組まれているわけであります。

なぜ再整備計画が必要かについては、施設の老朽化に伴う震災対策、病院機能の非効率化、人材確保として医師、あるいは看護師の確保と言われているわけであります。

一方、経営形態の見直しとしては、平成19年に総務省から公立医療改革ガイドラインの指示により、平成20年度中に公共病院改革プラン策定の必要性が出てきたわけであります。これらを総合的に考えてみますと、合併によりまして、旭市立病院になった今日、病院事業会計は、平成20年度、350億円を超える予算の中で、300億円もの費用をかけ再整備を行うこととし、その資金調達については、内部留保資金や、それを充てるもの。しかし、50%は借入金、起債で行うとしております。

また、県や国の補助金を現在お願いしているとのことですが、現在はその内容は見えておりません。起債による内容については、平成23年度に、事務部長のお話ですと、299億円とのことでございます。経営形態の見直しについては、平成20年度で検討するとのことですが、再整備事業をスタートさせた場合には、旭市の病院として起債の返還が予定どおりいかない場合については、旭市の責任として、現在ある起債、一般会計だけでも270億円に加え、さらに負債を抱えることになります。

したがって、経営形態をどうするかははっきりすることが大事であり、同時に再整備の必要性についても考える必要があるのではないかというふうに思います。旭市として起債を増やすことになることは、次代を担う子どもや将来に憂いを残すことになってはならないと考える一人であります。

旭中央病院が大きくなってきたのは、先人の大変なご苦勞があったからだと感謝を申し上げる次第であります。しかし、旭中央病院の再整備の理由の中に挙げられております病院の機能が非効率になっているということについては、逆に言えば、これまで総合的な計画性がなかったのではないかとということにもつながるし、人材確保については、いつの世も必要不可欠な条件であります。また、震災による投資については必要と思うわけであります。巨額の投資をして本当によいものなのかどうか、費用対効果を考えたとき、将来に憂いは残らないものかどうか、平成20年度予算について、ここで本当にもう一度真剣に考えるべきではないかということをもって反対討論といたします。

○議長（明智忠直） 以上で通告による討論は終わりました。

木内議員の発言を許可いたします。

木内議員、ご登壇願います。

（ 11 番 木内欽市 登壇 ）

○ 11 番（木内欽市） 11番、木内です。

議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

旭中央病院は、昭和28年の開設以来、今日まで本県の香取海匠地域を拠点とする医業圏半径30キロメートル、医業圏人口100万人の中核病院として、先進的かつ高度な医療に取り組むとともに、24時間365日の無休体制で、不採算部門である救命救急センターを運営するなど、地域医療に大変な貢献をしてきております。

たび重なる医療費のマイナス改定、平成18年度で見てもみると、マイナス3.16%の医療費の改定が行われました。単純に当時の医業収益250億円にこれを掛けますと、7億9,000万円の収益減になるというところでしたが、院長をはじめ職員の方々の努力により、常に黒字を計上しているところは、既に皆さんご存じだと思います。

また、本市にとっては、医療の面の安心ばかりでなく、経済や雇用の面などでも本市の振興に大きく寄与している病院であります。しかしながら、当病院といえども、現在の医療環境の下では、全く問題がないわけではありません。

ただいま神子議員もおっしゃっておられましたが、一つには耐震性の問題があります。千葉県東方沖を震源とする内陸型の直下型地震は、いつ起きてもおかしくない状況下にあります。入院患者を含め1日の延べ来院者数は、約1万人を超えるであろうと思われますこの基幹病院として、今地震が起きたらどうするのでしょうか。

二つに、同じく建物が建て増し、建て増しでできているため、非常に効率が悪く、先日も視察を行いました。患者の移動距離も長く、負担も大きくなってきております。

加えて、今後とも優秀な医師、看護師等の人材を確保するためには、快適な労働環境を整備することも極めて重要となってきました。

これらの問題を解決し、地域においてさらに安定した医療を行っていくためには、再整備事業はぜひとも必要な事業と考えます。

我が国は、世界のどの国もまだ経験したことのない急激な少子高齢化社会を迎えます。旭市も例外ではありません。今後の旭市の発展を考えた場合、その核となるのが中央病院でありますので、議員各位には再整備事業へのご理解をいただき、本議会賛成多数でなく、全員の賛成をお願い申し上げまして、議案第9号に対する賛成の討論といたします。

○議長（明智忠直） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 討論を終わります。

会議は途中でありますが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号から議案第35号までの35議案について採決いたします。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、平成20年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、平成20年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成19年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、市道路線の認定及び廃止について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○副議長(平野 浩) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

地方自治法第117条の規定により、議案第36号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 35 分

○副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑、討論、採決を行います。

これより議案第36号の1議案について、委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（平野 浩） 質疑なしと認めます。

これより議案第36号の1議案について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○副議長（平野 浩） 討論なしと認めます。

これより議案第36号の1議案について採決いたします。

議案第36号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで、林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午前 11 時 37 分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 常任委員長陳情報告

- 議長（明智忠直） 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情第1号の1件についての審査経過と結果について、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

- 文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において付託されました陳情第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択の陳情についての1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月12日、付託議案の審査終了後、担当課より、本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、市内に被爆者が34名おり、原爆投下から六十数年がたち、認定状況を早くしてほしいという陳情内容から、国に十分審査して取り組んでもらうことが懸命ではないかとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年3月18日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

- 議長（明智忠直） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する常任委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑、討論、採決

- 議長（明智忠直） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号の1件について、常任委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 討論なしと認めます。

これより陳情第1号の1件について採決いたします。

陳情第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択の陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時45分

- 議長(明智忠直) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書の提出についての1発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、向後和夫委員長よりご報告をお願いいたします。

向後和夫委員長、ご登壇願います。

(議会運営委員長 向後和夫 登壇)

- 議会運営委員長(向後和夫) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告を申し上げます。

本日提出のありました発議案は、発議第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書の提出についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成20年旭市議会第1回定例会議事日程（その2）の本日、3月18日火曜日のとおり、この後、追加日程第1、発議第1号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。説明理由の説明については、文教福祉常任委員会の柴田徹也委員長が行う予定であります。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 向後和夫委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議案上程

○議長（明智忠直） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

追加日程第2 提案理由の説明

○議長（明智忠直） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） それでは、発議第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を

求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（案）

原爆被爆者は、現行の原爆症認定制度を、被害の実態に即した制度に抜本的に改めることを求めている。

原爆被害が、熱線・爆風・放射線による広範囲で、かつ長期に及ぶ複合的な被害であり、なお医学的にも未だ、未解明な部分の多い被害であることを踏まえ、被害者各人の実態に即した認定行政に改めることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長あてでございます。

以上でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） おはかりいたします。発議第1号の1発議案は、委員会付託を省略して、直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号の1発議案について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより発議第１号の１発議案について採決いたします。

発議第１号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

日程第５ 事務報告

- 議長（明智忠直） 日程第５、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

- 総務課長（高埜英俊） 篤志寄附を受納いたしましたので、報告いたします。

１、豚肉200キログラムを有限会社菅谷ファーム様、有限会社ブライトピック千葉様から12月11日受納いたしました。

１、豚肉200キログラムを農事組合法人高木畜産様、有限会社菅井物産様、有限会社菅谷ファーム様、有限会社ブライトピック千葉様から12月11日受納いたしました。

１、土地、三川熊ノ堆の畑396平方メートルを伊藤富一郎様から12月27日受納いたしました。

１、イヌマキ１本を相澤庚平様から12月28日受納いたしました。

１、クロマツ17本を伊藤恒夫様から１月28日受納いたしました。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 事務報告は終わりました。

日程第６ 閉 会

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成20年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時54分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 明 智 忠 直

副 議 長 平 野 浩

議 員 林 正一郎

議 員 神 子 功